タイヤ用チューブ	四	七	四	一三	三九	二八・一	佛國(三八) 米國(二六) 獨逸(一六)	三六	三八・二	米國(一五) 獨逸(一〇) 佛國(九)
眞鍮製品	七九	四三	五四	五二	八一	二七・六	支那(一三九) 獨逸(三三) 英國(三二)	七七	二一・六	支那(一五七) 獨逸(四七) 英國(三〇)
樂器	一〇	四	三	一四	二二	二七・二	獨逸(二〇) 英國(一四)	三五	二八・〇	獨逸(二一) 英國(二〇)
鐵材	—	—	二	四	一〇	二五・〇	英國(一四)	一六	二二・六	彼南(一五) 英國(一一)
ペイント	八九	一七	四六	八三	八七	二三・一	英國(一三三) 米國(五一)	三五四	三四・八	獨逸(一八一) 英國(一〇五) 米國(五)
アルミ製品	三五	三	七	二六	三六	二〇・五	獨逸(一一一) 英國(一一)	七一	三九・五	獨逸(七七) 英國(一四)
電氣材料	二九一	二四五	一一三	二一八	三〇四	一八・〇	米國(四一七) 支那(二四〇) 獨逸(一八九) 英國(一五〇)	二七九	一三・七	米國(五九九) 支那(三一三) 獨逸(二七一) 英國(一九四) 彼南(一八一)
大麻製品	三〇	二七	四	一八	四一	一六・七	彼南(一一〇) 英國(五〇)	四〇	一六・六	彼南(一一三) 英國(四七)
精巧陶器	八八	五	一二	一三	四	一六・〇	英國(一三) 支那(四)	五	二三・五	支那(五) 獨逸(五) 英國(四)
學術用器械	四五	一〇	二四	三六	五五	一五・三	英國(一三九) 獨逸(七八) 米國(四七)	七三	二三・二	獨逸(八七) 英國(七四) 米國(三九)
化學製品	四八	五〇	六七	八三	一三六	一三・七	獨逸(二八五) 英國(二七九)	一八六	一七・三	英國(三一〇) 獨逸(二三七)
銅	二	—	—	三	三	一三・三	英國(一五) 獨逸(七)	六一	六五・八	英國(二一) 獨逸(四)
錫製品	二〇	七	三	三	二八	一一・二	米國(二二) 英國(一六)	二八	五二・二	蘭印(三三一) 彼南(一〇四) 英國(一六)
家具其他の木製品	三	五	一七	二	一七	一一・二	支那(三八) 蘭印(二四) 英國(一七)	二九	一三・九	支那(四四) 蘭印(三八) 英國(三二)

次に、暹羅と國情民度を略同じうする南洋印度各地に於て相當旺盛な需要があり、我が國よりの輸出も亦盛であるのに、暹羅向輸出の比較的不振と考へられる商品（昭和十年度）を掲出することゝする。

南洋・印度及暹羅向品別輸出額表

單位＝千圓　出所＝外國貿易年表

	本邦總輸出額	南洋・印度向	內暹羅向	%
運動靴	一七、〇六三	四、一二八	二九七	七
護謨靴	二、六九九	四七七	二五	五
硝子壜	五、七四一	四、〇二六	三〇七	八
コップ	三、八九一	二、〇四二	一三六	六
魔法壜	二、二八四	八九九	五七	六
硝子食器	一、二四二	六〇〇	四五	八
窓硝子	一、二一九	八〇八	六二	八
鏡	三、五七三	一、三四五	三八	三
腕輪	三、七六五	二、六五四	四	—
セルロイド櫛	三、九五〇	七八一	七七	一〇
ワイシャツ	五、四八六	二、七三四	五〇	二
フェルト帽子	五、四四九	一、四五四	四四九	三一
石鹼	三、九八〇	九三一	四	—
鰮トマト漬	四、七八三	三、七一六	四四四	一二
乾鯣	三、五四〇	一、五五七	二五四	一六
乾貝柱	二、一二九	七三〇	一二一	一七
乾鱈	一、五一〇	五〇三	一八	四
鉛筆	一、九〇九	四七二	三六	八
ペイント	二、六八五	一、五三三	一四一	九
護謨布	一、六九一	八五四	一二五	三

日暹片貿易の調整問題　近來日暹片貿易に關して各種の論議が行はれてゐるが、我が國の出超は既述の如く最近の事に屬する現象であるが、一九三五—三六年度の超過額二八、四一四千圓（仲繼品を含めて）中、即ち㈠我が國より暹羅に輸出する綿織・人絹織物・其他の雜貨類中には暹羅國內に於て消費されず、再輸出さるゝものが三—四割程度に及ぶこと ㈡我國は英領馬來及海峽植民地から錫及護謨を多量に輸入してゐるが、此の內には暹羅を原產地とするものが、彼南又は新嘉坡に於て精製の上輸入さるゝものが可なり含まれてゐること等の如き事情を考慮に入るれば、片貿易の問題も相當割引いて考へらるべきである。

然し、兎に角、今後邦品は既述の如き各種の事情に依り益々暹羅市場に進出すべきものと考へらるゝのであるから、出來るだけ暹羅產品の輸入增加を計る必要あることは言を俟たざるところであらねばならぬ。暹羅商品にして將來我國へ輸入し得べき商品に就て左に簡單な考察を加へることゝする。

一、碎米—我國は近來產米過剩の爲農家保護の目的の下に米穀法に依り外國米輸入に許可制を採用し、事實上禁止に近い狀態に在るが、只碎米に就ては年々多少の輸入を認め、昭和十年中約二三萬石の輸入を見た。我國に輸入する碎米は主として飴類の原料に使用し、一部は燒酎、麥酒原料及織物糊用に供するもので、一箇年の需要百萬石を越ゆるのであるから本邦米價に影響なき程度の輸入緩和は期待し得らるゝ處である。

二、錫鑛石—我國に於ける錫の需要は年五千砘を越え、逐年增加の傾向に在り、若し錻力板を全部國內にて自給する曉には、錫の需要は一萬砘に上るに對し、國內錫の生產高は一千砘內外に過ぎぬ狀態である。之を補塡する意味に於て暹羅の錫鑛石の輸入が考へられるのであるが、以下の如き意味に於て錫鑛石の遠地輸送は相當有望と言ふことが出來る。即ち㈠地金運賃よりも鑛石運賃が一般に低廉であること ㈡暹羅の產地附近には電力がなく、產地精錬の見込みがない故に、國外輸出を餘儀なくされること ㈢錫塊及錫錠には百斤當五圓〇六錢の輸入稅あるも、鑛石は無稅であること

三、我國の生護謨年需要は六萬噸內外であつて、その大部分を新嘉坡及英領馬來から輸入して居るのであるが、此の中には暹羅を原產地として彼南又は新嘉坡に於て精製の上轉賣されて來るものも相當額含まれて居る筈で、之を暹羅より直接輸入するといふことは、積取港の關係で直ちに實現し難い事情にあるが、產地に近いソンクラー港の開港が實現するに至れば、本問題は容易に解決し得らるゝであらう。

四、唐木類—我國の輸入唐木類の中紫檀・黑檀・鐵刀木・紅木には大正十三年八月以來十割の關稅を課せられ、花梨及黃楊柴には三割を課し、一方、縞黑檀は無稅となつてゐる爲暹羅よりの唐木類輸入は現下甚だ不振狀態であるが、紫檀、黑檀、其の他唐木細工は由來我が國に於て特殊の發達を見た技術である爲、右關稅に幾分の考慮が加へらるゝことありとすれば、暹羅產唐木類の輸入は相當の增進を見るものと期待される。

五、ステイツク・ラツク—我が國に於けるシエラツクの需要は逐年增加の傾向にあり、大部分を英領印度より輸入してゐるのであるが、若し暹羅に於て簡單な加工業を興し、シエラツクとして輸出することが出來れば、現在英印からの輸入中の一部を暹羅產に依て充すことは容易であると考へられる。

六、家畜副產物—暹羅の輸出家畜類としては豚・水牛・牛等で、現在殆ど全部を英領馬來及海峽植民地向に積送してゐるのであるが、水牛は主として耕作に使用するものであり、食用牛も不味と言はれる。副產物の主なるものは牛皮・水牛皮及鹿皮等の皮類と家鴨卵であるが、前者の大部分は香港及新嘉坡に送られ、後者は殆ど全部新嘉坡向である。我國の皮革類の輸入高は五〇七、〇二二擔（昭和十年）、價額二一、〇二一千圓に上り、その中牛皮・水牛皮が四三六、〇二一擔、價額にして一八、〇七〇千圓を占め、暹羅よりの輸入はその中の實に一%以下に過ぎぬ。故に暹羅に於ける供給力增大を計れば、本邦向輸出は甚だ有望であらう。

七、棉花—我國の棉花輸入高は一、二二八、三七四千斤（昭和十年）、價額七一四、二六二千圓に上り、實に暹羅の總輸出額の二倍半以上の巨額に上るものであるが、一方一九三四—三五年度に於ける暹羅の棉花輸出高は一九二、七〇〇斤、價額一五、一五七銖（約二四、三五〇圓）に過ぎぬ狀態で、而も此の內日

本向輸出は一二、三〇〇斤、三、三四六銖である。目下我が三原博士指導の下に五箇年計畫を建て、十萬俵の產棉を期してゐるから、その成功こそ日暹貿易調整の鍵と言ふべきであらう。

八、麻類—我が國の麻類輸入高は二六、一二五千圓（昭和十年）に及んでゐるが、その中暹羅に於ては大麻が北部の山地に小量の產出あり、ラミーは各地に小量が出、其他の麻類も產高小量で、何れも地方的需要を充すに止まり、目下輸出力は全然なく、今後の栽培獎勵に俟つ外ない。

九、蓖麻子—我國の輸入高は三四三、五三五擔（昭和十年）、價額三、三六二千圓で、六四%を滿洲國より、三五%を蘭領印度より輸入してゐる。暹羅には相當の蓖麻子產出があるやうで、特に馬來半島の北部では漸次商品化されつゝあり、各地の產品を買蒐める者さへあれば、相當の輸出品となるであらう。

一〇、豚毛—我國の輸入高は九〇七、〇八一斤（昭和十年）、價額五、七〇四千圓、內約九割を支那から輸入してゐる。暹羅には豚の飼育が盛んで、一箇年の輸出高九萬一千頭に上るが、豚毛は未だ全然商品化されて居ないので、將來輸出向に買蒐めて選毛し、商品化さるゝに至れば、相當我國の需要を充し得ると考へられる。

一一、カポック—我國の貿易統計にはカポックの項目なく、其他の植物纖維中に包括されてゐる爲、輸入實額は知り難いが、約三萬擔（昭和十年）、五十萬圓程度と推定され、他にカポック種子が六萬五千擔、三十萬圓程度である。暹羅に於ては野生カポックが全國各地に繁茂し、地方的消費に當てられてゐるが、ペチャブリー方面では年約四千銖見當の出廻りがあり、輸出されてゐるといふ。

一二、籐—我が國籐の輸入高は六八、一〇八擔（昭和十年）、價額一、〇一〇千圓に上り、內新嘉坡より五九%、印度支那より三〇%、支那より一一%を輸入してゐる。半島暹羅の中央部バーンドーン附近及シーラーチャ方面の森林中には野生の籐が無盡藏と言はれ、採取するにも何等官憲の許可を必要としない。新嘉坡へ輸出されてゐるものが、現在年額僅かに六萬銖程度に過ぎない。

一三、煙草—暹羅の作付面積は一九三三—三四年に於て八七、四〇七啝、產量一七一、二九二擔に上るが、現在では全部國內消費に充てられ、輸出餘力は無い。然し葉煙草の增產は獎勵如何に依て難事ではないのであるから、之を我が國に輸入し、之に依て輸出向卷煙草を製造して、五、一四二千銖に上る暹羅の各種輸入煙草に充つる方法を採れば、双方の利益となると思考される。

一四、鹽—我が國の鹽輸入高は一、七五五、八二三千斤（昭和十年）、價額一四、五四〇千圓に上り、今後益々增加の傾向にあるが、一方、暹羅に於ては乾期、雨期の區別が劃然として居るので、製鹽業に好適な條件を具へて居るに拘らず、現在辛うじて國內需要を充してゐるに過ぎない狀態で、指導・獎勵の如何に依て輸出力を增大せしむるのは些したる難事ではないと考へられる。

一五、硅砂—我が國貿易統計には本項を缺くので數字は不明であるが、硝子工業の發展に伴ひ原料硅砂の輸入は漸增の傾向にあるが、暹羅に於てはシーラーチャの南方よりチャンタブリー海岸一帶に相當良質の硅砂があるから、相當量の輸入が想像し得らるる。

五　港別輸出入

當國の對外貿易は盤谷以外に暹羅灣及印度洋沿岸、英領馬來、佛領印度支那及緬甸との國境にて行はれる。英領馬來との國境貿易はパダン・ブサル及スンゲイ・ゴロクの鐵道連絡地點にて行はれる。其の他隣國との國境貿易にてはチーク丸太（サルウキーン、湄公兩河を流搬する—「林業の部」參照）の外家畜・象・絹製品等を輸出し、チエンマイ其の他北部諸市の商人、シャン人及緬甸人等の行商人並に支那人の驢馬隊商等に依り、主として北部に於て消費する歐洲品並に隣國土產品を輸入するが、其の額は甚だ少額であり、最も著量に上る緬甸國境の貿易すら一九二三—二四年迄の五箇年平均輸出五五八萬留比・輸入三〇八萬留比に過ぎず、而も內陸交通の發達により盤谷より低廉なる價格品を供給するが故に、其の量額は漸次減退しつゝあり、又近來其の統計の發表もない。沿岸貿易も盤谷を除けば主として半島南部の兩岸にて行はれ、チャンタブリー沿岸の貿易品（主品は胡椒）は殆ど盤谷を經由する。而して暹羅に於て外國船の自由入港を認めて居るのは盤谷一港であつて、盤谷以外の港には暹羅國籍の船しか出入出來ぬ。暹羅國籍の船は沿岸航路のみならず、之を延長して、彼南、新嘉坡、西貢等外國の港にも出入し、事實上外國貿易の一部をやつてゐる。稅關管區は左の如く三區に分れてゐる。

盤谷管區—西はプラチュアップ・キーリーカーンより東は佛領印度支那に至る沿岸諸港東方鐵道の終點アランヤ・プラテート驛、ドーンムアン飛行場

ナコーン・シータムマラート管區—ソンクラー港、パターニー港、半島鐵道終點パダン・ブサル驛

プーケット管區—プーケット島、カンタン、タクアパー、ラノーン諸港

然し暹羅の貿易品の大部分は盤谷を經由するものであり、最近年度の輸出に於て約七三%、輸入に於て約九〇%、總貿易額に於て約八〇%を占めてゐる。

暹羅稅關管區別各地貿易額表

單位＝銖　出所＝暹羅貿易年報

管區別	輸入		輸出	
	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三四—三五	一九三五—三六
プーケット管區—				
プーケット	三、五九一、九八四	二、八一三、九六七	八、五一七、一九〇	七、四八三、二一一
ラノーン	九八一、一四五	一、〇一九、〇七七	三、九一七、一一六	三、二四三、一三五
クラブリー	五、〇七八	二、八八三	一、一一七	三三七
カンタン	一、〇九九、四〇七	一、二七七、〇七四	六、四九九、五一一	六、六六三、八六八
ヨンサター	六一、三六五	七〇、六四九	三一一、二六八	三八二、五一一
クラビー	九三、九七一	九六、一九三	二三五、七八八	一五四、八七九
コ・ランター	二六、三九二	二〇、〇六九	七五、六七五	七四、一九七
タクアパー	八八二、四四二	七七九、〇三六	三、六三六、三三三	三、二二五、六三四
パン・ンガー	三六二、〇八二	二六六、九三八	二、六一九、四〇〇	二、一三〇、四四九
パーク・パラ	五五、三四五	五一、三三七	一〇三、九五四	一一二、二〇〇
スンゲイ・ウペー	二八、九四一	三二、二一五	一二七、九二五	一〇五、二四五
コ・ノーク	二〇九、九一七	二二二、六九八	三三〇、四六四	三五八、六五五
コ・ヤーワー	四七、八七四	五二、〇九二	一九一、四六二	一八五、七九〇
計	七、四四五、九四三	六、七〇四、一一八	二六、五五七、二〇三	二四、一二〇、一一一
ナコーン・シータムマラート管區—				
ソンクラー	三四六、八一七	二五九、一〇三	一、〇九三、二九三	八一五、七三六
サダオ	九六七、六〇五	九八六、七一五	一、三九六、一七二	二、〇五三、一八七
パダン・ブサル	一、〇一五、六三一	一、三二九、五六五	七、一九一、八二六	七、七五六、一一五
ナコーン・シータムマラート	九九、四四七	八八、三八九	八三、五七三	一三〇、二四一
パーク・プーン	二、五二七	四、〇一一	三二、三九九	一九、五六一
シチョン	四一、〇五四	二、二四六	一九四、九六二	四〇、四一〇
パーク・パナン	一二八、〇八一	一〇六、六六〇	一、二五三、六四〇	一、〇〇一、二八一
パーン・ドーン	七、〇〇四	七、五四四	二一五、三二九	三四七、五九〇
コ・サムイ	七七二	六九〇	六七六	三五八
チュムポーン	一、八八八	八五七	三〇九、〇三八	二〇七、九二五
パターニー	五三八、五二九	五八七、三八九	八六〇、九九三	六七四、〇四九
サイブリー	四四、三二八	八二、六六四	一八九、七一三	二四六、〇九二
ナラーテイワート	三六二、二六五	四〇六、五六四	一、二一二、八二三	一、四四九、九〇六
タークバイ	一一七、三七六	一五四、五六二	三八七、一九八	五九八、六四八
スンゲイ・ゴローク	二七七、二七五	二二四、〇五六	一、七六四、七三〇	一、五八六、一九五
ベトン	二八二、二二八	三一五、三一二	八六七、一七一	一、三三〇、四七三
タコ	—	—	六七、七六一	二六、九三八
ラン・スアン	—	—	一四九、五〇一	四七、八六三
計	四、二三二、八二七	四、五五六、三三七	一七、二七〇、七九九	一八、三三二、五六八
盤谷管區—				
盤谷	八九、九九三、二四一	九七、四〇八、五六五	一二八、七四四、六八九	一一五、六六三、〇三三
チャンタブリー	一〇、〇三四	二、六〇六	—	—
クロン・ヤイ	一〇、四七四	一五、五五七	—	—
アランヤ・プラテート	三四、二〇二	三八、五六四	二三、一七九	二七、一六五
バーン・レーム	—	二四、四三〇	—	五三、七〇一
メークローン	—	三、八八〇	—	一六、九二九
プラチュアプ・キーリーカーン	—	—	—	四、八一六
計	九〇、〇四七、九五一	九七、四九三、六〇二	一二八、七六六、八六八	一一五、七六五、六四四
總計	一〇一、七二六、七二一	一〇八、七五四、〇四七	一七三、五九四、八七〇	一五八、二一八、三三三

盤谷及地方港輸出入額表

單位＝銖　出所＝暹羅貿易年報

A　連年對照

港別	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
輸入額―					
盤谷	九〇、四〇二、五五六	八二、〇一四、五五九	八二、九六四、八七七	九〇、〇四七、九五一	九七、四九三、六〇二
プーケット	五、八七四、四三五	四、七五六、三七七	六、六五九、三六〇	七、四四五、九四三	六、七〇四、一一八
ナコーン・シータムマラート	二、六一二、二二三	二、七二六、四八七	三、三三九、一四四	四、二三三、八二七	四、五五六、三二七
パターニー（※）	一、〇一九、六二三	―	―	―	―
總輸入額	九九、九〇八、八三七	八九、四九七、四二三	九二、九六三、三八一	一〇七、八二一、〇五〇	一〇八、七五四、〇四七
輸出額―					
盤谷	一一三、四一四、二八七	一二九、四〇三、三八六	一〇九、一三五、三一九	一二八、七六六、八六八	一一五、七六五、六四四
プーケット	一二、五九八、六五七	一四、〇六六、七五一	二二、四一九、六三六	二六、五五七、二〇三	二四、一二〇、一一一
ナコーン・シータムマラート	七、一〇七、八五六	九、〇五二、三五七	一二、五二四、〇五九	一七、二七〇、七九九	一八、三三二、五六八
パターニー（※）	一、〇八六、〇四〇	―	―	―	―
總輸出額	一三四、二〇六、八四〇	一五二、五二二、四九四	一四四、〇七九、〇一四	一五二、九八四、四二二	一五八、二一八、三二三
輸出入總額―					
盤谷	二〇三、八一六、八四三	二一一、四一七、九四五	一九二、一〇〇、一九六	二一九、三一四、八一九	二一三、二五九、二四六
總貿易額に對する％	八七・〇五	八七・三五	八一・〇四	九二・五二	七九・八八
プーケット	一八、四七三、〇九二	一八、八二三、一二八	二九、〇七八、九九六	三四、〇二三、一四六	三〇、八二四、二二九
ナコーン・シータムマラート	九、八二〇、〇七九	一一、七七八、八四四	一五、八六三、二〇三	二一、四四〇、六二六	二二、八八八、八九五
パターニー（※）	二、一〇五、六八三	―	―	―	―
總貿易額	二三四、二一五、六七七	二四二、〇一九、九一七	二三七、〇四二、三九五	二六〇、八〇七、四七二	二六六、九七二、三七〇

（註）※一九三二―三三年以後ナコーン・シータムマラートに包括さる。

B　品別（一九三五・三六年）

品別	盤谷	プーケット	ナコーン・シータムマラート	計
輸入―				
鳥獸（生）	三〇、二二一	二〇五	二、〇二九	三二、四五五
食料品	一四、一九五、二二五	一、一八六、〇五五	四六七、九〇七	一五、八四九、一八七
原料品	一二、二九七、〇五六	一、五八〇、一九三	一、〇八一、二一九	一四、九五八、四六八
機械	二、九二二、二七四	七九〇、三八七	四四五、二六五	四、一五七、九二六
金屬製品	八、六二四、一七二	八九一、〇〇二	五五六、一一四	一〇、〇七一、二八八
油類	七二三、五二五	一〇〇、八〇九	六〇、七一四	八八五、〇四八
綿製品	一七、九八二、五五九	三〇八、二六五	五七八、六三九	一八、八六九、四六三
絹・人絹其他織物品	三、六九六、五九一	一五、三四六	三七、〇〇二	三、七四八、九三九
煙草	四、三五六、九四四	三二七、七二三	二八、八五九	四、七一三、五二六
車輛	二、七五九、九四五	一三七、九八〇	一九六、九九五	三、一三〇、九二〇
製造品計	六九、六三四、七二九	三、八四四、〇四六	二、九五二、二四七	七六、四三一、〇二二
一般商品	九六、一五七、二三一	六、六一〇、四九九	四、五〇三、四〇二	一〇七、二七一、一三二
酒精飲料	一、一三七、〇三一	九三、四九三	五二、二二五	一、二八二、七四九
金箔・地金銀・正貨	一九九、三四〇	一二六	七〇〇	二〇〇、一六六
輸入總計	九七、四九三、六〇二	六、七〇四、一一八	四、五五六、三二七	一〇八、七五四、〇四七
輸出―				
生動物	三五四、九六一	一五二、五六七	八四〇、九〇一	一、三四八、四二九
米	八九、四六二、八七六	一八、一一七	一、三五四、六一九	九〇、八三五、六二六
鹽・魚	九〇〇、九八九	一六八、二三五	七一五、六五二	一、七七五、四一二
其他	二、九八八、一五五	八九、九九六	五二五、三七九	三、六一二、九八〇
食（飲）料品計	九三、三五二、〇二〇	二七六、三四八	二、五九五、六五〇	九六、二二四、〇一八
錫	七、三三〇	一九、三二〇、五六一	四、一四七、四一四	二三、三七四、二〇三
コプラ	二、一六二	八九、五七五	一六一、七七二	二五三、五一〇
護謨・屑護謨・代用品	二四八、二四七	三、一九九、三六七	九、七七一、三三一	一三、二一八、九四七
チーク・其他木材	五、五三三、七〇七	二九、九二四	三五、四一七	五、九一九、三九九
其他	四、二六七、二五二	六二六、五九〇	四〇五、七九八	五、〇〇八、三八九
原料品計	一〇、〇五八、六九九	二三、一六六、〇一七	一四、五四八、七三三	四七、七七三、四四八
製造品	一、二九二、二三三	三七、五九六	五五、六〇三	一、三八五、四三一
地金銀・正貨	八、七四六、七四八	―	一五八、六一二	八、九〇五、三六〇
再輸出	一、九六〇、九八四	四八七、五八三	一三三、〇七〇	二、五八一、六三七
輸出總計	一一五、七六五、六四四	二四、一二〇、一一一	一八、三三二、五六八	一五八、二一八、三二三

交通

陸運（道路…自動車其他…鐵道）―海運―空運―通信（郵便…電信…電話…無線電信・電話）

一　陸運

道路　概說―當國は地勢及氣候上水運の便古くより發達した爲、道路交通は久しく閑却され、盤谷を除けば最近迄殆ど道路と稱し得るものを見なかつた。盤谷市も十九世紀の末葉迄は舟楫の他交通機關なく、唯高原は年中車馬の交通が出來るが、凹凸甚だしき惡路にて雨期には屢交通不能となり、平原の如きは雨期には雨水氾濫して全然通行不可能であつた。併し最近當國政府は鐵道發達と共に軍事・行政・經濟上のみならず、鐵道の培養上及敎育普及上にも道路の必要を感ずるに至り、近年財政上の苦境を忍びつつ道路開設に努力しつゝありて、最近に於ては一九三三年末に從前の道路建設事業は一旦放棄されたが、一九三四年に至つて、新たに一億五千萬銖を以て十八箇年に一萬五千粁の道路敷設計畫を樹立、一九三四―三五年度豫算に於て次の十線の國道工事が開始されるに至つた。

路線	延長（粁）	一九三四―三五年支出經費（銖）
一、デン・チャイ＝プレー＝ナーン	一四六	一〇七、〇〇〇
二、スワンカローク＝スコータイ	一四〇	六九、〇〇〇
三、タパーンヒン＝ペチャブーン	一一〇	一四六、〇〇〇
四、ペトリユウ＝サタヒープ	一三四	九六、〇〇〇
五、チヨナボト＝ローイ・エット	一七〇	三〇、〇〇〇
六、ウボーン＝ムクタハーン	一六六	四五、〇〇〇
七、チユムポーン＝クラブリー	六三	二三、〇〇〇
八、タヌーン＝タクアーパー	九二	七二、〇〇〇
九、フェイ・ヨート＝クラビー	一一〇	一一〇、〇〇〇

十、ヤーラー＝ベトーン	七五	二一〇、〇〇〇
計	一、二〇五	八七一、〇〇〇

右の内(五)及(六)を除き他は舊計畫の繼續であつて、以上の外、新たに左記國道四路線の測量が開始された。一、プラーチン＝アランヤ・プラテイト線　二、ペチャブーン＝ロム・サーク線　三、サタヒープ＝ラヨーン＝チャンタブーン線　四、チェンマイ＝ホート＝ターク＝カムペンペット＝ナコーン・サワン線

公道の開發に伴ひ、最近に於ける車輛交通の數量及重量は一般且急速に增進した。例へば自動車通行の回數を見るに、各前年に比し北部第三國道は八五％（一九二七年度）・中部第十一國道は五〇％（一九二八年度）・南部第十一國道は一八五％（一九二六年度）を增加してゐる。故に單位距離及重量當りの運輸費も年々遞減しつゝあり、之を北部第三國道に徵するに一九二四年度には粁當り噸三四士丹であつたが、一九二八年度には僅々一二士丹となり、一八三％の低減を示してゐるが、近時は道路計畫の實現と共に運輸費も更に漸減の傾向にある。

盤谷市內道路―盤谷市を初め主要都市は數年前市區改正を行ひ、道路は面目を一新した。盤谷市に道路の開設を見たのは一八九五年以降の事であるが現今は市街地及郊外に跨り路幅八間及六間の道路が約二百粁に達してゐる。初め粗製煉瓦を敷き、後大中小の石を三段に入れて好結果を得、修繕も行屆き兩側には排水渠を設けてゐる。橋梁は橋下舟楫の便を圖り橋を路面より遙かに高く造る必要があり、その爲經費の關係から大橋梁の完成は困難な事情に在り、特に當市を貫流するメナムチャオプラャーに完全な橋梁を架設することは多年の待望であつたに係らず、仲々實現の運びに至らなかつたのであるが、二百萬銖の巨資を投じて、盤谷とその對岸トンブリーとを連絡するラーマ一世記念橋が架設せられ、一九三二年四月六日開通式を行つた。本橋は實にメナム・チャオ・プラャーに架けられた最初の橋であつて、船舶の通航を可能ならしむる爲開閉式となつてゐる。

公道行政―道路局創設前は公道の建設計畫は州總督等地方當局に一任したが、一九一一年度土木省を交通省に改變して省內に道路局を創設し、且三年後公道政策樹立の爲最初の道路委員會を設けるに及び、茲に全國の公道行政は同局に統一されるに至つた。越えて一九一八年同局は鐵道局に合併し、一九二一年には鐵道及公道に關する法令を發布した。右法により公道は國道及地方道の二者に區別され、國道は更に一等・二等・三等道路・車道・馬道の五種に分類してゐる。

現今道路は經濟省內鐵道長官管下にあり、北部（本部ラムパーン）、中部（本部盤谷）及南部（本部ソンクラー）の三公道區に分割して公道の維持建設及改造に從事してゐる。

尙「國道及地方道連年比較表」、「等級別表」及「道路支出表」は本年鑑第二回版參照。

自動車其他　概說―當國は右の如く道路の開發が遲れてゐる爲、路上運送用車輛の發達も他國に比して甚だ遜色がある。以前陸上交通は象・馬・牛及牛車によつてゐたが、併し輓近の道路開發により自動車其他の路上運送車輛は著しく發達しつゝあり、爲に貨物輸送費も漸減しつゝあり、以前牛車（三百瓩積載して一日一六粁を行進し日當り一臺二銖）にて噸當り粁四〇士丹、水路により同じく二〇士丹を要したが、現時ラムパーン＝チェンライ間にては噸當り一粁十士丹內外にて貨物を輸送し得ると云ふ（「道路の項」參照）。電車は盤谷市のみに在り、人力車・自動車と共に同市の主要交通機關を爲す。乘合自動車としては、郵便電信局がラムパーン＝チェンライ間に郵便乘合自動車（毎週三同往復）を運轉してゐる。（「旅行案內の項」參照）。

自動車輛法―逐年增加する自動車輛を取締る爲、一九三〇年五月二十二日自動車輛法を發布し、即日之を實施した。同法は盤谷にては其の所轄大臣、盤谷以外にては道路局が之を管轄する。自動車輛は所要の部分を完備し、免許料を收め、登錄しなければ使用し得ぬ。運轉手も免許を要するが、之に私用車運轉手（十八歲以上）・公衆用車運轉手（二十歲以上）・自動自轉車運轉手の三種があり、毎年三月末を滿期とする。車輛所有者の納付すべき免許料は年當り(一)附隨車一臺二〇銖　(二)私用車一馬力及其の端數毎に二銖　(三)農用トラクター一臺一〇銖　(四)自動自轉車一臺一〇銖、サイドカー一臺五銖　(五)千噸（一人當り五〇瓩とし又は貨物滿載時の總重量）以下は貨物運送又は牽引用公衆用車一二〇銖、其他一〇〇銖、千噸以上は五百噸を增す毎に夫々三〇銖及二五銖增し　(六)空氣入タイヤを使用せぬものは凡て二％增にて、免許料は全年分を同時又は三箇月毎の賦拂にて前納するを要す。

自動車輛數表（三月末現在）

種類	一九二八―二九 クルンテープ州	一九二八―二九 他州(1)	一九二九―三〇 クルンテープ州	一九二九―三〇 他州(1)	一九三〇―三一 クルンテープ州	一九三〇―三一 他州(1)	一九三一―三二 クルンテープ州	一九三一―三二 他州(1)
乘客用車 私用	二、二四六	五四五	一、八二五	五七六	二、五七五	五四三	二、六〇八	六三三
乘客用車 貸車	一、〇一〇	二〇	九五三	二三	八八六	四一九	八六四	三七二
乘合自動車	六二	一、二九五	六〇	一、三二七	六六	二三二	六七	二六八
貨物自動車	六二四	二、二四九	五三八	二、五二一	六四六	三、〇八〇	六三〇	二、七三九
其他(2)	三四	八五	七三	三三	八三	二三	七〇	一二四
自動車計	三、九七六	四、一九四	三、四四九	四、四七八	四、二五六	四、二九七	四、二三九	四、一三六
自動自轉車	三一六	一二三	二四二	一二四	二七二	一〇〇	二五二	一〇七
總計 自動車	三、九七六	四、一九四	三、四四九	四、四七八	四、二五六	四、二九七	四、二三九	四、一三六
總計 自動自轉車	三一六	一二三	二四二	一二四	二七二	一〇〇	二五二	一〇七

出所＝暹羅統計年鑑

（備考）右表は免稅車（公用等）を含む　(1)毎年の登記數のみを示す　(2)消防用、道路局用等のトラクター其他の自動車輛を含む。

自動車其他車輛免許數・免許料表

種類	免許數 一九二九―三〇	免許數 一九三〇―三一	免許數 一九三一―三二	免許數 一九三二―三三	免許料 一九二九―三〇	免許料 一九三〇―三一	免許料 一九三一―三二	免許料 一九三二―三三
自動車輛 私用	二、三八七	三、一一八	三、一九三	三、四四〇	二八、三四四	一〇六、八六一	一一一、三二一	一二三、七九〇
自動車輛 貸車	九七五	一、三〇五	一、二三六	一、〇二五	五八、二八〇	一二七、三九六	一三四、八一七	一〇八、九〇三
自動車輛 乘合自動車	一、三八七	二九八	三二九	六一〇	八三、二二〇	三五、六七九	三八、七〇九	七四、六三三
自動車輛 貨物自動車	三、〇九一	三、七二六	三、二五一	二、四八四	二三七、〇六〇	五二八、二四五	四四〇、〇三八	二八四、七七七
自動車輛 自動自轉車	三六五	七二三	三四四	三六六	一、八七〇	四、二二二	三、七五〇	三、〇六三
自動車輛 計	八、二〇五	八、八一九	八、三五三	七、九二五	四〇八、七七四	八〇二、四〇三	七二七、六二五	五九五、一六六
自轉車	一七、一八四	一八、九三七	二〇、四〇三	二二、二九七	二八、四九三	三二、一七六	三五、六一六	三九、二五一
馬車	八三一	七六九	六三二	五八六	三、六九九	三、四〇四	二、三四七	二、一九七

出所＝同前表

人力車	九、七五一	九、五四二	九、六七六	九、七五六	七四、七〇二	七四、一七六	七四、二八〇	八五、七七六
其他	二六、三一二	一五、九八六	一一、〇〇四	一三、〇六二	五九、四三一	四二、〇四九	二四、八六九	二一、〇一六
其他の特許料	—	—	—	—	八〇、三〇七	一〇〇、九二一	一二六、〇六〇	一〇七、四八九
總計	六三、二八三	五四、〇五三	五〇、〇六八	五三、六二六	六五五、四〇六	一、〇五五、一二九	九九〇、七九七	八五〇、八九五

鐵道 概説—一八八〇年の頃英人 Holt, S. Hallett, A. R. Colquhun は、シャン及ラオ・ステーツ、雲南、暹羅等の商權を掌握する爲、是等諸地と緬甸とを連結する英資本の鐵道を建設すべく主唱したが、英人中耳を藉す者なく失敗に歸した。併し之が暹民に鐵道交通の重要性を覺らしめ、一八八七年ラーマ五世は一英國會社と契約して盤谷より北國境のチエンセンに至る鐵道布設を企劃したが、測量後中止となり、之に代つて一會社が盤谷＝パークナム（湄南河口）間の私營鐵道を完成（一八九三年）して、當國鐵道の先驅をなした。爾後鐵道交通は急速に發達して左記の如き鐵道網を見るに至り、行政・軍事・商業・交通上多大の貢獻を爲すと共に、從來物產の市場搬出に困難であつた地方の產業開發を促進してゐる。一九三四年三月末に於ける當國鐵道概況を示せば次の如くである。

鐵道概況表（一九三四年三月末）

出所＝暹羅鐵道行政年報

一、開通線全長	三、一〇〇粁
二、建設中線路全長	一五三〃
三、測量中線路全長	三一五〃
計	三、五六八〃
四、停車場數	四二五
五、投下資本總額	一九九、四八四、四二四銖
六、開通線粁當り投下資本額	六四、三五〇〃
七、總收入年額	一〇、七八五、三五七〃
八、一日當り收入	二九、五四九〃
九、開通線粁當收入	三、四七九銖
一〇、總支出年額	五、九四〇、七三七〃
一一、一日當り支出額	一六、二七六〃
一二、粁當り支出額	一、九一六〃
一三、總支出對總收入割合	五五・〇八%
一四、總純益	四、八四四、六二〇銖
一五、旅客延粁數	一六七、三一一、三五二粁
一六、旅客總數	三、二五九、四四二人
一七、旅客一人當り旅程粁	五一・三三粁
一八、旅客一人當り運賃額	一・二一銖
一九、輸送貨物量	一、一四八、六二四噸
二〇、輸送家畜數	二四三、四三一頭
二一、一頭當り輸送距離	三四四粁
二二、機關車數	一七八
二三、客車數	三二四
二四、貨車數	三、三三一

機關車一七八の中蒸汽機關車一六三、ディーゼル機關車二、ディーゼル電氣機關車一三である。軌道のゲーヂは初め四呎半を採用したが、其の後英領馬來、印度支那が總て一米ゲーヂを採用した爲暹羅でも一米に改め、其の後建設のものは總て一米に統一さるゝことゝなつてゐる。軌道は古くは七〇封度軌條を用ひたが、現今は五〇封度のものを使用し、ドッグスパイクで硬木の枕木に固着し、枕木の下一五糎には優良なバラスを敷いてゐる。路線は盤谷附近約三〇粁を除き總て單線で、蒸汽機關車の燃料は木材を使用してゐる（「林業の部」參照）が、國際急行列車にはディーゼル機關車を使用し、平均速力は一時間約四五粁、盤谷郊外のマカツサンに設備稍完備せる修繕工場があり、其の他全線主要驛二五箇所に小規模の修繕工場がある。

最近政府は鐵道の大改良を計畫して居り、一九三五年三月日本に對して鐵道橋梁一六四本、總重量一、七〇四噸を注文し、同年十月には貨車三百輛、更に一九三六年一月にはレール七千噸の引合をなすと共に、鐵道省星技師、德永車輛課長等を招聘して技術の向上に努力してゐる。

鐵道行政—以前當國々有鐵道中メナム・チャオ・プラヤー東岸の諸系統は王室鐵道局にて南方線は南方線管理局にて各別に管理されてゐたが、一九一七年二局を一括して全線を管理することゝなつた。降つて一九二一年八月十五日には鐵道及公道法令が發布され、鐵道局をして確固たる行政及商業的基礎に置き、旅客及貨物輸送の安全・利便を圖り、公正なる土地獲得手段を規定し、私設及事業專用鐵道の管理を有效にした。

現今鐵道部は經濟省內に在り、運輸・工務・經理の三局より成るが、各局事務は地理的區域に分つて中央部・北部・東北部及南部の各課に分たれてゐる。別に、關係各省の代表者を委員とする鐵道委員會及總務局を置いて、鐵道行政の最高方針の決定及事務連絡を計つてゐる。

電信—鐵道局は現今事業用として約六、七八一粁、郵便電信局用として約八、八九一粁の電信線を維持してゐる。

ホテル—鐵道局盤谷に Phya Tai（ピア・タイ） Hotel（ホテル） 及 Rajthani（ラーチターニー） Hotel（ホテル） を經營してゐる。前者は宮殿をホテルに變換したもので、後者は數年前フアラムポン停車場のプラットフオームに面接して建設されたホテルにて、凡て新式設備をなしてゐる。尙鐵道沿線の重要都市にはレストハウスがあり、旅客の宿泊に便してゐる。

鐵道部職員・勞働者數表（一九三四年三月現在）

出所＝暹羅鐵道行政年報

	暹羅人	歐洲人	支那人	印度人	其他	計
總務局	六六	一	—	二	—	六九
運輸局	三、二四五	一	八四	三一	—	三、三六二
工務局	八、二三一	一	二五一	三五	一四八	八、六六六
經理局	二四九	—	—	—	—	二四九
計	一一、七九一	三	三三五	六八	一四八	一二、三四五

國有鐵道（一九三四年三月現在）

單位＝粁

既設線—		
東北線	盤谷＝コーラート＝ワーリン（ウボーン線）（複線二八・四三八粁を含む）	六〇四・一三八
支線	タノン・チラ（コーラート郊外）＝コーン・ケーン	一八四・二〇八
東部線	盤谷＝ペトリウ＝アランヤ・プラテート	二五四・八〇〇
支線	マカツサン＝河岸停車場	四・八六〇
北部線	バーン・バーチー＝チェンマイ	六六一・二一六
支線	バーンダーラー＝スワンカローク	二九・〇〇〇
	バーンスー＝タリンチャン（ラーマ六世線）	一四・三四〇
南部線	盤谷ノーイ＝ハート・ヤイ—スンゲー・ゴロク	一、一四四・三八一
支線	ハート・ヤイ＝パダン・ブサル	四四・二四〇
其他諸支線	（ツン・ソン＝カンタン、カオ・チュム・トーン＝ナコーン・シータムマラート、ハート・ヤイ＝ソンクラー）	一五八・六七九
計		三、〇九九・八六二
建設中路線—		
	コーン・ケーン＝クム・パワーピー	九一・五〇〇
	クローン・ランシツト＝パン・パーイ	六一・八四一（複線）
計		一五三・三四一
測量中路線—		
	クム・パワーピー＝ノーン・カイ	八三・〇〇〇
	ホイ・コーン・シー＝ナコーン・パノム	二三一・五〇〇
計		三一四・五〇〇
國有鐵道既設線・敷設中・測量中合計		三、五六七・七〇三
私設鐵道		
パークナム線	盤谷＝パークナム	二一・〇〇〇
メクローン線	盤谷＝メクローン	六七・〇〇〇
プラバート線	タールア＝プラバート	一九・〇〇〇
其他		二四・〇〇〇
事業專用鐵道		八〇・〇〇〇
計		一九〇・〇〇〇

東北線 本線—佛人が西貢・盤谷間の貿易路を作り東部暹羅の商權を奪はんと計畫するに及び、當國政府は軍事上及商業上の見地より、先づ盤谷＝コーラート間の鐵道敷設を企劃し、一八九二年に起工してアユタヤー（七一粁）迄は一八九七年に、同市＝コーラート（二六四粁）間は一九〇〇年に開通した。爾後之をウボーン迄延長することゝし、一九三〇年四月一日全線の完通を見るに至つた。

コーンケン支線—コーラートの東三粁のタノン・チラ(Tanon Chira)驛より北出してコーン・ケンに至る線にて、一九三一年五月一日にはブア・ヤイ(Bua Yai)迄七九・二九二粁が開通し、爾餘の線も一九三三年完成開通を見た。尙、本線を北延して國境のノーン・カイに至る豫定線中コーン・ケーン=クム・パワーピー間が目下建設中で、クムパワーピー=ノーン・カイ間は測量中である。

北方線　本線—盤谷より九〇粁の右線上バーン・パーチー(Bam Phaji)より分岐し、一九〇一年にロプリー迄開通した。爾前敷設の諸線は凡て歲入中より工費を支出したが、一九〇三年當國最初の公債百萬磅を募集して該線をデンチャイヤー迄延長し(一九〇九年)、爾後は一、三六〇米のクーン・タン(Kun Tan)隧道を初め幾多の難工事を經て、終に一九二二年一月一日チエンマイ迄開通した。同年十一月寢臺車及食堂附急行列車(週二回)を運轉し(所要時間二五・五時間)、一九二六年十二月より南方線と同樣なる車輛に變換した。尙本線中盤谷—ラムパーン間は現存廣軌車輛を利用する爲、廣軌及メートル・ゲージ兩軌道を敷設してゐる。

スワンカローク支線—バーン・ダーラー(Ban Dara)より分岐しスワンカロークに至る短線で、本線をデンチャイヤー迄延長中に敷設された。

東方線　本線—本線は盤谷より東走して東埔寨國境のアランヤ・プラテートに至る線で、一九二六年十一月に開通した。アランヤ・プラテートより國境迄(六粁)は自動車路を建設し、東埔寨側の現存道路に連結してゐる。

河岸支線—盤谷の次驛マカッサンにて東方線より岐れ、南下してメナム・チャオ・プラヤー河上の鐵道棧橋に至つてゐる。

ラーマ六世線—メナム・チャオ・プラヤー東岸の諸線と南方線との連鎖をなし一九二七年元旦に開通した。從前南方線は盤谷對岸の盤谷ノーイ(小盤谷)驛に發著したが、爾後同線の急行はフアラムポン(Hualampong—盤谷中央停車場)にて發著するやうになつた。ラーマ六世線は盤谷ノーイより約六粁のタリン・チャン(Taling Chan)驛にて南方線を分ち、ラーマ六世橋を越えて東岸系統に連結してゐる。ラーマ六世橋は總長四四二米の持送式鐵橋にて、メートル軌道の單線以外に道路をも備へ得る十分なる幅員を有してゐる。

南方線　盤谷ノーイよりペチャブリー迄一五一粁は歲入中より工費を支出して一九〇三年に完成した。以南は一九〇九年馬來政府と契約し四百萬磅の外債を募集して工費とし、同年設立の南方鐵道管理局の手にて延長されたもので、ペチャブリーより南走して避暑地として著名なファ・ヒン、緬甸鐵道との連絡豫定地たるプラチュアブ・キーリーカンを横ぎり、支線分岐點たるトゥンソン(Tung Song—起點より七五七粁)カオ・チュムトン(Kao Choom Thong—同上七八一粁)を經てハート・ヤイ(同上九二八粁)に至り、二派に岐れて一は西南走して國境上のパダン・ブサル(Padang Besar)に、他は東南走しパターニー州を貫通してスンゲイ・ゴロク(Sungei Golok)に達し、共に英領馬來鐵道と連絡してゐる。南方線最後の工區は一九二一年十一月一日に開通し、一九一八年七月以降は盤谷=パダン・ブサル=彼南間に直通國際列車を運轉し、最初此の間三日を要したが、一九三二年十二月二日以降は僅に二六時間半にて旅行し得るに至つた。

支線—カンタン線はトゥンソンより西南下して印度洋岸のカン・タン(Kan Tang)に至り、ナコン・シータムマラート線はカオ・チュム・トーンより北出して同港に向ひ、ソンクラ線はハート・ヤイより東北に分岐してゐる。

私營鐵道　右の外現今開通せる私設鐵道が全長一三一粁、當國諸所に存する事業專用鐵道が八〇粁あるが、何れも地方的の小鐵道である。其の中主要なるものは次の諸線である。

㈠パークナム線—パークナム鐵道會社の經營に係り、盤谷より湄南河口のパークナムに至る全長二一・三粁、當國最初の鐵道にて、河口地方の鮮魚輸送を目的として一八九三年開通された。同線は一日一六回往復する外、乘客に便して盤谷—クローン・トイ(Klong Toi)間は朝六時より夕八時迄每一〇分每に電車を往復させてゐる。同社は資本金五十萬銖の株式會社にて、從來二—三割の配當をなし、株券は常に高値である。

㈡メクローン線—盤谷よりターチン迄(三三粁)は一九〇五年、同地よりメクローン河口のメクローン迄(三四粁)は一九〇七年に開通し、最初二會社により各別に建設されたが、後兩者を合併してメクローン鐵道會社(資本金百七十八萬四千銖)となし、全線を管理してゐる。同線は後者兩地方の鮮魚輸送を目的とし、ターチンに於て運送船に連續する。

㈢プラバート線—該線は北方線及東北線の分岐點近きタールア(Tarua)より北進一九粁、プラバート(Phra Buddhabat)に至るタールア鐵道會社(資本金十二萬銖)の私營鐵道(最狹軌)にて、年二回開催されるプラバート祭參詣者に便するもので、平常は木材運搬に從事する。

國有鐵道財政狀態表

單位=銖　出所=暹羅統計年鑑

年度	既設線に對する資本的支出		總收入	經費	殘額	修繕費積立金への支出	純益	總收入に對する經費步合	資本的支出に對する純益步合
	年度內	年度末累計						%	%
一九二八—二九	四、二〇三、二〇四	一七九、二四五、七〇一	二〇、四六五、一〇二	八、〇六三、五七〇	一二、四〇一、五三二	一、三九七、六〇五	一一、〇〇三、九二七	三九・四〇	六・一四
一九二九—三〇	二、八一一、九一三	一八二、〇五七、六一四	一九、三三〇、一二四	八、二〇三、九二八	一一、一二六、一九六	九一〇、二八八	一〇、二一五、九〇八	四二・四四	五・六一
一九三〇—三一	三、八九〇、九六七	一八五、九四八、五八一	一六、一八二、七二六	八、七三一、〇〇四	七、四五一、七二二	九二九、七四三	六、五二一、九七九	五三・九五	三・五一
一九三一—三二	四、五八七、一二三	一九〇、五三五、七〇三	一〇、七五五、八七四	七、三二一、六九六	三、四三四、一七八	九五二、六七九	二、四八一、四九九	六八・〇七	一・三〇
一九三二—三三	五、〇〇三、九九一	一九五、五三九、六九四	一〇、八一四、〇三二	六、一三一、三六四	四、六八二、六六八	九七七、六九八	五、七〇四、九七〇	五六・七〇	一・八九

國有鐵道營業狀態表

單位=銖　出所=同前表

項目		一九二八—二九	一九二九—三〇	一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三
開通線延長(粁)		二、八三三・〇	二、八六一・八	二、九二三・三	二、九九五・五	二、九九五・五
乘客收入	一等	三七四、八五五	三七八、一七一	三二七、三一〇	二六〇、六八七	二一八、三二三
	二等	五六六、六九七	五二二、四五七	四三一、七三六	三〇七、六八九	二五五、六九四
	三等	七、一一三、三一七	六、八六三、一九七	五、九〇九、五〇六	四、〇八六、七九二	三、五六八、九六七
	計	八、〇五四、八六九	七、七六三、八二五	六、六六八、五五二	四、六五五、一六八	四、〇四二、九八四
手荷物收入		七八、二九三	七〇、三八二	五五、九〇九	二四、八一七	二九、一一三
其他		一八六、五三四	一九二、七一六	一七二、二四二	一四三、五一〇	一七二、六〇五
乘客收入計		八、三一九、六九六	八、〇二六、九二三	六、八九六、七〇三	四、八二三、四九五	四、二四四、七〇二
貨物收入		一一、七〇五、八一八	一〇、八五九、五〇七	八、九四〇、二六二	五、七〇四、〇七二	六、二四一、四三八
雜收入		四三九、五八八	四四三、六九四	三四五、七六一	二二八、三〇七	三二七、八九二
總收入		二〇、四六五、一〇二	一九、三三〇、一二四	一六、一八二、七二六	一〇、七五五、八七四	一〇、八一四、〇三二
總收入に對する步合	乘客收入	四〇・六五	四一・五三	四二・六二	四四・八五	三九・二五
	貨物收入	五七・二〇	五六・一八	五五・二五	五三・〇三	五七・七二
	雜收入	二・一五	二・二九	二・一三	二・一二	三・〇三
開通線一粁當り	乘客收入	二、九三七	二、八〇五	二、三六〇	一、六一〇	一、四一七
	貨物收入	四、一三三	三、七九五	三、〇五九	一、九〇四	二、〇八四
	雜收入	七、二二四	六、七五五	五、五三八	三、五九一	三、六一〇
乘客數	一等	二四、六四一	二四、三一二	一九、九五三	一五、三二一	一一、五六八
	二等	一一九、九五二	一〇七、九六八	八四、一七三	五九、二三五	四四、三一五
	三等	六、三一七、九七四	六、一七一、一三〇	五、一八〇、五一一	三、五五六、六二五	三、一九七、六九四
	計	六、四六二、五六七	六、三〇三、四一〇	五、二八四、六三七	三、六三一、一八一	三、二五三、五七七

(備考)　貨物輸送狀況に就ては「商業の部」參照。

貨物運賃　貨物の種類を、㈠小荷物　㈡一般貨物及家畜　㈢危險品及武器に分け、運賃率は普通運賃と特別運賃の二種に分つてゐる。特別運賃とは、特に國際列車(急行)或は船との競爭上特定港宛積送の場合に適用することゝなつてゐる。

㈠　小荷物に對する普通運賃　(千瓩當り)

距離 粁	運賃 士丹	距離 粁	運賃 士丹
一—一〇〇	八	二〇一—四〇〇	四
一〇一—二〇〇	五	四〇一—以上	三

（二）一般貨物及家畜類（千延當り）

種類に依て之を八級に分ち、更に特別列車運賃、特殊港向運賃、籾運賃及貨切貨車に對する運賃等に細別されてゐるが、茲には大體の賃率を知る爲に左表を掲ぐに止むることゝする。（單位＝士丹）

距離（粁）	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
一—一〇〇	—	五・一	五・〇	三・〇	二・〇	一・四	二・〇	一・〇
一〇一—二〇〇	—	五・〇	三・六	二・一	一・八	一・二	一・七	一・〇
二〇一—四〇〇	—	三・四	二・二	一・八	一・四	一・一	一・一	一・〇
四〇一—六〇〇	—	二・六	一・八	一・六	一・三	一・〇	〇・八	一・〇
六〇一—以上	—	二・〇	一・六	一・四	一・二	〇・九	〇・七	一・〇

（三）危險品及武器は之を其の性質に應じて四級に分ち、更に各級に對し荷造りの方法を定めて前項一般貨物と同樣八級に分つて運賃が定められてゐる。

尙、參考の爲暹羅領半島部の略中央部に位するナコーン・シータムマラートに對する盤谷及彼南からの運賃を比較して見れば次の如くである。

盤谷ナコーン・シータムマラート間は鐵道にて八三二粁あり、同地間の雜貨（四級品）運賃は小荷物は標準にならぬ程高率であつて、十噸車借切りとしての一噸當り運賃は次の如くである。

		銖
盤谷＝ナコーン・シータムマラート	汽車	一五・一〇
同	汽船（艀込）	一五・六〇
彼南＝カンタン	汽船	一〇・〇〇
カンタンにて積替費用		一・〇〇
カンタン＝ナコーン・シータムマラート	汽車（一三三粁）	三・七〇
計（彼南＝ナコーン・シータムマラート）		一四・七〇

即ち大體に於てナコーン・シータムマラート以南の半島部は盤谷經由よりも彼南經由の輸入品の方が運賃の競爭に於て有利であり、又ナコーン・シータムマラート以南を產地とする護謨や錫鑛石が盤谷に搬出せられず主として彼南又は新嘉坡に積出さるゝ理由の一半は之に依ても明かにされるわけであつて、更に南方のソンクラーに近いハート・ヤイに對するものを見れば、同じ四級品に於て一噸當り次の如く大きな差を生ずる。

			銖
盤谷＝ハート・ヤイ	汽車	九二八粁	一六・七〇
彼南＝ハート・ヤイ	汽車	一三四哩	六・二〇

二　海　運

沿革　當國にて汽船を初めて商用に供したのは一八七〇年頃にて、當時建造された汽船チャオプラヤー（四百噸）は盤谷・新嘉坡間に定期航路を開始した。續いて多數の競爭船を生じ、一八八四年頃には戎克以外の汽船、帆船にて盤谷を出港するもの年四百隻を超えた。一八八〇年代末に盤谷・新嘉坡間にホルト線の支線が、數年後盤谷・香港・南支那各港間にスコッティッシュ・オリエンタル會社の定期航路が開始され、英船は十九世紀末には既に當國海運界に君臨して其の七四%（一八九七年）を占めてゐた。其の頃より盤谷に少數の獨船を見たが、北獨逸ロイド會社が前記二線を買收するに及び、獨船は當國貨物の半を輸送するに至つた。併し右社の利己專橫により精米業者は不定期傭船をなすに至り、一方獨逸の他會社及日本郵船の割込により運賃の競爭を生ずるに至つたが、大戰勃發と共に獨船は抑留された（當國の對獨開戰と共に沒收）。之に代つてストレイト汽船會社及バタフキールド・スワイア會社の船が出現し、更に英印汽船會社が新航路を開くに及び茲に再び英船の君臨を見、一方當國政府は押收獨船を以て暹羅汽船會社を設立し、丁抹船及我大阪商船の船も亦戰後配船數を增加するに至つた。

邦船は大戰當時船腹の不足と邦貨の南洋進出とによる南洋航路の開拓の結果、大阪商船（二航路）・山下汽船・三菱商事・三井物產等は夫々盤谷に向け航路を開いたが、後年の不況に悉く廢止となり、僅かに大阪商船及三井の內地＝盤谷間の不定期貨物船のみとなつてゐたが、一九三一—三二年以後貿易の恢復と共に急速に同復し、一九三五—三六年には直接又は間接に一箇月六萬噸內外の貨物が運ばれたが、此等の船の中には戾り荷が少ない爲、盤谷で日本品を荷上げし、其處で米を積込んで之を印度に下し、印度で棉花を積んで日本へ歸る航海を行つてゐるものがある。現在の邦船は大阪商船が貨客船四隻を用ひて二月五回の定期航路を運轉し、三井物產が不定期に四隻を使用してゐる。以上何れも乘客設備を有してゐる（詳細は「外國航路一覽表」參照）。

盤谷港　港內—當國の主要港は盤谷にて、メナム・チャオ・プラヤー河口を去る二二哩の上流にあり、河の一部を港としたもので、二哩の海軍碇泊所を加へて長さ一〇哩、幅五五〇—一、八〇〇呎、深さ中流にて六—一五尋を有す。棧橋橫付船を除けば、各船は中流に干滿兩潮に備へて二本の碇（三〇—四五尋の鎖付）を卸して碇泊するを要す。中流には長さ二〇〇—三五〇呎の船舶用錨地が約六〇あり、潮流は時々一時間三哩の流速を有す。多くの商社・海運業者精米所は吃水深き船舶の爲に棧橋を設備してゐる。

湄南門洲—河口外には廣さ四哩の門洲があり、主要通路は二つの燈臺船（外端は赤色不動燈、內端は綠色不動燈、共に五哩遠方より認識し得る）を以て示す。河口には更に燈臺船を設置し赤色不動燈を點ず（五哩遠方より認識し得る）。出入船共に通路兩端の燈臺船を左舷百碼に見て航進し、河口の燈臺船は北側百碼に見て航行するを要す。當國海軍は一九一三年にこの門洲を再測量して海圖を發行した。門洲上のレヂエント燈臺は信號を以て日夜最淺部の水深を報告する。四—十月間は南西季節風が繼續し、其の間最高潮は夕方にて大潮時一四・五—一五・五呎、最低潮は五—六呎である。續いて三月迄は北東季節風が吹くが、其の間最高潮は朝にて大潮時一五—一六・五呎最低潮は六—七呎である。

コー・シー・チャン外港—盤谷港內には優に三千噸級の外洋船を浮べ得るが、右門洲の爲吃水一二・五—一四・五呎（季節風により相異がある）以上の船舶は滿潮時にても通過不可能である。故に二千噸級以上の外洋船は河口沖合二五哩の小島コー・シー・チャンに假泊し、艀船を用ゐ滿腹に至らずして出港した船腹を充し、又は茲にて船腹を輕めて遡江する。尙四、五千噸以上の船舶は最初より同島に碇泊して積込又は積卸をなす。是等の貨物は艀船にて盤谷へ又は盤谷より運搬する。艀は盤谷にては十分なる供給があるが、本島にての輸入貨物の積込及運送に就ては豫約を要す。政府は本碇泊所に多數の老朽船を沈沒せしめて小防波堤を築いてゐるから、年中碇泊安全である。又盤谷との間には電信機關が設備され、又一九二八年五月末の告示により、暹羅領海內の船舶は郵便電信局の地上電信所と無線電信通信の特權を與へられてゐる。

船渠設備—海軍船渠の外盤谷船渠會社（Bangkok Dock Co., Ltd.）及 The United Engineers 社も船渠を有し、尙支那人所有のものも三所ある。盤谷船渠會社のものは規模最も大で新舊二船渠あり、夫々幅四五呎及五〇呎、長さは三五〇呎及三六〇呎、ブロック上の長さ三三〇呎及三五〇呎、渠口底の深さ一一呎及一六・五呎を有し、又六五呎迄のランチを上らし得る斜路三を設備してゐる。長さ二五〇呎迄の鋼又は木船の建造、各種の船臺又は機械修繕をなし、一〇噸迄の鐵及眞鍮の鑄造が出來、其の機械工場・ボイラ工場・鍛冶工場は最新式の裝置をなしてゐる。

出入港諸掛—水先案內料　門洲より盤谷迄及盤谷より門洲外碇泊所迄を含む水先案內料率を表示すれば次の如くである。

盤谷水先案內料率表

出所＝盤谷商況月報

以上（登簿噸）	以下（登簿噸）	料金（銖）	以上（登簿噸）	以下（登簿噸）	料金（銖）
—	一五〇	一一五・〇〇	四〇〇	四五〇	一八三・五〇
一五〇	二〇〇	一三七・五〇	四五〇	五〇〇	一八九・〇〇
二〇〇	二五〇	一六〇・〇〇	五〇〇	五五〇	一九五・〇〇
二五〇	三〇〇	一六六・〇〇	五五〇	六〇〇	二〇〇・〇〇
三〇〇	三五〇	一七二・〇〇	六〇〇	六五九	二〇四・〇〇
三五〇	四〇〇	一七七・五〇	以上は五〇噸毎に千噸迄三銖、千噸以上は二銖增		

燈臺税—メナム・チャオ・プラヤー內に入る航洋船は一登簿噸當り一〇士丹、其他の碇泊所及河川に碇泊する航洋船は同上六士丹、沿海航洋船舶は同上八士丹（以上一九三二年二月改正）。

出港手數料—盤谷よりは毎隻五銖、プーケット及カンタンよりは毎隻二・五

銖其他の諸港よりは一銖。

海港検疫所—政府けプラ島を海港検疫所としてゐるが、碇泊不便の爲、パークナムにて検疫し傳染病を發見した時初めてプラ島に廻航さす。

内國水運　内國水運の比較的發展せる事實は、道路の必要を餘りに感じない原因となりたる程、盤谷を中心とする水路は從來非常な便益を與へてゐる。アユダヤー王朝以來外國との交通頻繁となるに從ひ、下暹羅は國内重要の位置を占めるに至つた。然るにこの地方は低濕であつて道路の開鑿には巨額の費用を要するのみでなく、洪水の爲め損害を受ける事が多大であるから、運河及堀割等を以て道路に代へたのは自然の勢である。

國内の大河を連絡させる運河は無數にあつて、南部・中部暹羅の殆ど全地は之に依て自由に交通し得るのみでなく、遠くは暹羅及馬來の農産物等を首都に集中し、雜貨・日用品等を地方に運送供給の便を與へてゐる。政府は常に運河を浚渫修繕し、一方灌漑の便を圖り、船舶の通過税に依りて其の費目に當てゝゐる。

水運行政　内務省内に港務局があり、總務・港灣監視・船舶監視・登錄等の諸課を置き、一般港灣の取締・船舶の検査等を行ふ。

船舶免許數及免許料表

出所＝暹羅統計年鑑

年度	發動船			蒸汽船			艀（バーヂ）・荷船等	渡船	其他	總計
	私用	商用	計	私用	商用	計				
免許數—										
一九二八—二九	一〇六	三一七	四二三	七五	二八八	三六三	一一、一九七	一六、六九九	三九、二三七	六七、九一九
一九二九—三〇	一一七	四〇七	五二四	七七	三〇三	三八〇	一〇、六三九	一六、七九一	四〇、二三五	六八、五六九
一九三〇—三一	一一九	五三一	六五〇	六九	二六六	三三五	九、九二九	一五、四二三	三八、一七二	六四、五〇九
一九三一—三二	一七二	五七八	七五〇	七〇	二八〇	三五〇	九、五三二	一四、〇六六	三四、九五四	五九、六五二
一九三二—三三	一四九	六八七	八三六	二二	三〇〇	三二二	三四、四一四	一一、七一七	七、五二四	五四、八一四
免許料（銖）—										
一九二八—二九	三、八一〇	一〇、二九二	一四、一〇二	二、三七二	一〇、〇五九	一二、四三一	一七一、二九一	八九、八八六	一一三、一八九	四〇〇、八九五
一九二九—三〇	三、六八三	一三、〇五八	一六、七四一	二、六五一	一〇、七四一	一三、一二二	一六五、一九三	九〇、一二三	一一一、五九五	三九六、七七四
一九三〇—三一	三、九七九	一七、八〇二	二一、七八一	二、二四五	八、二〇〇	一〇、四四五	一四四、三四三	七九、六九九	一一二、一五〇	三六八、四一八
一九三一—三二	五、六七二	一八、〇一六	二三、六八八	二、一五一	九、六二一	一一、七七二	一四七、八七五	七四、八三〇	九六、二六四	三五四、四二九
一九三二—三三	四、八五七	二一、五九九	二六、四五六	七五七	九、六三九	一〇、三九六	二〇九、四四一	六八、八九五	七、五二五	三二二、七一三

出所＝暹羅貿易年報

盤谷港國籍別出入船舶隻數・噸數表

A　隻數・噸數

國籍	一九三一—三二		一九三二—三三		一九三三—三四		一九三四—三五		一九三五—三六	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
入港—										
米國	一二	五三、九三八	六	二六、七五四	七	三五、一七九	六	二〇、九三七	三	一二、〇七二
英國	二三三	二八七、七九四	二三三	三三二、三二四	二六〇	三四〇、三八一	二九二	四五〇、六三〇	二二二	三三七、六七五
支那	—	—	一三	一八、九三九	八	一一、九一八	一〇	一五、六七一	八	一一、二五三
丁抹	六四	一三八、一四九	八六	一六七、一三四	八二	一七〇、四七三	七九	一六六、三一四	五三	一二九、二六一
佛國	一三	五、一〇九	一三	五、一〇九	六	二、三五八	—	—	—	—
獨逸	一	九、九三一	一	九、九三一	四	二〇、二五六	二	一二、六一〇	四	二二、〇七二
伊太利	—	—	—	—	一	三、二四一	三	一〇、二一一	—	—
日本	三三	七二、〇〇九	四四	九五、七八九	四八	一二三、六三五	四七	一二五、六一〇	七五	二一〇、七三九
和蘭	七二	九三、〇二九	六三	八〇、四一六	四七	七六、七一三	六三	一一七、〇一五	六四	一三〇、四七六
諸威	三二五	二九九、八二二	三七七	三三五、九三七	四一六	三六四、三三五	五〇九	四八八、三五四	四六九	四三四、八七八
暹羅	一五三	八七、二六二	一四八	八二、九〇八	一四九	七八、五四一	一三一	七七、七二四	一三〇	七三、八五二
瑞典	二	八、四八三	—	—	—	—	—	—	—	—
計	八九七	一、〇五五、三二六	九八三	一、一四五、二四一	一、〇二八	一、三二六、七三〇	一、一四五	一、四九二、二四〇	一、〇二九	一、三六五、七六六
戎克船	一四七	—	二〇	—	一	—	—	—	一	—
出港—										
米國	一二	五三、九三八	六	二六、七五四	七	三五、一七九	六	二〇、九三七	三	一二、〇七二
英國	二三三	二八七、〇二一	二三二	三一九、一一〇	二六〇	三四四、三五七	二八九	四四七、三五四	二二〇	三三四、一一一
支那	—	—	一三	一八、九三九	八	一一、六一八	一〇	一五、六七一	八	一一、二五三
丁抹	六四	一三八、一四九	八六	一六七、一三四	八二	一七〇、四七三	八〇	一六七、六三五	五三	一二五、六五六
佛國	一三	五、一〇九	一三	五、一〇九	六	二、三五八	—	—	—	—
獨逸	一	九、九三一	一	九、九三一	四	二〇、二五六	二	一二、六一〇	四	二二、〇七二
伊太利	—	—	—	—	一	三、二四一	三	一〇、二一一	—	—
日本	三三	七二、〇〇九	四三	九五、七七五	四八	一二三、六三五	四七	一二五、六一〇	七四	二〇七、九八〇
和蘭	七二	九三、〇二九	六三	八〇、四一六	四七	七六、七一三	六二	一一五、六八五	六四	一三〇、四七六
諸威	三二六	三〇〇、四八三	三七七	三三五、九三七	四一五	三六三、五一三	五一三	四九二、七一三	四六七	四三三、三七七

暹羅	一五四	八七、四二九	一四八	八三、一三八	一四八	七八、二六五	一三〇	七七、〇〇五	一二七	七二、六〇九
瑞典	二	八、四八三	―	―	―	―	―	―	―	―
計	八九九	一、〇五五、五八一	九八二	一、一四二、二四三	一、〇二六	一、一三九、六〇七	一、一四五	一、四九二、五九五	一、〇二〇	一、三五三、〇九四
戎克船(1)	六	―	一	―	―	―	―	―	―	―

（註）(1)出入港數の差は盤谷出港後他の暹羅港に寄港した爲である。

B　主要國籍別噸數歩合

單位＝%

國籍	一九一四―一五	一九二二―二三	一九二八―二九	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
暹羅	五・九一	一五・七七	八・二五	七・二三	六・四〇	五・二四	一・七五
英國	二四・七四	四四・七四	二三・七八	二八・一四	二七・七六	三〇・三九	一〇・〇三
日本	三・〇二	一七・六六	三・四八	八・三六	一〇・〇七	八・四五	一五・四六
諾威	四四・四九	一一・八九	三五・四〇	二九・三三	二九・六九	三二・八八	三一・九二

出所＝Guide to Bangkok 及 Malayan Traveller's Gazette.

內國航路一覽表

項目	暹羅灣東岸廻り(定期)	暹羅灣西岸廻り(定期)	半島西岸廻り(定期)
就航會社	The Siam Steam Navigation Co.	同上及 The Straits Steamship Co., Ltd.; British India Steam Navigation Co., Ltd.	The Straits Steamship Co.
航路	盤谷―リヤム―盤谷(a) 盤谷―リヤム―ハテイエン―盤谷(b)	(a)盤谷―新嘉坡(四隻) (b)盤谷―バーンドーン(一隻) (c)盤谷―バークナム(一隻) (d)盤谷―タークバイ(一隻)	彼南―モウルメイン(a) 彼南―ヴヰクトリア岬(b) 彼南―トンカー(プーケット)(c)
就航船隻	(a)(b)各一隻		(a)(b)(c)各一隻
就航	(a) 盤谷毎水曜正午發、金曜午前リヤム着 リヤム同月午後發、月曜午前盤谷着 (b) 盤谷毎土曜正午發、月曜朝リヤム着 リヤム同日午後發、ハテイエン(火)、ケプ(火)經由金曜午前盤谷着	(a) 直航―毎週金曜盤谷發 沿岸寄航―毎日曜チュンボーン發―日曜夜新嘉坡着 (b) 毎水曜正午盤谷發 (c) 毎日曜三時盤谷發 (d) 毎土曜午後三時盤谷發―火曜正午タークバイ着 毎火曜午後タークバイ發―金曜朝盤谷着	(a) 復航のみ暹羅沿岸に寄港、ヴヰクトリア岬及ラノーン隔週月曜發、タクーアパー同火曜發、トンカー同水曜發、彼南同木曜着 (b) 彼南毎土曜正午發、トンカー日曜發、タクーアパー月曜發、ラノーン火曜發、ヴヰクトリア岬經由トンカー水曜發、彼南木曜着 (c) 彼南毎金曜正午發、トンカー日曜發、彼南月曜着
主要寄港地	(a) シーラーチャ、コ・シー・チャン、ラヨーン、チャンタブーン、コー・チャーン、クラート、ワンヤオ、其他 (b) シーラーチャ・ラヨーン、チャンタブーン、コ・コン、リヤム、ケープ、ハテイエン・其他	(a) チュンボーン＝ランスアン＝バーンドーン＝コ・サムイ＝ナコーン・シータムマラート＝ソンクラー＝パターニー＝英領諸港＝新嘉坡(歸航にはナコーン・シータムマラート或はパークナム寄航後チュムポーンへ直行する) (b)及(c) 右諸港經由 (d) 盤谷＝ソンクラー＝パターニー＝テルピン＝ナラチワート＝タークバイ	(a) 復航のみラノーン、タクアパー、トンカー寄港 (b) 右諸港及カンタン (c) プールーパンヂに寄港することあり
賃銀	一等　二等 片道　銖四五　銖三〇 往復　六〇　四五 盤谷＝リヤム、ケープ、ハテイエン間	一等　二等 盤谷＝新嘉坡　直行　片道　弗七〇　弗四〇 往復　一二〇　七〇 途中寄航　片道　銖一一〇　銖六五 往復　二〇〇　一一五 盤谷＝ソンクラー(途中寄港)　片道　四八	彼南より　一等(片道・往復)　二等(片道・往復) カンタン迄　弗一五　弗二七　―　― トンカー迄　二〇　三六　一三　二〇 タクアパー(ラノーン經由)　三五　六三　二〇　三五 タクアパー(直航)　三〇　五四　―　― ラノーン迄　三五　六三　二〇　三五
代理店	西貢―Société Commerciale Française de l'Indochine 盤谷―The East Asiatic Co.	新嘉坡＝The Straits Steamship Co. Mansfield Co., Ltd. 盤谷＝The East Asiatic Co. The Borneo Co., Ltd. The Bombay Burma Co., Ltd.	

出所＝Guide to Bangkok 及 Malayan Traveller's Gazette.

外國航路一覽表

航路	就航會社	寄航地	囘數	賃銀	取扱店
横濱＝盤谷	大阪商船會社	大阪・神戸・門司・基隆・西貢	貨物船(乘客設備)四隻二月五囘	神戸＝盤谷　一等　円一八〇	盤谷―Anglo-Siam Corpn.
	三井物産會社	名古屋・四日市・神戸・門司・基隆	貨物船(乘客設備)四隻月二乃至三囘		盤谷―支店
香港＝盤谷	The China Navigation Co., Ltd. (英)※	汕頭＝香港＝盤谷	月三囘	香港＝盤谷　一等　弗一四〇 二等　八〇	盤谷―Borneo Co., Ltd. 香港―Butterfield & Swire
	The Bank Line	香港＝盤谷＝新嘉坡＝阿弗利加	月一囘(貨物船)		
	The China Siam Line (諾)	盤谷＝新嘉坡＝香港＝汕頭＝厦門	週二囘		盤谷―支店

出所＝Guide to Bangkok 及 Malayan Traveller's Gazette

	The East Asiatic Co., Ltd.（丁）	歐洲＝彼南＝新嘉坡＝盤谷＝香港	貨客船三週一回	一等 一一〇弗	盤谷—支店 香港—Manners & Co.
	The Ngow Hock & Co.（支）	盤谷＝新嘉坡＝香港	週二回		盤谷—支店
西貢＝盤谷	Société des Affréteurs Indochinois（佛） （他に大阪商船の盤谷航路、K・P・Mの爪哇—阿弗利加航路）	プールーコンドール、ホンション、ハティエン、ケープ、イロコン	二週一回・西貢隔週金曜發 盤谷隔週木曜發	一等 二〇四・五銖 二等 七五	西貢—同店 盤谷—E. C. Mond
新嘉坡＝盤谷航路	（「内國航路の項」參照）				
爪哇＝盤谷	Koninklyke Paketvaart Mij.（和）	上海、マニラ、西貢、盤谷、新嘉坡、バタビア、阿弗利加	四週一回	貨客	盤谷—Diethelm & Co.
盤谷＝歐洲及阿弗利加	（前記 East Asiatic, Bank Line 及 K・P・M 航路）	香港、盤谷、新嘉坡、バタビア、阿弗利加			

（備考）※本社は一九三六年八月以來ブルー・フアンネル線と香港にて連絡して日本行乘客を取扱ふことゝなつた。盤谷＝神戶間の連絡賃金は一三〇銖、盤谷＝橫濱間一三八銖である。右表の外 Oost Borneo Mij.（盤谷代理店 Anglo-Siam Corpn. 主要寄港地新嘉坡・サマリンダ）、British India Steam Navigation（同上 Bombay Burmah Trading Co.（同上新嘉坡）、China Siam Steamship（同上 Wang Lee & Co. 同上香港・汕頭）、Ellerman & Bucknall（同上 Steel Bros. & Co. and Ellerman's Arracan Rice & Trading Co.（同上新嘉坡・古倫母・歐洲各地）、American Pioneer Line（同上 International Engineering Co. 同上日本・支那・比律賓）等の船も盤谷に寄港し、Oriental African Line, American Oriental Line（孰れも同上 Anglo-Siam Corpn.）も誘因あればコ・シー・チャンに寄港する。

自盤谷至内外諸港距離表

單位＝浬　出所＝The Siam Directory

國内諸港—

コ・シーチャン	五四	チャンタブーン	一五九	バンドーン	二九六
シーラーチャ	五七	クラート	二〇八	ナコーン	三三二
コ・プラ	八五	チュムポーン	二三〇	ソンクラ	四一〇
コ・サーミート	一二五	ランスアン	二六〇	パターニー	四二七

外國諸港—

新嘉坡	八三三	倫敦	九,〇八〇	厦門	一,七〇〇
彼南	一,二二八	バタビア	一,三一〇	上海	二,三五〇
蘭貢	一,九四五	スラバヤ	一,八四〇	長崎	二,五三〇
カルカッタ	二,四六〇	西貢	六三四	橫濱	三,〇六〇
古倫母	二,四三〇	海防	一,三五〇	大連	二,七四〇
孟買	三,三三〇	海口	一,三三〇	マニラ	一,四六六
ポートサイド	五,八七〇	香港	一,四五四	桑港	七,七〇〇
マルセイユ	七,四〇〇	汕頭	一,六〇〇	シドニー	五,〇〇〇

三　空運

概要　當國の航空史も他國の例に洩れず、軍用機の活躍に始まつたが、最近漸く商業飛行時代に入りつゝある。當國は其の國柄上内國飛行及國際飛行共に特種の商業的利益を有す。初め當國陸軍は郵便電信局と提携し、一九二二年六月軍用機の一部を割いて東北鐵道上のコーラートより尨大なるジャングルにて離隔されたる東方の大生產地ウボーン（ロイ・エット經由三六三粁）に定期郵便飛行を開始し、次年更に第二線（ノーンカイ行）の空路を創始した。越えて一九二九年東北鐵道がウボーン迄開通したので、翌年一月右第一線はナコンパノム行に變更したが、一九三〇年行政整理の爲兩線共廢止された。玆に同年十月暹人及在留外人により資本金六〇萬銖を以て暹羅航空運輸會社（エアリアルトランスポートカムパニオブサイアム）が設立され、一九三一年七月より「プリマウス」機四機を以て東部暹羅に純商業飛行を開始して現在に至つてゐるが、目下盤谷を中心とする組織的航空網が計畫され、急速に開發されつゝあるが、その計畫に基く航空路は盤谷から四つの主要方向へ至るもので、㈠北方緬甸へ至り、㈡北東方河内・香港へ連絡し、㈢南東へ至つて西貢へ向ひ、㈣半島を南下して馬來領に至るものである。

暹羅は歐米より支那・比律賓・蘭領印度・濠洲等に至る航空路の最も安全且つ經濟的門戶として國際飛行上有利なる地位にある。例へば印度より蘭領印度へは水上機にて馬來半島西岸沿ひに飛行し得るが、巨費を要するのみならず不安全であり、且つ印度洋よりの季節風期には航空不可能なる場合がある。又歐洲より西伯利亞を經由し支那に達するには冬季は危險である。然るに暹羅は季節風の影響なき廣大なる地積を擁し、年中安全至便なる陸上航空路を提供する。政府も斯かる重要性を覺り諸種航空上の利便を圖りつゝあり、現に暹羅は別項の如く諸種の國際空路を吸收しつゝある。

航空行政　民間航空行政は國防省航空部と經濟省民間航空局との密接な連絡に依て運用されて居り、政府は前記暹羅航空運輸會社の財政上多大の利害關係を有して居る爲民間航空局と同會社の間には事務上にも密接な連絡が保たれてゐる。又郵便電信局との契約の下に別項の如く東北地方の郵便飛行が行はれてゐる。尙、暹羅の航空法規は "The Aerial Navigation Law" に依て定められてゐるが、同法は「一九一九年國際航空協定」に基いて制定されたものである。

内國航空　現今内國定期航空線は次の暹羅航空運輸會社線のみで、料金は旅客粁當り三〇—四〇士丹、貨物百粁當り毎瓩三〇士丹である。使用機は De Havilland 120 H. P. 三機（一九三五年現在）である。

内國航空路表

出所＝Siam To-day No. 1.

	寄航地	發着日
㈠コーラート—ノーンカイ線	ローイエット（二〇〇粁）—マハーサラーカム—コーンケーン（自ローイエット九五粁）—ウドーン（一〇五粁）	往航—毎日曜コーラート發—ノーンカイ着後同日ウドーンに引返して一泊 復航—毎火曜ウドーンを發して先づノーンカイへ行き、同日ノーンカイ發コーラートへ向ふ
㈡コーラート—ナコーン・パノム線	ウドーン迄は㈠と同樣、ウドーン—ナコーン・パノム（二二〇粁）	往航—毎木曜コーラート發—ナコーン・パノム着一泊 復航—毎金曜ナコーン・パノム發—コーラート着

民間飛行場　コーラート、ローイエット、マハーサラーカム、コーン・ケーン、ウドーン、ノーンカイ、ナコーン・パノム（以上總て東北高原）の七飛行場は暹羅航空運輸會社專用である。

右の外盤谷近郊ドーン・ムアンの陸軍飛行場は民間航空にも使用されて居り、アスファルト滑走路、氣象臺、格納庫、修理工場、休憩所、料理店等の設けがあり、夜間飛行に對する設備も完備してゐて、東洋に於ける一流飛行場としての設備を有してゐる。ビサヌローク（盤谷北方三八九粁）飛行場も民間用に當てられて居り、以上の外建設中のものに鋪裝滑走路設備のフア・ヒン、バーンドーン（以上半島部）及ウドーン飛行場があり、不時着陸場としてサラブリー、ターク、メリート（ビサヌローク

西方）等に建設されてゐる。

尚、上層氣流觀測所が四箇所あつて、各氣層の風速及風向が時々通告され、又主要觀測所及飛行場附屬の氣象臺からの通達に依る情報を基にした氣象通報及豫報が無線電信局及各飛行場の告知板に依て直ちに飛行機及旅客の利用に供される組織になつてゐる。

暹羅民間航空業績表

出所＝暹羅統計年鑑

年度	開通航空路延長 粁	飛行粁程 粁	乘客數 人	郵便行囊	商品
一九二八―二九	七九四	七三、一四五	二四九	三、四六六 個	一八、一五二、九五六 瓩
一九二九―三〇	八二五	四五、六八六	一四九	二、九五一	一六、八〇一、八五二
一九三〇―三一	八二五	五六、八八三	一六七	二、四八九	一五、〇九三、二二七
一九三一―三二	六二〇	七一、六三四	二六	九、三七二、四九七 kg	一、一三八、六三二
一九三二―三三	六二〇	一一四、五八〇	五〇	一一、九三二、四七七	二、五〇〇、〇〇〇

國際航空　國際航空に於ては前述の如く盤谷は早くから極東の中心地となり、現在盤谷を中心に英・佛・蘭の勢力が次の如く何れも優秀なる飛行機を用ひて極東制空權の把握をめざして努力してゐる。

㈠英　國＝濠洲間　英國のイムピリアル・エアウェーズの經營で、倫敦より盤谷を經て新嘉坡に至り濠洲に接續するもので、週二回就航である。

㈡佛蘭西＝河内間　佛蘭西のエール・フランスの經營に係り、巴里より盤谷を經て西貢又は河内に達するもので、週一回の就航である。

㈢和　蘭＝爪哇間　和蘭のK・L・M・の經營で、アムステルダムより盤谷を經て、新嘉坡・スマトラ・爪哇に至るもので、週二回就航してゐる。

三　通　信

郵便　概說—現郵便制度の創設以前は、内國郵便は本邦の往時を彷彿せしめる飛脚制度により、外國郵便は海峽植民地及香港政廳と取極めをなし、在盤英國領事館を通じて輸送し、又は船長等に託送してゐた。然るに一八八三年 Bhanurangsi 親王が近代郵便制度を完成し、郵便電信局を創設してより本制度は急速に進歩發達し、一八八五年萬國郵便聯盟に加入した頃には、殆ど國内各都市に郵便局を見るに至つた。外國郵便は直接交換又は仲繼輸送により多大の利便を得、内國郵便も水・陸・空の輸送機關發達と共に配達は著しく急速となつた。尚國庫貯蓄銀行は一九三〇年大藏省より郵便電信局に移管され、郵便局にて之を取扱ふことにした。

一九三六年現在に於ける郵便局（正規・特許）數七五三で、中四〇一が郵便電信局直轄にして殘餘の三五二が鐵道部の管轄に屬してゐる。完成せる電信線は八、三六七・五五七粁、電線總延長は一四、九八四・〇三一粁で、電信局總計は六八四である。

郵便局及郵便物取扱數—

郵便局數及郵便物種別取扱件數表

出所＝暹羅統計年鑑

項目		一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三
正規郵便局(1)		一三一	一二七	一二二	一二〇	一一八
鐵道郵便局(2)		三〇八	三一八	三二四	—	三三五
特許郵便局(3)		一四六	三九六	三五二	—	三〇八
計		五八五	八四一			
内國郵便—						
受信	書狀	四、二〇五、二八五	四、六九五、四〇五	五、五八三、六〇九	四、四八五、八九二	五、五三二、四七九
	端書	一、三八一、五四九	一、四〇一、〇七五	一、八五〇、八六七	一、五六八、七八八	一、七四三、六〇二
	印刷物	二、六八二、〇一七	二、四九二、八八〇	二、六七一、一二三	一、五八八、九七四	一、八三五、九四四
	其他	九二一、五四七	九一一、五九一	九七七、〇六八	九三四、一〇四	二四四、二九二
外國郵便—						
發信	書狀	九四六、八〇七	一、三〇三、一八五	一、四〇九、〇五三	一、〇二四、四六五	一、一四八、六九〇
	端書	八六、八四八	六一、四一二	九一、七五九	六〇、一七七	八四、〇一九
	印刷物	三六一、四八四	三一六、二一二	四二五、四一四	二四一、八三九	三六一、七三四
	其他	一〇九、五六四	一三八、一九〇	一五五、〇〇四	一二四、五四三	二八、九〇六
受信	書狀	一、六四三、九八一	二、二二六、七七三	一、九一二、四二六	一、三三六、六一一	一、三一八、四〇三
	端書	九六、六二九	九五、八四九	九八、八八六	六一、八五四	七八、二〇一
	印刷物	一、三五六、三九四	一、九五五、七〇七	一、六四五、三三一	一、〇九六、八八六	一、〇五三、九六二
	其他	二三四、一一八	三〇〇、〇四四	三三一、九一四	一七二、〇六八	六六、〇一五

（備考）右表の(1)は郵便電信局の直營にて其の中八局は盤谷に在り(2)は鐵道局の管轄に係る(3)は當局より特許を受けて郵便事務を代行する私營郵便局にて、之に一・二・三等の三種がある。三等特許郵便局は切手及端書の販賣のみを代營し郵便の實務を取扱はぬが、二等特許郵便局は普通及書留信書・内國小包及内國電報・切手類販賣をなし、公衆電話を備へてゐる、一等特許郵便局は二等局取扱事務の外、外國向小包の保險・内外郵便爲替・郵便貯金等當局の要求する事務を代營する。

内外郵便爲替取扱數・額表

出所＝同前表

項目		一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三
内國郵便爲替—						
振出	口數	五九、九六六	七四、七二六	九〇、四二七	一一三、四二一	九八、五六〇
	金額	六、九一三、五六五	八、七〇二、五八七	一〇、二九二、一三四	九、三八三、五〇三	八、〇八七、七六八
支拂	口數	六〇、八六六	七四、三五二	九〇、二七五	一一三、三二八	九八、八四五
	金額	六、六二七、〇二一	八、六二八、〇八八	一〇、三一五、一三九	九、四〇八、七八八	七、九八九、二八八
外國郵便爲替—						
國外振出 暹羅支拂	口數	八一一	七七八	七三〇	七六七	五六六
	金額	三六、八三八	三四、二九〇	二九、五五六	四〇、七五二	二一、四八七
暹羅振出 外國支拂	口數	四、〇八三	五、二四九	五、一五二	四、四一〇	三、二一八
	金額	一一六、三二四	一一九、〇二一	一一三、四〇八	九六、五八五	六七、六六〇

航空郵便—「交通の部」參照。

執務時間—盤谷にては、一般郵便物取扱時間は午前八時—午後五時（本局のみは午後六時迄）であるが、爲替取扱は午後三時（本局は一時半）迄にて打切る。但し日曜及休祭日には午前中のみ執務し、爲替取扱は休止する。地方郵便局は其の地方の事情に鑑み當局が之を定める。

切手・端書の種類—切手には、一・二・三・五・一〇・一五・二五・五〇・八〇士丹及一・二・三・五・一〇・二〇・四〇銖の諸種があり、端書には二士丹、三士丹、一〇士丹（外國用）、二〇士丹（外國往復用）の諸種。其の他、切手刷込封筒一〇及一五士丹、封緘葉書一〇士丹、書留郵便用封筒一六士丹、切手帳一・五〇銖、國際返信切手券二〇士丹等がある。

郵便及爲替料金—

一般郵便及爲替料金表

出所＝暹羅及盤谷ディレクトリー

		區内 士丹	内地 士丹	外國 士丹
書狀	最初二〇瓦迄	五	一〇	一五
	超過二〇瓦又は端數毎に	五	一〇	一〇
葉書	普通	二	三	一〇
	往復	—	—	二〇
印刷物（書籍・新聞・寫眞等を含む）	五〇瓦又は端數毎に	二	二	三
商業用文書	五〇瓦又は端數毎に	二	二	三
	最低料金	五	一〇	一五
標本及見本	五〇瓦又は端數毎に	二	二	三
	最低料金	五	五	六
郵便電信局に登記したる新聞	最初二〇〇瓦迄	二	二	—
	超過一〇〇瓦又は端數毎に	二	二	—
小包	五〇〇瓦又は端數毎に	一〇	二〇	—
	代金引換は右の外取立手數料として金額二銖又は其の端數毎に一士丹及郵便料として二五士丹を徴收する			
書留料（普通郵便料の他に）		一五	一五	一五
配達證明料		一五	一五	一五
速達料		三〇	三〇	—
爲替料	一口手數料	一五	一五	(1)一五
	別に金額二銖又は其の端數毎に	一	一	一

（注）(1)白耳義・支那・ダンチッヒ・丁抹・佛國及同植民地・獨逸・伊太利及同植民地・日本及同植民地・蘭領印度・諾威・西班牙・瑞西向爲替料、其他の國へは一五銖毎に二〇士丹（最低料金二五士丹）

内・外國飛行郵便料金表

出所＝同前表

		内地（士丹）	外國（士丹）
書狀	二〇瓦又は端數每に	一五	二〇
	超過二〇瓦又は端數每に	—	一五
葉書	普通	六	一三
	往復	—	二三
印刷物	五〇瓦又は端數每に	四	五
登記したる新聞	最初一〇〇瓦迄	四	—
	超過五〇瓦又は端數每に	四	—
商業用文書	五〇瓦又は端數每に	四	五
	最低料金	一五	一五
標本及見本	五〇瓦又は端數每に	四	五
	最低料金	一〇	一〇
混合包束物	五〇瓦又は端數每に	四	五
	最低料金　商業用文書を含む場合	一五	一五
	最低料金　標本及見本を含む場合	一〇	一〇
小包	五百瓦又は端數每に	四〇	—
	外國小包は右料金に五百瓦に付四〇士丹增		

（備考）飛行郵便物には宛名の左側に "By Air-Mail" と明記することを要す。

電信　概要—一八七五年陸軍省は盤谷—パークナム間に約四五粁の電線を架設して當國電信の嚆矢をなし、續いて數年後アユタヤーに至る線を架設し、兩線共專ら公用に供したが、郵便電信局の新設と共に一八八三年同局に移管され、公衆用に利用するに至つた。同年郵便電信局は東方線（首都よりアランヤ・プラテートに走り佛領印度支那線と連絡して西貢に通ず）を、翌年は西方線（カーンチャナブリーを經て緬甸國境に達し、モウルメインに通ず）を架設し、一八八五年には國際電信聯盟に加入した。内國電信網も著々完備され、電信の創設後十五箇年を出ないで全國各都市は其の網下に置かれ、國境各地に於て隣國電信網と連絡するに至つた。

電信局及同取扱數—

電信取扱局・電信機・其他の數を表示すれば次の如くである。

電信局・電信機・電報取扱數及電線延長表

出所＝暹羅統計年鑑

項目	一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三
電信局―					
郵便電信局直營	一二三	一二五	一二一	一一九	一一五
鐵道局直營	二二一	二八五	二八九	二九七	二九九
特許電信局	一四六	三四七	三〇八	二七二	二四三
計	四九〇	七五七	七一八	六八八	六五七
電信機―					
モールス又はサウンダ	二二〇	二二六	二七三	二五七	二六二
Baudot	一	一	四	四	四
電話	七〇	一九〇	二〇四	六五一	六四六
其他の式	三	二七	三六	一二	一二
計	二九四	四四四	五一七	九二四	九二四
電線延長（米）	七、八九四、〇〇〇	八、六二八、七九八	八、八三二、六五八	九、三四五、五九八	九、三八六、七四五
ワイア延長（同）	一三、二七九、〇〇〇	一四、一八五、一二三	一四、二七三、〇〇〇	一四、九六〇、九二三	一五、一三七、四五二
電報取扱數―					
内國　發信	二五一、七七五	二四四、〇一八	二七四、九九九	二二五、六九四	二〇八、六七一
内國　受信	二五一、七七五	二九三、九三五	二五八、七七八	二五八、九一六	二六四、三一九
外國　發信	一一六、三一二	八九、九六九	一〇六、五二三	五〇、九八〇	一四〇、三五二
外國　受信	一六七、〇五三	一六六、六三三	八六、六〇四	一二〇、九三五	七一、九〇四

内國電信料金—内國普通電信料は最初一〇語以内は八〇士丹にて、一語を超過する每に五士丹を增し、至急電報は普通料金の二倍である。新聞電報は最初二〇語は八〇士丹にて、一語を超過する每に三士丹を增徵する。

外國電信料金—外國電信連絡線には西貢經由（東方線）、彼南經由（半島線）、モウルメイン經由（西方線）の三線がある。日本への電信料は右各線經由夫々一語當り一・四〇銖、一・六五銖、二・二〇銖である。但し一語は平文一五字又は五數字、暗號電報は五字又は五數字にて、フルストツプ、カムマ、ダツシユ、バー等は一數字又は一字と見做し、至急電信料金は普通電信料の二倍、

新聞電報及間送電報料金は普通電報料の半額である。

電話

盤谷に初めて電話を架設したのは一八八六年である。最近政府は完全なる地下線網を敷き、自働機其他の新式機を採用する等諸般の改善をなして、一九三三年迄に盤谷を最新式電話網下に置き、舊機は之を地方諸都市に流用した。地方都市中にも二線式磁石呼出中央電池式、中央電池二線式電話を架設してゐる町もある。

電話關係統計表

出所＝同前表

項目	一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三
電話機數	二、五七四	二、六九二	二、六七五	二、四二六	二、三七四
電話加入者數	二、一四二	二、二二〇	二、二二四	一、八六〇	二、〇一〇
電話線延長（米）	二一六、五五〇	二、三五九・五〇〇	一〇、四〇八、三〇一	六、七四六、六五〇	一〇一、〇〇〇
ワイア延長（同）	二、三五九、五五一	四、七一九、一〇二	二〇、八一六、六〇二	一八、七一五、六〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
日當り平均地方線及幹線交話數	三六、二九九	三三、五四〇	三一、二九七	二三、五五五	二、七〇〇

無線電信・電話　概要—一九〇四年二箇の携帶用無電セツトをコシーチヤン及盤谷に据付け、當國無電の先驅をなした。一九〇七年陸軍省は野戰用セツトを以て無電の研究を開始し、一九一四年の初には海軍省が盤谷のサーラーデン及ソンクラーに軍用沿海無電所（テレフンケン火花式を採用）を建設したが、後者は一九一九年郵便電信局に移管され、一般航海用に供する事とした。越えて一九二〇年海軍省は更に門洲の燈臺船に小無電機を設置し、一九二四年には郵便電信局はコ・シー・チヤン碇泊船の爲同島附近のコ・カーム（Ko Kham）にも沿岸無電所を設立した。爾後間もなく（一九二七年）同海軍用沿海無電所は郵便電信局に讓渡され、公衆用に供せられた。尙政府は歐米其他諸國と直接通信をなす爲、サーラーデンに送信機を、盤谷ノーイに受信機を据付け（實際送受信は本局にて取扱ふ）、一九二九年國際無電事務を開始し、獨・英・佛・印度支那・爪哇・比島・香港と直接連絡をなし、其他の世界各無電所とは之等諸國を通じて連絡するに至つた。サーラーデンの沿海無電所には新に三キロワツト長波送信機を備へ、支那海及印度洋の船舶とは無線電信にて、暹羅灣の船舶とは無線電話にて通信し得る。更に一九三一年春よりは蘭領印度及歐洲諸國と無線電話の便開け、通信界に偉大な貢獻をなしつゝある。

尙ラヂオ放送は、一九二〇年の春より盤谷に最新式且の短長兩波の放送局を完設するに至つた。

對外國無線電信系統—

(1) 盤谷—伯林（トランスレイディオ）
(2) 同　—倫敦（マルコニー）
(3) 同　—巴里（レイディオフランス）
歐洲及米國との無線電信に利用す。發信者に於て路名の指示なき時は、英國向電信は(2)、佛國向電信は(3)其の他は(1)を利用す
(4) 同　—マラバル（爪哇）　蘭領印度及米國への無線電信に利用す
(5) 同　—マニラ　比律賓及南北米國への無線電信に利用す

無線電信料金—

對外國無線電信料金表

出所＝The Record, No. 41. 及 Siam: Nature & Industry

國名	普通電報料金（銖）一語當り	國名	普通電報料金（銖）一語當り
歐洲	一・一〇	香港	〇・七五
北米合衆國（地方により料金不同）　(1)(2)(3)の歐洲經由	一・六〇―一・九〇	蘭領印度	〇・八〇
北米合衆國（地方により料金不同）　(4)の爪哇經由	一・七五―二・一〇	マニラ	〇・八〇
北米合衆國（地方により料金不同）　(5)の比島經由	一・六五―一・八〇	支那　上海	〇・九〇
日本	一・二五	支那　其他諸國	一・一五

（備考）至急電信及間送電信料金は普通電信料金の夫々二倍及半分

對外國無線電話系統—既に歐洲各地、爪哇、スマトラ、比律賓、印度支那、馬來、南北亞米利加との通話が行はれて居り、一九三七年三月十一日日本との通話も新たに開始せられた。

對外國無線電話料金表

出所＝暹羅及盤谷ディレクトリー

地名	最初三分間	爾後毎分
丁抹	銖 五九・〇〇	銖 一九・五〇
佛蘭西	六五・〇〇	二一・五〇
獨逸	五四・〇〇	一八・〇〇
英國	五九・五〇	一九・五〇
和蘭	五五・五〇	一八・五〇
伊太利	五九・五〇	一九・五〇
其他歐洲	四〇・〇〇—七八・〇〇	一八・〇〇—二六・〇〇
爪哇	三四・〇〇	一一・五〇
メダン及北部スマトラ、マカッサル	四〇・五〇	一三・五〇
比律賓	三三・〇〇—四二・〇〇	一一・〇〇—一四・〇〇
印度支那	六・七五	二・二五
馬來	一〇・〇〇	三・〇〇
日本	二四・〇〇 円（三六・〇〇）	八・〇〇 円（一二・〇〇）
米國	一〇二・〇〇—一二八・二五	三四・〇〇—四二・七五
玖馬	一二八・二五—一三五・〇〇	四二・七五—四五・〇〇
墨西哥	一三五・〇〇	四五・〇〇
アルゼンチン	一一二・五〇—一一五・五〇	三七・五〇—三八・五〇
ブラジル	一〇二・〇〇	三四・〇〇
チリー	一二〇・〇〇	四〇・〇〇
ウルグアイ	一一五・五〇	三八・五〇

（備考）蘭領印度との通話は毎日盤谷時間の午後五—六時、歐洲とは午後四—五時（但し日曜及祭日を除く）の間に本局内の中央無線電話室にて取扱ふ。尙、日本よりの聯絡時間は日本時間の午前十時—午後十時迄である。

其　他

旅行案内—主要都市—外國人入國關係法規—雜（暦…通貨…度量衡…休祭日…新聞其他定期刊行物…日暹諸團體…文獻目錄）

一　旅行案内

渡暹の徑路　（イ）陸路—新嘉坡・盤谷間は汽車にて二晝夜餘にて達するが途中吉隆坡及彼南にて乘換へねばならぬ。之を不便とする者は日本より彼南迄歐洲航路船に依り、同地より直通急行列車に乘れば約一晝夜にて盤谷に到著する。本列車は設備・サービス共に馬來聯邦鐵道より優れ、一人用又は二人用の米國式コムパートメント及浴室を有する列車を連結してゐる。

發着
- 彼南發　毎日・金午前九時四十分　盤谷着　毎火・土午後零時五分
- 盤谷發　毎水・土午後四時　彼南着　毎木・日午後四時半

汽車賃銀・寢臺料
- 彼南＝盤谷　一等五二・六〇銖　二等三〇・六〇銖　三等二〇・四〇銖
  寢臺料は一等一人用室二〇銖、二人用室一人一〇銖、盤谷＝フア・ヒン又はスラト＝パダン・ブサル間のみは五銖（リネン代を除く）、二等三銖、三等一銖
- 新嘉坡＝盤谷　一等八九・七五銖　二等四八・五〇銖　三等三二・三五銖
  (Bukit Mertajam 經由)
  寢臺料は新嘉坡＝彼南間一等四弗

西貢に上陸し、定期自動車便にてアンコール・ワツト佛跡を遊歴の上國境上のアランヤ・プラテート（鐵道部經營のレストハウスがある）に一泊後東方鐵道線にて盤谷に達し得る。列車は午前九時三十分アランヤ・プラテート發午後五時十分盤谷著、賃銀は一等一二・七五銖、二等七・六五銖、三等五・一〇銖である。

（ロ）汽船—大阪商船・三井物産船舶に依るほか新嘉坡—盤谷間は The Straits Steamship Co., 香港—盤谷間は The Siam Stsam Navigation Co., The East Asiatic Co. 兩社其他の便船がある（詳細は「交通の部」參照）。

一週間の暹羅遊覽案内

第一日　市内をドライヴし盤谷の概念を得た後休養

第二日　博物館・圖書館及主なる佛寺參觀

第三日　日本人關係官衙商社を訪問、暹羅調査資料の入手

第四日　新舊王城及プラ・ケーオ寺院拜觀（右は前日迄に中央停車場構内の鐵道案内所に申込み、許可證を受け置く必要がある）

第五日　商品陳列館・精米所・製材所・華僑商舖區域視察

第六日　ロプリー（盤谷より一三三粁）見物、同地にて舊王朝史蹟、フアウルコン邸蹟等を參觀後、タールア（同上一〇二・五粁）へ向ひ、附近のパーサク大水門及灌漑施設の模樣を視察後灌漑事務所に一泊

第七日　タールア發アユタヤー（盤谷より七二粁）著、アユタヤー王朝の史蹟・日本村跡・博物館等を參觀（舢舨及自動車の便があり、前者は城跡及日本村を巡つて一隻約五銖、後者は城跡を訪ふに便にて一時間約二銖）、それよりバーンパイン（同上五八粁）へ向ひ、離宮を拜觀後盤谷歸還

若し北都チエンマイに旅行すれば盤谷及同地間に直通急行があり午後六時盤谷發、翌日午後二時半チエンマイ着、途次ラムパーンよりチエンライに入ればハイヤ及郵便乘合の自動車便がある。

又東北部に旅行するには毎朝コーラート行の汽車便があり、同地に一泊して翌朝ウボーン行の列車に乘れば夕刻同地に著く。

盤谷市内乘物料金　（イ）自動車　ハイヤは一哩三五士丹、一時間一銖五〇士丹が普通であり、タクシーは五〇士丹—一銖にて市内相當の距離迄走る（ロ）人力車は十分毎に約二五士丹、（ハ）電車は一區一〇士丹、（ニ）サンパンは河を渡るのに三乃至一〇士丹、（ホ）ランチは最初の一時間が五銖、其の後は一時間毎に三銖の規定になつてゐる。

盤谷市内の主なる旅館　（イ）洋式ホテル—Phya Thai Palace (Rajavithi R'd. 鐵道部經營)以前王宮の一部であつた贅澤なホテルで、別室を希望するものには獨立のバンガローもある。宿泊料は一二銖（一人室浴室なし）より三七銖（二人用浴室附）である。Rajthani Hotel（中央停車場構内鐵道部經營）設備待遇十分にて、一人五銖（朝食附）及一〇銖（三食附）、二人一六銖、特別室二〇銖である。

其の他 Trocadero Hotel, Hotel Royal (Sathorn R'd), Oriental Hotel (Oriental Avenue), Europe Hotel (New R'd.) 等があり、部屋代は七—一五銖である。

（ロ）日本人旅館—盤谷ホテル（ウインドミル路・館主橋本秀、宿泊料六銖、倘通譯の便がある）及メナム・ホテル（スリウオン路、宿泊料五銖以上）がある。

（ハ）支那人旅館—華南峯旅館・安々旅館（部屋代のみ二—三銖）

二　主要都市

盤谷　當國の首都にて Krung Thep Maha Phra Nakon と稱し、メナム・チヤオ・プラヤー河口より二五哩の上流にある。アユタヤー滅亡後英傑プラヤー・タークが其の西岸を卜して首都と定め、後（一七八二年）現王朝の祖が之を東岸に遷して一五〇年になる。現今市街は舊市街即ち城内を中心として南は Bangkolem 岬に東北はサムセンに達し、河を越えて西岸一帶に及んでゐるが、一九三六年現在の同市人口は六十四萬五千人となつてゐる。

盤谷市にて見物すべきは先づ王城である。主なる王城を Grand Palace と呼び、河岸一哩四方に城壁を廻してゐる。城内には王城守護寺 Wat Phrakeo の外 Dusit Maha Prasat Hall（所謂ドウシツト・ホール）及 Amarindr Vinichai Hall（所謂アマリン・ホール）の二謁見室があり、現王朝の祖が造營された興味ある建物である。前者は近代暹羅建築の粹にて主に外國使臣の謁見に使用される。其の後方には以前國王の居住された Biman Radhya Hall がある。アマリン・ホールは宮殿前面にあり、其の中 Chakrabatti Biman Hall は元國王の居殿とされ、中央の Baisal Taksin Hall は戴冠式其の他重要なる儀式に使用され、昔時より玉座に使用された大石を藏置する。Dusit Palace 及

Throne Hall は右舊王城より約三哩東北方ドウシット公園にあるルネッサンス式建物にて、其の大廣間は謁見式に使用される。右離宮の外バーン・パーインにも離宮がある。

盤谷には無慮四百に近き寺院があり、當國美術の粹を集めて輪奐の美を極めてゐる。就中王城守護寺ワット・プラケーオ（公式には Sri Ratana Sasdaram 寺）は一七八五年の造營に係り、彼の著名なるエメラルド佛像を安置する外、佛像壁畫等見るべきものが多い。Wat Phra Jetubon (Wat Poh) はワン・ヤイの南側にあり、アユタヤーより迎へ來つた佛像を安置する爲一七八三年造營され、本堂及廻廊には多數の佛像を羅列してゐる。Wat Sudat はワン・ヤイの直東にあり、ラーマ一世より三世の代にかけて建立されたもので、其の二重屋根は暹羅建築の特徴であり、廻廊には數多の佛像を安置してゐる。ワットボーの對岸に Wat Arun がある。Wat Cheng の跡にプラヤー・タークが建立したもので、プラプラーンと稱する高さ七四米の高塔があり、塔上よりは盤谷を一望に俯瞰し得、四箇の小建物には佛陀の一生を表示せる佛像を安置してゐる。Wat Benchamabopitr はドウシット公園の南側に在り、ラーマ五世がクメール及爪哇の古代建築樣式に則り大理石を以て建立せしもので、近代暹羅建築の粹と云はれ、暹羅・印度・緬甸・日本等の精巧なる古佛を安置してゐる。

其他圖書館・博物館・商品陳列館等も見物すべきであるが、是等に就ては各項に付參照されたい。

アユタヤー（俗稱 Krung Kao）　盤谷より北走汽車二時間にて達する地點にあり、一三四九―一七六七年に亘る王都にして Krung Thep Maha Nakon Sri Ayuthya と稱し威風四隣を壓したが、緬甸軍の兵燹により善美を極めた殿堂伽藍は一朝にして灰燼に歸した。（現今人口約二七萬）兵營・官衙・博物館等があり、王城・古剎・青銅巨佛・象欄の廢趾・水上市場等見物すべきものが多い。河岸には日本村があり、ジャングル中に邦人家屋の煉瓦等が少數堆積され、纔に往昔の邦人活躍の殘影を止めてゐる。

チエンマイ　北方線の終點にある。當國第二の都會にて人口三五萬（郊外共）、其の大部分はラオ人であり、織物・陶器・銀細工・漆細工等の職工として働いてゐる。同市は十一世紀にタイ族酋長 Meng Rai が建設した閑雅なる市街にて、海拔三〇〇米の標高を有し、見るべき寺院多く舊市街は城壁を廻らし、メー・ピン河の清流に臨んでゐる。チーク事業の中心地をなし、又米の大集散地で、附近には棉・甘蔗・藍・蔬菜等の產出が多い。Wat Phra Singh、Wat Chedi Luang（後者は十四世紀に建立）、ドーイ・ステープ山麓の Huey Keo 瀑布及米國長老教會本部があり、その經營に係る東洋一を誇稱する癩治療院等見物の價値がある。在住邦人は田中盛之助氏、八木嘉吉氏外二名、共に寫眞業に從事して居り、旅館としては驛前にレイルウエイ・ターミナル・ホテルがある。

其　他

ハートヤイ―南部鐵道の要衝に當り、北方より來た鐵道は此處から一つは南方の重要港ソンクラー港へ至り、他の二つは國境驛のスンゲイ・ゴロクを經て英領馬來のケランタン州へ、他の一つは國境驛パダン・ブサルを經て彼南へ至り、共に新嘉坡へ連絡してゐる。本市は鐵道の要衝としての外に、近來錫鑛業の中心地として目覺しい發達を遂げたもので、歷史が淺い爲道路建物其の他總ての施設が近代的で、年々市域は膨脹する一方である。尙、鐵道部經營のレストハウスがある。

ソンクラー―人口二萬、約三百五十年前西班牙人に依て建設せられたものと傳へられてゐる。市街は半島東岸のタレー・サープ內灣の入口に位し南部地方の重要港をなし、古々椰子、ウオルフラム鑛、米及錫等を輸出して居る他、その手織布は有名である。又ソンクラーは古都として多數の寺院、記念物等が多く、南部暹羅獨特の華麗な祝典等を以て有名である。尙、驛前に鐵道部經營のレストハウスがある外、丘上の景勝の地を占むる立派なカオ・ナイ・ホテルがある。

パターニー―一五一六年、葡萄牙人に依て建設された古い都で、一五三六年には三〇〇人以上の歐人が居住し、東西交通の要衝として殷賑を極めた。現今南部地方重要港の一として重きをなし、人口十三萬を擁してゐる。

ナコーン・シータムマラート（別名―六昆又は "Lakon"）―暹羅に於ける最古の都會の一つで、一千年以上の歷史を有し、十一、二世紀の頃は馬來半島を支配する大王國の首都として、四隣を壓してゐたが、十三世紀以後漸く振はず、同王國は遂に滅亡を遂げて了つた。現在人口三一三、〇〇〇人を擁する大都會にして、暹羅主要海港の一つで、市街美麗にして又清潔である。見るべき寺院多く、最も著名なるは、一千年以上の歷史を有するワート・マハータート (Wat Mahathad) である。當市は又八百年の歷史を有すると言はれる精巧な黑金象眼細工を以て有名である。

プーケット―半島暹羅の西海岸タラーン島の東南隅にある古い海港で、人口約四萬、大部分支那人より成り、緬甸、馬來諸州との輸出入貿易が盛んである。尙、同島は錫の豐鑛を以て有名で、約二千年前印度人が鑛物採掘の爲に此處に植民し、それより數百年を遲れて亞剌比亞人が同樣目的を以て盛んに渡來し、十五世紀以後支那人が來つて活動を開始し、今日の基礎を確立したと言はれる。

バーンドーン―人口約一萬五千、半島部暹羅第一の河バーン・ドーンの河口に臨む海港にして、半島中部の商業中心地であり多數の製材所があつて、木材の取引が盛んである。曾て附近に石炭の採掘が行はれたことがあるが、經營困難の爲挫折した。

チュンポーン　人口約四萬、沿岸漁業の中心地にして、又燕巢の產地として有名である。當市は又馬來半島の最狹小部に當り、緬甸國境の最南端タプレーへ至る距離は僅に五一粁に過ぎない。尙、鐵道部經營のレストハウスがある。

プラチュアプ・キーリーカン―後に山岳を控へ、多數の岩島を擁する美しい灣に臨む勝景を以て聞ゆる都市で、商業の中心地をなし、人口約三萬、背後の山岳地帶は各種木材の產出を以て名高く、從てその取引が盛んである。尙、當地には暹羅空軍の飛行場がある。

フア・ヒン―盤谷より鐵路二二九粁の地にあり、十年以前には未だ一漁村に過ぎなかつたが、現今に於ては有名な海岸保養所として知られ、離宮を初め盤谷在留外人、富裕階級の別莊多く、又新嘉坡・彼南等からの訪客も多く非常な賑ひを呈してゐる。立派なテニスコート、ゴルフ・リンクを初め各種の遊戲設備も完備し、又鐵道部經營の立派なホテルがある。

ペチャブリー―人口約十四萬、史上に名高い古都の一つであつて、曾て歐洲印度と極東方面との陸路交通の要衝をなし、殷盛を極めたことがあり、又古い時代に一時暹羅の帝都たりし事あり、各種の遺跡、記念物に富んでゐる。

ラーチブリー―人口約二十二萬、本市も暹羅最古の都の一つで、多くの由緒ある古剎・遺跡等が多く、夫等の建築樣式には興味あるものが多い。暹羅第二の大河たるメクロンに臨み、附近の山林には各種木材の產出が豐富であつて、メクロンの上流には鉛・錫・亞鉛・アンチモニー等が豐富で、現に盛んに採掘が行はれて居り、又石灰石の產出も豐富である。

ナコーン・サワン（一名―パクナンポー）―メナム・チャオ・プラヤーの各支流合流點に當り、中部地方の商業中心地であり、人口約十四萬を擁する殷盛なる都會である。即ち中部大平野の米の集散地であると共に、各河川上流から流送されて來たチーク材の徵稅所ともなつてゐる。

ピサヌローク―隣接地域を含めて、人口約十二萬、ワット・マハー・タートは暹羅最古の寺院を以て名高く、米其他物產の集散地で、商業中心地をなしてゐる。

ラムパーン―北部暹羅に於る物資集散市場の一で、又暹羅極北部チエンセンへ至る國道の南方終點に當り、隣接地方を併せて人口二五萬を算する都會である。又古い歷史を有する都市にして、遺跡の見るべきものが多く、尙、北部地方の歐人木材商社が多數軒を連ねてゐる。

ラムプーン―隣接地域を含めた人口は十四萬人で、西紀六世紀乃至八世紀にモーン人に依て建設された北部暹羅最古の都で十三世紀に至つて暹羅人に滅さるゝ迄モーン人の支配するところであつた。從て古寺、古蹟に富んでゐるが、最も著名なのは Wat Phra That Luang である。

ペトリユウー―東部鐵道沿線の最大都市にして、人口約十六萬、名剎 Wat

Yasodhorn を以て聞え、木材、米、鹽・其他物産の大集散地にして、近隣には鐵及鉛鑛があるが、未だ大規模採掘に至つてゐない。尙、本市よりチャンタブリー其の他へ至る自動車道路建設計畫が進行中で、之が竣工の曉には本市の重要性は更に一段と增大するであらう。

バーチンブリー—人口七五、〇〇〇人(隣接地域を含む)、古い都で、今尙城壁を繞らしてゐる東部地方に於ける物産集散地にして、各種木材・木炭・米・角・皮革類等の取引が盛んである。

アランヤ・プラテート—東埔寨國境六哩の地點にあり、東部鐵の終點で、鐵道部經營のレストハウスがある。近年印度支那と暹羅との陸路交通が頻繁となるに從て、交通及通商上の地位は益々重大化しつゝある。

チャンタブリー—東南部國境の重要海港にして、歷史的にも著名な古都である。各種物産の集散地をなし、殊に胡椒の産出が有名で、又背後地に於ける寶石類は當港を通じて輸出されてゐる。

コーラート(一名—ナコーン・ラーチシマー)—人口約十四萬、東北高原に於ける門戶をなし、古い都で、未だに城壁を繞らして居る。政治上・軍事上の重要都市にして、又東北鐵道は此處より二つに分れて一はウボーンへ至り、一はコーン・ケーンに至つて居り、又暹羅商業飛行の中心地をなしてゐる。東北地方各種物産の集散地で、養蠶業及家畜業を以て有名である。

ウボーン—東北部國境に近く、メコン河支流に臨み人口約八萬、市街清潔にして、大多數の建物は煉瓦建である。同地方商業上の中心地たる外、附近ラオ人の中心地にして、又羅馬加特力布敎の中心地をなしてゐる。

三　外國人入國關係法規

㈠　入國法

當國に於て初めて外國人の入國を取締るべき入國法の公布を見たるは佛曆二四七〇年にして、其の後佛曆二四七四年に至り若干の改正を見た。是等法規に據り入國を禁止せらるべき外國人として左の通り列記されて居る(佛曆二四七四年入國法改正法第三條)。

(イ)暹羅國政府に依て承認せられ居る政府の發給に係る正規の旅券又は國籍證明書を所持せざるもの

(ロ)天然痘豫防注射をなさゞるもの、又此の注射を拒絕するもの

(ハ)內務大臣が本條に關連して指定し官報に告示せる傳染病の患者

(ニ)獨立の生計を營むに足る收入なきもの及醫師に依り「身體上又は精神上の缺陷又は疾患に依り生活を營む能力なきもの」と認められたるもの

(ホ)不良の性格を有するもの又は暹羅國の公安を害する惧ありと認めらるゝもの

(ヘ)入國法及之に附隨する各種法規の規定する手數料を支拂ひ得ざるもの

其後佛曆二四七五年に至り前記入國禁止者の外に左記二項に該當する者の入國を禁止すべき旨規定せられた(佛曆二四七五年入國法改正法)。

(ト)父又は母に同伴せられざる二十歲以下のもの、但し豫め內務省の許可を受けたるものは此の限りに非ず、豫め許可を得る手續は在暹領事を通し氏名、年齡、渡暹の目的、渡暹後の身元引受人を暹羅側に通告し其の入國許可を得たる後在外暹羅領事の査證を受くるものとす

(チ)十二歲以上のものにして暹羅語又は其の本國の國語を讀み書き出來ざるもの

然るに前記(イ)旅券又は國籍證明書を有せざるものと雖も移民官の發給する身柄證明書を受けて入國することを得べく、此の特別規定は主として暹羅と無條約關係にある中華民國人の入國者に對し適用せらるゝものにして支那人入國者の大部分は此の手續に依て居る。尙ほ本入國法の定むる入國制限の除外例取扱を受くべきものとして、外國の外交官、正式通告を以て派遣せらるゝ外國政府の公用旅行者、外國船舶及航空機の乘組員等が擧げられて居る。

次に入國法に於て重要なる點は父母又は保護者に同伴せらるゝ十二歲以下の幼年者を除く凡ての入國者は移民官の發給する居住證明書(Certificate of Residence)を受くることを要す(佛曆二四七四年入國法改正法第四條)る點にして、右證明書の發給手數料は一種の入國稅とも看らるべき後述の如き高額を規定して居る。

但し右の居住證明書の規定は既に同種の證明書を所持するもの及本入國法改正法公布の際暹羅國に居住し居り其の後出國の際正規の再入國許可證(Return Permit)の發給を受け再入國の時之を提示するものには適用なきことゝなつて居る。即ち此の高額の一種の入國稅は全然新入國者のみに課せらるゝわけである。

居住證明書を所持するもの暹羅國外に出でんとするときは豫め其の居住する土地の郡長又は移民官に本證書を提示し出國の旨を申告して其の裏書を受け置くことを要す(佛曆二四七五年入國法に關する內務省令第六條)

㈡　入國法に規定する諸種の手數料

(イ)　身柄證明書

旅券又は國籍證明書を所持せざるものゝ入國に當り發給する本證明書の手數料は十銖とし有效期間は二箇年とす(佛曆二四七四年入國法改正法に依る內務省令第五條)

(ロ)　再入國許可證

發給手數料二十銖にして有效期間一箇年とす(佛曆二四七四年入國法改正法に依る內務省令第四條)

(ハ)　居住證明書

發給手數料百銖にして有效期間無制限なるも、本人が引續き一箇年以上暹羅國より離退する時は無效となるものとす(同上)

㈢　入國を禁止せらるべき傳染病患者

佛曆二四七四年入國法改正法第三條の規定に基き左記傳染病の患者は暹羅國に入國することを禁じられて居る(佛曆二四七〇年七月、內務省告示)。

(イ)　癩病

(ロ)　トラホーム

(ハ)　肺病

(ニ)　各種性病

㈣　入國に關する其他の制限

前記の通當國移民法は外國人の入國に對する禁止及制限を設け居れるも、國籍乃至職業に依る禁止制限條項は設けられてゐない。

四　雜

曆　㈠公用民曆　一九一三年以降盤谷曆(Ratanakosindr Sok 盤谷遷都の年を元年とす)に代へて佛曆(西曆年數+543年)を使用し、グレゴリオ曆の四月一日より翌年三月末日迄を一年とする。一日は正午十二時間前に始まつて同十二時間後に終り、公用には午前午後を分割せず一時より二十四時迄通算して時間を讀む。標準時はグリニッチ東七時間を採用してゐる。㈡舊民曆　現今田舍では Chulasakaraht 曆(西曆年數-639年)を使用し、第五月に於ける漸大月の始を元日とす。㈢宗敎上の曆　佛曆を使用し、一年は第六暹羅太陰月の滿月に始まる。

通貨　1銖(Baht 又は Tical)=4 Salung=100士丹(Satang)=0.88756圓=0.77922海峽弗=1.10064盾=1.12921比弗=1.21212留比=1.81818志=0.44241米弗=0.88482比(以上理論平價)

度量衡　一九二三年十二月十七日に度量衡法を發布して(翌年施行)、メートル制を採用し、其の使用を任意としたが、現今クルン・テープ、アユタヤー、ラーチブリー、パチンブリー等の諸州を主として約七十縣に於て既に米法が實施されてゐる。

㈠　右度量衡法に規定せる標準度量衡は次の如くである。

重量　1標準擔(=Hap)=100標準斤(Catty)(=50 Chang=[50×20] Tamlung=[50×20×4]Baht)=133⅓封度=60瓩=16貫　1標準カラト=20瓱

長度　1Sen(=1/400 Yot)=20 Wah=(20×4)Sawk=(20×4×2)Keup=(20×4×2×12)Niu=40米=22間

面積　1咪(Rai)(=1平方セン)=4 Ngan(400平方ワー)=1,600平方米=1段6畝4步　1英反=2½咪

容積　1標準 Kwien(=Coyan)=2標準 Ban=(2×50)標準 Sat=(2×50×20)標準 Thanan=2,000立=11,087石

(ロ) 從來慣用せる度量衡中重量は1ハプ(擔)=50チャン(暹羅斤=1.2瓩)=(50×20)タムルン=(50×20×4)バート(銖)=100商用斤(1⅓封度斤)=133⅓封度=60.48瓩にて、長度のニウは指幅、クープは拇指と小指を張つた長さ、ワーは尋を云ひ、其の進法及長さは大體右標準長度に同じ、面積の一㖨は一平方センであるから標準面積と大差なく、容積に就ては「商業の部—商習慣の項」に既述した。

休祭日 チュラサカラート暦、支那暦等に依る祝祭日の日取りは毎年太陽暦に依ては定め難いが、一九三六年に於けるものを示せば次の如くである。

政廳休日 (イ)毎日曜日 (ロ)暹羅新年(Tarusa Sangkran. 貸倶蘭—自三月三十一日至四月二日、四月一日には誓忠式が行はれる) (ハ)紀元節(Chakri Day—四月六日)、(ニ)釋迦降誕成道涅槃祭(Visakha Buja—自五月四日至五月六日) (ホ)假憲法制定記念日(六月二十七日) (ヘ)安居祭(Khao Purin Barnsa—自七月三日至七月五日) (ト)天長節(九月二十日) (チ)憲法發布記念日(十二月十日)

闕税休日 (イ)新年(一月一日) (ロ)支那新年(自一月二十四日至同二十五日) (ハ)暹羅新年(四月一日) (ニ)紀元節(四月六日) (ホ)聖金曜日(四月十日) (ヘ)釋迦降誕成道涅槃祭(五月五日) (ト)假憲法制定記念日(六月二十七日) (チ)安居祭(七月六日) (リ)天長節(九月二十一日…一九三六年に於ては二十日が日曜の爲一日繰下げ) (ヌ)憲法發布記念日(十二月十日) (ル)クリスマス(十二月二十五日) (ヲ)戴冠式記念日(未定)

商業休日(盤谷國際商業會議所) (イ)毎日曜日 (ロ)新年(一月一日) (ハ)支那新年(自一月二十四日至同二十五日) (ニ)暹羅新年(四月一日) (ホ)紀元節(四月六日) (ヘ)聖金曜日及イースター土曜日(四月十日及同十一日) (ト)釋迦降誕成道涅槃祭(五月五日) (チ)假憲法制定記念日(五月二十七日) (リ)安居祭(六月七日) (ヌ)天長節(九月二十一日) (ル)憲法發布記念日(十二月十日) (ヲ)クリスマス及ボクシング・デー(十二月二十五日及同二十六日)

銀行休日 (イ)新年(自一月一日至同二日) (ロ)支那新年(自一月二十四日至一月二十五日) (ハ)暹羅新年(自四月一日至同二日) (ニ)紀元節(四月六日) (ホ)復活祭(四月十日、十一日及十三日) (ヘ)釋迦降誕成道涅槃祭(五月五日) (ト)聖靈降臨祝日月曜日(六月一日) (チ)英國天長節(六月二十三日) (リ)假憲法制定記念日(六月二十一日) (ヌ)半期休日(七月一日及同二日) (ル)安居祭(日取未定) (ヲ)佛蘭西國家祝祭日(七月十四日) (ワ)八月銀行休日(八月三日) (カ)暹羅天長節(九月二十一日) (ヨ)暹羅半期休日(十月一日) (タ)支那雙十節(十月十日) (レ)チュラローンコーン王祭(十月二十三日) (ソ)憲法發布記念日(十二月十日) (ツ)クリスマス及ボクシングデー(十二月二十五日及同二十六日)

新聞雜誌其他定期刊行物 盤谷の主要新聞を擧ぐれば、次の如くである。

新聞—

紙名		回數	創刊年度	備考(數字は發行部數)
Bangkok Times	(英文)	日刊及週刊	一九〇六	約千二百、穩健なる編輯方針を持し、特に經濟財政記事に優る
Siam Chronicle	(英文)	日刊	一九三六	經濟・商況記事多し
Sri Krung	(暹文)	日刊	一九二〇	約七千五百、政治・經濟評論好評あり暹字日刊新聞中最も古く、發行部數も最多である
Siam Rashdra	(暹文)	日刊	一九二五	約三千五百、娛樂新聞として特色あり
Prajajati (英名—Nation)	(暹文)	日刊	一九三二	約六、七千、有力なる政治評論を掲載し特に政治記事を主とする有識階級に信用あり
Tai Mai	(暹文)	日刊	一九三一	約六千、編輯方針進歩積極的にして、特に商業界に勢力あり
Lak Muang	(暹文)	日刊	一九二五	約五千、政治・經濟記事に特徴あり
Issara	(暹文)	日刊		約二千、娛樂記事を主とす
Parajatipatai (佛名—La democrate)	(暹文)	日刊	一九三三	約五千、有力なる政治評論を掲ぐ
Krungdep Varasab	(暹文)	日刊	一九三一	約四千、政治・社會評論に特徴あり
Khao Siam	(暹文)	日刊	一九三四	約二千
Dau Nakor (英名—City Star)	(暹文)	日刊	一九三四	約三千五百、政治記事に特徴あり
Doerd Rathadharmanun	(暹文)	日刊	一九三四	約四千、政治記事に特徴あり
Thai Tai	(暹文)	日刊	一九二八	約三千、南暹地方記事及娛樂新聞として特徴あり
中華民國	(華文)	日刊	一九一〇	約三千、漢字紙として歴史最も古し
民國日報	(華文)	日刊	國民日報(一九二五—三年)の後身	約二千
晨鐘日報	(華文)	日刊	一九三〇	約三千、政治記事に特徴あり
中南晨報	(華文)	日刊	一九三一	約三千、文藝娛樂記事を主とす
華僑日報	(華文)	日刊	一九二八	約三千、政治記事、評論に特徴あり
華星報	(華文)	日刊	一九三四	約二千

其他の定期刊行物—主要なるものは、左表の如くにて、其の他鐵道・公道・警察・衞生・官立研究所等に關する英文又暹文の政府行政年報竝に諸種の雜誌等がある。

名稱	回數	發行所
Bangkok Market Report	月刊	Bangkok International Chamber of Commerce
Directory for Bangkok and Siam	年刊	Bangkok Times Press
Foreign Trade and Navigation of Siam	同	Department of Customs
Journal of the Siam Society	年二回	The Siam Society
” Natural History Supplement	同	同
Report on the Budget of Siam	年刊	Office of the Financial Adviser
Statistical Year Book of Siam	同	Ministry of Finance

日暹諸團體

暹羅協會—一九二七年(昭和二年)十二月二十日、同年渡暹せる大倉喜七郎男の主たる肝入りにて、日暹間の友好增進、通商の促進竝に彼我文化の紹介等を目的として東京に設立を見たもので、秩父宮殿下を總裁に、暹羅國攝政首座アーティット・ティプ・アーバー殿下を名譽總裁に推戴し、近衞文麿公爵及德川賴貞侯爵を會長、及副會長とし、岡部長景子爵を理事長とする外、會員には朝野の名士約二百名を擁してゐる。尙、同會は「暹羅協會々報」を年約四回發行する外、「暹羅國情」及「暹羅の話」等の單行本を發行して暹羅國情の紹介に努め又暹羅留學生の斡旋招致に努めてゐる。

大阪日暹貿易協會 日暹間の親善及貿易の發展を圖る爲一九二八年(昭和三年)三月大阪商工會議所內に創設されたもので、駐日暹羅公使を名譽會長、前大阪商工會議所會頭稻畑勝太郎氏を會長、在大阪暹羅國名譽領事安住伊三郎氏を理事長とする外、阪・神有力實業家數十名を擁し、暹羅語短期講座の開設、盤谷に於ける日本商品見本市開催、暹人留學生斡旋、暹羅觀光團の接待等彼我の親善增進に努め、又「暹羅の事情」等隨時刊行物を發行してゐる。

名古屋暹羅協會—昭和十年六月、元名古屋商工會議所會頭伊藤次郎左工門氏、現暹羅國領事加藤勝太郎氏等の斡旋に依り、日・暹親善、貿易促進を目的として設立せられたもので、會長伊藤次郎左衞門氏、名譽會長プラー・ミタカムラクサ公使、會員には同地貿易商及有力實業家を網羅して居り、暹羅人留學生の斡旋・招致、其他日・羅相互理解の爲の積極的活動を行つてゐる。

神戶日暹協會—在神戶暹羅名譽領事榎並充造氏の主たる斡旋に依て兩國親善の增進、貿易發展を目的として昭和十一年三月神戶商工會議所に於てその發會式を擧行した。會長は神戶商工會議所會頭岡崎忠雄氏で、在神戶有力會社、銀行及實業家を網羅してゐる。

暹日協會(The Japan-Siam Association)—暹羅に於ける日暹親善を目的とする暹日協會の設立は豫てより同國有力者間に於て計畫されて居つたが、兩國親善關係の增進竝に一般暹羅人士間に於ける日本研究熱勃興等の時運に促され、第二回汎太平洋佛教青年大會暹羅首席代表プラヤー・シーシチカン・バンチョン氏及同代表ルアン・チェンサク氏等の斡旋盡力にて創立の運びとなり、昭和十一年十一月正式登錄を了し、初代會長に前記プラヤー・シーシチカン・バンチョン氏、副會長にはルアン・チェンサク氏が就任、名譽會長には

秩父宮殿下、及攝政首座アーバー殿下を推戴し、會員は暹羅側有力者約百名、日本人側約二十名を擁してゐる。目的及事業として、(一)本協會は日暹兩國間及兩國民間の親善増進を圖るを以て目的とす。(二)本協會は其の目的遂行の爲以下の事業を行ふ。(イ)兩國々民をして會合懇談し、且つ各種事業及競技に協力する機會を得しむること。(ロ)日暹兩國に關する知識の探求及事情の研究並に有益なる報道の弘布、(ハ)視察及觀光旅行並に學者、教授及講演等の意見及知識の交換等を掲げてゐる。

文獻目錄　邉文を除く重要文獻(定期刊行物は前揭)は次の如くである。
(〇印を附せるは本篇執筆に當つて主として參考とせるものである)

Ancient Siamese Government and Administration, by Q. Wales, London, 1934
Annales dy Siam, by M. C. Notton, Paris, 1926
Aquatic Resources & Fisheries of Siam, by H. Mac.C. Smith, B'kok, 1925
Asian Arcady, by R. le May, Cambridge, 1926
Au Siam, by E. Jottrand, 1905
Bangkok, its Life and Sport, by C. H. Forty, London, 1929
Bibliography of Siam, by Satow, 1885
Coinage of Siam, by le May, B'kok, 1932
Commercial Directory for Siam, 1929, by Ministry of C. & C., B'kok.
Common Birds of B'kok, by C. J. Aagaard, Copenhagen, 1930
Crowuis Siamois, by M. Vas, 1900
Description du Royaume Thai ou Siam, by Pallegoix, Paris, 1854
〇Economic Conditions in Siam, Report by J. G. Johns, London
Elements of Siamese Grammar, by Dr. O. Frankfurter, 1900
English-French-Siamese Word or Phrase Book, by B. O. Cartwright, B'kok, 1917
English-Siamese Pronouncing Handbook, by G. B. McFarland, B'kok, 1912
Ethnographie du Siam, le Peuple Siamois ou Thai, by de Rosny, Paris, 1884
Fxploits of Yamada Nagamasa, The, by S. Miki, Tokyo, 1931
Fxtra-territoriality in Siam, by Luang Nathabania, B'kok, 1924
〇Florae Siamensis Enumeratio, by W. G. Craib, 4 Vols., B'kok.
Friendly Siam, by E. Kornerup, London
Gesandtschafts Reise nach Siam und Hue in 1821-22, by T. S. Raffles, Weimar, 1827
〇Guide to B'kok, by E. Seidenfaden, B'kok, 1927, 1932
Half Century among the Siamese & the Lao, by D. McGilvary, New York, 1912
History of Siam, A, by W. A. R. Wood, London, 1926
Indian Colony of Siam, The, by P. N. Bose, Lahore, 1927
Journal du Voyage du Siam fait en 1685 & 1686, by L. D. Choisy, Paris, 1687
Journals of an Embassy to Siam & Cochin China, by J. Crawfurd, London, 1828
〇Journals of the Siam Society, The, by the Siam Society, B'kok.
Journals on the Siamese East Coast, by H. M. Smith, 1898
Kingdom of Siam, The, by A. C. Carter, New York, 1904
Kingdom of Siam, by H. M. Smith, Bankok, 1925
Kingdom of the Yellow Robe, The, by E. Young, Westminster, 1900
Land of the White Elephant, The, by Vincent, London, 1783
Landwirtschaft in Siam, Die, by H. R. H. Dilock, 1908
List of Common Trees, Shrubs, etc. in Siam, by Phya Vanpruk Picharn, B'kok, 1923
Lotus Land, by P. A. Thompson, 1906
Narrative of a Residence Siam, by F. A. Neale, London, 1852
New Siam in the Making, by M. Sivaram, B'kok, 1936
Note of a Journey on the Upper Mekong, by H. W. Smyth, London
Passing & Extraterritoriality in Siam, by F. B. Sayre, New York
Points of Interest Concerning the National Library and National Museum, by the Royal Institute, B'kok, 1926
Postal Progress in Siam 1885-1925, by the Ministry of C. & C., B'kok, 1925
Principles of Siamese Grammar, The, by S. G. Smith, B'kok 1889

Samuel Reynolds House of Siam Pioneer Medical Missionary, 1847-1876, G. H. Feltus, New York, 1924
〇Siam, by W. A. Graham, 2 Vols., London, 1924
Siam, by P. Loti, London
Siam, Peeps at many Lands, by E. Young, London 1927
Siam : Band I : Land & Volk, by K. Dühring, 1923
„ : „ II : Die Bildende Knnst, by „ „
〇Siam : General and Medical Features, by the Ministry of C. & C., B'kok, 1930
Siam : In the 20th Century, by J. G. D. Campbell, London, 1902
〇Siam : Nature & Industry, by the Ministry of C. & C., B'kok, 1930
〇Siam : Rural Ecomomic Survey, 1930-31, by C. C. Zimmerman, & 1934-35, by James, M., Andrews, A. B., B'kok.
Siam, a Geographical Summary, by Mrs. Grindrod, London, 1895
Siam & Cambodia in Pen & Pastel, by R. Wheatcroft, London, 1928
Siam et Les Siamois, Le, by Ct. E. L. de Lajonquière, Paris, 1906
Siam from Ancient to Present Times, B'kok,.
Siam Literature Series, by the Information Bureau, 13 Parts, B'kok, 1926
Siam on the Menam from the Gulf to Ayuthia, by M. Sommerville, 1897
Siam, the Land of the White Elephant, by Bacon, New York, 1873
Siam's Intercourse with Chira, by Gerim, 1906
Siamese-English Dictionary, A, by B. O. Cartwright, B'kok, 1907
Siam Grammar, by B. O. Cartwright, B'kok, 1905
Siamese Tales, Old and New, by R. le May, London, 1930
Siämois Chey Eux, Les, by Mr. Poskin, 1905
〇Siam Today, by Government Publicity Bureau, B'kok, 1936
〇Siams wirtschaftlicher Aufbau, Aussenhandel und Zahlungsbilanz, von Chote Khumbhan, Leipzig, 1932
Surveying & Exploring in Siam, by J. McCarthy, London, 1900
Tai Race, The, by Mrs. W. C. Dodd, Iowa, 1923
Twentieth Century Impressions of Siam, by Wright & M. Breakskear, London, 1908
Vajirañana National Library, by G. Coedes, B'kok, 1924
Verslag van een Driejarig Verblijf in Siam, by K. Gutzillaff, Rotterdam, 1833
Voyage de Siam, 2 Vols, by Pere Tachard, Paris, 1686

〇南洋協會編	暹羅の稻作及精米業(南洋叢書第四卷)	大正八年
山口武著	暹羅	大正十年
〇古口賢治著	南洋之米	大正十年
在暹日本人會編	暹羅之事情	大正十一年
臺灣總督官房調査課編	暹羅研究(第一編)	大正十一年
山口武著	暹羅の民商法	大正十三年
〇長井實著	暹羅の米作業	昭和三年
暹羅協會編	暹羅國情	昭和四年
日暹貿易協會編	暹羅の事情	昭和五年
〇臺灣總督府專賣局編	外米に關する調査	昭和五年
南洋時代社編	今日の暹羅	昭和五年
臺灣總督官房調査課編	暹羅の森林	昭和六年
暹羅協會編	暹羅の話	昭和七年
外務省通商局編	暹羅産唐木類に關する調査	昭和七年
三木榮著	日暹交通史考	昭和九年
郡司喜一著	十七世紀に於ける日暹關係	昭和九年
〇伊藤兆司著	南洋農業論	昭和十年
〇南洋水産協會編	暹羅の水産	昭和十年
〇鹽水港製糖會社編	暹羅糖業視察報告書	昭和十一年
〇野村合名調査部編	暹羅經濟事情	昭和十一年
〇訪暹經濟使節團編	訪暹經濟使節報告書	昭和十一年
南洋水産協會	海外漁業事情	昭和十二年
〇岩生成一編	日暹交涉史年表稿	

〇臺灣總督官房調査課及同外事課編「南支那及南洋調査輯」「南支那及南洋情報」　臺灣總督府熱帶産業調査會「パンフレット」

〇外務省通商局編	「海外經濟事情」	
〇暹羅協會	「暹羅協會々報」	

（附）日暹交通略史

（備考）日附を漢字にて記したるは日本暦にして、歐字にて記したるは西洋暦日である。例へば四・九は四月九日にして、9—12は九月十二日を意味す。

皇紀	西暦	事件
二二六二（慶長七）	一六〇二	太泥にて葡萄牙人使傭日本人二百人に上る。德川家康太泥國林隱麟に返翰を送る（七・五）
二二六三（〃　八）	一六〇三	太泥渡航朱印狀二通下附
二二六四（〃　九）	一六〇四	暹羅渡航朱印狀暹羅在住與右衞門、島津忠恒等に四通下附。加藤清正の臣、市河治兵衞暹羅に移住す。太泥渡航朱印狀、今屋宗忠、大黑屋助左衞門、檜皮屋孫兵衞に三通下附
二二六五（〃　一〇）	一六〇五	太泥の町日本人に燒拂はる。太泥渡航朱印狀、尼崎屋又二郎、六條仁兵衞に二通下附
二二六六（〃　一一）	一六〇六	暹羅國重臣、島津家久に書を送る（四・　）　德川家康、暹羅に書翰を送る（九・二一）　暹羅渡航朱印狀、有馬晴信、木屋彌三右衞門、今屋宗忠、長崎惣右衞門等に四通下附。德川家康、太泥國王に返書を送り、日本人の暴掠せしものを罰せんことを約す（七・　）
二二六七（〃　一二）	一六〇七	暹羅、渡航朱印狀、大賀九郎左衞門、木屋彌三右衞門、島津忠恒、後藤宗印等に四通下附
二二六八（〃　一三）	一六〇八	暹羅渡航朱印狀、田邊屋又左衞門に下附。本多正純書を暹羅國王に送る（一〇・一〇）。龜井茲矩の船暹羅に渡航す（一・　）
二二六九（〃　一四）	一六〇九	本多正純書翰を暹羅國王に送る。暹羅渡航朱印狀、加藤清正、伊藤新九郎、トーマス、島津忠恒、木屋彌三右衞門、龜井茲矩等に六通下附。龜井茲矩、鍛治屋彌右衞門を暹羅に遣し握浮哪純廣に書を送る（八・一四）
二二七〇（〃　一五）	一六一〇	日本人握浮哪純廣、龜井茲矩に書を送り、鉛、鐵砲の獻上、新造船の事を報ず（三・三）。本多正純返書を握雅大庫に送る（七・　）。德川家康、暹羅國王に書翰を送る（九・　）　暹羅渡航朱印狀を木屋彌三右衞門、龜井茲矩、江島喜左衞門に三通下附　龜井茲矩、太泥國王に書を送る（八・二二）
二二七一（〃　一六）	一六一一	暹羅渡航朱印狀を細川忠興に下附。日本人再度太泥の町を燒く
二二七二（〃　一七）	一六一二	在暹日本人二百八十人反亂を企て追放されんとす（3-　）。暹羅渡航朱印狀、木屋彌三右衞門、ヤン・ヨーステンに二通下附。日本船暹羅にて鹿皮十二萬枚を買入る
二二七三（〃　一八）	一六一三	暹羅渡航朱印狀、長谷川忠兵衞、マノエル、ヤン・ヨーステンに三通下附
二二七四（〃　一九）	一六一四	暹羅渡航朱印狀、木屋彌三右衞門、アダムス、唐人ベツケイに三通下附
二二七五（元和元）	一六一五	暹羅渡航朱印狀、長谷川權六、唐人三官スペックス、高尾次右衞門等に四通下附。ウヰリアム・アダムス日本人握浮哪城井久右衞門に贈物す（1-24）。握雅大庫、在暹日本人吉兵衞を日本に遣し刀甲を求む
二二七六（〃　二）	一六一六	握雅大庫、前田利常に書翰を送る（四・一）
二二七七（〃　三）	一六一七	暹羅に於ける英蘭人の爭に日本人加はる（5-13）。ナイエンローデ、日本人握浮哪オロン・ソン・サットル城井久右衞門と鹿皮賣買の契約をす（6-12）。コックス、握浮哪城井久右衞門の父より書翰贈物を受く
二二七八（〃　四）	一六一八	日本人此頃メナム河の日本關を管理す
二二七九（〃　五）	一六一九	日本人握浮哪オロン・ソン・サットル城井久右衞門船を仕立てゝ父に鹿皮を贈る（5-31）
二二八〇（〃　六）	一六二〇	日本人長藏、太泥よりバタビヤに渡航し總督より營業自由の免許を受く（7-21）
二二八一（〃　七）	一六二一	暹羅國使來朝、握雅大庫は長崎奉行本多正純に、國王は德川秀忠に書翰を送る（四・七　四・八）。各返書あり（九・　）。山田長政も土井利勝、本多正純に書を贈る（四・一一）。各返書あり（九・　）。日本人握浮哪長政、英商館長の願により拘禁英人及日本人の釋放に斡旋す（8-　）
二二八二（〃　八）	一六二二	此春日本人區燒失しオランダ商館類燒す（3-　）。木屋彌三右衞門等暹羅渡航朱印狀を受く（九・二七）
二二八三（〃　九）	一六二三	暹羅國使來朝、國王は將軍秀忠に書翰を送り、東埔寨・暹羅間の紛爭に日本人の援助せざらん事を乞ひ、握雅大庫は酒井忠世、土井利勝、板倉重宗に書翰を贈る（四・　）。夫々返書す（八・　）。日本船三隻暹羅に渡航す
二二八四（寛永元）	一六二四	西班牙船アユタヤにて長政等日本人に掠奪さる。アダムスの遺子等暹羅に渡航す。日本人握浮哪、朱印狀を得て暹羅に歸航す（7-　）
二二八五（〃　二）	一六二五	牧野信成、握雅大庫に返書を送る。小濱民部船暹羅に渡航す。他に一隻渡航す
二二八六（〃　三）	一六二六	握浮哪大庫、書を酒井忠世、土井利勝に送る（四・　）　各返書す。日本人切支丹四百人に上る（九・　）
二二八七（〃　四）	一六二七	小濱民部船、暹羅に渡航す。山田長政握浮哪に昇爵す。日本握浮哪船、暹羅に歸航す（10-　）
二二八八（〃　五）	一六二八	日本船三隻、暹羅に渡航す。アユタヤにて西班牙船日本人作右衞門船を燒沈す（5-14）
二二八九（〃　六）	一六二九	山田長政、東印度總督クーンに書翰を送る（3-　）。山田長政酒井忠世の家臣、關主税に書を送る（三・三）。暹羅新王、書翰を將軍家光に贈る（四・一五）。握雅大庫酒井忠世、板倉重宗に書を送る（四・一五）　東印度總督クーン返書を長政に送る（5-28）。山田長政六昆太守に任ぜられ、日本人三百人、暹羅人四千人を率ゐて赴任す（8-　）。家光、暹羅新王に返書を送る（九・　）。酒井忠世、板倉重宗、夫々握雅大庫に返書す（九・　）。酒井忠世、長政に返書を送る（一〇・三）
二二九〇（〃　七）	一六三〇	此頃暹羅王の近衞兵中に日本人八百人ありバタビヤ在住日本人等商品を暹羅に輸送して抑留さる（7-　）。山田長政、六昆にて毒殺され、其子オクン・セナピモク自立を圖り、次で東埔寨に亡命す（8-　）アユタヤの日本人町燒拂はる（10-26）
二二九一（〃　八）	一六三一	日本人の一部、暹羅より避難歸國す（6-　）。東埔寨王、暹羅より遁入の日本人等の助力を得て暹羅と戰はんとす（12-　）。山田長政、殺害の報、幕府に達す（一二・二八）
二二九三（〃　一〇）	一六三三	暹羅國王赦令を出し舊住竝に新來日本人の居住を認可す、日本人の長、糸屋太右衞門、平松廣助和蘭商館に鹿皮を賣る（6-5）　糸屋太右衞門、鉛をペグー人より買入れ和蘭人に渡す（8-26）。日本將軍の書翰、暹羅宮中に鄭重に保存せらる（9-28）。日本人三、四十人妻子を連れて東埔寨より暹羅に移住す（11-5）
二二九四（〃　一一）	一六三四	糸屋太右衞門、蘭商館長スハウテンと鹿皮賣買を契約す（1-22）。木村喜太郎、蘭商館長と鹿皮賣買を契約す（1-24）。平松廣助、蘭商館長と鹿皮の賣買を契約す（1-26）。暹羅國王、太泥征伐に日本人兵を用ふ（1-31）。彌兵衞等の日本船三隻交趾より暹羅に渡航す（2-19）。アユタヤの日本人町燒失す（3-25）。日本人暹羅王の持船を買ふ（4-13）。暹羅王、使節船を日本に派遣す（5-24）。日本人、喜左衞門の船、日本に向ひ出帆す（6-3）。此頃森田長助、暹羅より歸國して暹羅通事となる
二二九五（〃　一二）	一六三五	暹羅王の遣使船、日本にて拒絶されて歸航の途暴風に遭ひ廣南に寄航す

二二九六（〃　一三）一六三六　前年、日本にて拒絕されし國王の使節船、再び日本に行き拒絕され、臺灣まで引返す(6–)。日本人の海外渡航及び歸國禁止令發布さる（鎖國令）（五・一九）東埔寨王子、日本人百人を從へて暹羅に亡命す(11–18)

二二九八（〃　一五）一六三八　日本人支那金を暹羅に輸入す

二二九九（〃　一六）一六三九　在暹木村半左衞門長崎の親戚辻萬右衞門に音信を通ず(6–14)

二三〇〇（〃　一七）一六四〇　此夏暹羅國王の使節日本將軍宛の書翰贈物を携へて出帆す。在暹久左衞門、軍兵衞和蘭商館長の依賴により皮革を買集む (11–21)。在暹日本人船二隻に鹿皮八萬枚を積んで交趾に出帆す(11–21)

二三〇一（〃　一八）一六四一　蘭支人海外在住日本人の貨物、書翰、傳言の取次を長崎奉行より禁ぜらる（一〇・二三）

二三〇三（〃　二〇）一六四三　日本人長木村喜太郎、錫を買ふ爲に商船を六昆に派遣す(11–12)

二三〇四（正保元）一六四四　日本人町の長木村喜太郎別名半左衞門暹羅國王の大船を購入す (2–6)。半左衞門、六昆より錫を暹羅に輸入す(3–8)。暹羅王使節船を日本に派遣す（暴風雨の爲、六月三日澎湖島に着く）(4–22)。暹羅國王、日本町の長、半左衞門、善右衞門兩人に蘇木を贈る(4–27)。國王の命により半左衞門、船を交趾に派す（蘭船に拿捕されて臺灣に曳航さる）(5–1)。多數の日本人アユタヤの蘭商館の皮革の手入れ、及び荷造に傭はる(5–、八・二五)

二三一一（慶安　四）一六五一　木谷久左衞門、父母の年忌供養に暹羅より土產を故鄉に送る

二三一二（承應元）一六五二　木村半左衞門、日本の故舊に音信を通ず(7–19)。此年半左衞門、王廷に運動して蘭人の皮革輸出獨占權廢棄に努む

二三一四（〃　三）一六五四　暹羅國王、新造船を日本に派遣せんとして蘭人航海士を求む

二三一五（明曆元）一六五五　國王、蘭人より鹿皮輸出の特許權を解放し、日本人等蘭商館に鹿皮を齎す

二三一六（〃　二）一六五六　暹羅船、長崎に着く、國使渡來す (7–9)。暹羅國王崩御して、繼承の內亂起り、日本人兵を率ゐて王宮に入る(8–8)。在暹日本人英人に鮫皮を賣る

二三一八（萬治元）一六五八　在暹日本人商船に蘭航海士を傭ひ東京に向ふ

二三二〇（〃　三）一六六〇　暹羅大使、和田理左衞門の船に便乘して東京に向ふ（五月一日東京につく）(2–8)

二三二一（寛文元）一六六一　暹羅國書を持てる大使二名再び和田理左衞門船に便乘して東京に向ふ(11–24)。堺の人中村彥左衞門、暹羅より佛畫を送る

二三二二（〃　二）一六六二　暹羅王船日本に向ひ女島沖にて難破す

二三二四（〃　四）一六六四　暹羅國王船日本に向ふ(6–25)

二三二六（〃　六）一六六六　此頃在暹日本人の主なるもの、木村半左衞門、北島八兵衞、德永長三郎、石橋加兵衞、三宅次兵衞、野中市右衞門、吉原太兵衞、石津伴左衞門、次郎兵衞。暹羅王船、和蘭商館長のパスを持つて長崎に來航す(6–26)

二三二七（〃　七）一六六七　日本人アユタヤに教會堂を建てんことを熱望す

二三三一（〃　一一）一六七一　暹羅國王船日本に向ひ出帆す

二三三三（〃　一三）一六七三　同船、日本より歸着す(2–21)

二三三四（延寶　二）一六七四　暹羅國王及び王妃夫々船を日本に派遣す。在暹英商館長日本將軍への贈物を託す(5–)。蘭人、日本人町にて錫の買付をす、日本人錫を六昆及びタナサリーに再輸出す

二三三八（〃　六）一六七八　暹羅國王船、長崎に來航し、日本金を盛に購入し出帆後直ちに難破し支那船を購入して歸國す(2–3)

二三三九（〃　七）一六七九　暹羅國王船長崎に來航す、船長支那人病死す(11–15)

二三四〇（〃　八）一六八〇　暹羅國王、船を日本に派遣す(4–26)。王妃、船を日本に派遣す(5–17)　國王及王妃共同にて船を日本に派遣す(5–26)

二三四一（天和元）一六八一　飢饉の爲、長崎にて來航船より暹羅米を買ふ(8–29

二三四二（〃　二）一六八二　暹羅宰相コンスタンチン・ファルコン、日本系婦人と結婚す(5–)。英國東印度會社暹羅國王に書翰を日本に傳送せんことを乞ふ(12–15)

二三四三（〃　三）一六八三　暹羅船五隻、日本銅一萬箱を積みて日本より歸國す

二三四五（貞享　二）一六八五　暹羅船三隻日本に向ひ暴風雨に遭ひ難破す

二三四六（〃　三）一六八六　暹羅王船一隻日本より歸航す(2–17)。同じく王船一隻日本より歸國す(3–18)。同じく國王船一隻日本に向ひ出帆す(5–19)

二三四七（〃　四）一六八七　暹羅昭不耶大庫、支那船に托し書を長崎奉行に送る（四・　）　日本町未だアユタヤの南郊にあり(9–27)

二三四八（元祿元）一六八八　日本人ロプリーの教會堂の壁畫を描く。宰相コンスタンチン・ファルコン處刑され、未亡人難を日本人町に避く(5–19)

二三五〇（〃　三）一六九〇　獨逸人ケムペル、アユタヤに着く、日本人半右衞門之に同伴す、彼は諸國語に通ず(6–6)

二三五一（〃　四）一六九一　暹羅船二隻長崎に來着す(12–30)

二三五三（〃　六）一六九三　暹羅船洋中破船の廣東人男女十八人を救ひて長崎に入港す（八・　）

二三五四（〃　七）一六九四　宋居勝船廣東漂着長門人十二人を送還し長崎に着す（七・　）

二三六〇（〃　一三）一七〇〇　暹羅國王、日本銅をバタビヤに轉賣す

（以上は岩生成一氏「近世初期日暹交渉史年表稿」に據る）

明治以降の日暹交通略史

二五三五（明治　八）一八七五　當時工部省四等出仕であつた大鳥圭介氏墺太利公使と同行して一月十八日東京出發暹羅事情視察の途に上つた。他に大藏省四等出仕川路寛堂氏が加はり、横濱から佛蘭西汽船に乘り、香港からは墺太利軍艦に乘つてマニラ經由盤谷に着いたのが、同年二月十日であつた。二十四日には外務大臣に面會し、三月一日墺太利公使に伴はれて國王に謁見、七日には再び國王に謁見を仰付られ、種々懇篤なる御下問に接した。歸路は新嘉坡經由で、東京に歸着したのが同年四月十七日であつた。

東伏見宮殿下（當時小松宮殿下と申上ぐ）が英國よりの歸途親しく暹羅を訪問せられた。

二五四七（〃　二〇）一八八七　暹羅外務大臣テーワウォン殿下使節として來朝、九月二十六日、日暹修交宣言書の調印を終へ、翌二十一年一月二十三日同宣言書の批准を了す。

二五五〇（〃　二三）一八九〇　內國勸業博覽會の視察を兼ねてパヌランシー殿下來朝

二五五一（〃　二四）一八九一　暹羅文部省の依囑に依り畫工一名、彫刻師二名を送る

二五五四（〃　二七）一八九四　新嘉坡駐在齋藤領事盤谷に派遣され、政府及外交團を歷訪

二五五七（〃　三〇）一八九七　稻垣萬次郎氏辨理公使に任ぜられて、盤谷に公使館を開設、同年政尾博士法律顧問として渡暹し、暹羅の司法制度改革に功勞あり、司法省內に重きをなしたが、滯暹十六年、大正二年に歸朝した。

二五五八（〃　三一）一八九八　日暹修交通商航海條約の調印を見（二月二十五日）、在留邦人は領事裁判權の下に保護さるゝこととなる

二五六〇（〃　三三）一九〇〇　暹羅皇室より佛骨分與の議があつて、その奉迎使節が派遣せられた。其の後日暹寺を愛知縣下に建立、

その用材は暹羅より寄贈せられ、三十五年ラーマ六世(皇太子時代)來朝の節は日暹佛骨奉安殿の前に手づから記念松樹を植えられた。此の頃在留邦人中暹羅東北地方の養蠶業を視察し、暹羅蠶業改良の必要を時の公使の手を經て暹羅政府に建白したことがあり、之が動機となつて其後暹羅政府は我國より數名の技術員を招聘して、蠶業局を創設、一時は非常な努力が傾注せられ、傭聘邦人も數十名に達した。然るに其後全廢の悲運に遭ひ、農務省に重きをなしてゐた邦人も大正元年には遂に全く姿を消して了つた。

二五七一(〃　四四)　一九一一　ラーマ六世の戴冠式には伏見宮博恭王殿下御名代の宮として伊吹、淀の二艦を率ひて御參席

二五七八(大正　七)　一九一八　三月、大阪商船の爪哇・盤谷線開始（大正十五年三月廢止）

二五七九(〃　八)　一九一九　三月五日、臺灣銀行支店を開設、因に同行は大正十三年に至つて之を閉鎖した。

二五八四(〃　一三)　一九二四　日暹改正通商條約が成立(十二月)、之に依て領事裁判權の撤廢と同時に、爾後邦人は暹羅國内地居住及財産權享有等に關する自由を得ることゝなつた。

二五八五(〃　一四)　一九二五　貴族院議員藤山雷太氏訪暹、各方面と交驩

二五八六(〃　一五)　一九二六　ラーマ七世の戴冠式に駐暹公使林久治郎氏特派公使に任命されて參列。九月、大阪商船西貢・盤谷線開始。十二月、駐日領事館の創設、大阪の安住伊三郎氏を初代名譽領事に任命。文部大臣ターニー親王教育視察の爲來朝

二五八七(昭和　二)　一九二七　一月、安住名譽領事夫妻の領事就任答禮の往訪。七月、大倉喜七郎男訪暹、暹羅王室は國賓に准ずる待遇を與へ、殊に皇帝は佛像一體を同氏に托して日暹寺へ寄贈。大倉男の肝入りで秩父宮殿下を總裁に仰ぎ、近衞公を會長とする暹羅協會が東京に成立

二五八八(〃　三)　一九二八　大阪に日暹貿易協會成立。十月、衞生局長シャコール殿下御來朝

二五八九(〃　四)　一九二九　七月、ルアン・サナー氏を團長とする暹羅少年團一行二十一名が日本少年團の招待に依て來朝、各地少年團と交驩し、到る處で熱誠な歡迎を受けた。殊に山梨縣笛吹川に於ける合同野營には秩父宮殿下の臺臨を得て感激を深くした。尙、同少年團は米を運ぶ牛車の模型を御土産として寄贈、現に帝室博物館に陳列されてゐる。十月、陸軍參謀長アロンコット殿下大演習參觀の爲來朝

二五九〇(〃　五)　一九三〇　十一月、カンペンペッチ殿下鐵道交通狀況視察の爲來朝

二五九一(〃　六)　一九三一　暹羅少年團全國大會に日本少年團代表を招待、二荒伯を團長として全國より優秀健兒二十一名を選拔派遣、一月三日より同十三日迄滯在、國王陛下の特別なる御優遇を受け、國を擧げての歡待に接し、殊に歸國に際しては同國の古刹ナコム・パトムのムラパトムチェディより佛舍利の分與を受け、現に東京震災記念堂に奉安してある。ラーマ七世米國御渡航の途次非公式に御立寄あり、朝野の深甚な歡迎を受けられた

二五九二(〃　七)　一九三二　無任所大臣クーン・スマハーン氏一行六名我が國諸制度視察の爲來朝

二五九三(〃　八)　一九三三　二月、滿洲國獨立に關する國際聯盟總會に於て暹羅代表は敢然棄權を宣告して日本に對する理解を示すと共に自主的外交を發揚して世界的に非常なセンセーションを起した。同年、ラーマ七世の御從弟サンタナカラ・ボアラド・アルン殿下會計學專攻の目的にて大阪商大に御入學、實に外國皇族の本邦留學の嚆矢である。同年末、内地産米保護の爲止むを得ず暹羅米其他の外米輸入に對して許可制が採用さるゝことゝなつた。

二五九四(〃　九)　一九三四　少年團日本聯盟練習船和邇丸南洋巡航の途次盤谷に寄航、暹羅朝野の非常な歡待を受けた。暹羅官立文政大學の招聘を受け、九州帝大助教授伊藤兆司氏農業經濟學を講ずる爲渡暹、因に同氏は昭和十一年四月任期滿了して離暹。東京に於ける第二回汎太平洋佛教青年大會を機會に日本商工會議所竝に暹羅協會の共同招待に應じて、同大會參列を兼ねてプラヤー・シーティカーン氏を首班とする日本産業視察團一行來朝

二五九五(〃　一〇)　一九三五　横濱復興記念大博覽會には暹羅物産紹介の爲文藝局建築技師を特派し、會場内に暹羅館を特設、各種米、木材、皮革類、標本、七寶器其他二百餘品を陳列して多大の注目を牽いた。四月、暹羅音樂舞踊學校生徒から成る舞踊團一行二十五名が來朝、各地巡歷公演を行ひ暹羅藝術の紹介竝に日暹親善に貢獻するところが多かつた。四月、暹羅訪日議員團ネート・ブンウイワツタナ氏一行十八名が來朝、各地の熱誠なる歡迎を受けつゝ熱心な視察見學を行つた。四月、暹羅少年團より寄贈の牝象二頭到著、一頭は上野動物園へ、一頭は大阪動物園に飼育さるゝことゝなつた。六月、名古屋市に日暹協會成立、會長伊藤次郎左衞門、名譽會長プラー・ミターカム・ラクサ公使。六月、暹羅人の日本留學乃至視察旅行者激増して日本語學習希望者増加せるに鑑み、暹羅日本人會の事業として盤谷に日本人小學校教師に依る日本語講習會を開くことゝなつた。九月、經濟參議たりしプラー・サラサース氏家族同伴日本の經濟・財政・産業各部門に亘つて長期研究調査の爲來朝。九月、暹羅鐵道局貨車計三〇〇輛我國注文に決定、三井物産に落札した。十一月、日暹兩國相互の理解、親善の目的とする暹日協會が盤谷に成立、同四日正式登錄を了した。宮崎領事の斡旋に依り昭和八年頃より日暹人有志が毎月一回會食・會談を行つて日暹親善・相互理解に資してゐたのが、第二回汎太平洋佛教青年大會に參列した暹羅首席代表プラヤー・シーティカーン氏等の熱心な斡旋盡力に依り愈機熟して正式成立を見るに至つたものである。十一月、臺灣總督府の招待に依り暹字紙シー・クルン社記者其他一行四名が選拔されて來臺、博覽會見物と同時に臺灣各地を視察見學。十一月、日暹兩國に於ける諸制度、諸組織に關する視察・研究・調査及各種資料の蒐集を目的として池田成彬氏後援の下に東京に暹羅室開設。十二月末、ルアン・プラヂット氏來朝、各方面を視察、翌一月七日には天皇陛下に拜謁仰付けられ、勳一等旭日大綬章を拜授。三原博士棉作可能性調査の爲渡暹し、次いで暹羅農務省の傭聘を受け、同國棉作指導の任に當ることゝなつた

二五九六(〃　一一)　一九三六　二月、暹羅鐵道局機關車八臺三井物産に落札。二月名古屋日暹協會招致の第一回留學生三名來朝。三月、暹羅政府派遣留學生十一名來朝。三月、安川雄之助氏を團長とする經濟使節一行十四名が訪暹、攝政宮殿下に拜謁を賜つた外、朝野各方面と公式、非公式の懇談竝に交驩を遂げ、日暹經濟提携に關する各方面の調査研究を遂げ、日暹親善に多大の收穫を收めた。三月、神戸日暹協會成立、神戸商工會議所會頭岡崎忠雄氏を會長とし、各方面有力者約七十名を網羅。四月、臺北高商内貿易專修科に暹羅語科開設。四月、帝國軍艦夕張南洋巡航の途次訪暹。四月、暹羅内務顧問サコーン・ウオラワーン殿下、夫人・令孃同伴臺灣經由觀光を兼ねて視察の爲來朝。四月、暹羅國防省經理局長モムサニツタ・オングセーニー

英領馬來

立憲民政黨政務調査館

大佐以下四名、函館船渠會社にて建造中の油槽船ムサイ（一、四五七噸）進水式參列及軍事、產業各方面視察の爲來朝、因に同油槽船は同八月完成、引渡しを了した。七月、浦賀船渠會社にて建造中の暹羅海軍練習艦ターチンの進水式擧行、同時に同じく練習艦メークロンの起工式が行はれた。因にメークロンは同十一月に進水。七月三日、豫て日暹貿易の躍進的發達につれ、暹羅に於ける本邦金融機關設置の必要が痛感され、その開設を待望されて居た橫濱正金出張所が開店した。十二月二日、東京中央電話局に於て日暹國際電話の試驗通話が交換された。十二月五日、東朝機鵬號が訪暹飛行の爲羽田飛行場を出發途中臺北飛行場に一泊の上、十二月六日、ドンムアン飛行場着、劃期的な親善飛行の使命を完ふした。十二月二十四日、三菱神戶造船所に於て建造中の潛水艦マッチャース及同ウイルンの二隻の進水式が擧行された。盤谷ワットリヤップ境內に日本人納骨堂竣成。暹羅協會長近衞公の寄贈に係る暹羅學生會館が竣工した

二五九七（〃　一二）　一九三七

一月、大阪日暹貿易協會、大阪基督敎靑年會共同主催、大阪商工會議所後援に係る簡易暹羅語講座（夜間）開設。二月、吉田晴風氏を團長とする一行十二名の音樂舞踊團が臺灣經由渡暹多大の成功を收め、藝術使節の使命を果した。二月、暹羅海軍中尉以下四名に引率され七五名の海軍留學生來朝、約二箇年滯在硏究の豫定。暹羅鐵道局ナイ・チャラーム氏他一名日本の汽車組立事業視察の爲三月渡日。三月九日、早稻田大學敎授杉森孝次郞氏渡暹、文政大學に於て"The key to the Japanese History, Culture, and Character"なる演題下に講演を行ひ、又敎員協會に於て"Educational Japan"と題して講演を行ひ、多大の感銘を與へた。三月十五日より開かれた名古屋汎太平洋博覽會に暹羅物產紹介の爲暹羅館を特設。三島通陽子を團長とする日本少年團一行二七名は暹羅少年團の招聘を受けて三月十六日東京發、暹羅各地に於て交驩を遂げ、四月十三日歸朝、御土產として暹羅少年團より贈られた猛虎一頭を齎らした。因に日本少年團訓練狀態見學の爲陸海軍人各一名、學校長四名來朝することゝなつた。三月三十一日、日暹國際電話愈正式開通、當日兒玉遞信大信、佐藤外務大臣が暹羅のボリパン經濟大臣、プラジット外務大臣と夫々歷史的祝賀通話を交換した。四月、東京外國語學校に修業年限一箇年の暹羅語速成科（夜學）の開設。四月二十三日、暹日協會長プラヤー・スリシチカン氏を團長とする官吏敎師等より成る訪日暹羅觀光團の一行四十七名が神戶着來朝、大阪、奈良、京都、名古屋、東京、橫濱等を見物、各地に於て多大の歡迎を受け、五月五日神戶發歸國の途に着く。六月十三日、浦賀船渠及石川島造船所で竣工した暹羅國練習艦メークロン、ターチン及警備艦クロンヤイ、タクバイ、カンタン引取りの爲めナウポン・ラクサ中佐、ユタキト・ビラ中佐一行二百八十名が來朝、二十六日橫濱出港、途中神戶、門司、長崎、那覇、基隆を經、各地に於て非常なる歡迎を受けて歸國の途に上つた

〔暹羅　終〕

英領馬來目次

立憲民政黨政務調査館

地理

位置・面積……八一三頁
山岳・平野……八一四
河川・湖沼・海岸線・島嶼……八一五
氣象……八一五
植物……八一八
動物……八一九

歴史

年代記摘要……八二一
海峽植民地……八二二
馬來聯邦……八二三
馬來非聯邦……八二三

人口

總説……八二四
移民……八二九
在留邦人……八三〇

住民・宗教

住民……八三二
宗教……八三四

教育

總説……八三六
教育行政……八三八
海峽植民地及馬來聯邦……八三八
馬來非聯邦……八四二
統計……八四二

衞生

總説……八四六
衞生行政及施設……八四六
出生・死亡數及率……八四七
諸疾病……八五一

政治

總説……八五二
海峽植民地……八五三
馬來聯邦……八五六
馬來非聯邦……八五九
(附)諸官署一覽……八五九

財政

總説……八六一
海峽植民地……八六一
馬來聯邦……八六四
馬來非聯邦……八六八
税制……八六九
(附)輸出入關税率……八七〇

金融

貨幣制度……八七九
金融機關……八八一
金利……八八三
外國爲替……八八四

農業

總說……八八六
農業政策……八八六
農務行政及諸施設……八九〇
主要農作物……八九三
牧畜業……九二九

林業

總說……九三一
森林行政……九三二
林野面積……九三三
主要林產物……九三四
統計……九三七

水產業

總說……九四二
主要水產物……九四三
漁獲法及漁場……九四五
統計……九四六

鑛業

總說……九五〇
鑛業行政及法規……九五二
主要鑛產物……九五三

工業

總說……九六〇
各種工業現況……九六〇
統計……九六二

勞働

總說……九六五
勞働者……九六六
賃銀……九六九

商業

總說……九七〇
會社數……九七一
商業會議所……九七三
物價指數及主要物產市價……九七三
商品の取引方法……九七八
邦商の地位……九七八

貿易

總說……九八三
貿易總額……九八五
國別貿易……九八六
品別貿易……九九八
主要國別・品別貿易……一〇〇六
對日本貿易……一〇一四

交通

陸運……一〇一九
海運……一〇二一
空運……一〇二五
通信……一〇二六

其他

旅行案内……一〇三〇
主要都市……一〇三四
雜……一〇三九

英領馬來

地理

位置・面積―山岳・平野―河川・湖沼・海岸線・島嶼―氣象―植物―動物

一　位置・面積

英領馬來とは、普通一般には海峽植民地竝に馬來半島中英國の勢力範圍内に屬する部分を呼稱するものとされてゐる。併し嚴密に言へば、所謂英領馬來中には、スマトラの南方印度洋中にあるココス諸島又はキーリン諸島(Cocos Is. or Keeling Is.)、クリスマス島(Christmas I.)は勿論、ボルネオに於ける英帝國の所領たるラブアン(Labuan)、同保護領たるブルネイ(Brunei)、サラワク(Sarawak)、北ボルネオ會社に統治されてゐる英領北ボルネオ(North Borneo)をも含むものである。然し本編では英領馬來を普通一般の意に解してゐる。

地理的に言へば、英領馬來とは馬來半島の突端部中、北緯六度四三分四一秒から新嘉坡の南端一度一五分四三秒に終る一小部分に過ぎない。此の地は久しき以前スマトラ、爪哇、ボルネオ等と接續して所謂スンダランド(Sunda Land)と云ふ頗る廣大なる陸面を形成してゐた。それが部分的沈下の結果今日の如き地形をなしたものである。東は南支那海の淺海を隔てゝボルネオ島に對し、西南は馬拉加海峽と境してスマトラの北部と相對峙し、北は接壤地暹羅を隔てゝ緬甸に通じてゐる。最も長き部分で七百粁、最も幅廣い所が三百二十粁あり、此の總面積一三七、七七六・二七平方粁(五三、一九六・五平方哩)、即ち我が九州、四國及北海道を合したものと殆ど同面積である。面積は斯く小であるが、其の政治的區分は頗る複雜で海峽植民地、馬來聯邦及馬來非聯邦に分たれてゐる。今政治的區分に從ひ之を示せば次の通りである。

地方別面積表

出所＝馬來聯邦及海峽植民地測量局年報

	方粁	方哩	英反
海峽植民地(Straits Settlements)			
新嘉坡(Singapore)	五六九・七八	二二〇	一四〇、八〇〇
彼南(Penang)	二八四・八九	一一〇	七〇、四〇〇
プロビンス・ウエルズレイ(Province Wellesley)	七五一・〇八	二九〇	一八五、六〇〇
馬拉加(Malacca)	一、六五七・五六	六四〇	四〇九、六〇〇
ラブアン(Labuan)	九〇・六四	三五	二二、四〇〇
クリスマス島(Christmas I.)	一五五・三九	六〇	三八、四〇〇
ココス島(Cocos Is.)	三・八八	一・五	九六〇
計	三、五一三・二九	一、三五六・五	八六八、一六〇
馬來聯邦(Federated Malay States)			
ペラ(Perak)（但しデインデインズを含む）	二〇、六六七・八〇	七、九八〇	五、一〇七、二〇〇
スランゴール(Selangor)	八、一八四・二四	三、一六〇	二、〇二二、四〇〇
ネグリスムビラン(Negri Sembilan)	六、六八二・二七	二、五八〇	一、六五一、二〇〇
パハン(Pahang)	三五、七九三・一〇	一三、八二〇	八、八四四、八〇〇
計	七一、三二七・二二	二七、五四〇	一七、六二五、六〇〇
馬來非聯邦(Unfederated Malay States)			
ジョホール(Johore)	一八、九八四・三三	七、三三〇	四、六九一、二〇〇
ケダー(Kedah)	九、四二七・四一	三、六四〇	二、三二九、六〇〇
パーリス(Perlis)	八〇二・八八	三一〇	一九八、四〇〇
ケランタン(Kelantan)	一四、八九二・二一	五、七五〇	三、六八〇、〇〇〇
トレンガヌ(Trengganu)	一三、〇七九・二四	五、〇五〇	三、二三二、〇〇〇
ブルネイ(Brunei)	五、七四九・六八	二、二二〇	一、四二〇、〇〇〇
計	六二、九三五・七八	二四、三〇〇	一五、五五二、〇〇〇
英領馬來　總計(British Malaya)	一三七、七七六・二七	五三、一九六・五	三四、〇四五、七六〇

（備考）馬來聯邦に對し聯邦に參加せざる馬來諸州を合し馬來非聯邦と通稱するも之等の諸州は行政上各獨立し其の間何等の關係を有せざるものである。換言せば馬來非聯邦なる稱號は行政上有して居る譯ではなく、尙ボルネオにあるブルネイも獨立したる一州であるが、本編には便宜上前記馬來非聯邦なる呼稱の下に取扱つてゐる所もある。豫め讀者の諒解を得て置く。

二　山岳・平野

山岳　山脈は珪岩又は花崗岩或は是等の兩者により形成されてゐるが、比較的長い山脈でも其の方向が半島の地軸と並行してはゐない。卽ち馬來の中央部西寄りを北から南へ眞直に走る山脈を中央山脈と稱し、之にブノム及タハンの二山脈あり西北に暹羅より南下せしナコン山脈その東に暹羅バタニーを起點とするビンタン山脈及クレダンと呼ばれる小さな花崗岩山脈がある。今前記諸山脈及之に屬する主要山岳名を東より順次西へ列記すれば左の通りである。

尙「地質」に就ては本年鑑「總論編」參照。

主要山脈山岳名及標高表

出所＝英領馬來地圖

山脈名	山岳名	標高	山脈の位置
タハン山脈 (Tahan Range)	タハン山 (Gunong Tahan)	二、一九〇米	ケランタン州ガラス、ルビル兩河間よりパハン州を東南下す
	ラロン山 (G. Larong)	一、九三六	
ブノム山脈 (Benom R.)	ブノム山 (G. Benom)	二、一〇九	中央山脈の東部パハン州内を南下しネグリスムビラン州に至る
中央山脈 (Main R.)	ノーリン山 (G. Noring)	一、八八八	北端卽ちパターニー、ペラ、ケランタンで分叉してゐるが、それよりペラ、ケランタン、パハン、スランゴールの州界線をなして南下し、ネグリスムビラン州を經て馬拉加に終る
	グラー山 (G. Grah)	二、一〇四	
	ケルバウ山 (G. Kerbau)	二、一八三	
	バト・プテ山 (G. Batu Puteh)	二、一三〇	
	リアン・イースト山 (G. Liang East)	一、九三三	
クレダン山脈 (Kledang R.)			中央山脈とビンタン山脈との間にあり
ビンタン山脈 (Bintang R.)	ビンタン山 (G. Bintang)	一、八七二	パターニーよりパターニーとケダー州の境界を經てペラ州に至る
	ブブ山 (G. Bubu)	一、六四六	
ナコーン山脈 (Nakawn R.)			暹羅とパーリス州の境界をなし同州に入る

タハン山は馬來半島中の最高峯でパハン、ケランタン兩州の境界に聳立し、他の花崗岩の山々の如く綠樹鬱蒼としてゐない爲特に著しい。

右諸山脈の間に於ける土地は一般に低く、內陸深奧の山間ですら約百二三十米の高度を有するに過ぎない。

山岳の特長は一種特有な石灰岩山が諸處に散在し、波狀をなせる低平地から絕壁の形をなして屹立してゐることである。最も有名なるものはパーリス州のジエルネー山(G. Jerneh)、チユービン山(G. Chuping)、ケダー州のグリアン山(G. Geriang)、ペラ州のポンドツク山(G. Pondok)、ナシ・シ・ヘベツト山(G. Nasi Si Hebat)、パハン州のシンユム山 (G. Singyum) 等である。是等石灰岩山には至る處に洞窟を有し、パーリス州の石灰岩山にある大岩窟はワング(Wang)と稱し、ワング・タンガ (Wang Tangga) と呼ばれるその一洞窟中には一箇村が存在してゐる程廣大なものもある。最も有名なものは吉隆坡（コーラムポ）(Kuala Lumpur)附近のバト (Batu) に於けるスネーク・ケーブ(Snake Cave)、キヤセドラル・ケーブ(Cathedral C.)である。前者スネーク・ケーブは暗黑なる深い洞穴で、中には蜚蠊（アブラムシ）・蟾蜍（ガマ）・蜘蛛・白蛇等多くの珍奇な動物が棲んでゐる。

平野　東西雙方の海岸にある冲積土の平野は主として米作に利用されてゐる。パーリス、ケダー、クリアン (Krian)、ケランタン、トレンガヌ等では是等冲積層は可なり廣大なる米作地をなし、ペラ州及スランゴール州では之等平原が護謨・古々椰子の栽培に供されてゐるものがある。

三　河川・湖沼・海岸線・島嶼

河川　馬來半島には多數の河川がある。而も此の地方は元密林を以て覆はれてゐたから、河川は內陸に至る最も主要なる交通路として使用されてゐた。今日と雖も尙唯一の交通路として利用されてゐる所がある。

西海岸に注ぐ河川は、大なる泥床又はマングローヴを密生する濕地を形成してゐる。河流は概して熱帶地特有の單調な種類の植物によつて緣取られてゐて、珍しいかも知れないが美麗ではない。河流は泥土を以て滿たされ鰐が巢喰ふに適してゐる。東海岸に於ける河川は西海岸と異つてはゐるが、クアンタン河 (Kuantan R.) の如くマングローヴの濕池を有するものもないではない。併し常に强風に見舞はれてゐるので河口に砂洲を作り、一般に西海岸の河床よりは砂が多く、自然深さが足らず航行には不便であり、河口を遡入つて行くことが難かしい。鰐は西海岸に於けるが如くに多くはない。主要河川の二、三を擧ぐれば次の通りである。

ペラ河――ペラ、ケランタンの兩州が暹羅と相接する嵯峨たる山岳に其の源を發し、ペラ州を縱走して西海岸に注いでゐる。延長二百七十粁、兩岸の山岳重疊たると危險なる急流ある爲上流地方は住民も極く稀である。支流は割合に少なく、スンゴー (Sengoh)、トムンゴール(Temenggor)、ピア(Piah)、プラス (Plus)、キンタ (Kinta) 等が主なものである。

パハン河――最大の河流であつて、キヤメロン高地(Cameron's Highlands)に源を發したる同河の上流ブルタン河 (Bertan) は、海拔千百米の廣濶なる谷間を流れ、スラウ (Serau)、リピス (Lipis)、トムベリン (Tembeling)、スマンタン (Semantang) の支流を合し、パハン州を南北に二分しつゝ東海岸に注いでゐる。全長三百二十粁、河口よりパハン、ジユライ (Julai)、テロム (Telom) の別名を以て呼ばれてゐる。

ケランタン河――ケランタン州を南より北に流れクムブ (Kemubu) 迄はモータボートで溯航し、大型の土人船を用ふればパハン州との境界のプライ (Pulai) 附近迄も上る事が出來る。上流をガラス河 (Galas) と呼び、ネンギリ (Nenggiri)、ペルガウ (Pergau)、ルビル (Lebir) の三大支流がある。

湖沼　馬來には特に擧げる程の大きな湖はない。唯東海岸に支那海から吹き上げられる砂に依て形成された瀉が此處彼處にあり、湖としてはパハン州のチニ湖 (Chini)、ペラ州のタセク (Tasek) と呼ばれる泥湖、ダーヤン・ブンティン島 (P. Dayang Bunting) にある石灰岩に圍まれた小さな美しい湖がある位のものである。

海岸線　海岸線は頗る長く、延長約二千粁に及んでゐる。此の內最も長い海岸線を有してゐるのがジヨホール州である。西海岸に多數流れてゐる河と河との間にある海岸地帶は大部分泥床であるが、デインデインズの海岸、モリブ (Morib)、ポート・デイクスン(Port Dickson) の海岸等は砂濱である。東海岸は常に强風に曝されてゐる爲、ケランタンからジヨホールに亘る一大長砂汀あり、此の長砂汀にはカスアリナ樹 (*Casuarina*) が密生し旅行者に恰好の日蔭を提供してゐる。馬拉加海峽の穩かな海とは異り、美しく陽光に輝く大波黃金色の砂濱を洗ひ、景色の點では西海岸よりは遙に惠まれてゐる。

島嶼　島は半島の兩側に多數散在してゐる。其の主要なるものは西岸のランカウキ諸島 (P. Langkawi)、彼南島、パンコル島 (P. Pankor)、スムビラン諸島(Sembilan Is.)、ポート・スウエツテナム (Port Swettenham) の沖合にある冲積土の諸島、南部の新嘉坡植民地に屬する新嘉坡島、其の他東岸にはジヨホールの東部にテイオマン島 (P. Tioman) 其他一群の島嶼があり、トレンガヌ、ケランタン兩州の沖合にも島々が連つてゐる。

四　氣　象

概要　英領馬來は、氣象學上印度地方の一部に屬してゐると言へる。卽

ち一箇年を北東季節風（十一月より三月迄）、南西季節風（五月より九月迄）の二期に分け得られる。然し雨の關係では印度地方と丁度反對で、大洋の水が東部及北部に位し、南西にスマトラの山脈を控へてゐる爲に、北東季節風には濕氣を齎し南西季節風には乾燥してゐる。

抑々氣象學的觀測の歷史は一八二〇－二五年中、新嘉坡のフオート・カニング・ヒル（Fort Canning Hill）上のアタツプ小屋で行つたものを以て嚆矢とする。之は一時中止されたが、一八六九年頃復活し、其の後新嘉坡に於ては規則的觀測が續行されてゐる。馬來聯邦に於ては農業上必要なる雨量の測定以外に殆ど何も行はれてゐなかつた。現在では新嘉坡のフオート・カニング・ヒル上に王立氣象臺（Royal Observatory）、其他海峽植民地に觀測所（Meteorological Station）七を有し、馬來聯邦に於ては二七箇所（ペラ州一一、スランゴール州六、ネグリスムビラン州五、パハン州五）、此の外高地觀測所五箇所、雨量觀測所が一六箇所ある。馬來非聯邦では觀測所一三箇所（ジヨホール州六、ケダー州四、パーリス州一、ケランタン州一、トレンガヌ州一）、雨量觀測所五箇所ある。

氣溫　馬來半島は他の熱帶地方に於けるが如き高溫度を見ざる點に於て惠まれてゐる。陰影下に於て華氏百度以上に上る事は甚だ稀で、夜分は大抵華氏八十度以下である。記錄に殘つてゐる新嘉坡の最低溫度は六十二度、過去五十四年間の陰影下の一箇年平均氣溫八〇・七度であつて、最高最低の平均溫度は七四－五度から八七－八度の間を上下してゐる。半島を圍繞する海溫は七八度乃至八七度である。

降水量　北東季節風の初に於ては稍例外的な降雨を見るが、雨量が概して一年中平均して居る事は馬來に於ける降雨の特色である。年平均降水量は約一〇〇吋即ち二、四五〇粍である。北東季節風の影響稍顯著なるは半島の東部及南部であつて、半島の脊椎をなす山脈は降水量に多大の影響を及ぼし、半島の西側は東側より概して雨が尠く、中央山脈に接近するに從ひ降水量は次第に增加する。最も乾燥してゐるのはネグリスムビラン州のジエレブで最近四十一年間に於ける年平均降水量は僅に一、六四六・四粍（六四・八二吋）で、之に反しタイピン（Taiping）裏山の高地にあるザ・カッテーヂ（The Cottage）に於ては最近二十八年間の年平均降水量　六、〇七四・七粍（二三九・一六吋）とさへ記錄されてゐる。一九二五－三四年に至る十年間新嘉坡に於ける年平均降水量は二、三九七・三粍（九四・三八吋）であつた。

濕度　平均濕度は六〇－九八％で、六〇％以下に降下する事は殆ど無い。此の地方に於ける濕度の特長は、濕度が日沒後常に昇騰し、夜分は二、三の場所を除く外大抵九〇％以上を示してゐることである。高溫度と高濕度とが同時に襲來する時、即ち濕球溫度が九十度以上になる時は肉體的勞働は殆ど出來ないものであるが、馬來半島に於ては九十度といふが如き濕球溫度に達することはない。

暴風　馬來半島は、支那海とベンゴール灣の中間に位し、此の兩者には颶風・旋風といふ暴風が一年の或る時期に襲來することとあるが、馬來には其の樣な暴風はない。從て高氣壓區域・低氣壓區域といふ樣な語は半島在住者には意味をなさず、晴雨計による觀測の如きも、或る程度まで特色を缺き天氣豫報などには全然役に立たない。季節風が其の方向を轉換する十月と四月といふ過渡期には、雷の活動を伴ふ極めて短期間の爆發的暴風に出會することがあり、馬來半島に於ては之をスマトラ風と呼び、屢豪雨を伴ふことがある。

地震　英領馬來は、餘り遠からざる距離に活火山帶を有するに拘らず、火山帶を其の地域內に持つてゐない。所謂地震といふのは、此處では地殼の微動と稱すべきもので、この程度のものは一八七三年、一八七四年、一八八九四年、一八九六年、一九〇七年にあつたに過ぎない。近傍のスンダ海峽に位置を占めてゐるクラカトア島（Krakatoa）が一八八三年爆發して一部影を沒せる際、馬來地方に於て地震のあつたことが記錄せられてゐないことは奇異とするに足る。

次に「各地別氣溫・降水量表－特に海岸地の新嘉坡、平地の吉隆坡、高山觀測所としてフレーザー丘及キヤメロン高地氣象學的觀測表」を夫々示せば左の如し。

統　　計

各地別氣溫・降水量表（一九三五年）

出所＝馬來年鑑

觀測所名	氣溫（華氏） 一九三五年平均 最高	最低	平均氣溫 一九三五	常態	降水量 一九三五 吋	常態 吋
アロー・スター	八八・五	七三・〇	七九・四	七九・五	八七・三七	九三・二三
コタ・バール	八七・八	七二・八	七九・八	七八・九	一〇〇・九一	一二一・八八
バターウオース	八七・七	七三・六	七九・四	七九・四	九一・〇二	八八・一九
クアラ・トレンガヌ	八七・二	七二・五	七八・五	七八・四	一〇四・六九	一三四・六一
キヤメロン高地	七二・六	五六・三	六三・〇	六二・九	一〇八・四九	一〇六・六三
シテイアワン	八九・一	七二・九	七九・五	七九・六	七一・八八	七二・五八
クアラ・リピス	八八・一	七一・一	七八・一	七八・三	一〇二・六〇	一〇〇・一〇
フレーザー丘	七三・二	六二・一	六六・六	六六・三	九三・五一	一一〇・三三
クアラ・パハン	八五・七	七四・二	七八・九	七八・九	一二六・三四	一二三・二三
テメルロー	八八・七	七一・九	七八・八	七九・〇	七八・二四	八〇・八六
ブキツト・ジエラム	八八・三	七二・五	七九・〇	七九・一	七五・三四	七一・九八
吉隆坡	九〇・三	七一・八	七九・四	七九・四	一〇六・九三	九八・七八
メルシン	八五・一	七一・九	七七・三	七七・九	一一六・〇三	一〇七・九六
馬拉加	八五・四	七三・四	七八・三	七八・五	九五・九二	九六・三七
クルアン	八七・六	七〇・九	七七・七	七八・〇	八四・九八	九二・二〇
新嘉坡	八六・一	七五・七	八〇・〇	七九・五	七二・七六	九四・九九

（備考）平均最高溫度は各月の毎日の最高溫度の合計を日數にて除して算出し、平均最低溫度も亦之と同樣の方法に據る。平均氣溫は Kentz-Lloyd の方式に依り、即ち一日平均氣溫は最低溫度に最高・最低の差〇・四一度を加へ算出してある。

各地月別氣溫・降水量表（一九二五－三四年平均）

出所＝英領馬來要覽

新嘉坡

月別	氣溫（華氏） 平均溫度 最高	最低	最高最低平均	絕對溫度 最高極	最低極	最高極中最低	最低極中最高	降水量 計 吋	快晴時數 一日平均
一月	八六・九	七二・五	七九・七	九二	六七	七一	七八	一〇・四五	六・〇八
二月	八七・二	七二・五	七九・八	九二	六九	七三	七七	六・六七	六・一七
三月	八七・六	七三・六	八〇・六	九四	六八	七三	七七	八・三五	五・六七
四月	八八・二	七四・七	八一・五	九四	七〇	七七	八〇	六・七三	六・六一
五月	八八・四	七五・六	八二・〇	九四	七一	七八	八一	七・五一	六・一六
六月	八七・七	七五・七	八一・七	九三	七〇	七八	八一	七・三五	五・四六
七月	八七・八	七五・九	八一・九	九三	七〇	七七	八〇	六・二八	七・〇八
八月	八八・二	七五・七	八一・九	九三	七〇	七七	八〇	六・〇三	七・一〇
九月	八七・三	七四・九	八一・一	九二	六九	七九	七九	七・八三	五・五一
十月	八六・八	七四・五	八〇・七	九二	七〇	七七	七九	八・七五	五・四九
十一月	八六・三	七三・七	七九・七	九二	七〇	七八	七九	一〇・三〇	四・七八
十二月	八五・七	七三・三	七九・五	九一	六九	七六	七八	八・一三	五・二五
（平均又は極點）	八七・三	七四・四	八〇・九	九四	六七	七一	八一	九四・三八 （二、三九七粍）	五・九五

吉隆坡

月別	氣溫（華氏） 平均溫度 最高	最低	最高最低平均	絕對溫度 最高極	最低極	最高極中最低	最低極中最高	降水量 計 吋	快晴時數 一日平均
一月	八九・一	七一・〇	八〇・一	九五	六六	七五	七四	七・六四	五・七一
二月	九一・二	七一・二	八一・二	九七	六六	七九	七五	八・一一	六・五六
三月	九一・七	七二・〇	八一・九	九七	六七	七四	七六	一〇・五一	五・九九
四月	九一・三	七二・七	八二・〇	九七	六九	八一	七七	一一・九七	五・九三
五月	九一・三	七三・〇	八二・二	九六	六八	八〇	七七	七・二四	六・三二

六月	九〇・五	七二・二	八一・四	九五	六七	八三	七五	五・一九	六・一三
七月	九〇・〇	七一・二	八〇・六	九五	六六	七九	七五	三・五五	六・六〇
八月	九〇・四	七一・三	八〇・九	九八	六七	七八	七五	五・五二	六・二四
九月	八九・八	七一・五	八〇・六	九六	六七	八〇	七五	七・六九	五・三六
十月	八九・三	七一・八	八〇・六	九五	六八	七九	七五	一一・三五	四・八五
十一月	八九・一	七一・九	八〇・五	九五	六九	八〇	七四	一三・三二	四・七二
十二月	八八・七	七一・五	八〇・一	九四	六七	七四	七五	九・四〇	五・〇一
（平均又は極點）	九〇・二	七一・八	八一・〇	九八	六六	七四	七七	一〇一・四八 粍（二、五七七）	五・七九

キヤメロン高地

月別	氣溫（華氏）							降水量	快晴時數
	平均溫度			絕對溫度					
	最高	最低	最高最低平均	最高極	最低極	最高極中最低	最低極中最高	計	一日平均
一月	七〇・三	五五・八	六三・〇	七六	四二	六四	六六	吋 七・五六	四・二三
二月	七一・九	五四・九	六三・四	七九	四二	六四	六三	五・〇三	四・九五
三月	七二・六	五五・四	六四・〇	七八	四三	六四	六三	七・八六	四・八四
四月	七三・六	五六・九	六五・三	七九	四七	六七	六八	一二・六九	四・三九
五月	七三・八	五七・七	六五・七	七八	四八	六五	六四	九・六四	五・〇四
六月	七三・三	五六・三	六四・八	七八	四八	六四	六三	五・六五	五・一九
七月	七二・六	五五・三	六三・九	七九	四五	六八	六二	三・九二	五・二四
八月	七二・三	五五・九	六四・一	七七	四三	六六	六三	六・六三	五・一〇
九月	七一・六	五六・七	六四・二	七八	四六	六三	六二	一〇・二五	四・〇七
十月	七一・一	五七・四	六四・二	七六	四九	六四	六二	一三・五七	三・四三
十一月	七一・〇	七五・五	六四・二	七六	四七	六三	六二	一三・七〇	三・二六
十二月	七〇・五	五六・四	六三・四	七五	四六	六三	六二	一〇・六八	三・五七
（平均又は極點）	七二・一	五六・三	六四・二	七九	四二	六三	六八	一〇七・一八 粍（二、七七二）	四・四四

フレーザー丘

月別	氣溫（華氏）							降水量	快晴時數
	平均溫度			絕對溫度					
	最高	最低	最高最低平均	最高極	最低極	最高極中最低	最低極中最高	計	一日平均
一月	六八・七	六〇・二	六四・四	七七	五五	六〇	六四	吋 一三・一六	三・六八
二月	七一・二	六〇・七	六五・九	八〇	五六	六一	六四	六・八九	五・〇一
三月	七二・七	六二・一	六七・四	八〇	五六	六三	六五	九・五五	四・七三
四月	七四・一	六二・九	六八・五	八一	五九	六六	六八	一一・六二	四・七二
五月	七五・一	六三・七	六九・三	八〇	五九	六九	六七	七・五九	五・三一
六月	七四・八	六二・七	六八・八	七九	五七	六六	六六	五・二六	五・七七
七月	七三・九	六二・二	六八・〇	七八	五八	六六	六五	四・〇〇	六・〇五
八月	七四・二	六二・一	六八・一	八〇	五八	六五	六五	五・一二	五・八八
九月	七三・九	六二・〇	六七・九	七九	五九	六五	六五	七・二一	四・九二
十月	七三・〇	六一・七	六七・四	八〇	五八	六五	六五	一二・〇二	三・九七
十一月	七一・七	六一・四	六六・六	七九	五九	六三	六四	一五・五二	三・四四
十二月	六九・八	六〇・六	六五・二	七八	五三	六二	六三	一二・四一	三・一六
（平均又は極點）	七二・八	六一・九	六七・三	八一	五三	六〇	六八	一一〇・三五 粍（二、八〇二）	四・七二

（備考）絕對溫度最高極＝Highest Max. 同最低極＝Lowest Min. 最高極中最低＝Highest Min. 最低極中最高＝Lowest Max.

五 植物

英領馬來の植物は、常に溫暖にして濕氣を帶べる氣候の特質を最も能く反映してゐる。植物界は千種萬樣なる形式の植物を包含し、亭々として雲を突く樣な常綠の林から成立つてゐる。但し樹冠を相集め、天蓋の上部を形成せる最高樹木の群は、比較的少數の種類から成つてゐる。是等少數種類の樹種は、主として印度馬來地方（英領印度、馬來半島、馬來群島を包含する）に特有なる二羽柿科に屬し、馬來地方に於て普通に取引せらるゝ木材の大部分を供給してゐる。大樹の陰影下に生長繁茂せる比較的小型の樹木は非常に多數なる種類より成立つて居り、馬來に於ける約九千種の全植物群の中三〇%は樹木である。植物群中に樹木の數が比較的多いと云ふことが、馬來半島の植物群を溫帶歐羅巴の植物群と區別する一の大なる特徵である。此の兩群を區別する第二の大なる特徵は、馬來半島の植物中に氣生植物竝に纏繞植物の多數なることである。此處に云ふ氣生植物は主として (1)蘭科（今日迄知られてゐるものが約七〇〇種あり、主として氣生植物である）(2)アロイデ（てんなんしよう科植物）(3)羊齒から成つてゐる。然し此の外に同じく氣生的に生活し、二、三の石南屬を其の中に含める多數木質の植物がある。纏繞植物は數科の植物中に發見せられ、莖が綯へる繩の如き形をなして到る處に匍ひ廻れる有樣は、確に熱帶ジャングルの一奇觀である。此等の中阿弗利加及阿米利加の熱帶地方に發見されない馬來地方特有のものに籐と云ふ興味ある植物がある。籐は纏繞性を具ふる棕櫚科の植物で、屈伸性を有する細長なる幹と葉とを有し、尖端には物體を掌握する際に當つて鈎として作用する反曲せる多數の針を持つてゐる。

ジャングル地帶に生長する草本科の植物は、樹木の種類よりは少ない。茗荷科の植物は、此の方面の熱帶に夥しく生長してゐる。此等は眞直にして長き葉狀の嫩枝を有するのを其の特長とし、其れに依て直に人に認識せられる。倭少なる植物の中、小さな種々の棕櫚と羊齒類が多く、羊齒類の中には纖細にして濕氣を好む種類のものから、尨大なる葉狀體を戴き威風堂々として一見樹木の如き觀を呈せるものまでを含んでゐる。ジャングルを斫拓き自然の儘に放任するときは多種多樣なる次生的植物が再生する。此の次生的植物群は羊齒雜木の密林から成立ち其の中には世界的に分布性を有する蕨も屢包含されてゐる。其の上に少數の種類から成立てる樹木が現はれて發達を遂げる。此等の樹木は次生的ジャングルに相應しく且つ高い森林に於ては發見されない種類のものである。斯くの如き次生的ジャングルが生長繁茂して高い森林となるのに幾何の年月を要するかは今日判然しないが尠く共二百五十年以上を必要とすると想像されてゐる。

海岸の周圍には、熱帶地の何れの部分に於ても見るものと大同小異なるマングローヴの發達せる地帶がある。此の樹木は馬來地方に於ては重要なる薪材となる。又海岸河口に簇生するニッパ椰子の葉は屋根葺材料として弘く使用されてゐる。總體に馬來半島に於ては相當の面積に亘り淡水沼地が諸所に發見され其等の場所に特有なる樹木が其處に雜生して一種の叢林を形作つてゐる。

高山の氣候は平地に於けるものとは異なつて居り、多くの場合平地よりは一層濕氣を帶びてゐる。其れが爲異れるタイプの森林が此處に發展してゐる。平地の喬木は此處には見られない。平地のより低い樹木の種類に依て代表されてゐる。而して其の上方の枝は大なる團塊をなせる氣生植物に依て覆はれてゐる。高い所に進めば森林は益々高さを減じ、樹木は蘚苔類を以て濃厚に覆はれることになる。更に進んで、高山の絕頂に達すると、廣漠たる雜木と羊齒との倭樹林がある。其の中には二三種の美しい石南屬と、非常に興味ある他の植物が包含されてゐる。又馬來半島の東岸及廣潤なる平地の丘陵には濠洲系植物の要素を含んでゐる植物がある。松柏科の植物は一般に見當らない。

以上述べたるが如く、馬來半島に發見さるゝ種の中、約半數は此地に特有なるものと認定されてゐる。是は頗る大なる割合であると言はねばならぬ。而して此等多數の植物種中の或るものは馬來半島に於ては其の分布狀態が非常に局部的である。

六 動物

馬來地方の象は、亞細亞產の他の象種に比較して大きいとは言はれない。其れにも拘らず、象牙をあさる多くの人間に依て迫害せられてゐる。其れで現行法律は三十封度以下の牙を有する象を射殺することを禁じてゐる。犀は二種だけ知られて居り、二角を有する小型の犀は一時輸出品としてディンディンズから出たこともある。併し乍ら犀は現今絕滅に瀕しつゝある。象・犀よりも遙か多數に見受けられるのは、古い系統を有する雜色獸

たる類である。而して彼等の生活に適當なる森林が伐採されずして殘る限りは其の數を減ずることはあるまいと想像せられる。馬來産の野牛は印度産のものと略同一である。現今スランゴールには殆ど居らず、ペラ州に於ては只稀に見られ、ネグリスムビラン及パハン州の或地方に於ては相當多數に見受けられる。又馬來非聯邦には以前よりは少なく、海峽植民地の方には全然生存しない。尙馬來には數種の鹿がゐる。卽ち印度のサムバーに當るルサ、吠える鹿の類なるカヂャンの二種の鼷鹿で、今一種マウス・ディアと云ふのがゐる。是等は普通に半島に於て見受けられる。スロウと稱する羚羊は、人里を離れた近寄り難き地方には相當數生活してゐる。又馬來産の虎は大さに於て支那印度産に劣る。半島に棲息する小熊は椰子園に對して往々多大の損害を與へる。山犬は少なく且つ其の生活區域が一地方に局限されてゐる。猿には類人猿たるシアマン及椰子實の採集に使用するブロクの如き大型のものから、長尾のロトン及クラ、夜間に近傍を徘徊する厚毛無尾のスロー・ロリスの如き小獸にまで及んでゐる。馬來は栗鼠の大集合地で猫よりは少し大きい位のものから、小鼠よりは幾分大きい位に過ぎない小さな種類のものまで色々ある。鼠は種類も多く、棲んでゐる數も多く、之は農業上の一大脅威である。蝙蝠は六十種以上記錄されてゐる。其中には翼幅約五呎に達し、此科の動物中で最も大なるクルアンが數へられる。海岸のマングローブ中に、此種の蝙蝠が何千何萬となく飛んでゐるのが見受けられる。鯨は時々海岸を訪れるのみである。

約七百種の鳥類が馬來半島で知られてゐる。其の中に約四十種の獵鳥、獵鳩がゐる。獵鳥の中には靑鷺、他の雉の種類、孔雀、二種の鶉を含んでゐる。就中鳩は非常に種類に富んでゐる。馬來半島に於ける鷸獵は世界最良と云ふも敢て過言ではないと謂はれてゐる。鴨は二、三の地方に發見せらるゝトリー・ダックの外は殆ど見受けられない。鸚鵡は其の種類から云つても數から言つても非常に尠ない。燦然たる羽翼を有するかはせみ、蜂喰、啄木鳥、熱帶地産啄木鳥及愛禽家に取てのみ興味ある小鳥の種類は、多數馬來半島に棲んでゐる。

各種の爬行動物が到る處に發見せらるゝ。鰐は、河流殊に馬拉加海峽に流出してゐる河の下流に多い。毒蛇類も多く馬來半島に發見されるが、毒蛇の咬傷に依る死は割合に少なく、あるとしても其は多く海蛇に由るものである。蜥蜴類は非常に多いが、其の中最も能く人の眼に留まるのはゲッコー又はチチャクと稱し、住宅に於て夜分蟲を捕へて食つてゐるものと、大きなヴアラナス種とである。蠵龜、龜には數多の種類がある。

鑛山の沈泥に依て汚染せられない河には、多種多様の魚類が棲んでゐる。此等魚類の中には印度のマーシーアとトアに種族上の關係を有する大なる鯉及鯰の如きものから、泥溜に出入する半吋足らずの小魚をも含んでゐる。鹹水魚は淡水魚よりも勿論種類が多い。然し此等の鹹水魚族は馬來半島の海と同一深度を保ち、且つ同一緯度内に存する他の東印度の海洋中に於けるものと何等異なつた特色を持つてゐない。

權威ある學者の說に從へば、馬來半島には二十五萬種よりは少からざる種類の昆蟲が棲んでゐるが、大多數は微蟲の部に屬し尙ほ研究を必要としてゐる。稍大なる昆蟲の中、蝶は一千種以上數へ擧げられる。蛾の種類も蝶に劣らない程多い。又甲蟲にも種類頗る多く、其の中には重量數オンスに上る樣なものをも含んでゐる。

歴史

年代記摘要—海峽植民地—馬來聯邦—馬來非聯邦

一　年代記摘要

一七八六年	ケダーより彼南島英人に割讓せらる
—九〇〇	
一八〇〇	ケダーよりプロビンス・ウエルズレイを割讓せらる
一八一九	ジョホール王との協約に依て馬拉加を獲得す、ラッフルズ、ジョホール王と條約を締結して新嘉坡を取得す
一八二四	英・蘭兩國間に締結せる條約に依り新嘉坡及馬拉加に於ける英國の主權を認めらる
一八二六	ペラよりパンコル島とスムビラン諸島の割讓を受く
一八三七	海峽植民地新嘉坡を政治の中心地と定む
一八四六	ラブアン島、ブルネイのサルタンより英國に割與せらる
一八六七	海峽植民地、印度事務省の管轄を離れ植民省に移管せらる
一八七三	ペラ英國の保護下に置かる
一八七四	スランゴール、英國の保護を受く、ディンディンズ亦英國に割與せらる
一八八五	ジョホールの保護竝に指揮を與ふることを條約により規定す
一八八六	ココス諸島、英國の領有に歸す
一八八七	ネグリスムビランと稱する一聯邦形成せられ英人知事の下に管理せらるゝこととなる
一八八八	パハン、英國政府の保護を受く
一八八九	クリスマス島、英國の領有に歸す
一八九五	ペラ、スランゴール、ネグリスムビラン、パハンの四州聯盟條約に依り馬來聯邦を形成す
一八九六	海峽植民地總督、馬來聯邦の統監と成る
一九〇九	ケランタン、トレンガヌ、ケダー及パーリス等の馬來諸州、盤谷條約の結果英國の保護領に歸す
一九一四	ジョホールに英人の總務顧問を置く
一九二三	新嘉坡に海軍根據地設定に決す
一九三三	地方分權制採擇に決定
一九三四	ディンディンズ再びペラ州に復歸
一九三五	馬來聯邦總務長官制廢止

二　海峽植民地

東印度商會と英國勢力の勃興　英國對馬來の史的關係は、英王が紀元千六百年東印度商會に對し十五年間有效なる勅許狀を下附した時に始まる。同商會はスマトラのアチェー(Atjeh)及爪哇のバンタム(Bantam)に商業上の根據地を設け、屢遠征隊を派遣し商業上の利益を得てゐた。併し東洋の商權は英國が獨占してゐた譯ではなく、當時既に葡萄牙人及和蘭人は根據地を東印度諸島に据えてゐた。英・和・葡の三國が三巴になつて競爭することは相互の利益を減殺することになる。此處に於て東洋に於ける葡萄牙の商業的勢力を破壞せる和蘭東印度會社は、英國東印度商會との提携を提議するに至つたが英國は此の提議を拒否した。英・蘭兩國の葛藤は斯くの如くして生じ、其の結果英國は東印度諸島に於ける貿易より除外され、和蘭人は反對に印度本土より驅逐され、東印度商會は印度に於ける最も優勢なる權力者となることを得た。其の後英國は貿易上の根據地を馬拉加海峽方面に選定することの必要を痛感して遂に彼南を獲得し、英人を驅逐する事により得たる蘭人貿易の優勢に對し一大脅威たるに至つた。元來彼南島はケダーの一部分であつたが、ケダーのサルタンはフランシス・ライト(Francis Light)がサルタンの敵を破り彼を保護したことに對して一七八六年之を割與したものである。然るにケダーのサルタンは一七九〇年之を回復せんとして成功せず、賠償金六千弗を得て永久に之を英人に割讓した。十年後ケダーは四千弗を得てプロビン

スウエルズレイを英人に割讓し更に領土を縮めた。一八〇五年東印度政府は彼南を一箇の管區に變更した。一八二七年には關稅が撤廢され、而して英領馬來に於ける英國勢力の勃興は此の頃に始まる。

馬拉加は一七九五年英人に依て占領され、古くから其處にあつた蘭人の城砦は一八〇四年に破壞せられた。ロード・ミントー (Lord Minto) は一八一一年爪哇遠征の根據地として馬拉加を利用した。然るに維納條約の規定に依り馬拉加は一八一六年和蘭に返却せらるゝこととなり、和蘭人は一八二四年迄これを維持してゐたが、同年英國が一六二四年商業上の根據地を樹立してより以來維持し來れるスマトラのベンクーレン (Benkoelen) 及バンカ、ビリトンの二島と交換された。馬拉加はそれ以後居留地としての價値に於て、後に出來た彼南及新嘉坡に比し全く劣ることになつた。今日に於ては豐饒なる農業地を背景とせる平和な舊時代の町として、昔日の偉大さを偲ばしむる舊蹟地たるに過ぎない觀を呈してゐる。

ラツフルズの新嘉坡設定　新嘉坡は馬來半島の南端に位せる一小島を以てなる一植民地である。英領馬來に於て最も重要なる商業上の中心地たる新嘉坡は、一八一九年サー・スタムフオード・ラツフルズ (Sir Stamford Raffles) に依て設定されたものである。一八一九年には馬拉加は尙和蘭人の手にあつたが、ラツフルズは同じく和蘭人の保護下に在つたジョホール王國の高官との協約に依り同地を獲得するに至つたのである。和蘭は新設された新嘉坡が自己の領土たる馬拉加の貿易に多大なる惡影響を及ぼすべきを豫見し、ラツフルズの執れる行動に對して强硬に抗議した。然し和蘭も旣に英國と一種の保護條約を結べるリオー (Riau) を占領する等の不法行爲を敢てしてゐた爲、彼等の抗議を徹底せしむることが出來なかつた。一八二四年英・蘭兩國の間に締結された條約は新嘉坡及馬拉加に於ける英國の主權を認めた。而して新嘉坡に於ける英人の權利はジョホールのサルタンに依る追認を得た。新嘉坡は其の後非常な勢を以て發展し、東印度群島に於ける最大の貿易港たるに至つた。而してそれが軍事的の價値は同地に於ける海軍根據地が完成するに至つて益々增大した。

馬來半島に於ける英國の勢力範圍は、ペラが一八二六年パンコル島とスムビラン諸島とを割讓せる事に依て更に擴大せられた。英國が之等の諸島を領有するに至つたのは、馬拉加海峽のマングローヴを以て緣取れる入江・河口を其の巢窟とせる海賊を征伐せんが爲であつた。

ラブアンは一八四六年、ブルネイのサルタンに依て英國に割與され、ココス諸島は一八八六年、クリスマス島は一八八九年に英國の領有に歸した。

三　馬來聯邦

ペラ、スランゴール兩州と英國との政治的關係　馬來半島の諸邦と英國との政治的關係は一八一八年に始まる。同年中彼南の英人知事はペラ國王と條約を締結し、英人は該條約の結果としてペラと自由交易を爲し得ることゝなつた。一八二五年には英人仲裁委員の手に依り係爭中であつたペラ、スランゴール兩國の國境が協定せらるゝことになつた。又翌一八二六年暹羅との間に締結せられたバーネイ條約 (Burney Treaty) は、ペラ、スランゴール二國の獨立を協定してゐる。然し當時英帝國政府の採つた政策は絕對不干涉主義であつた。英國が該主義を拋棄せねばならなくなつたのは、一八七三年互に反目せる支那人鑛山業者及鑛夫の二團體がペラのラルット (Larut) 地方で爭鬪を始め、其の爭鬪が兇暴を極め遂に英國の干涉を餘儀なくするに至つた時である。該騷動の際英國は兵力を以て支那人の防禦柵を破壞し、遂にペラ國を英國の保護下に置くことになつた。即ち一八七四年英國代表サー・アンドリュー・クラーク (Sir Andrew Clarke) は、ペラの酋長等とパンコルに於て條約を結び、ペラは該條約の規定に依り、宗教と土人の風俗習慣以外の總ての事項に就て、英國に於て任命する知事・副知事の指揮を仰ぐことになつた。右條約の結果として、ディンディンズも亦英國に割與せられ、海峽植民地に屬する一植民地たるに至つた。當植民地は一九三四年に海峽植民地政府より再度ペラ州に還附せられた。

スランゴールに於ても、右と相前後して王家の有力者間に紛擾絕えず、且つ海岸地帶には海賊の跳梁出沒が甚しかつた。是等海賊の或者が馬拉加籍の一商船を掠奪し、船員船客を殺戮したのが問題となり、海峽植民地總督クラークは下僚に對しこれが調査方を命じ、其の結果スランゴールのサルタンは一八七四年英國の保護を仰ぐべきことを公然約するに至つた。

ネグリスムビラン州と英國との政治的關係　スランゴールに於ける騷動の際、志を得なかつた者が亡命して多數隣國なるスンゲイ・ウジョン (Sungei Ujong) に入込んだ。スンゲイ・ウジョンの酋長ダトー・クラナ(Dato' Klana)は、海峽植民地政府の警告に基き是等の者共を領外に驅逐した。然るに隣接地の酋長ダトー・バンダー(Dato' Bandar)は、驅逐された是等の亡命者を自らの膝下に引寄せた。ダトー・クラナはこれが爲領內住民の間に非常に不人望となり、英國の援助を仰がざるを得なくなつた。其の結果スンゲイ・ウジョンに英人知事を置き、政務を輔佐せしむることになつた。一八七六年には英國正朔を奉ずるダトー・クラナを攻擊したスリ・ムナンティ國 (Sri Menanti)—其の統治者をヤング・ディ・プルトウアン (Yang di Pertuan) と云ふ—に對して膺懲の師を出すことになり、遂に國王をして隣邦の內政に關し絕對に干涉せざることを約せしむることになつた。五年後土侯の希望に基き彼が統轄する一小國ジエレブ (Jelebu) を、スンゲイ・ウジョンを管理する英人知事の管下に置くことになつた。一八八七年にはレムバウ (Rembau) の諸酋長が相集つて英人理事官を受入るゝことになつた。其の後二年レムバウ、スリ・ムナンティ、タムピン(Tampin)の諸邦が相集つてネグリ・スムビラン(九國の意)と稱する一聯邦を形成し、一英人知事を仰ぐことになつた。該聯邦は一八九八年、前記スンゲイ・ウジョン及ジエレブの二國を併合して一新聯邦を作り、前述のヤング・ディ・プルトウアンを名目上の王に戴き、一英人知事の下に管理せらるゝことになつた。而して聯邦の名として依然ネグリ・スムビランといふ名稱を襲用してゐる。

パハン州と英國との政治的關係　現馬來聯邦の東部を形作るパハンに對してはサー・フレデリック・ウエルド (Sir Frederick Weld) の代理官としてヒユー・クリフオード (Hugh Clifford) 交涉の任に當り、一八八七年條約を締結することになつた。該條約に依りパハンは英國政府より一代理官を戴き、外國よりの攻擊に對しては英國の援助を仰ぐことを約束したが、其の翌一八八八年には代理官の代りに英人知事を置くことになつた。一八九二年にはパハンに於ける二、三の酋長が新政府を轉覆して舊政を復活せんとし、互に連絡を保つて反抗したるも目的を達することを得ず、國外に放逐せらるゝことになつた。一八九四年彼等はケランタン、トレンガヌを策源地として攻擊を再開したが、ヒユー・クリフオードの統率する遠征隊の爲容易に擊退せられた。パハンに於ける政情は其の後全く靜謐である。

上記ペラ、スランゴール、ネグリ・スムビラン、パハンの四州は一八九五年締結された聯邦條約及一九〇九、一九一二、一九二四年及一九二七年中締結せられたる補助協定に基き、合併して馬來聯邦を形成し、爾來スランゴール州吉隆坡に所在する聯邦政府に依て統轄せられてゐる。聯邦に關する立法事務は、各州統治者を以て組織する聯邦立法會議が之を掌つて居たが、一九二七年以後は統監を首腦とする立法會議が之に代り、而して同年の協定に基き各州統治者は議員たる地位を退く事となつた。

四　馬來非聯邦

ケダー、パーリス、ケランタン、トレンガヌ諸州　聯邦に加入せざるケダー、パーリス、ケランタン、トレンガヌ等の馬來諸州の統治權に關する問題は、一九〇九年の盤谷條約に依て之を規定してゐる。該條約の條章に依り、暹羅は之等諸州に於ける保護權・行政權其の他政治上一切の權利を英國の利益の爲に拋棄した。翌一九一〇年ケランタン王は一英人顧問及一英人副顧問を受入れ、宗教・習俗以外の一切の事件に關し其の勸告に從ふことを約束した。トレンガヌ王も亦同年一英人代理官を自己の州內に駐在せしめ其の指揮を仰ぐことを約束し、一九一九年には英人顧問を入れて之に代らしむる事になつた。ケダー、パーリスの二州も亦夫々一九二三年及一九二九年に前二州の例に倣ひ、英人顧問を設置して政治上の指揮を仰ぐことになつた。

ジョホール州　ジョホールとの條約は一八八五年締結せられた。該條約は、同地のマハラジャ（Maharaja）をサルタンとして推戴すること、英國はジョホールの内憂外患に對して該國を保護すること、サルタンは、英國に於て希望する場合には英人代理官を該國に駐在せしめ、其の指揮を仰ぐべきことを規定してゐる。一九一四年には、サルタンの要求に依て更に條約を締結することゝなり、其の結果以前の條約に規定された代理官は總務顧問（General Adviser）となつた。總務顧問のジョホールに於ける權限は、非聯邦に於ける顧問の夫と大同小異である。一九二七年に締結せられた協定に基き、一八二四年の協約中に規定されたジョホール海峽内十哩制限の代りに同海溝の中心を以て新嘉坡とジョホールの境界とする事となつた。一八六七年までは海峽植民地の行政權は印度事務省の掌握せる處なりしが、同年以後植民省に移管せられ、同省は又馬來聯邦同非聯邦の行政をも掌つて居る。

前述せる馬來諸邦と英國との關係が條約に依て確立して以來、是等諸邦には以前到底經驗し得ざりし平和・繁榮・安寧の時代が遂に其の實現を見た。豐富なる天然資源の開發及英國の保護の下に行はるゝ進步的教育、人智の開發は、相俟ち相倚つて此等諸邦に於ける將來を益々多望ならしめてゐる。又商業上の重要貿易港たる彼南、國防上國際取引上の要衝に當る新嘉坡を有する海峽植民地は、英帝國といふ組織中に於て頗る重大なる位置を占めてゐる。

人口

總說—移民—在留邦人

一　總說

概要　英領馬來に關する人口統計は、一九〇一年の國勢調査を第一回として其の後每十年間行はれ、最近は一九三一年四月一日一齊に行はれた第四回國勢調査があり、尙海峽植民地、馬來聯邦及非聯邦各政府に於ては每年の出生死亡に關する報告書中に各其の推定人口を簡單に發表してゐる。

一九三一年の國勢調査に據れば、英領馬來の總人口（國勢調査にはブルネイを含む）は四百三十八萬五千三百四十六人で、之を一九二一年の三百三十五萬八千五十四人に比すれば百二萬七千二百九十二人卽ち三〇・六％の增加である。右の中、男は二百五十九萬八千二十三人、女は百七十八萬七千三百二十三人である。密度は海峽植民地最も大で同年一平方哩當り七二九、馬來聯邦は六三、同非聯邦六四で、英領馬來全體としては八二となつてゐる。

英領馬來に於て人口の增加を齎す主因は、諸國に於て見る如く出生及死亡によるのでは無く全く移民によるもので、前記一九三一年國調人口中の四三・一％は馬來以外の地に於て出生したものである。斯くて馬來に於ける人口の自然增加は年二％の程度と看做すべきであらう。尙ほ印度人及支那人勞働者移民の外に、爪哇及スマトラからは間斷なく移民の流れが新嘉坡、ジョホール及馬來聯邦の西岸に入つて居り、是等移民の大部分は農民で其の所有小農園に耕作することを自己の生業とせるものである。故に前述の如く、支那・印度・其他馬來諸島から多數の移民が來なかつたならば、英領馬來の人口は前記三〇％以上增加することなく、却つて減少してゐたであらう。

以下一九三一年度の國勢調査數字及一九三六年推定人口を示せば次の通りである。

人口增加の趨勢

人口數及增加率表（一九〇一—三一年）

出所＝馬來年鑑

地方別	人口（千人）				前國勢調査に對する增加百分率(%)		
	一九〇一	一九一一	一九二一	一九三一	一九一一	一九二一	一九三一
海峽植民地—							
新嘉坡(1)	二二〇・三	三〇五・四	四二〇・〇	五五九・九	三八・六	三七・五	三三・三
彼南(2)	二四七・八	二七八・〇	三〇四・三	三五九・九	一二・二	九・四	一八・三
馬拉加	九五・一	一二四・一	一五三・五	一八六・七	三〇・五	二三・七	二一・五
ラブアン(3)	…	六・五	五・九	七・五	…	(一)九・二	二七・一
計	五六三・二	七一四・〇	八八三・七	一、一一四・〇	二六・八	二三・七	二六・一
馬來聯邦—							
ペラ	三二九・七	四九四・一	五九九・〇	七六六・〇	四九・八	二一・二	二七・八
スランゴール	一六八・八	二九四・〇	四〇一・〇	五三三・二	七四・二	三六・三	三二・九
ネグリスムビラン	九六・〇	一三〇・二	一七八・八	二三三・八	三五・五	三七・二	三〇・八
パハン	八四・一	一一八・七	一四六・一	一八〇・一	四一・一	二三・〇	二三・三
計	六七八・六	一、〇三七・〇	一、三二四・九	一、七一三・一	五二・八	二七・七	二九・三
馬來非聯邦(4)—							
ジョホール	…	一八〇・四	二八二・二	五〇五・三	…	五六・四	七九・〇
ケダー	…	二四六・〇	三三八・六	四二九・七	…	三七・七	二六・九
パーリス	…	三二・七	四〇・一	四九・三	…	二二・六	二三・〇
ケランタン	…	二八六・八	三〇九・三	三六二・五	…	七・八	一七・二
トレンガヌ	…	一五四・一	一五三・八	一七九・八	…	(一)〇・二	一六・九
ブルネイ	…	二一・七	二五・五	三〇・一	…	一七・一	一八・四
計	…	九二一・七	一、一四九・五	一、五五六・七	…	二四・七	三五・四
住所不定者	…	…	…	一・五	…	—	—
英領馬來總計	…	二、六七二・七	三、三五八・一	四、三八五・三	…	二五・六	三〇・六

（註）(1)クリスマス及ココス島を含む　(2)プロビンス・ウエルズレイ及ディンディンズを含む　(3)ラブアンは新嘉坡に包含さる　(4)馬來非聯邦各州の第一回國勢調査は一九一一年に行はれた

地方別人口

地方別人口表（一九三一年）

出所＝同前表

地方別	面積	總數	男	女	一平方哩當り人口密度
	平方哩				
海峽植民地—					
新嘉坡(1)	二八一	五九五、九四六	三五三、七四八	二〇六、一九八	一、九九三
彼南(2)	五七〇	三五九、八五一	二〇八、三〇七	一五一、五四四	六三一
馬拉加	六三八	一八六、七一一	一〇五、〇八二	八一、六二九	二九三
ラブアン	四〇	七、五〇七	三、九四三	三、五六四	一八八
計	一、五二九	一、一一四、〇一五	六七一、〇八〇	四四二、九三五	七二九
馬來聯邦—					
ペラ	七、六八六	七六五、九八九	四六四、七五一	三〇一、二三八	一〇〇
スランゴール	三、一六〇	五三三、一九七	三二七、四一四	二〇五、七八三	一六九
ネグリスムビラン	二、五六〇	二三三、七九九	一四八、三八一	八五、四一八	九一
パハン	一三、九七〇	一八〇、一一一	一〇五、五〇八	七四、六〇三	一三
計	二七、三七六	一、七一三、〇九六	一、〇四六、〇五四	六六七、〇四二	六三
馬來非聯邦—					
ジョホール	七、三二二	五〇五、三一一	三二三、四一三	一八一、八九八	六九
ケダー	三、六四〇	四二九、六九一	二三七、八三一	一九一、八六〇	一一八
パーリス	三一〇	四九、二九六	二六、〇二七	二三、二六九	一五九
ケランタン	五、七九〇	三六二、五一七	一八四、七〇五	一七七、八一二	六三
トレンガヌ	五、〇三五	一七九、七八九	九二、三五四	八七、四三五	三六
ブルネイ	二、二〇六	三〇、一三五	一五、四二三	一四、七一二	一四
計	二四、三〇九	一、五五六、七三九	八七九、七五三	六七六、九八六	六四
英領馬來總計	五三、二一一	(3)四、三八五、三四六	(3)二、五九八、〇二三	(3)一、七八七、三二三	八二

（註）(1)クリスマス及ココス島を含む　(2)プロビンス・ウエルズレイ及ディンディンズを含む　(3)英領馬來總數中には國調當時居所不定者一、四九六（男一、一三六、女三六〇）を含む

人種別人口

人種別人口表（一九一一—三一年）

出所＝同前表

人種別	人口（千人）			前國勢調査に對する增加百分率(%)		總人口に對する百分率(%)	
	一九一一	一九二一	一九三一	一九二一	一九三一	一九二一	一九三一

歐米人	一一・一	一五・〇	一七・八	三四・九	一八・八	〇・四	〇・四
歐亞混血人	一〇・九	一二・六	一六・〇	一六・三	二六・九	〇・四	〇・四
馬來人(1)	一、四三七・七	一、六五一・〇	一、九六二・〇	一四・一	一二・八	四九・二	四四・七
支那人	九一六・六	一、一七四・八	一、七〇九・四	二八・二	四五・五	三五・〇	三九・〇
印度人	二六七・二	四七一・七	六二四・〇	七六・五	三二・三	一四・〇	一四・二
其他	二九・三	三三・〇	五六・一	一二・六	七〇・二	一・〇	一・三
計	二、六七二・八	三、三五八・一	四、三八五・三	二五・六	三〇・六	一〇〇・〇	一〇〇・〇

（註）(1)馬來人中には馬來半島及馬來群島に在住する其他の蕃族を含む。

體性別人口

體性別人口表（一九二一―三一年）　出所＝同前表

人種別	人口（千人）				總人口に對する千分率			
	一九二一		一九三一		一九二一		一九三一	
	男	女	男	女	男	女	男	女
馬來人(1)	八四三・七	八〇七・三	九九五・六	九六六・四	四〇九	六二三	三八三	五四一
支那人	八四八・八	三二六・二	一、一三〇・一	五七九・三	四一二	二五一	四三五	三二四
印度人	三三五・五	一三六・二	四二一・〇	二〇三・〇	一六三	一〇五	一六二	一一三
歐洲人	一〇・一	四・九	一一・六	六・二	一六	二一	二〇	二二
歐亞混血人	六・二	六・四	七・九	八・一				
其他	一七・四	一五・六	三一・八	二四・三				
計	二、〇六一・七	一、二九六・六	二、五九八・〇	一、七八七・三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

（註）(1)馬來人中には馬來半島及馬來群島に在住する其他の蕃族を含む。

馬・支・印系統別人口

馬來人系統別人口表（一九三一年）　出所＝英領馬來國勢調査書

系統別	海峽植民地	馬來聯邦	馬來非聯邦	計
馬來人	二五一、一一〇	四四三、六一八	九五〇、三一四	一、六四五、〇四二
爪哇人	二〇、三三一	五六、七七二	九二、三七三	一六九、四七六
ボニー系	一〇、三三一	二、三五三	一、四三五	一四、一一九
アチェー系	一五七	四一三	一、〇二七	一、五九七
バタク系	三六	八	七	五一
メナンカバウ系	二二三	一二、六六五	九〇二	一三、七九〇
コリンチ系	三四	二、七五一	六五二	三、四三七
ジャムビ系	三〇	六四七	七六二	一、四三九
パレムバン系	九五	五九四	四一五	一、一〇四
其他スマトラ系	三七二	一六、一六〇	一、八二二	一八、三五四
リオウリンガ系	二二一	四四	二一八	四八三
バンジャル系	八一七	二八、三八六	一六、二一九	四五、四二二
其他蘭領ボルネオ系	三二	二七	三二	九一
ブギス系	八四五	一四二	八、九二二	一〇、〇〇九
其他蘭領印度系	二一六	六〇九	八〇九	一、六三四
ダヤク系	五二	一一	六八四	七四七
サカイ系	九〇	二七、八〇六	三、九五六	三一、八五二
其他	三二四	七二五	二、三二五	三、三七四
一九三一年計	二八五、三一六	五九三、七三一	一、〇八二、九三四	一、九六二、〇二一
一九二一年計	二五五、三五三	五一〇、八二一	八八四、八七七	一、六五一、〇五一

支那人及印度人系統別人口表（一九三一年）　出所＝同前表

系統別	海峽植民地	馬來聯邦	馬來非聯邦	計
支那人―				
福建系	二八七、一二五	一四三、四二九	一一〇、一八二	五四〇、七三六
潮州系	一一五、一一三	三三、〇四〇	六〇、八四一	二〇九、〇〇四
客家系	五二、三六九	二一一、九〇六	五四、四六四	三一八、七三九
ホクケア系(Hok Chhia)	九、七九六	三、一八九	二、三一八	一五、三〇三
廣東系	一四一、九七五	二二六、一八一	五〇、一四二	四一八、二九八
海南島系	三五、六七九	三〇、一〇七	三二、一〇八	九七、八九四
ホクチウ系(Hok Chiu)	八、九五八	一七、九六二	五、〇五一	三一、九七一
廣西系	一、四六九	三五、〇二一	九、六三九	四六、一二九
其他	一一、〇二四	一〇、七〇五	九、五八九	三一、三一八
一九三一年計	六六三、五一八	七一一、五四〇	三三四、三三四	一、七〇九、三九二
一九二一年計	四九八、五四七	四九四、五四八	一八二、六八二	一、一七四、七七七
印度人―				
タミール系	一〇九、八二五	三一七、八八三	八七、二五一	五一四、九五九
テルグ系	二、〇九六	二三、一四二	八、三〇三	三三、五四一
マラヤリ系	七、八四〇	一六、八四三	一〇、四四二	三五、一二五
パンジャブ系	七、五三七	一九、四〇三	四、〇六一	三一、〇〇一
聯合州系	一、一九四	三六六	三三八	一、八九八
緬甸系	一二六	一、〇一四	二〇	一、一六〇
ベンゴール系等	一、一七一	五〇七	一五五	一、八三三
孟買系等	九三七	三二六	一二五	一、三八八
ビハール及オリッサ系	二四	一五九	三六	二一九
ネパル系	一三	四五一	一七	四九五
其他	一、五〇五	九〇二	九八八	三、三九〇
一九三一年計	一三二、二七七	三七九、九九六	一一一、七三六	六二四、〇〇六
一九二一年計	一〇四、六二八	三〇五、二一九	六一、八一九	四七一、六六九

主要都市別人口

主要都市別人口表（一九三一年）　出所＝同前表

都市名	所在地	馬來人	其他馬來系人	支那人	印度人	歐米人	歐亞混血人	其他	計
新嘉坡	新嘉坡	二三、四八九	一九、八八四	三四〇、六一四	四一、三五六	六、五一八	六、一三四	七、七二四	四四五、七一九
彼南	彼南	一七、七六六	一、三七〇	一〇一、二四二	二四、一一〇	一、一七四	一、九七六	一、七六〇	一四九、四〇八
馬拉加	馬拉加	五、九四一	三四〇	二六、五〇三	二、九四〇	一一三	一、八八八	三〇七	三八、〇四二
タイピン	ペラ	三、五六四		一七、四九一	七、七二六	三〇五	三六〇	六二四	三〇、〇七〇
イポー	ペラ	五、〇二三		三四、二四〇	一二、三〇一	六二八	四四五	五四六	五三、一八三
吉隆坡	スランゴール	一〇、七六九		六七、九二九	二五、三四二	一、五四五	一、六〇三	四、二三〇	一一一、四一八
スレムバン	ネグリスムビラン	一、七二五		一四、一七八	四、〇八七	二一六	四〇六	八四一	二一、四五三
ジョホールバール	ジョホール	八、三五七		八、九〇二	三、二二〇	一六二	九〇	七三二	二一、四六三
アロースター	パーリス	七、六九〇		七、七四〇	二、七四六	六七	二三	三〇二	一八、五六八
コタバール	ケランタン	一〇、八三五		三、一五二	六一九	三三	四	二〇〇	一四、八四三
トレンガヌ	トレンガヌ	一一、六五二		一、九三四	二六七	五	七	一〇七	一三、九七二

國籍別人口

在住外國人國籍別人口表（一九三一年）　出所＝同前表

國籍別	海峽植民地	馬來聯邦	馬來非聯邦	計
歐米人―				
英國人	六、二〇四	三、五三四	七八五	一〇、五二三
愛蘭人	四二二	三七八	一〇一	九〇一
蘇格蘭人	一、〇三一	一、一九一	二四二	二、四六四
ウェールズ人	九五	八二	一七	一九四
濠洲人	三〇七	四四〇	四六	七九三

新西蘭人	三八	一〇七	二三	一六八
加奈陀人	二一	一三	四	三八
其他英國人	一一一	七五	四九	二三五
特に記載されざる英國人	一三	三	—	一六
亜米利加人	二一五	一〇九	八	三三二
白耳義人	一三	三	二	一八
丁抹人	五八	六八	三一	一五七
和蘭人	七一〇	一〇二	一三	八二五
佛蘭西人	二一七	一〇四	一〇	三三一
獨逸人	一二九	一五	—	一四四
希臘人	一〇	六	—	一六
伊太利人	六四	二七	八	九九
諾威人	二一	六	—	二七
葡萄牙人	九四	二〇	三	一一七
露西亜人	六七	一四	—	八一
西班牙人	二六	六	一	三三
瑞典人	七	一三	二	二二
瑞西人	五一	一五	三	六九
其他歐洲人	七九	一九	七	一〇五
計	一〇、〇〇三	六、三五〇	一、三五五	一七、七〇八
其他外國人―				
安南人	七三	一九	三一〇	四〇二
亜刺比亜人	二、六三二	四〇二	一、九一五	四、九四九
アルメニア人	八三	一五	—	九八
錫蘭人	二、八〇一	一三、六四八	二、〇四八	一八、四九七
比律賓人	三八一	二九〇	一五	六八六
日本人	三、五〇八	一、三三三	一、六〇八	六、四三九
猶太人	八二二	一〇	—	八三二
黒人	七	四	三	一四
波斯人	六一	二〇	一	八二
暹羅人	一、〇四一	一、四三五	二一、一二一	二三、五九七
其他	二〇〇	六二	二五五	五一七
計	一一、六〇九	一七、二二八	二七、二七六	五六、一一三

推定人口

推定人口表（一九三六年）

地方別	馬來人	歐洲人	歐亜混血人	支那人	印度人	其他	計
新嘉坡	六九、九七二	一〇、四五二	七、四三七	四五五、一九一	五一、七四〇	八、三七一	六〇三、一六三
彼南	四〇、七八一	一、七四七	二、一七七	一三一、一八三	二八、三四七	一、七五九	二〇五、九九四
プロビンスウエルズレイ	七三、九〇二	二八四	二八八	四八、三九四	二四、九九六	五四一	一四八、四〇五
馬拉加	一〇四、二六一	四二二	二、二〇五	七一、一三九	二四、〇八五	六一六	二〇二、八二八
ラブアン	五、一三〇	二九	四三	二、三九七	一四七	六一	七、八〇七
クリスマス島	(1) 一〇二	二八	—	八九八	五七	一	一、〇八六
ココス島	(2) 一、〇八七	二三	—	二九	三	—	一、一四二
海峡植民地（計）	二五九、二三五	一三、九八五	一二、一五〇	七〇九、三五一	一二九、三七五	一一、三四九	一、一七〇、四二五
ペラ	三〇四、六八三	三、〇三二	一、四〇八	三四一、一五一	一六八、七六八	五、〇五一	八三〇、〇九三
スランゴール	一三七、一一六	三、五九四	二、三六二	二六〇、二五六	一六四、八四二	七、六〇五	五七五、七七五
ネグリスムビラン	九六、四〇二	一、〇六五	七六七	九七、七五〇	五一、四八一	二、三八八	二四九、八五三
パハン	一一九、四五六	四七四	一五九	五五、九二〇	一四、九八九	一、二三二	一九二、二三〇
馬來聯邦（計）	六五七、六五七	八、一六五	四、六九六	七六一、〇七七	四〇〇、〇八〇	一六、二七六	一、八四七、九五一
ジヨホール	二六一、九五六	八九五	三二四	二三二、五一三	五〇、八四五	三、七〇一	五五〇、二三四
ケダー	三一三、八七一	四九七	一二八	八三、八四〇	五二、六一二	一二、九四六	四六三、八九四
ケランタン	三五〇、七八八	一五五	三七	一八、六四〇	六、八一八	七、〇〇二	三八三、四四〇
トレンガヌ	一七七、〇一七	三八	一四	一三、二〇三	一、二八三	五五三	一九二、一〇七
パーリス	四二、八二三	三	一〇	六、四七三	九八〇	一、八七五	五二、一六四
ブルネイ	(3) 二七、七八三	八四	四〇	四、〇六一	二〇五	七八八	三三、九五一
馬來非聯邦（計）	一、一七五、二三八	一、六七二	五五三	三五八、七二九	一一二、七三四	二六、八五五	一、六七五、七九〇
英領馬來總計	二、二二八、一三〇	二三、八二二	一七、三九九	一、八二九、一三七	六四二、一九八	五四、四八〇	四、六九四、一六六

出所〃馬來統計局年報

（註）(1)一九三五年十二月末日に於ける實際數　(2)一九三一年四月一日國勢調査に依る實際數　(3)一九三五年推定人口に一月より六月に至る出生死亡數を加減して算出す。

二　移民

馬來に於ける人口增加の最大原因たる移民の大部分は支那人と南部印度人で、是等移民は主として海峡植民地諸港より入國し、各州に分散されるものである。最近五箇年間英領馬來に出入せし移民は次の通りである。

人種別移出入民表

出所〃馬來貿易海運月表

人種別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	移入民	移出民	移入民	移出民	移入民	移出民	移入民	移出民	移入民	移出民	移入民	移出民
歐米人	二〇、三六六	二〇、八六一	一八、六六八	一九、二三七	一九、八〇五	一九、五〇四	二四、三二四	二三、七一五	二八、二八九	二六、六一五	三一、四六四	二八、六九一
歐亜混血人	五七三	五九七	六六五	七二六	七一二	七八四	一、〇七八	八一五	九九五	八五〇	九六二	八九二
日本人	二、九六八	二、五八四	二、四一四	三、二一二	二、三三〇	二、四六〇	二、七二七	二、三〇四	二、八一七	二、四五二	二、八八三	二、四五四
支那人	一九一、六九〇	三〇四、六五五	一三八、三二八	二三五、八四六	一二四、四六〇	一五五、六三八	二二三、八九二	一六二、二五三	二七八、一六八	一八七、一八二	二八二、二九九	二〇六、四九八
馬來人	五三、二八一	五六、三九一	五〇、三七八	五四、三七四	四八、〇八七	四七、七八三	九〇、七四八	八七、三二三	一〇六、四〇二	一〇九、四六二	一一〇、七八七	一一五、一一三
北部印度人	一八、四三五	一七、一七九	一七、九一八	一六、二三八	一七、二三五	一三、四七八	二三、二八七	一五、一五五	二〇、八四六	一六、九九八	一八、一九九	一六、一三八
南部印度人	三三、一四一	一〇四、九五二	二六、九四五	八八、二六五	二七、九二八	三九、一〇三	一〇二、二九二	三五、六一六	八〇、〇八九	四七、〇四四	五五、四八二	四七、五七三
其他	九、六九二	一〇、四五六	九、四二二	九、八一八	九、五六九	九、八二五	二七、四一五	二六、四七三	三〇、七三三	三二、五三〇	二三、五四五	二五、四五三
計	三三〇、一四六	五一七、六七五	二六四、七三八	四二七、七一六	二五〇、一二六	二八八、五七五	四九四、七五三	三五二、六六四	五四八、三三九	四二三、一三三	五二五、六二一	四四二、八一二

人種別移出入民超過數表

出所〃同前表

年別	歐洲人	歐亞混血人	日本人	支那人	馬來人	北方印度人	南方印度人	其他	計
一九三一	(一)四九五	(一)二四	三八四	(一)一一三、九六五	(一)三、一一〇	一、二五六	(一)七一、八六一	(一)七六四	(一)一八七、五二九
一九三二	(一)五六九	(一)六一	(一)七九八	(一)九七、五一八	(一)三、九九六	一、六八〇	(一)六一、三二〇	(一)三九六	(一)一六二、九七八
一九三三	三〇一	(一)七二	(一)一三〇	(一)三一、一七八	三〇四	三、七五七	(一)一一、一七五	(一)二五六	(一)三八、四四九
一九三四	一、五九九	二六三	四二三	六一、六三九	三、四二五	七、一三二	六六、六六六	九四二	一四二、〇八九
一九三五	一、六七四	一四五	三六五	九〇、九八六	(一)三、〇六〇	三、八四八	三三、〇四五	(一)一、七九七	一二五、二〇六
一九三六	二、七七三	七〇	四二九	七五、八〇一	(一)四、三二六	二、〇六一	七、九〇九	(一)一、九〇八	八二、八〇九

（註）(一)は不足數を示す

三　在留邦人

邦人數

英領馬來・北ボルネオ及サラワク在留邦人數表（昭和十年十月現在）　出所＝海外各地在留本邦人人口表

	英領馬來			英領北ボルネオ			サラワク		
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
總數	六、六四三	三、八四六	二、七九七	七三九	五四六	一九三	一六六	八九	七七
內地人	六、四八七	三、七四三	二、七四四	七〇四	五一四	一九〇	一六六	八九	七七
朝鮮人	一八	一七	一	—	—	—	—	—	—
臺灣人	一三八	八六	五二	三五	三二	三	—	—	—

邦人職業別人口

英領馬來・北ボルネオ及サラワク在留邦人職業別人口表　出所＝同前表

職業別	英領馬來	英領北ボルネオ及サラワク
總數（大分類）	六、四八七	八七〇
本業者計	三、六二五	五九五
1農業	一四六	一三七
2水産業	一、〇四一	三一六
3鑛業	二一五	—
4工業	二八二	一三
5商業	一、二四九	一〇九
6交通業	一〇	—
7公務自由業	三〇八	一四
8家事使用人	二七四	六
9其他の有業者	一〇〇	—
10無業（主として家族）	二、八六二	二七五
（細分類）		
本業者計	三、六七七	五九五
1農耕・園藝・畜産業	一四六	六一
2同勞働者	—	七六
3漁業・製鹽業	一七	二
4同勞働者	一、〇二四	三一四
5採鑛・冶金業	二一五	—
6金屬工業	一二	—
7洗張・染色・洗濯業	三七	四
8紙工業	二	—
9皮革・骨・角・羽毛品類製造業	五	—
10木・竹類に關する製造業	六	—
11飲食料品・嗜好品製造業	一一	—
12被服・身廻り品製造業	七七	—
13土木建築業	六	二
14大工・左官・石工・ペンキ工	六七	五
15製版・印刷・製本業	六	—
16學藝・娛樂・裝飾品製造業	八	—
17瓦斯・電氣及天然力利用に關する業	二	—
18工場勞働者	四三	二
19物品販賣業	一八七	三
20貿易商（店員・社員を含まず）	六	—
21會社員・銀行員・商店員・事務員	六九四	八二
22旅宿・料理・貸席及藝妓業・遊戲場・興業場	一八五	六
23藝妓・娼妓・酌婦其他	一〇	—
24理髪・結髪・浴場業	一〇二	—
25其他の商業	六五	—
26車馬業・自動車運轉手	八	—
27運輸取扱業	二	—
28官公吏・雇傭人	一	—
29宗教關係者	一	—
30教育關係者	一五	二
31醫務に關する業	一四九	三
32新聞雜誌記者・通信員・著述業	一二	—
33畫家・彫刻家・音樂家・寫眞師	九四	—
34其他の自由業	一六	—
35其他の有業者	六七	—
36其他の勞働者	三三	—
37家事被傭人	二七四	六
38其他の無職業者・職業を申告せざる者	五二	—
內地人從屬者（家族）	二、八一〇	二七五

（備考）本表は昭和十年十月一日現在、而して職業別人口は內地人のみである。

住民・宗教

住民（原住種族…馬來人…外國人）—宗教

一　住民

1　原住種族

馬來半島には、馬來人よりも逸早く來住せる異敎のネグリトー、サカイ及ジヤクンの三種族があつて、屢蕃族と呼ばれてゐるが、此の三種族の人種的相違は英國人と支那人との差以上に甚だしいものである。次に一九二一年及一九三一年の國勢調査に現はれたる原住種族數は次の通りである。

原住種族數表（一九二一—三一年）　出所＝英領馬來國勢調査報告書

		一九二一	一九三一
英領馬來		三二、四四八	三一、八五二
	男	一七、四七〇	一六、七七二
	女	一四、九七八	一五、〇八〇

ネグリトー族　ネグリトーは馬來半島に於ける最古の種族に屬し、アンダマン島の土民族に近く、比律賓の或る島嶼に住むイータ族と同一だと云はれてゐる。而してネグリトーはケダー州及上ペラ地方ではスマン族、又ケランタン州に於てはパンガン族と稱されてゐる。今日ではペラ州北部、ケダー及ケランタン州の各一部及パハン州の西北部に分布し、又トレンガヌ州にも少數在住する。此の外暹羅領馬來に迄侵入してゐるが、現在此の種族は激減しつゝある。其の數亦不明であるが、ネグリトー、サカイの混血兒及他の土着種族を合し一千人にも達しないと云ふ。皮膚の色は暗褐色（稀に黑色）であるが、體軀矮少で頭髮は縮れ居り厚く裏返つて居り、顏面及頭蓋骨の特長は頗る幼兒に似て寧ろ圓い。

文化の程度は頗る低く、森林に棲居し、狩獵若しくは果實野菜を探し求めて生活するのを常とし、其の家屋も棕梠の葉を以て風避けにした極く簡單なものに過ぎない。

サカイ族　次にサカイ族は主としてケランタン及パハン州境ペラの高地に居住する。上ペラの高地にはネグリトーと混血して甚だ剛健な混血兒を擧げてゐる。同族は現在矢を用ふる唯一の民であるが、教養の程度は遙にネグリトーよりも高い。身長は平均してネグリトーよりも高く頭髪は波狀を呈し且つネグリトーよりも首が長い。皮膚の色は多樣で、其の中純粹なるものは黄色又は黄褐色であるが、馬來人よりも其の度が濃厚でない。家屋は馬來人の樣に柱上に建てられ通例家屋は小さく、柱及梁は立木其の儘で、壁は棕梠の葉又は竹で造り、屋根も亦棕梠の葉で葺いてゐる。

前記ネグリトー族と異つて、本種族は農作をするものが多く、高地には黍を、ジャングルを開いた所には陸稻を播く。然し之等は速に消費されるのでタピオカ其の他の球根の栽培が歡迎される。サカイ族は狩獵に巧で、幾種類の罠の外に吹矢を製造し、之を以て獲物殊に猿狩に出掛ける。

ジャクン族　此の種族は半島南部殊にジョホール州に多い。尚ネグリ・スムビラン及スランゴール州の西部及東部パハン州にはサカイ族との混血兒があり、又パハン州の西北部にはネグリトー族との混血兒が尠くない。體格は何れかと云へば馬來人に類似してゐる。

風俗及習慣は區々で、馬來人から模倣したのもあるが、大體サカイ族に類似してゐる。スランゴール、ネグリスムビラン及パハンの混血種族中には竹製の吹矢が用ひられてゐるが、之は純サカイ族から模倣したものに相違無い。併しパハン州の區域では馬來地方に見られぬ一種の吹矢がある。

此の外之と同種族のオランラウト(海上生活者の意)を擧げねばならぬ。此の種族は英人が初めて馬來半島に植民した頃新嘉坡島附近に存在したもので、今も尚此の附近に居住し馬來人と稱してゐるが、事實は馬來人との雜婚に依る子孫が多い。又スマトラ東海岸の沖合に居る住民及ボルネオの海上生活者と同樣緬甸の海岸を離れたメルグイ群島のセルング族に屬すると云はれてゐる。尚ジャクン族及混血種族は既述の地方外に散在してゐる。馬來語を使用する所謂マンテラ族は馬拉加及其の附近に居り、サカイ語を辯ずるベシシ族はスランゴール海岸に居住する。本種族はパハン州にもゐるが、ジャクン族の多數は半島内地に住んでゐる。

2　馬　來　人

馬來種族發祥の地はスマトラのパレムバン及メナンカバウで、其處から馬來半島及馬來群島の他の部分に移住蔓延したものであらう。或る學者は馬來種族は、スマトラ、ボルネオが大陸より分離しない以前、其處に住んでゐた原馬來人が支那人・亞剌比亞人・印度人の血液と混合して出來たものであると主張してゐる。英領馬來の馬來人は大體に於て種族的一樣性を持つてゐる。現在彼等の間に於て見る種族的言語學的の相異は、彼等の間に於ける本質的相違に由るに非ずして外來者の影響に起因するものである。

馬來人の外觀は第一身長が短かく、一般に淺黑いオリーヴ色の顏色を持ち、四肢五體は釣合がよく且つしつかり出來てゐる。性懶惰で決して心が許せないと云はれてゐる。併し一概に懶惰であり信用が出來ないと斷ずるのは餘りに早計で淺薄である。馬來地方の如く、氣候が萬物の生長に可なる所に於ては生活必需品を得ると云ふことに何等辛辣なる努力を必要としない、從て歐洲諸國民に於て原則として見る樣な精力とか意力の集中とか云ふものは左程必要でない。其の結果、馬來人は他の點に於て彼等よりは遙に進歩してゐる種族に於てすら見ない程禮儀を守る。老人は勿論貧乏人と雖も禮儀作法に注意を向ける丈の餘裕を持つてゐる。斯くの如くにして出來た禮儀の觀念、自負心と自倚心、明に認めらるゝ諧謔心、嘲弄を瞋恚する傾向等が馬來人の性格を構成する重なる要素である。而して自らの利益になる事の何たるかを了解し得ない程沒分曉漢ではなく、却つて餘りに多く理想的傾向を有する人の躓き勝なることに煩はされることなく其の利益とする所に向つて驀進することとすらある。而して遠き將來に於ける目的が遂行せられた曉何にもならぬ場合あること、左樣なる目的に向つて過度に精力を集中し、結局陷るべき陷穽を覺知する丈の智恵を持つてゐる。遠方に目標を置いて努力すると云ふ樣な事は不可能である。其故に馬來人を動かさうと思ふならば、仕事の目的、其れに依て生ずる利益を卑近に明瞭に示さねばならぬ。夫さへ十分に出來且つ又與へられたる仕事が意に叶へるものであつたならば、他の人種の其れに劣らぬ上氣分と、聰明さと熱心と勇氣とを以て是れに當るであらう。

馬來人は回教信者であるが、其の信念中には回教を取入れる以前に持つてゐた各種信念の餘影がある。而して今日と雖も、「アーダット」と云ふ慣習法を崇敬してゐる。其の傾向は殊にネグリスムビラン州に於て最も著しく元來此の「アーダット」なるものは暴虐な君主に對する權利の保證であつたのである。馬來人は天性熱烈なる沙彌に於て能く見る樣な峻嚴さを持つてゐない。馬來婦人は男子の所有物件ではなく、生活上に於ける男子の協同者である。而も慧敏なる點に於て他の國の婦人に劣らない。

馬來人は精力を集中すること、鞏固なる目的を有すること等に於て學ばねばならぬ多くのものを持つてゐる。然し其の天性とも云ふべき禮儀の觀念と快活さとを失つたならば、功の方が過よりも多いか如何か疑問であると云はなければならない。

馬來人が今日行つてゐる業務は多くの場合農事に關係してゐる。然し商業に向はんとする傾向は餘り顯著ではない。就中商業の方面に最も多く額を出してゐるのは海峽植民地であるが、其處でさへ二十五名に一名の馬來人が是れに關係してゐる丈で、馬來聯邦に於て商業に從事せる馬來人は七十名に一名見當あるのみである。政府は可及的多く馬來人を採用する方針であるから、其の方面に吸收せらるゝ馬來人は將來益々增加しよう。然し今日政府の吏員として奉職してゐる者の數は決して多くない。馬來人は能く自動車の運轉手として使用されてゐるが、自動車の運轉に於て世界の大多數の人種よりは滿足な結果を示してゐる。

3　外　國　人

支那人　ケランタン、トレンガヌ、ブルネイを除いた他の部分では、支那人は取引商・小賣商・勞働者の一大部分を占め、市街地に於ける最も優勢なる人種である。海峽植民地では支那人け他の如何なる人種に比較しても約二倍の數を保つてゐる。馬來聯邦では錫山に於ける勞働者が殆ど皆支那人である關係上其の數は馬來人の數を十一萬八千人凌駕してゐる。

馬來に於ける支那人は殆ど皆福建・廣東・潮州・客家・海南の五種族の何れかに屬する。福建人は手廣く農業を營み、小商人・大取引商の多數けその同族から成つてゐる。廣東人は錫業に從事する人口の大部分を占め、栽培業に從事してゐるものも尠くない。客家は廣東人と同じく馬來聯邦に於ける錫鑛山勞働者の大多數を供給し、海南島人は市街地に於ては主として家庭に於ける使用人として働き、市街地外では護謨園で働いてゐる。

在住支那人の總數に對する之等五種族の割合を百分比を以て示せば、福建人三一・六、廣東人二四・五、客家一八・六、潮州人一二・二、海南島人五・九、其他七二である。

半島在住支那人中、最も富裕に最も慧敏に且づ最も能く教育せられてゐるのは海峽植民地生れの支那人で、俗にババ南京と稱するものである。ババの祖先は福建移民で今日半島の到る處に在住するも、特に執著せる生活區域は歷史的に由緒ある馬拉加である。ババの中には全然支那語を解せざるものもあり、彼等け所謂ピッヂン馬來語なるものを使用してゐる。ピッヂン馬來語は今日全馬來に於ける商店・市場・帳場の通用語である。

印度人　市街地に於ける小賣人・取引商人中には相當數の南部印度人がゐる。併し馬來に移住するタミール人、テルグ人、マラヤリ人の大部分(何れも南部印度人)は苦力階級である。彼等はペラ州の錫鑛山に多數働いてゐるし、土木局及市に使役せられてゐる勞働者は殆ど全部南部印度人の中より募集せられる。併し此の南部印度人勞働者を馬來半島に齎した最も主なる原因は護謨栽培事業で、現今に於ては農園生活者總數の七一・六%け彼等の仲間よりなつてゐる。

南部印度人以外の印度人中にはパンジャブ人が其の大部分を占めてゐる。彼等は大抵の場合軍事的又は半軍事的職業に從事せんが爲渡來せるもので、

年月を重ぬると共に漸次其の鄕里より婦人を呼び、馬來地方に定著し、或は農民として或は去勢牛車の挽子として、又は番人若くは之に類似の職業に從事して生活を營むに至つた。金貸を業とせるものも尠くはない。

歐米人　一九三一年の國勢調査に於ける在留歐米人の人口は一七、七〇八人にして一九二一年の一四、九五四人に比較すれば一八・八%の增加である。歐洲人は馬來全帶を通じて一樣に增加し、就中海峽植民地は最も多く其の數一〇、〇〇三人に達し、馬來聯邦に於ては六、三五〇人、同非聯邦は一、四一五人であるが、その割合は總人口に對し僅かに〇・四%に過ぎない。在留歐米人の國籍別內譯は英國人一〇、五二三、蘇格蘭人二、四六四、愛蘭人九〇一、ウエールズ人一九四、濠洲人七九三、新西蘭人一六八、加奈陀人三八、其他二五一となつてゐる。尙、海峽植民地に於て歐洲人を吸收してゐるのは金融と商業で、馬來聯邦及同非聯邦に於けるものは勿論栽培事業である。

歐亞混血人　歐亞混血人の數は、一九三一年には一六、〇四三名で、二十年前の一九一一年に比較すれば三、三九八名即ち二六・八%の增加を示してゐる。概して市街居住者でその中の一一、二九三名が海峽植民地に住んでゐる。馬來聯邦には四、二五一名で、其他の諸州が五〇〇名に過ぎない。大部分は官衙又は商館に於て書記的の事務に從事し、農業に從事するものは大抵護謨園に於て事務を執つてゐる。

暹羅人　英領馬來に在留する暹羅人は二三、五九七（一九二一年一八、一七八）で、其の大部分は暹羅の國境に接續せるケダー、パーリス、ケランタンの三州に居住してゐる。

錫蘭人　一九三一年調査の際には一八、四九七を算し、之には錫蘭生れのタミール人を包含してゐるが、大部分は政府の書記に從事してゐる。市街地に居住する者の多くは寶石商、大工、理髮師で、田舍に於ける者は主として農園に使役されてゐる。

日本人　英領馬來國勢調査によれば在留本邦人數は一九二一年の六、九八九より一九三一年には六、四三九に減少した。殆ど其の半數は新嘉坡に在り、寫眞・理髮・小間物雜貨販賣業等に從事してゐる。馬來諸州に於ては重に主要都市にあり、大多數は護謨の栽培に關係を有してゐる。又ジョホール及トレンガヌ兩州には日本人によつて所有經營される重要鐵鑛山があり、ケランタン州では日本人會社が大規模に滿俺を採掘してゐる。

二　宗　教

原住民　馬來に於て先づ原始的宗教と目せられて居るものは、原住民族ネグリトーの有するもので、此の事は前述「住民の項」に於て簡單に述べた處であるから此處には省略するが、世界何れの土地に於ても見らるゝ如く、彼等は非常に他力的且つ迷信的な宗教を有して居り、之は恐らくサカイ、ジャクン兩種族に就ても同樣であるのは云ふを待たない。

馬來人　次に馬來人は支那人と共に英領馬來に於ける人口の大部を占めてゐるから、馬來に於ける代表的宗教と云へば馬來人の宗教を指稱すると云つても差支へあるまい。

馬來人は名目上回教徒に屬する。而して今日迄決して回教に先んじて影響を受けたヒンヅー教々師の說く教を棄てず、且つ又彼等が原住地に於て奉じてゐた舊信仰を少しも抛てゝゐない。彼等の村落に於ける生活の大部分は、二重に屋根を葺き村の貧富の程度に應じて、編枝・木材又は煉瓦及漆喰を用ひて壁を塗つた禮拜所の周圍で過される。每週定期の集會は金曜日に行はれ、普通村民は一週一回晝間のみの行事は行ふが、定期的集會を嚴守しない。其處で出席を勸誘する爲、每金曜日の祈禱は四十四人の成年男子の出席が無ければ捧げることの出來ない規範になつてゐる。而も婦人は禮拜所に出席しない。或る地區では三回繼續して出席を怠る者は罰金を課せられることになつてゐる。祭典は絕食月の終了した日に行はれ、之を以てメツカ巡禮者は巡禮儀式を完全に果すことになる。

刳り拔いた樹幹の一端に皮を以て蔽ふた大型の太鼓が禮拜所の周圍にある廊下に懸つてゐて、之は金曜日に信者を呼出す爲と、每週五日間祈禱時間を知らせる爲に打鳴らされる。祈禱の文言は太鼓が打鳴らされた後、寺守によつて唱へられる。この金曜日に捧げる祈禱は大抵一般に行はれてゐるが、每週五日間每日祈禱を擧げる事は多くは實行されてゐない。日々の祈禱は屋內又は禮拜所若くは路傍で唱へられる。禮拜所よりも小さく、每週行事の行はれる單なる祈禱用建物は各所に見受けられる。各禮拜所近傍には河・井戶又は水桶がある。此處で信者は祈禱をなす爲屋內に立入る前、所謂齋戒沐浴を行ふ。又日出日沒時には喫煙嚼煙したり、又は飮食したりなどはしない。絕食月は村落に於て好く嚴守されてゐる。巡禮に際しては、馬來地方からはメツカに近い他の國々よりは遙に多くの信者を送つて居ると云はれてゐる。

寺院・會堂　既述の通り混然雜然として多種多樣の民族が集つてゐる處であるから、其の信仰の標的たる寺院及會堂の種類も非常に多く、基督教各派の宏壯なる會堂が街の各所に聳へ建てるに對し、不可思議な行者の蹲くまつてゐる怪奇な印度教の寺院や妙にくすぼつた支那の廟が隨所にあるのも面白い對象である。而も神風の伊勢を偲ばす皇太神宮の社殿が護謨園內に安置され、禪宗の西有寺を初めとして本派本願寺や日蓮宗の出張所さへもあり、尙新嘉坡には東京中會に屬する日本基督教會及ホリネス教會が存在する。而も馬來の宗教は回教によつて殆ど統一され、ジョホール・バールの壯麗な回教寺院は新嘉坡を通過する旅行客の多くが必ず見物に行く名所の一となつて居り、其の他吉隆坡を初とし舊都クラン、クアラ・カンサ又はアロー・スターの町々すら見上ぐる許りに宏壯なモスクが必ず巍然として建てられ、修行の五箇條たる㈠無始無終唯一至上神アラーの信仰、㈡一日五回以上の祈禱禮拜、㈢回教曆九月ラマザン月一箇月間の斷食、㈣聖地メツカへの巡禮㈤神の爲にする敬虔なる信者への喜捨等が誠心から行はれつゝあるのである。

宗教別人口　英領馬來に於ける宗教別人口を一九三一年國勢調査に依り之を示せば次の如くである。

回教	千人 一、九九三	シーク教	千人 一九
ヒンヅー教	五三〇	其他	一、七五三
基督教	一〇一	計	四、三八六

英領馬來の住民を宗教上より分類するときは右の通りであるが、該國勢調査には支那人及印度人の外人種別による宗教別人口調査なく、從て此處に馬來人及歐洲人、其他外國人の宗教別人口を擧げ得ない事は頗る遺憾である。

宗教別支那人數表（一九三一年）

出所＝馬來國勢調査書

地方別	基督教	回教	其他	計
海峽植民地	一八、四六二	九九五	六四四、〇六一	六六三、五一八
馬來聯邦	九、一四三	一、二五七	七〇一、一三六	七一一、五四〇
馬來非聯邦	三、一二九	一、一九一	三三〇、〇一四	三三四、三三四
計	三〇、七三八	三、四四三	一、六七五、二一一	一、七〇九、三九二

宗教別印度人數表（一九三一年）

出所＝同前表

地方別	ヒンヅー教	回教	シーク教	佛教	基督教	其他	計
海峽植民地	九三、七九三	二四、七九七	四、三二六	三九八	八、五〇七	四五六	一三二、二七七
馬來聯邦	三二二、三七三	二〇、一八四	一三、一一七	五六二	二三、七八七	九七三	三七九、九九六
馬來非聯邦	九三、〇三六	一一、五二五	一、七三七	二四四	四、三二〇	八七四	一一一、七三六
計	五〇九、二〇二	五六、五〇六	一八、一八〇	一、二〇四	三六、六一四	二、三〇三	六二四、〇〇九

教育

總說—教育行政—海峽植民地及馬來聯邦—馬來非聯邦—統計

一 總說

英領馬來に於ける教育の歷史は、抑々一八一六年彼南學校（無月謝）が開設された時を以て嚆矢とし、一八二三年にサー・スダムフオード・ラツフルズ現在のラツフルズ・インステイチユーションを新嘉坡に設立し、其の後東印度商會に代りて一箇月三百弗宛の寄附をなし、同時に廣大な地所を其の所有としたが、所謂教育らしい教育に著手されたのは同年を以て最初と見る事が出來る。爾後百十餘年間に於ける教育の普及は、今日英領馬來に於ける教育を英語使用教育・馬來語使用教育・タミール語使用教育及支那語教育の四種に分つに至つたのである。

土語を使用する學校の設立は、一八六七年海峽植民地の管理權が植民省の手に移つてから初めて眞面目に考究せられる樣になつたものであるが、一九〇一年土人學校に使用せられる馬來語古典の出版に依て、土語を使用する土人教育に一大刺戟が與へられた。元來馬來人は女子を閉居せしむる風習があり、加ふるに女子が教育を受けることに對しては一種の偏見をすら持つてゐる。而して之等の陋習と適當なる婦人教師を彼等の內から見出し得ざる事は馬來人女子の教育を餘程困難なるものとした。然し政府は一歐洲婦人を女子教育監督官に任命することにより、女子教育問題に於ける諸般の困難を排除しつゝあるのである。

海峽植民地及馬來聯邦政府は、補助を申請する支那人學校に對しては努めて補助の方針を採り、又海峽植民地勞働法は年齡七歲乃至十四歲の兒童を十人以上有する農園に於ては、夫等の兒童が如何なる種族であるかを問はず、園主の負擔に於て學校を開設せねばならぬ規定を設け教育の普及に努力してゐる。

一九三一年國勢調査當時、英領馬來に於ける教育の程度を見ると次の通りである。

地方別民度表

地方別	男子			女子			計		
	讀書し得る者	讀書し得ざる者	男子千人に對し讀書し得る者	讀書し得る者	讀書し得ざる者	女子千人に對し讀書し得る者	讀書し得る者	讀書し得ざる者	千人に對し讀書し得る者
新嘉坡	一四八、二九五	二〇九、三九六	四一五	二八、七五八	一八一、〇〇四	一三二	一七七、〇五三	三九〇、四〇〇	三一二
彼南	九二、七七四	一一五、五三三	四四六	一八、九九四	一三二、五五〇	一二五	一一一、七六八	二四八、〇八三	三一一
馬拉加	四六、四二四	五八、六五八	四四二	五、一九三	七六、四三六	六四	五一、六一七	一三五、〇九四	二七六
海峽植民地計	二八七、四九三	三八三、五八七	四二八	五二、九四五	三八九、九九〇	一二〇	三四〇、四三八	七七三、五七七	三〇六
ペラ	二〇二、〇二三	二五八、七五八	四三八	二九、五六八	二六八、〇三九	九九	二三一、五九一	五二六、七九七	三〇五
スランゴール	一三三、九四五	一九二、九四八	四一〇	二四、七一五	一八〇、六一六	一二〇	一五八、六六〇	三七三、五六四	二九八
ネグリスムビラン	六七、四四〇	八〇、五五二	四五六	六、九四〇	七八、一六九	八二	七四、三八〇	一五八、七二一	三一九
パハン	三五、七八七	六二、五七三	三六四	四、〇四六	六四、〇七七	五九	三九、八三三	一二六、六五〇	二三九
馬來聯邦計	四三九、一九五	五九四、八三一	四二五	六五、二六九	五九〇、九〇一	九九	五〇四、四六四	一、一八五、七三二	二九八
ジョホール	九五、一九三	二二七、九八七	二九五	七、九三〇	一七三、七六七	四四	一〇三、一二三	四〇一、七五四	二〇四
ケダー	五九、七三九	一七七、九六八	二五一	四、九〇二	一八六、八七三	二六	六四、六四一	三六四、八四一	一五一
ケランタン	一五、七九四	一六七、三〇六	八六	一、二八六	一七五、一一四	七	一七、〇八〇	三四二、四二〇	四八
トレンガヌ	一〇、七三三	八一、五九一	一一六	八七八	八六、五一四	一〇	一一、六一一	一六八、一〇五	六五
パーリス	五、八六九	二〇、一五八	二二五	五七〇	二二、六九九	二四	六、四三九	四二、八五七	一三一
ブルネイ	二、一一〇	一三、三一三	一三七	三六二	一四、三五〇	二五	二、四七二	二七、六六三	八二
居住不定	七四八	三八八	六五八	一二一	二三九	三三六	八六九	六二七	五八一
英領馬來總計	九一六、八七四	一、六六七、一二九	三五五	一三四、二六三	一、六四〇、四四七	七六	一、〇五一、一三七	三、三〇七、五七六	二四一

出所＝馬來國勢調査書

地方別・人種別民度表

地方別		(a) 讀書し得る者 (b) 英語にて讀書し得る者						(a) 讀書し得ざる者 (b) 英語にて讀書し得ざる者					
		歐洲人	歐亞混血人	馬來人	支那人	印度人	其他	歐洲人	歐亞混血人	馬來人	支那人	印度人	其他
海峽植民地	a	八、九三一	八、四〇八	七〇、〇六八	一九六、〇七二	四九、七八九	七、一七〇	一、〇七二	二、八八四	二一五、二四八	四六七、四四六	八二、四八八	四、四三九
	b	—	—	六、六二三	五九、六三五	一〇、五五二	三、八六二	—	—	二七八、六九三	六〇三、八八三	一二一、七二五	七、七四七
新嘉坡	a	七、二七五	五、四二五	一五、五七一	一二〇、一八六	二三、三〇六	五、二九〇	八七二	一、五一二	五五、六〇六	三〇一、六三五	二七、七一三	三、〇六二
	b	—	—	三、四六六	三九、三〇七	六、一七〇	二、八八三	—	—	六七、七一一	三八二、五一四	四四、八四九	五、四六九
彼南	a	一、三六一	一、八七三	三〇、八四七	五五、九一三	二〇、二九五	一、四七九	一六五	四七五	八七、九八五	一二〇、六〇五	三七、七二五	一、一二八
	b	—	—	二、二二七	一七、二五四	三、五〇七	七二七	—	—	一一六、六〇五	一五九、二六四	五四、五一三	一、八八〇
馬拉加	a	二九五	一、一一〇	二三、六五〇	一九、九七三	六、一八八	四〇一	三五	八九七	七一、六五七	四五、二〇六	一七、〇五〇	二四九
	b	—	—	九三〇	三、〇七四	八七五	二五二	—	—	九四、三七七	六二、一〇五	二二、三六三	三九八
馬來聯邦	a	五、六四四	三、三六〇	一四二、八八六	二四七、三五二	九二、九七四	一二、二四八	七〇六	八九一	四二七、九四五	四六四、一八八	二八七、〇二二	四、九八〇
	b	—	—	七、三五二	二六、九二六	一五、七九二	七、五五八	—	—	五六三、四七九	六八四、六一四	三六四、二〇四	九、六七〇
ペラ	a	二、一二六	一、〇三三	六九、九七三	一一五、四七四	三九、八二八	三、一五七	二三三	二三七	一九四、九七二	二一〇、〇五三	一一九、三二四	一、九七八
	b	—	—	三、一六〇	一三、一一九	五、七三八	一、八九八	—	—	二六一、七八五	三一三、四〇八	一五三、四一四	三、二三七
スランゴール	a	二、四一八	一、六九一	三〇、九九四	八〇、二四二	三七、一〇七	六、二〇八	二〇五	四四六	九〇、九〇一	一六一、一〇九	一一八、八一七	一、九八六
	b	—	—	二、七八七	一二、三六一	七、八二九	四、〇〇六	—	—	一一九、一〇八	二三八、九九〇	一四八、〇九五	四、一八八
ネグリスムビラン	a	七五二	五二四	二四、九五八	三四、六六〇	一一、五五〇	一、九三六	一二六	一七五	六一、五三九	五七、七一一	三八、五五〇	六二〇
	b	—	—	九二八	一、八一一	一、六三一	一、一二四	—	—	八五、五六九	九〇、五六〇	四八、四六九	一、四三二
パハン	a	三四八	一一三	一六、九六一	一六、九七六	四、四八九	九四七	四二	三三	八〇、五三三	三五、三一五	一〇、三三一	三九六
	b	—	—	四七七	六三五	五九四	五三〇	—	—	九七、〇一七	五一、六五六	一四、二二六	八一三
馬來非聯邦	a	一、一四五	三二一	七八、〇四六	八六、六一四	二五、四七四	四、八五五	一四七	一三六	九三四、二四三	二三七、八四三	八四、五一一	二〇、三四〇
	b	—	—	四、六二四	三、一二〇	二、七二〇	一、三五五	—	—	九六一、六六五	三二二、〇六七	一〇六、二六五	二三、八三五

ジョホール	a	六五一	二一七	三三、八八〇	五四、〇八七	一三、〇五七	二、二三一	七一	八五	二〇一、一〇八	一六〇、九八九	三七、九八一	一、五二〇
	b	—	—	二、六一六	一、六三六	一、二二一	九〇二	—	—	二三一、三七二	二一四、二七〇	四九、八一七	二、八四四
ケダー	a	三五三	七一	二九、三九二	二三、一九六	九、九六二	一、六六七	五八	三七	二五六、六六一	五五、二一九	四〇、八六二	一二、〇〇四
	b	—	—	一、二九二	一、〇一〇	一、一〇六	一九八	—	—	二四八、七六一	七七、四〇五	四九、七一八	一二、四七三
ケランタン	a	一〇七	二〇	一〇、二六二	四、二四六	一、八一七	六二八	七	一三	三一七、四九五	一三、三六六	四、九三五	六、五九五
	b	—	—	四五九	三七二	三一八	一七三	—	—	三二七、二五八	一七、二四〇	六、四三四	七、〇五〇
トレンガヌ	a	三四	一三	五、五一二	五、〇八五	六三八	三二九	一	二	一五八、九七九	八、一六九	七三三	二二一
	b	—	—	二一七	一〇二	七五	八二	—	—	一六四、二七四	一三、一五二	一、二九六	四六八

（備考）馬來非聯邦中パーリス州は詳細不明

二　教育行政

概要　英領馬來に於ける教育は、キング・エドワード七世醫科大學を除き、教育局（新嘉坡にあり）の管轄に屬し、其の教育行政並に教育方針は海峡植民地・馬來聯邦兩地方共通であつて、教育局長（Director of Education）が之を司つてゐるが、一九三五年より教育局長は海峡植民地教育局長兼馬來聯邦教育顧問と稱せられる事となつた。教育局には海峡植民地・馬來聯邦を共通せる教育局次長（Assistant Director of Education）あり、一名は海峡植民地に、他の一名は馬來聯邦にありて、支那語使用學校の政府補助金の交付及檢査を任務とし、此の外英語學校には首席督學官（Chief Inspector of Education）が置かれてゐる。教育局にはこの外地方教師を指導し學校の教育を指導監督する體育監督官（Superintendent of Physical Education）及美術員（海峡植民地）を置いてゐる。而して海峡各植民地及馬來聯邦各州には夫々督學官（Inspector）を置き、非聯邦中ジョホール及ケダー州は各別に教育監督官（Superintendent）を有してゐる（非聯邦に就ては後説「馬來非聯邦の項」參照）。

一九〇九年、海峡植民地に於て教育委員會（Education Board）が創設された。同委員會は教育局長を議長とする四名の官吏委員及四名の非官吏委員より成り、一、官立學校に於て徴收する授業料の額を決定し、之が收納を掌る事　二、教育上使用せられる一年の豫算を計上し、之を説明する事　三、豫算を必要とする教育の目的に就て審議し政府に建議すること、而して總督が質問する教育上の問題に付答申を爲す義務を有してゐる。該委員會は、別に教育費に當てる爲市の内外に在住する各人の財産見積額を基礎として學租（Education rate）を徴收してゐる。馬來聯邦に於ける學租は、衞生委員會の管轄範圍内に止まつてゐる。

英領馬來に於ては英語使用學校に於てけ授業料を徴收するが、馬來語・支那語・タミール語を使用する官立學校は無月謝である。

教育費　英領馬來に於ける教育費支出高は次の通りである。

教育費表

單位＝海峡弗
出所＝海峡植民地及馬來聯邦教育局年報其他

年次	海峡植民地				馬來聯邦		
	人件費	土木局支出	教育委員會	計	人件費及其他	土木局支出	計
一九三〇	一、六一六、三六五	六〇八、六七九	一、四九七、二二一	三、七二二、二六五	三、四六六、七九六	五八九、一二五	四、〇五五、九二一
一九三一	一、七五九、一二三	四九二、六一八	一、五五六、七七九	三、八〇八、五二〇	三、五五五、二九一	四七四、七六〇	四、〇三〇、〇五一
一九三二	一、七二一、四五六	四〇二、二五五	一、四〇九、八五六	三、五三三、五六七	三、三一四、六七五	九九、二二一	三、三一三、八九六
一九三三	一、六〇七、七二六	八九、八〇三	一、三一八、四七四	三、〇一六、〇〇三	二、八二六、五五〇	九九、五〇九	二、九二六、〇五九
一九三四	一、六四〇、九一五	一六一、七二〇	一、一九七、六一七	三、〇〇〇、二五二			
一九三五							

三　海峡植民地及馬來聯邦

1　英語使用教有

高等教育　英領馬來に於ける高等教育機關としては、新嘉坡にキング・エドワード七世醫科大學、ラッフルズ・カレッヂの二校があり、何れも男女共學制である。

キング・エドワード七世醫科大學（King Edward VII College of Medicine）　一九〇五年新嘉坡に設立された海峡植民地及馬來聯邦官立醫科大學であつて、馬來に於ける最高學府である。本校は設立の際エドワード七世記念基金の中から多額の寄附を得た關係上、一九一二年キング・エドワード七世醫學校と名付けられたが、一九二一年に同七世醫科大學と改稱された。修業年限は六箇年で、一九一六年以來該校の卒業證書所持者は、英帝國の何處に於ても開業の資格を有するものと英蘭醫會に依り認定されてゐる。英蘭醫會の規則は一九三三年に之を採用し、大學の與ふる免許狀は亞細亞諸國の何れの大學のそれに比するも遜色ない價値を有してゐる。

一九三五年末現在學生數一七八名で、本大學に入學し得るものは英領馬來に於て出生せる者か又は馬來に於て教育を受けたものに限られてゐる。本大學には生理學・解剖學・醫學・臨床醫學・産科學・細菌學・生物學等の講座が設けられてゐる。又一九二九年には齒科醫學講座が開設せられ、修業年限五箇年にして同科卒業の學位所有者は英領馬來に於て開業し得ることゝなつてゐる。

ラッフルズ・カレッヂ（Raffles College）　英領馬來住民の子弟に對し醫學以外の高等教育を授け又中等教員の養成を目的として新嘉坡に設立されたものである。本校はラッフルズ新嘉坡創立百年祭を記念する爲創設されたもので、將來之を基礎として新嘉坡に綜合大學を設立する目的である。校舎は世界各地より懸賞的に得たる設計を以て建築を開始し、一九二八年を以て開校の運びに至つた。修業年限は三箇年で、一九三五年末現在學生數は七九名に達してゐる。目下教員養成所・農業部・行政部・科學部等を置いてゐるが、將來機械工學部・東洋學部等を設置する事になるであらう。尙最近同校卒業者には今後ラッフルズ大學學位か又は倫敦大學學位の孰れかゞ賦與せられる事に決定を見、入學資格者は劍橋大學入學資格證或け之と同等の證書を有する者に限られてゐる。

エドワード七世醫科大學校勢表

單位＝海峡弗
出所＝馬來年鑑

年次	學生數		收入明細			支出總額
	男	女	資金中よりの收入	授業料	政府の寄附	
一九三〇	一〇三	一一	三七、三五一	八、六三三	二五二、二二〇	二六一、七六七
一九三一	一二四	一一	三四、八二八	一四、八一〇	二二七、三六六	二三四、六二七
一九三二	一二八	一四	三七、〇〇〇	一九、八一五	二七三、三九一	二八八、二五〇
一九三三	一三三	一八	二九、六四七	一九、〇一五	二七四、四一一	三三四、一一三
一九三四	一五八	二〇	二九、五八七	一七、〇九六	二一九、八五五	二五二、二九八
一九三五	一五六	二六	二八、五九九	二四、三五九	二三〇、三一一	二六七、五七二

ラッフルズ・カレッヂ校勢表

單位＝海峡弗
出所＝同前表

年次	學生數		收入明細				支出總額
	男	女	授業料	政府の寄附	クリフオード基金よりの寄附	利子	
一九三〇	一一六	一二	三五、四〇六	一三三、〇〇〇	七、八四八	八二、八〇九	三六八、二五一
一九三一	一〇八	一五	三七、〇三〇	一一七、〇〇〇	—	八三、六九八	一九五、二三八
一九三二	一〇四	一五	三二、四一〇	一一七、〇〇〇	—	八三、八七五	二一一、〇五三
一九三三	七一	三〇	四九、二七九	一一七、〇〇〇	—	八五、六〇四	二一六、八七二
一九三四	五八	二二	三五、四四九	一三三、五四八	—	八六、六〇二	二四〇、九九四
一九三五	五七	三三	三九、五七四	一四二、〇〇〇	—	八三、八二五	二六〇、七九九

輓近馬來人間に英語竝に英語に依て學術を研究習得せんとする慾望が次第に高まり、この要望に副ふものとしてペラ州クアラ・カンサに馬來カレッヂ (Malay College) と稱する一寄宿式カレッヂが設立された。此處では英領馬來の支配者及士侯の子弟、將來政府に出仕せんとする青年等が敎育を受けてゐる。而して本校の敎育は劍橋大學の上級資格試驗に應ずる程度である。

初・中等普通敎育—英語使用學校(English School)—海峽植民地及馬來聯邦に於ける英語使用學校は Elementary or Primary, Secondary 及 Supplementary Secondary Class の三部に分たれ、十一學年(初等科二年、中等科七年、補習科二年) の敎育を授けてゐる。該校の中等部に於ける敎育は、地方に於て行はれる劍橋大學の資格試驗に應ぜしむることを其の主要なる標準としてゐる。今日英語使用學校に於ては、前述の劍橋大學入學試驗を受けしむる準備を爲す外、倫敦大學・香港大學・新嘉坡醫科大學の入學試驗、海峽植民地に於ては女皇獎勵金 (Queen's Scholarship) 獲得に必要なる準備を生徒に授けてゐる。女皇獎勵金とは海峽植民地が一八八五年創設したもので、「前途有爲なる兒童をして學校を離れず眞に有用なる敎育を受けしむる事を獎勵する」を目的とし、一九〇一年よりは馬來聯邦に於て毎年一箇の獎學金を出してゐたが、一九一〇年に至り海峽植民地・馬來聯邦共に此の制度を廢止してゐたが近年に至り再びこの制度は回復せられ、女性にも支給することゝなり、現在兩政府にて各二箇宛出してゐるが、馬來聯邦の一は馬來人の爲に保留されて居り、他は各人種共通である。而して其の金額は第一年目は五百磅、次年度よりは四百磅となつてゐる。

近來同一校內で行はれて來た初等・中等敎育を分離する傾向がある。即ち政府は最近多數の初等學校を建設し、大市街地に於ては官立中等學校を新設することになつた。最近二十五年間に於ける敎育上の進歩新施設として見るべきものは幼稚園の新設、初歩手工及手藝の敎授、商業課目、科學及圖畫の敎授等で、體育の獎勵、各種のスポーツ、ボーイスカウト、ガールガイド、キャデツト・コーズ運動等も敎育者の注意を呼んでゐる。

師範敎育　女敎員の養成は、一九〇四年以來新嘉坡ラッフルズ女學校に於て行はれてゐる。男敎員の養成所は一九〇五年吉隆坡に敎員養成所を設けたのを初とし、其の後引續いて是等養成所が新嘉坡・馬拉加・彼南・タイピン・イポー等に設けられた。是等敎員養成所にて講習されてゐる科目は英語・算術・地理・敎授の理論及實際・圖畫・衞生及歷史等である。而して是等養成所といふのは一年中連續的に開講する普通の學校ではなく、多くは臨時に或る學校の一部を借用して敎授してゐるものである。尙ラッフルズ・カレッヂに於て二、三名の者が師範敎育を受けてゐる。

商業敎育　一九〇二年海峽植民地に於ける敎育制度を調査改革すべく任命された委員會の提案に基づき、彼南官立商業學校(Gov't Commercial School)及ラッフルズ・インステイチューション (Raffles Institution) に商業課を新設した。馬來聯邦には此の種の商業學校や商業課の孰れも設けられてゐない。新嘉坡其他の會社に於ては常に要求があるので、ラッフルズ・インステイチューションに於ては商業に關する全課程を敎授してゐる。新嘉坡及馬來聯邦に於ける他の學校に於ても、商業課目を有せずとも、速記法・簿記・タイプライテイング等特に必要なる箇々の商業課目の敎授をなしてゐる。特に簿記に就ては是を中等部の必須科目にしてゐる所が多い。

この外、英領馬來には簿記・速記術及タイプライテイングを敎ふる數多の夜學校がある。

工業敎育　英領馬來には敎育局の所管に係る工業學校(Technical School)はなく、現に馬來聯邦に於て設立計畫中のものには海峽植民地生徒をも收容する筈で、完全なる工業敎育機關の設置されるのも近き將來であらう。現時英領馬來に於ける多數學校の課程中には手と眼とを使用する技藝が編入されて居る。新嘉坡・彼南・吉隆坡に於ては化學・物理學・數學・機械學・電磁氣學・製圖等を敎授する多數の夜學校がある。

官立工業學校—一九二五年十月開校されたもので、聯邦鐵道局機械部所屬工業學校の後身である。而して同局機械部所屬の工業學校時代は修業年限四年で、入學を許可せられた者は工業徒弟と稱し、極めて初歩的の學科から始め、卒業迄には建築技術・應用力學・設計・地均・測量等に關し十分なる知識を修得し、卒業後は工手として鐵道部及機械部の技術課に所屬し、或は工場書記・測量師・設計師として勤務することになつてゐる。同校は一九三一年に土木局所管より敎育局に移り、一九三四年現在に於ける入學生徒數は八〇名であつた。

尙馬來聯邦には土木局の經營せる工業學校があるが、同校は該土木局に就業する工手のみならず、鐵道局及其の他の下級技術員をも養成してゐる。

職業敎育　職業學校 (Trade School)—英領馬來に於ける獨立した職業學校としては吉隆坡・新嘉坡・彼南・イポーに各一校あり、一九三四年に於ける在籍者總數は三三三名である。尙ペラ州バガン・スライ (Bagan Serai)、ネグリスムビラン州レムバウ及馬拉加には Carpentry Trade School と呼ぶ各一校があり、一九三四年現在々籍生徒數は一〇二名を算し居るも、此の種學校は主として大工職を敎授するにある。

農業敎育　抑々馬來に於ける農業學校設置問題は十八年來の懸案にして、後世界大戰及經濟界不況の影響を蒙り實現し得なかつたが、五箇年前愈セルダンの農事試驗場內に新設に決し、一九三一年五月に建築落成を見、一九三四年に於ける入學者數は七一名である。本校は之を二部に分ち第一部は二箇年制にて、英語を以て敎育し、農業科學に關する知識を習得せしめ、併せて實科を課して居る。第二部は一箇年の課程にして、馬來語を以て農業初等敎育を施してゐる。因に本校は農務局の所管に係る。

2　馬來語使用敎育

馬來語使用諸學校の指導監督は、前述の如く敎育局次長に依て行はれるものであるが、敎育局次長は數名の馬來人副督學官に依て輔佐せられ、其の下に各郡を其の受持區域とし馬來語を敎授用語とせる巡回敎師(Visiting Teacher)がゐる。郡は又更に區に分たれ、區內の學事監督としてグループ・ティーチャー(Group Teacher)が置かれてゐる。グループ・ティーチャーとは區內に於ける最大の土人學校の校長であつて、區內に於ける比較的小なる學校を監督してゐるものである。

サルタン・イドウリス・トレーニング・カレッヂ (Sultan Idris Training College)—一九二二年馬來聯邦政府によりペラ州タンジョン・マリム (Tanjong Malim) に開設されたる中央師範學校で、村落に於ける土人學校敎師を養成する。同校經費の三分の一は海峽植民地が負擔してゐる。該校には十數名の有能なる馬來人敎師の外に農業敎師を含む歐人敎師團がある。同校に於ける主要科目は馬來語・馬來文學・馬來歷史・地理・敎育の理論及實際・數學・衞生・體育等の外、籠細工・田園に關する理論及實習・圖畫等をも含んでゐる。

馬來語使用學校—學術上實際上の題目を取扱へる馬來語の敎科書を使用して居り、男兒學校に於ては出來得る限り手工業を修得し農業上の知識を得る樣に工夫され、女兒學校の科目中には裁縫・料理・粘土細工・折紙・拔きかゞり・衞生等が含まれてゐる。裁縫は馬來人が最も好む課目である。

3　タミール語使用敎育

過去半世紀に亘り、タミール語を使用する學校が馬來半島の此處彼處に散在してゐた。今日海峽植民地に五二校、馬來聯邦に二九七のタミール語學校がある。之等學校は總て政府督學官の監督指導を受け、或る標準に達する敎育を子弟に授けてゐる。私立學校は政府より補助を受けてゐる。

4　支那語使用敎育

一九一一年以後諸處に支那語使用學校が設立された。是等學校の大多數は一般公衆より寄附金を募集する支那人委員に依つて維持されてゐる。其の他は個人、支那本國に於て鄕關を同じくする者の團體、基督敎布敎團に依て維持されてゐる。支那人學校の大多數は六年制の小學校程度であるが、彼南及イポーに中學校が各一校あり、新嘉坡に於ける一校は中等部及師範科を有してゐる。支那語學校には北京官話を用ひ、又敎科書も支那の古典を使用せず、近代的讀本を用ひ、古典中に含まれてゐる道德說は倫理學の敎科書に依て補つてゐる。政府は地理・手工・算術・其の他兒童の推理力を銳敏にする學術を支那語に依て敎ふることを獎勵してゐる。

四　馬來非聯邦

ジョホール州　ジョホールの教育は英語部と馬來語部との二部に分たれ、各督學官の監督を受ける。同州下には現在（一九三四年）英語學校七（在籍生徒數一、九九三名）、馬來師範學校一、土語學校一四〇、宗教學校五七（官立五四私立三）校があり、別にタミール語學校四一校、支那人學校一四八（中三校は下級中等部を有す）校ある。

以上の外、一九三四年七月十九日に新たに商業學校が開設された。同校は修業年限一箇年にして現在入學者數八四名である。

ケランタン州　ケランタンは二、三の英語使用學校を除き他は主として土語使用學校である。ケランタン州下に於ては土語使用學校に對し非常な要求があるが、限られたる教育費の爲その進捗實に遲々たるものである。現在土語使用學校は六五校あり、外にコタ・バール（Kota Bahru）に Majlis Ugama Islam と稱する學校があり、二一四名の生徒を收容してゐる。

トレンガヌ州　トレンガヌには、現在土語使用學校二〇校あり、是等學校の在籍生徒數は一九〇八名で、この外官立英語學校一（在籍生徒數七八名）、亞剌比亞人學校一（在籍生徒數六四名）がある。一九一八年には州内に唯一の土語使用學校があり、その生徒數僅に六〇名あつたのみに比すれば、以て最近に於ける教育普及の趨勢が窺はれるのである。

ケダー州　ケダー州の學校は、總て教育監督官の監督の下に在る。教育監督官は同時に教育局長であり、別に教育顧問會が設置されてゐる。本州も亦土語使用學校及英語使用學校に分たれ、馬來語使用學校は無月謝で、六歲乃至十二歲の馬來人兒童は小學教育を受くる義務がある。

現在、本州に於ける土語使用學校數は八七校あり、生徒數は一〇、一七〇名である。右の外私立學校としては英語學校一、支那人學校三校あり、又一九三五年より一女學校がクアラ・トレンガヌに開設され、現在生徒數は約一〇〇名に達してゐる。尙ケダー州の英語使用學校としてはアロー・スター及スンゲイ・パターニー（Sungei Patani）の二校あるのみである。

高等教育としては、良家の子弟が毎年政府の補助を得て英本國にて教育を受けて居り、毎年二名乃至四名宛留學生として派遣せられる。又支那人學校は多數設立を見て居り、タミール語學校は現在一八校を數へてゐる。

パーリス州　パーリスには、現在女子學校四を含め總數二四の土語使用學校があり、是等學校の在籍生徒數は二、〇〇〇名餘に達する。尙支那人學校數は五校、是が兒童數は三一五名である。

ブルネイ州　現在義務教育の行はれてゐるのはブルネイ市に限られて居り、全州に義務教育の實施を見るに至る迄には未だ時日を要する。一九三四年現在に於ける官立英語學校二、同在籍者數五七名、官立馬來人土語學校一五、その在籍者數八六六名となつてゐる。尙私立支那人學校二校あり、生徒數一二八名に上つてゐる。

五　統計

海峽植民地及馬來聯邦學校教員・生徒數表

出所＝馬來年鑑

項目別	海峽植民地			馬來聯邦		
	一九三三	一九三四	一九三五	一九三三	一九三四	一九三五
教育法に基き登錄されたる學校—						
學校數—						
英語學校	一一四	一三六	一四三	一一五	一二一	一二八
馬來語學校	二一七	二二〇	二一〇	五三〇	五三三	五四七
タミール語學校	四七	五五	五二	二九二	三四八	二九七
支那語學校	三七三	四〇三	四三〇	三五八	三六三	三九四
其他	—	—	—	一	—	—
計	七五一	八一四	八三五	一、二九六	一、三六五	一、三六六
教員數						
支那語學校	一、一三四	一、三三三	一、五一八	八八七	一、〇四八	一、二一二
其他	二、一四八	二、一六二	二、一九〇	二、五七〇	二、六六五	二、六七二
計	三、二八二	三、四八五	三、七〇八	三、四五七	三、七一三	三、八八四
政府の監督に係る英語學校—						
學校數						
男子校	三九	四一	四一	三六	三五	三五
女子校	一五	一六	一六	一三	一三	一三
計	五四	五七	五七	四九	四八	四八
在籍出席者平均數						
在籍者平均　男	一七、八六〇	一七、六三五	一七、六〇七	一二、〇六七	一一、三八八	一一、八六八
在籍者平均　女	七、二九七	七、四三六	七、六八六	四、三五〇	四、四二〇	四、六二八
出席者平均　男	一六、九八三	一六、九一三	一六、八六九	一一、六〇〇	一〇、九〇九	一一、四一五
出席者平均　女	六、八八九	七、〇六三	七、三一六	四、一一三	四、一七〇	四、三九一
出席者百分比　男	九五・一	九五・九	九五・二	九六・一	九五・七	九六・二
出席者百分比　女	九四・四	九四・九	九五・一	九五・〇	九四・三	九四・八
平均在籍者數男女計	二五、一五七	二五、〇七一	二五、二九三	一六、四一七	一五、八〇八	一六、四九六
教員數	八九二	八九一	八九七	⑴四五四	⑴五五一	五六二
教員一人に對する平均生徒數	二六	二八	二八	二六	二九	二九
國籍別生徒數						
歐洲人及歐亞混血人　男	一、六九九	一、六〇七	一、五三八	五二二	五一一	五一〇
歐洲人及歐亞混血人　女	一、五〇六	一、五一二	一、四九二	四五五	四六一	四三四
馬來人　男	一、五五九	一、六〇五	一、四六〇	二、四六九	二、一二四	二、二二六
馬來人　女	一二三	一六三	一三三	二四四	三〇二	三一四
支那人　男	一二、二二三	一一、八八一	一一、九四二	五、四五七	五、三八八	五、五三七
支那人　女	四、七一八	四、八九六	五、〇二五	二、五八九	二、四四八	二、六三二
印度人　男	一、八二八	一、九三七	一、九七四	三、二五二	二、九六五	三、一二五
印度人　女	六六七	七五一	七九五	一、一八四	一、三二九	一、三八二
其他　男	三三一	三〇五	二一五	一〇八	一一九	一〇〇
其他　女	一九七	一八六	二一五	一三七	一五九	一三五
計　男	一七、六四〇	一七、三三五	一七、一二九	一一、八〇八	一一、一〇七	一一、四九八
計　女	七、二一一	七、五〇八	七、六六〇	四、六〇九	四、六九九	四、八九七
級別生徒數						
Up to and including Standard IV.　男	一一、六七九	一〇、九五一	一〇、三六四	七、四六五	六、七二八	六、七一四
Up to and including Standard IV.　女	五、三六九	五、四九六	五、四八六	三、五三〇	三、三九三	三、六四六
Standard V to VII　男	四、二七三	四、五〇一	四、七九七	三、〇五四	二、九九〇	三、一四二
Standard V to VII　女	一、四七二	一、六二〇	一、七〇七	八七四	一、〇五八	一、一二〇
Junior and Senior Cambridge Class　男	一、九四二	二、〇七六	一、八九三	一、二八九	一、四〇三	一、三八二
Junior and Senior Cambridge Class　女	四二二	四二七	四四六	二一五	二三六	二九一
計　男	一七、八九四	一七、五二八	一七、〇五四	一一、八〇八	一一、一二一	一一、二三八
計　女	七、二六三	七、五四三	七、六三九	四、六〇九	四、六八七	五、一五七
馬來語學校—						
學校數						
男子校	一七六	一七九	一六九	四四九	四五一	四六五
女子校	四一	四〇	四二	八一	八二	八二
計	二一七	二一九	二一一	五三〇	五三三	五四七
在籍出席者平均數						
在籍者平均　男	二〇、二八三	二〇、九六二	二一、一〇七	三五、二一六	三六、七一五	三八、〇六四
在籍者平均　女	二、五六〇	二、五三五	二、七〇八	四、七六〇	四、八八二	五、〇八二
出席者平均　男	一九、一七七	一九、八〇三	一九、八三九	三二、二七五	三四、〇〇八	三五、三三七
出席者平均　女	二、三七二	二、三五二	二、四八九	四、三四五	四、四四五	四、六五八
出席率百分比　男	九四・五	九四・四	九三・九	九一・六	九二・六	九二・八
出席率百分比　女	九二・六	九二・七	九一・九	九一・二	九一・〇	九一・六
在籍者平均計	二二、八四三	二三、四九七	二三、八一五	三九、九七六	四一、五九七	四三、一四六
教員數	九一八	九〇二	八七一	一、四五二	一、四九二	一、五五一
教員一人に對する平均生徒數	二五	二四	二七	二八	二九	二九
タミール語學校—						
學校數（男女校）	四五	三二	五二	二一八	二五一	二九七
在籍者平均	二、〇六二	一、六四六	二、二三七	八、六四六	九、四五七	一一、八六四
出席者平均	一、八五四	一、四三九	一、九九一	七、五九九	八、二五八	一〇、四一六
出席率百分比	八九・九	八七・四	八九・二	八七・八	八七・三	八八・七
支那語學校—						
學校數	三七三	四〇三	四三〇	三五八	三六三	三九四
生徒數　男	一八、三七六	二一、四五一	二四、一七八	一六、四七五	一八、八五二	二一、七〇六
生徒數　女	六、四七七	七、四二三	八、三〇八	五、七九五	六、八九二	七、八二二
計	二四、八五三	二八、八七四	三二、四八六	二二、二七〇	二五、七四四	二九、五二八
教員數	一、一三四	一、三三三	一、五一八	八八七	一、〇四八	一、二一二
教員一人に對する平均生徒數	二二	二二	二一	二五	二五	二四

（註）⑴英語男子校のみの教員數

馬來非聯邦學校・教員・生徒數表（其一）

項目別	ジョホール州 一九三三	ジョホール州 一九三四	ジョホール州 一九三五	ケダー州 一九三三	ケダー州 一九三四	ケダー州 一九三五	パーリス州 一九三三	パーリス州 一九三四	パーリス州 一九三五
英語學校（官立及補助）— 學校數 男子校	六	六	六	二	二	二	—	—	—
同 女子校	一	一	二	一	一	一	—	—	—
同 計	七	七	八	三	三	三	—	—	—
在籍者平均數 男	一、六五四	一、六六九	一、六九七	八五五	八一一	六七六	—	—	—
同 女	二八七	三二四	三九二	五三	四八	四七	—	—	—
同 計	一、九四一	一、九九三	二、〇八九	九〇八	八五九	七二三	—	—	—
教員數 男子校	九二	九二	九二	不明	不明	三〇	—	—	—
同 女子校	七	一三	一六			三	—	—	—
同 計	九九	一〇五	一〇八			三三	—	—	—
教員一人に對する平均生徒數	二〇	一九	一九			二二	—	—	—
馬來語學校— 學校數 男子校	一〇五	一〇八	一一一	八三	八二	八二	二〇	二〇	二〇
同 女子校	一五	一五	一五	五	五	五	四	四	四
同 計	一二〇	一二三	一二六	八八	八七	八七	二四	二四	二四
在籍者平均數 男	九、三二二	九、八六〇	一〇、八四九	一〇、四三六	九、七六一	九、七二八	七六一	(1) 六七〇	(2) 一、九七八
同 女	一、〇〇八	一、一一八	一、三〇五	四四六	四一九	四二六	四九	一〇八	二七九
同 計	一〇、三三〇	一〇、九七八	一二、一五四	一〇、八八二	一〇、一八〇	一〇、一五四	八一〇	七七八	二、二五七
教員數 男子校	三八六	三八八	四一六	不明	不明	四〇三	不明	不明	六二
同 女子校	四〇	五六	五九			二三			一三
同 計	四二六	四四四	四七五			四二六			七五
教員一人に對する平均生徒數	二四	二五	二六			二四			三〇
回教學校— 學校數	五一	五四	六二	—	—	二四	—	—	—
在籍者平均數	四、四一七	五、二八八	六、二三一	—	—	—	—	—	—
教員數	一〇二	一〇六	一一〇	—	—	—	—	—	—
教員一人に對する平均生徒數	四三	五〇	五七	—	—	—	—	—	—
タミール語學校— 學校數	四一	四一	五〇	二四	(3) 一八	(3) 一八	—	—	—
在籍者平均數	一、〇〇一	九九三	一、二三一	不明	不明	—	—	—	—
支那語學校— 學校數	一二八	一四八	一八四	—	—	—	—	六	七
在籍者總數	五、二五三	六、九四〇	八、〇五八	—	—	—	—	—	三五八
教員數	二四七	二八七	三六二	—	—	—	—	—	一五
教員一人に對する平均生徒數	二一	二四	二二	—	—	—	—	—	二四

出所＝同前表

（註）(1)・(2)總數　(3)農園學校

馬來非聯邦學校・教員・生徒數表（其二）

項目別	ケランタン州 一九三三	ケランタン州 一九三四	ケランタン州 一九三五	トレンガヌ州 一九三三	トレンガヌ州 一九三四	トレンガヌ州 一九三五	ブルネイ州 一九三三	ブルネイ州 一九三四	ブルネイ州 一九三五
英語學校（官立及補助）— 學校數	一三	一三	九	二	二	二	二	二	二
在籍者總數	二四七	五九一	二九五	一三七	一三三	一六七	七二	五七	九〇
教員數	一七	一二	一〇	六	七	七	不明	不明	三
教員一名に對する平均生徒數	一五	四九	二九	二三	一七	二四			三〇
官立馬來語學校— 學校數	六五	六三	五八	二〇	二〇	二〇	一五	一五	一五
在籍者總數 男	三、五〇四	三、八八四	四、四五二	不明	不明	不明	八八三	八六六	八四九
同 女	二〇二	二四五	四一一				一四	—	—
計	三、七〇六	四、一二九	四、八六三	一、九六七	一、九〇八	一、八三〇	八九七	八六六	八四九
教員數	一二七	一三五	一三七	五九	六三	六四	不明	不明	二九
教員一名に對する平均生徒數	二九	三一	三五	三三	三〇	二八	—	—	二九
回教學校— 在籍者總數	六一一	三五〇	四三九	—	—	—	—	—	一六七
私立支那語學校— 學校數	九	九	九	三	三	四	二	二	二
在籍者總數	四五〇	四九〇	四六三	三〇七	二二〇	三二〇	一二八	一二八	一七五
教員數	一八	二二	一五	一一	一二	一七	不明	不明	六
教員一名に對する平均生徒數	二五	二二	三一	二八	一八	一八	—	—	二九

衛　生

總說—衛生行政及施設—出生・死亡數及率—諸疾病

一　總　說

概要　馬來半島の衛生狀態は未だ良好とは云はれない。併し最近に於ける死亡率は一九二七年を絕頂として漸次低下を示して居る。在住支那人・馬來人・印度人は衛生思想乏しく、又最近激增する移入民及其の家族が風土に馴れず、其の上體格の良好ならざる者が多い事も死亡率增加の一因をなして居る。又馬來には未だに赤痢・痢病・肺結核・肺炎・脚氣等が相當猛威を逞しうして居るが、最近はコレラ・ペスト・天然痘の發生を殆ど見ず、醫務當局はあらゆる手段を講じて之が防遏豫防に大童になつて居る。曾ては英領馬來のある地方では死亡者が出生者の數より多い事があつたが、最近には出生者の數が遙に死亡者の數を凌駕して居る。

醫師の開業　英領馬來に於て醫術の開業をなすには、海峽植民地法律第九九號（醫籍登錄法）の規定に依り開業醫たるべき者の登錄をなす事を要する。

(イ)英本國、英領印度、英領各植民地又は外國の學位、卒業證書又は免許證所持者にして法律第九九號の諸條件竝に制限に準據して總督に於て特定せる者

(ロ)英本國、歐洲諸國、英屬領地、北米合衆國、日本帝國の醫學校の、英本國醫會にて登錄資格あるものと認定せる學位卒業證書又は免許證の所持者

以上は海峽植民地又は馬來聯邦にて醫術の開業を爲す事が出來る。從て如何なる國人にても、其の本國に於て醫師開業の資格を認められたるものは、當該國領事の査證後本項に於て醫師としての開業が許される。

又齒科醫に關しては一九二四年法律第十三號を以て齒科醫師登錄法を制定し、

(イ)英國醫會に於て齒科醫登錄簿に登錄するを得可きものとして認容したる英帝國又は外國試驗團發行の學位又は證書を所持する者

(ロ)齒科醫師評議會に於て本法に依り登錄せらるべき資格ある者として認めたる試驗團の學位又は證書を有する者

(ハ)海峽植民地又は馬來聯邦に於て本法施行前三箇年間主たる生業として齒科醫術に從事し齒科委員會の滿足すべき善行の證據を提出する者にして本法施行期日後六箇月以內に本法に基き登錄の出願を爲したる者にして開業資格を有する者と認めらるゝ者

以上は海峽植民地竝に馬來聯邦の何れの地にても齒科醫の開業を許可せられる。

英領馬來に於て各政廳に登錄せる開業醫總數（一九三四年現在）は六五四名、內二九八名は官公立醫院奉職者、殘りの三五六名が市井の開業醫である。倘右の中開業を許されて居る邦人醫師數は內地出身者一八名、臺灣出身者一五名である。因に一九三六年に於ける右總數は七〇九名にして、內邦人は三八名である。

二　衛生行政及施設

衛生行政　及施設海峽植民地及馬來聯邦は各自獨立の醫務局を有し、衛生狀態促進の爲に設けられたる地方衛生機關は政府の保健部が之を管理し、而して同部の職員は馬來醫務官團の會員である。之等の職員は海峽植民地・馬來聯邦及同非聯邦共通にてその任務に服する。各州又は植民地の地方衛生施設は各州の州醫務官及衛生技師竝に植民地の主務醫務官又は主務衛生技師により夫々監督せられる。市・町に於ける衛生の施設は海峽植民地にては市當局、而して馬來聯邦に在りては衛生委員會の機能の一部をなして居る。新嘉坡及彼南は各別の衛生團を有し、該團に屬する職員は馬來醫務官團中より採用せられない。其他の都市衛生關係事項は市或は衛生委員會當局に對して責任を有する馬來醫務官團中の衛生技師に依り掌られる。農園に於ける衛生施設は農園所有者個人の義務にして、土地法規定に準據して諸種の衛生保健促進の義務を負ふ。一九三四年度の醫務衛生に關する總支出額は四、二五〇、八二二弗にして、內八九三、七一〇弗は市制區衛生部の支出にかゝり、同年度馬來聯邦の總支出額は四、四三六、三七八弗に達した。

衛生施設　醫療機關—英領馬來政府は多數の醫療機關を維持經營して居る。今其の主なるものを左に掲出する。

海峽植民地
普通病院一七、精神病院一、檢疫所三、癩療養所二、施療所二〇、花柳病療養所二九、兒童救護所八
馬來聯邦
官立醫科學研究所一、普通病院三五、檢疫所二、癩療養所二、精神病院一、町立施療所三〇、移動施療所二〇、移動施療所(船)四、養老院二、小兒救護所九
ジョホール州
普通病院九、小兒救護所一、精神病院一、癩療養所一
ケダー州
普通病院七、野外施療所四、施療車三
ペーリス州
普通病院一、移動施療所一
ケランタン州
普通病院四、精神病院一、施療所二、小兒救護所一
トレンガヌ州
普通病院一、施療所五、兒童救護所一

出　生　死　亡　數　表

都市衛生及取締—海峽植民地に於ては Municipal Ordinance、馬來聯邦に於ては Sanitary Board Enactment の規定があり、是等の法律は何れも極めて廣汎にして、住居、下水・汚物の掃除、樹木・記念物保存、上下水・麵麭屋・牛乳屋・市場・屠殺場の管理を含める食料供給の取締、蚊・其他の害物不用物の防遏排除、マラリア豫防、ホテル・下宿屋・飲食店・劇場其の他民衆集會場の取締、諸稅金の賦課徵收等を規定して居る。地方にある多くの衛生團體は英領馬來の高等文官を會長とし、政府の官吏及民間有力者を以て組織して居る。該團體の實行委員は衛生技師、土木建築技師、衛生檢査官等である。

勞働法は二十五英反以上の農場保有者は苦力勞働者の爲適當なる住宅の建設、十分なる衛生施設、健康に適する用水の供給、病室を設備し醫療の途を開く事、マラリア防遏の施設をなすべき事等を規定して居る。現在英領馬來內に在る農場病院の數は極めて多數に上り、農場專屬の醫師を有するものゝ外に助醫を置き巡回醫をして是を監督せしめて居る。

種痘は强制的であり、滿七歲未滿の者に之を行ひ別に移民勞働者には入國前或は入國後一定期間に之を强制的に施行して居る。

右の外政府は衛生上の特別問題、例へばマラリア防遏・小兒保健・公衆衛生・學校衛生等に特に留意し、各別に委員會を設け該問題につき研究せしめて居る。

三　出生・死亡數及率

左に出生・死亡に關する諸統計を列記する。一歲未滿の幼兒の死亡率の高い事は驚くべきものがあるが、最近徐々に低位に向ふ傾向が認められる。倘非聯邦に關するものは統計不完全で、全體的のものを作成する事不可能である。

出所＝海峽植民地及馬來聯邦醫務局年報

年次	海峽植民地 推定人口	海峽植民地 出生數	海峽植民地 死亡數	海峽植民地 千人當率 出生	海峽植民地 千人當率 死亡	馬來聯邦 推定人口	馬來聯邦 出生數	馬來聯邦 死亡數	馬來聯邦 千人當率 出生	馬來聯邦 千人當率 死亡
一九三〇	一、一六八、八〇六	四四、七〇三	三一、九二八	三八・二五	二七・三二	一、七二二、九四一	六二、八三九	四一、五九四	三六・五〇	二四・一〇
一九三一	一、一一八、五一一	四一、三六一	二七、三六九	三六・九八	二四・四七	一、七二三、一一七	五七、四五七	三二、八七一	三三・二〇	一九・一
一九三二	一、一四七、二〇五	四一、一〇六	二四、五四一	三五・八三	二一・三九	一、六二三、九〇三	五五、一七一	二九、九九七	三四・〇〇	一八・五
一九三三	一、〇三八、八二七	四二、五三八	二五、二〇一	四〇・九五	二四・二六	一、五九七、七七〇	五六、七八七	三二、三四〇	三五・五〇	二〇・二
一九三四	一、〇五七、一〇八	四二、九七四	二八、〇五一	四〇・六五	二六・五四	一、七〇五、四五四	五七、六九七	三四、九八五	三五・四〇	二一・四
一九三五	一、一四三、七九二	四六、六五五	二八、〇二五	四一・七	二五・〇	一、八一三、八九一	六三、七二一	三五、三六七	三五・九〇	一九・九

出所‖海峽植民地醫務局年報

海峽植民地在住民國籍別出生・死亡率表

國籍別	一九三〇 推定人口	一九三〇 出生率	一九三〇 死亡率	一九三一 推定人口	一九三一 出生率	一九三一 死亡率	一九三二 推定人口	一九三二 出生率	一九三二 死亡率	一九三三 推定人口	一九三三 出生率	一九三三 死亡率	一九三四 推定人口	一九三四 出生率	一九三四 死亡率	一九三五 推定人口	一九三五 出生率	一九三五 死亡率
支那人	六七八、一七〇	三九・五二	二八・八二	六六七、六九四	三九・一九	二四・九〇	六八四、六九六	三七・三九	二一・三四	六〇七、三七六	四三・二一	二四・一九	六一七、四三五	四四・三四	二五・七三	六八六、八〇四	四五・一〇	二四・四〇
馬來人	三〇三、二一九	四二・四八	二七・三九	二八五、一九八	三七・九三	二五・八九	二九二、五一一	三七・八四	二三・九六	二九二、六〇四	三九・八六	二六・一九	二九六、一五四	三七・二三	三〇・一八	二九二、二八一	三七・一〇	二七・四〇
印度人	一五〇、六二五	二八・一二	二三・七五	一三三、三三〇	二六・五二	二一・六四	一三六、〇一四	二六・三八	一八・六一	一〇六、五〇二	三五・四九	二二・八四	一〇九、八六二	三三・二八	二五・三〇	一二八、八二一	三〇・〇三	二一・五〇
歐米人	一二、四四一	二〇・〇一	六・八三	一〇、一〇三	二四・〇五	二六・七三	一〇、三四三	二二・一四	七・〇六	九、四二四	二三・九八	六・二六	一〇、二七五	二三・五五	五・八四	一二、一〇〇	二三・三〇	六・九〇
歐亞混血人	一二、〇二四	二七・七八	一五・九七	一一、五〇四	二八・〇八	一五・三九	一一、六五一	二五・九二	一三・六五	一一、五五〇	二五・〇一	一四・八一	一一、六九四	二五・六五	一六・九三	一二、〇四八	二五・三〇	一三・五〇
其他	一二、三二七	一五・六八	一八・二五	一〇、六八三	一七・八八	二一・八一	一一、九九〇	二六・六九	一二・八四	一一、三七一	二九・二九	一六・二七	一一、六八八	三〇・〇三	一六・二六	一一、七三八	二七・七〇	一四・六〇
計	一、一六八、八〇六	三八・二五	二七・三二	一、一一八、五一一	三六・九八	二四・四七	一、一四七、二〇五	三五・八三	二一・三九	一、〇三八、八二七	四〇・九五	二四・二六	一、〇五七、一〇八	四〇・六五	二六・五四	一、一四三、七九二	四一・七	二五・〇

出所‖海峽植民地醫務局年報

馬來聯邦在住民國籍別出生・死亡率表

國籍別	一九三〇 推定人口	一九三〇 出生率	一九三〇 死亡率	一九三一 推定人口	一九三一 出生率	一九三一 死亡率	一九三二 推定人口	一九三二 出生率	一九三二 死亡率	一九三三 推定人口	一九三三 出生率	一九三三 死亡率	一九三四 推定人口	一九三四 出生率	一九三四 死亡率	一九三五 推定人口	一九三五 出生率	一九三五 死亡率
支那人	五七〇、〇二三	四〇・九	三〇・四	(1)七一一、五四〇	三一・三	一八・九	六六五、二〇六	三一・九	一八・三	六四四、一二〇	三三・一	一九・三	六八〇、〇三九	三三・四	二〇・四	七一七、六一四	三七・四	一九・八
馬來人	四四七、八四九	三九・五	三九・一二	五九三、七三一	三七・三	一八・八	六〇五、五二一	三六・六	一九・一	六一五、六五一	三九・一	二二・〇	六三一、二九五	三七・五	二三・〇	六四三、〇〇三	三七・五	二一・〇
印度人	三六五、一三〇	二七・九	二四・六八	三七九、九九六	三二・三	二〇・五	三二四、七九六	三五・〇	一八・九	三一〇、七五二	三四・六	一九・七	三六五、二八四	二九・二	一七・三	三八七、九一七	三二・一	一九・五
歐米人	六、五九五	一四・六	一九・八六	六、三五〇	二〇・九	五・八	五、九五九	二二・八	三・五	五、九八八	一六・八	二・五	六、九〇三	一四・六	二・七	七、一四五	一四・一	不詳
歐亞混血人	三、三六三		三七・七六	四、二五一									四、五五八	二五・二	八・九			
其他	五、一九四	不詳	一三・六八	一七、二二八	一三・五	八・一	二一、四三一	一三・四	六・三	二一、二五九	二一・一	一〇・五	一七、三七五	六・七	四・六	二一、七四二	一〇・六	不詳
計	一、三一五、六〇六	三六・五	二九・二二	一、七一三、〇九六	三三・三	一九・一	一、六二二、九〇三	三四・〇	一八・五	一、五九七、一七〇	三五・五	二〇・二	一、七〇五、四五四	三五・四	二一・四	一、七七七、四四二	三五・九	一九・九

（註）(1)一九三一年四月一日國勢調査實數

出所‖馬來聯邦醫務局年報

幼兒（一歲未滿）死亡率表

年次	海峽植民地 歐米人	海峽植民地 歐亞混血人	海峽植民地 支那人	海峽植民地 馬來人	海峽植民地 印度人	海峽植民地 其他	海峽植民地 計	馬來聯邦 計
一九三〇	二八・一一	一八二・六三	一八三・四六	二二四・〇五	一七六・八二	二五四・六〇	一九三・九四	一六三・〇〇
一九三一	二四・六九	一二〇・七四	一六七・一〇	二二四・一六	一六六・二九	二一九・八九	一八〇・六五	一三九・〇〇
一九三二	八・七三	八六・〇九	一五四・八一	一九五・二二	一三九・〇七	八一・二五	一六二・四三	一三七・〇〇
一九三三	三五・四〇	一〇七・二七	一五七・三一	二一四・一八	一三六・七七	七五・〇八	一六八・〇四	一四六・〇〇
一九三四	二四・七九	一二三・三三	一五三・四五	二三五・五三	一四四・九七	六五・五三	一七一・八七	一六三・〇〇
一九三五							一六五・二五	一四四・〇〇

出所‖海峽植民地及馬來聯邦醫務局年報

海峽植民地在住民國籍別・年齡別死亡數及率表

年齡別	一九三三 歐米人	一九三三 歐亞混血人	一九三三 支那人	一九三三 馬來人	一九三三 印度人	一九三三 其他	一九三三 計	一九三四 歐米人	一九三四 歐亞混血人	一九三四 支那人	一九三四 馬來人	一九三四 印度人	一九三四 其他	一九三四 計
四週未滿	六	一〇	一、三九二	六五四	二五六	九	二、三二七	三	一一	一、四〇三	六三五	二四九	七	二、三一四
四週以上三箇月未滿	一	九	九九六	七八一	八〇	七	一、八七四	—	四	一、〇二七	八五八	八七	八	一、九八四
三箇月以上六箇月未滿	—	六	八七二	五八九	七六	三	一、五四六	一	七	八七六	六〇九	九四	六	一、五九三
六箇月以上一歲未滿	一	八	九四四	五一八	一一二	一〇	一、五九三	二	一五	九八八	五二三	一一九	七	一、六五四
一歲以上五歲未滿	—	一八	一、六六七	七五八	二五五	一四	二、六一二	一	一五	一、六八九	七九七	二六六	一〇	二、七七八
五歲以上一〇歲未滿	一	二	六〇一	二八二	六九	六	八六一	二	六	五一九	二九五	七〇	一	八九三
一〇歲以上一五歲未滿	—	三	一九四	一二三	三二	一	三五三	二	六	二一七	一三七	三五	二	四〇九
一五歲以上二〇歲未滿	一	二	二四六	二〇九	七三	七	五三八	—	五	二七〇	二三六	七七	四	五九二
二〇歲以上二五歲未滿	一	六	四六九	二六五	一五〇	一三	九〇四	四	七	五三三	三六〇	一五八	九	一、〇七一
二五歲以上三〇歲未滿	三	六	六四二	三四〇	一八七	一一	一、一八九	四	六	七五二	四三七	二四六	一一	一、四五六
三〇歲以上三五歲未滿	四	七	七九五	三七〇	一九八	一七	一、三九一	四	一五	八三五	四九九	二四三	一一	一、六〇七
三五歲以上四〇歲未滿	六	一一	八三五	二九七	一八五	五	一、三三九	五	一八	九〇九	三九四	二三三	一一	一、五六〇
四〇歲以上四五歲未滿	四	六	九〇六	三五七	一七五	六	一、四五四	四	七	九七三	四四二	一八四	二三	一、八三三
四五歲以上五〇歲未滿	四	一三	八五四	二一四	一三〇	一六	一、二三〇	一	四	九二七	三〇三	一六二	九	一、四〇六
五〇歲以上五五歲未滿	五	一〇	九〇〇	三五一	九六	一〇	一、三七二	六	一三	一、〇二二	四三一	一二一	一五	一、六〇八

出所‖海峽植民地年報

五五歳以上	二〇	五五	二、五七〇	一、五五四	三五七	四六	四、六〇二	二一	五九	二、九四一	一、九八一	四三一	五四	五、四八七
不明	二	—	九	—	一	四	一六	—	—	五	一	四	二	一二
計	五九	一七一	一四、六九二	七、六六二	二、四三二	一八五	二五、二〇一	六〇	一九八	一五、八八六	八、九三八	二、七七九	一九〇	二八、〇五一
人口千人當り死亡率	六・二六	一四・八一	二四・一九	二六・一九	三三・八四	一六・二七	二四・二六	五・八四	一六・九三	二五・七三	三〇・一八	二五・三〇	一六・二六	二六・五四

出所＝同前表

海峽植民地死因別死亡數及率表

死因別	一九三一 死亡數	一九三一 千分比	一九三二 死亡數	一九三二 千分比	一九三三 死亡數	一九三三 千分比	一九三四 死亡數	一九三四 千分比	一九三五 死亡數	一九三五 千分比
マラリア	三、五〇六	一一八	三、六〇一	一〇六	一、七四七	六九	八一四	二八		
腸チフス	一二七	五	一一四	五	一一三	五	九五	三		
赤痢	六二〇	二三	五四一	二二	四七三	一九	四四二	一六		
流行性感冒	三四九	一三	一九五	八	一九四	八	二四七	九		
呼吸器系結核	二、四六一	九〇	二、〇八一	八五	二、〇二七	八〇	二、一二〇	七六		
其他の結核性疾病	一二六	五	八七	四	一四二	六	一五六	六		
癩病	一〇九	四	一三四	五	一一四	五	一三七	五		
黴毒	二三四	八	四〇八	一三	三三五	一三	三〇八	一〇		
丹毒	九一	三	一三五	五	二二二	九	二四〇	九		
貧血症	二六九	一〇	二〇九	九	二五八	一〇	一〇四	四		
其他特記せざる熱病	一、五一三	五五	二、〇五一	八四	二、八二一	一一二	四、五〇三	一六一		
癌腫	二三八	九	二七〇	一一	二九四	一一	三〇四	一一		
リウマチス	六二	二	七一	三	三九	二	一六〇	五		
脚氣	九一一	三三	七二五	三〇	七二三	二九	九一二	三三		
心臟病	五二六	一九	四五七	一九	五八五	二三	七〇九	二五		
其他の循環器疾病	一七七	六	一六九	七	一八三	七	一九六	七		
氣管支炎	五九三	二二	六四五	二六	七二六	二九	八一三	二九		
象皮病	二、三七三	八七	一、八六〇	七六	一、九七六	七八	二、一八一	七八		
其他の呼吸器系疾患	二四五	九	一五七	六	一七五	七	一九六	七		
下痢及腸炎	一、二四七	四六	一、三四二	五五	一、五六四	五四	一、四六一	五二		
其他の消化器系疾患	六四二	二三	四七五	一九	四五五	一八	五九五	二一		
小兒ひきつけ	四、六〇七	一六八	三、八一五	一五五	三、九八四	一五八	四、一二二	一四七		
腦神經系疾病	四四七	一六	三八一	一五	三五二	一四	四八九	一七		
性病に非ざる生殖泌尿器系疾患	七四六	二七	七〇二	二九	六九一	二七	八三四	三〇		
姙娠・分娩に關する疾病	四〇四	一五	三九八	一六	三五八	一四	三五三	一三		
早産及幼兒疾病	六七八	二五	八六〇	三五	八三六	三三	八五一	三〇		
老衰	二、三八七	八七	二、三九五	九八	二、四九一	九九	二、九〇四	一〇四		
各種暴行	五六三	二一	五四三	二二	五一七	二一	四五二	一六		
其他の原因	一、一二〇	四一	八二〇	三二	九九七	四〇	一、三五三	四八		
計	二七、三六九	一、〇〇〇	二四、五四一	一、〇〇〇	二五、二〇一	一、〇〇〇	二八、〇五一	一、〇〇〇		

官立病院入院患者・死亡數及率表

出所＝海峽植民地及馬來聯邦醫務局年報

年次	海峽植民地 入院患者數	海峽植民地 死亡數	海峽植民地 死亡率	馬來聯邦 入院患者數	馬來聯邦 死亡數	馬來聯邦 死亡率	馬來聯邦 外來患者數
一九三〇	七四、六三九	六、〇八七	八・一五	八四、五八一	五、七八四	六・八四	六四一、六八六
一九三一	五八、八一五	四、九三〇	八・三八	九二、九三七	七、四四一	八・〇一	六四四、〇六五
一九三二	四九、六三六	四、四四六	八・九五	七四、一七七	六、〇八五	八・二〇	六三二、二二三
一九三三	五〇、二〇六	四、五三〇	九・〇二	七六、二九七	六、〇二四	七・八一	六四五、九七四
一九三四	五五、七六八	五、二五〇	九・四一	七五、九一六	六、〇三〇	七・九四	六〇七、六四三
一九三五				九二、二七六	六、九五八	七・二〇	六五三、四三〇

四　諸疾病

英領馬來に於ける主なる風土病は、マラリア・赤痢・脚氣・十二指腸蟲病・肺結核・象皮病等であつて、傳染病として檢疫及傳染病豫防法中に取扱はれて居るものは、黑死病・コレラ・天然痘・チフス・猩紅熱・ヂフテリア・痳疹・水痘・腸炎・腦脊髓膜炎である。左にその主なるものを略述する。

マラリア—英領馬來に於けるマラリアは、過去に於ては健康に對する非常な脅威となつて居たものであり、而して廣漠たる豐饒な土地が開發されずに殘つて居たのもマラリアの爲であつた。然し乍ら次に示す如く近年では各種防遏手段が效を奏し著しく減少し、新嘉坡、彼南、吉隆坡の如き大都市では斯病は殆ど見られなくなつた。

マラリアによる入院患者數　一九二九年三五、三〇六　一九三〇年三六、六四七　一九三一年二二、九〇一　一九三二年一六、四六三　一九三三年一七、一四六（馬來聯邦統計）

マラリア防遏の爲に馬來聯邦には醫務局長を會長とするマラリア防遏委員會あり、各郡には郡衞生技師を委員長とする蚊撲滅委員會が組織されて居り、該委員會は蚊撲滅事業遂行の爲に豫算を與へられて居る。馬來に於て最も成功せるマラリア防遏手段は次の如きものである。

(1) 蚊の發生場を除去する事

（イ）地下排水　（ロ）開渠による排水　（ハ）時々天水渠の排水をなす　（ニ）滲水地を石疊にて覆ふ　（ホ）狹溝中に厚い石疊を施す　（ヘ）永久的施設をなし得ざる所には石油を撒布する。

(2) マラリア病原を有する蚊の侵入を防ぐ

（イ）規尼涅其他の適當な藥品を以て勞働者大衆に施療する　（ロ）無智の住民に對して蚊帳の使用、蚊撲滅及蚊の播殖場の排除を敎育宣傳する。

赤痢及痢病—馬來に於てマラリアに亞ぐ死因は赤痢と痢病であつたが、近來は双方共給水が改善せられ、汚染せる飲料水及食料品を使用する事の危險が一般に諒解せられるに至り非常に其の數を減少した。

肺結核—馬來に於ける結核性疾病は殆んど總てが肺結核である。該病は年齡を不問襲ひ、特に支那人間にありては中年後に猛威を振ひ多數の死因をな

して居る。然し過去十年間には其の死亡率は多少減少を來して居り、官立病院入院患者の死亡率は一九二三年に人口十萬に付七二・三人なりしもの一九三三年には五一・四人となつて居る。大都市に於ける死亡率は田舍に倍して居るが、之は羅病患者が診療の爲都會に集中するに依る。肺病豫防の爲家屋の改良竝に各種の宣傳を行ひ、官吏は毎年身體檢査を受けねばならない事となつて居る。

十二指腸蟲病—殆ど總ての土人が十二指腸蟲を持つて居ると云つても過言ではなく、或る農園勞働者について見た處によれば其の九〇%以上が保蟲者であつた事實もある。此の病氣の徵候は他病の如く顯著でない爲、無智な土人に斯病の恐るべきを說いても餘り效果がなく、從て根强く土民間に蔓延して居る。

脚氣—脚氣で死亡するものが非常に多く海峽植民地ではマラリアに劣らぬ高度の死亡率を示して居るが、是は主食を白米にとる支那人、馬來人等に限られて居る。

ペスト及コレラ—比較的近年では兩者共に一九二七年に多數發生を見た外現在では皆無である。

天然痘—所謂場末と稱せらるゝ地方には折々發生を見る事があるが、檢疫及傳染病豫防法が嚴格に行はれるに從つて、强制種痘に漏れる者も少くなり、年々羅病者は減少する傾向にある。

癩病—海峽植民地にては約七〇〇名、馬來聯邦にては約九八〇名の癩病患者が隔離されて居る。之等を收容する療養所はゼレジャ島(彼南近傍—Jerejak)及パンコル・ラウト島(ペラ河河口沖)にあり、後者は馬來人患者のみを收容する。吉隆坡には療養所があるが、之は近く完成せられるスランゴール州スンガイ・ブウロ—の新療養所に移される筈である。患者には大楓子油を用ひて居り少からぬ效果を示して居る。

政　治

總說—海峽植民地—馬來聯邦—馬來非聯邦—
（附）諸官署一覽

一　總　說

海峽植民地は英國の領土であるが、馬來諸州(馬來聯邦及同非聯邦を含む)は英國の保護領である。馬來諸州 (Malay States) の支配者は名目上獨立の主權君主であるが、彼等は英國の保護下に立つてゐる。海峽植民地に關する行政事務は、一八六七年印度事務省の主管から英國植民省の手に移つた。尙植民省は馬來聯邦及非聯邦に於ける行政事務をも統轄してゐる。

英領馬來に於ける最高の行政官は海峽植民地總督兼司令長官 (Governor & Commander in-Chief) である。而して同總督は官職上馬來諸州及ブルネイの統監 (High Commissioner)、又英領北ボルネオ及サラワクの統監 (British Agent) である。

（備考）一八九六年海峽植民地總督は、馬來聯邦の統監(H. C. for the Federated Malay States)及英領北ボルネオ・ブルネイ及サラワクに對し "Consul-General for British North Borneo, Brunei and Sarawak" に任命せられた。而して一九〇六年にはブルネイの統監 (H. C. for Brunei) となり、一九〇八年には、"Consul-General" の稱號が "British Agent" に變更され、續いて一九一一年に "High Commissioner of the F. M. S." は "H. C. for the Malay States" と變更せられ今日に至つてゐる。

總督は英國皇帝に依て任命せられ、英國政府が植民大臣を通じて與ふる訓令に從て行動する。總督は政務を遂行するに當り行政會議に諮問するも、法制上は該會議の決議に拘束されない。英國皇帝は海峽植民地に於て制定する法律 (Ordinanceと云ふ) を否認する權利を保留する。馬來聯邦には、海峽植民地の行政會議に相當するものが設けられてゐない。その代りに聯邦の知事が不定時に會合し、時には統監と協議する。而して死刑の宣告を訂正する權能は當該州の支配者の手に在る。

次に海峽植民地の豫算は植民大臣の認可に依て確定する。馬來聯邦の豫算は植民大臣の認可を要せず、馬來聯邦に於ては各州が毎年收支の豫算を作り、特別に聯邦政府諸局の收支豫算書を作る。此聯邦豫算は聯邦會議に附し、特別委員會の審議を經て各費目の合計を法律 (馬來聯邦の法律は Enactment と言ひ、前揭海峽植民地の法律 Ordinance と區別す) に發表して實行される。而して本國政府へは單に通知を發するに過ぎない。

馬來非聯邦は、行政上海峽植民地又は馬來聯邦と何等の關係を有してゐない。是等各州は各別に州會議 (State Council) を有し、州內に於ける法律を制定する。非聯邦は各獨立の政府を有してゐるが英人顧問に依て指揮を受けてゐる。馬來聯邦及海峽植民地から歐洲人文官を借用してゐる。一體に海峽植民地及馬來聯邦の文官は、各別の存在を保つものでなく英領馬來全體に共通するものである。

尙海峽植民地及馬來聯邦には隨時一般社會より所謂非官吏を選任して評議員會 (Boards)、委員會 (Committees) を組織し、各種の事件を評議し、政府の諮問に應じ出來得る限り行政事務を補翼せしむることになつてゐる。民間人士の今日關係せる評議員會及委員會の主なるものに、港灣評議員會・病院經營委員會、移民委員會、免許狀下附評議員會、公園經營委員會、學校管理委員會、刑務所及精神病院管理委員會其の他である。

官房—英帝國領土內に於ける大方の政府に於けると同じく、英領馬來に於ては、政府の命令は官房を通じて發せられる。從て新嘉坡及吉隆坡に於ける各官房書記官は行政機關中に於ける樞要部分である。官房書記官は行政上の細目につき遺洩なき硏究を遂げ、重要案件に就ては、海峽植民地では事務總長 (Colonial Secretary) に對し意見を開申する。而して政府の決定・命令が支障なく遂行せらるゝよう適當の處置を執る。

各知事は新嘉坡及吉隆坡に於ける前記書記官の職務と大同小異の事務を執る書記官を附隨する。

政廳官房書記官・知事官房書記官の權限に就ては法令上何等の規定がない。併し之等諸官の發したる訓令は政府の保證を得て發せられたものと解釋さるべきである。

英領馬來の統治機關は可なり複雜である。以下海峽植民地、馬來聯邦及馬來非聯邦の三に分ち說明することゝする。

二　海峽植民地

海峽植民地總督兼司令長官設置に關する勅許狀 (Letters Patent) に從へば、海峽植民地の統治は總督の權限にあり總督は立法・司法・行政の諸機關を總轄し、立法會議及行政會議が是を輔佐する。

總督は英國皇帝により親任せられ、司令長官を兼ねてゐる。總督は海峽植民地總督に與へられたる勅許狀、今後與へらるべき勅令、植民大臣を通じて命令さるべき訓令竝に海峽植民地に適用せらるべき本國の法律に基き海峽植民地を統治する權限を附與されてゐる。總督は立法會議を通過せる法律案に對し同意を與へ又は拒否し、或は批准ある迄之を留保する權利を有する。

總督は英國皇帝の名に於て、裁判官・事務官・治安判事其の他必要なる官吏を任命或は罷免し、又は職務の執行を停止することが出來る。總督は犯人の赦免・特赦・減刑・執行猶豫・罰金・科料の輕減又は免除を爲すことが出來る。但し總督は政治犯に非ざる限り、犯罪人を海峽植民地外に追放することを以て特赦・減刑の條件となすことを許されない。

イ　立　法

海峽植民地總督は、英國皇帝より與へられたる勅許狀の範圍內に於て立法權を行使する。總督の立法上の補助機關としては立法會議 (Legislative Council) が設置されてゐる。海峽植民地制定の法律を總て Ordinance と稱する事は既述の通りである。

立法會議　組織—立法會議の組織は勅許狀及勅訓 (Instruction) の規定する所にして、總督を除く十三名の官吏議員と同數の非官吏議員とを以て組織する。而して官吏議員十四名中十二名は官職上當然議員たる者、即ち

一、總督　二、軍司令官　三、事務總長　四、彼南知事　五、檢事總長　六、財務局長　七、土木局長　八、馬拉加知事　九、教育局長　一〇、支那人事務局長　一一、衞生局長　一二、土地局長にして、殘りの二名の官吏議員及十三名の非官吏議員は皇帝の勅許を得て總督之を任命する。二名の官吏議員中、一名は警視總監の職に在る者、他の一名は專賣局長を以てする。非官吏議員中十一名は官選議員にして、新嘉坡三名、彼南一名、馬拉加一名の歐人代表五名、支那人代表三名（新嘉坡・彼南・馬拉加各一名）及馬來人・印度人・歐亞混血人各代表一名を當て、他の非官吏議員二名は新嘉坡及彼南商業會議所の推薦に係るものである。

權限―海峽植民地立法會議が皇帝より委任せられたる立法事項は、一九一一年二月十七日附勅許狀第八條に據るものであつて、海峽植民地及將來同植民地に附屬することあるべき土地に於ける安寧秩序を維持し、本國人其の他外國人の取締上必要なる法律規則の制定、裁判所及司法官の構成、訴訟、司法及財務行政に關する法規の制定等は其の主なるものである。

立法會議は右の外英國議會を通過せる數次の法律により、植民地內に郵便局を設立し、之を維持經營するに必要なる法律、裁判所の開設・廢止・改造及其の組織の變更に必要なる法律、植民地に於て歸化權を附與することに必要なる法律、無制限的民事裁判權を有する植民地に於ける裁判所を植民地海軍軍法會議として認むることに必要なる法律、沈沒其の他船舶の遭難に關する事項をば、植民地の裁判所をして取調べしむることに就て必要なる法律の制定權等が附與せられてゐる。

總督の同意及皇帝の否認權―立法會議を通過せる法律案は之を總督に提出し同意を求める。總督は、勅許狀・勅訓又は自己の裁量により同意を與へ又は拒否し、或は批准ある迄之を保留する。總督が同意せる時は官報を以て公布し、特別規定無き限り其の效力は公布と同時に發生する。總督が皇帝の批准を得る爲任意同意を留保した法案は、樞密院令を以て又は植民大臣を經由して皇帝批准をなす。皇帝の批准を得たる場合は、之を公布し同時に皇帝の批准を經たる旨立法會議に文書を以て通牒し、或は皇帝の批准を得たる旨を公布することに由つて效力を發生する。

英國皇帝は植民地の法律に對し否認權を留保し居る外、左記法律の制定に關しては必ず皇帝の批准を要するものとせられてゐる。但し皇帝より何分の指命ある迄或法律の施行を停止する法律案、又は總督が緊急施行の必要ありと認むる法律案に對しては、總督は自己の裁量により臨機同意を與ふる權限を附與せられて居る。尤も當該法律案は本國の法律竝に條約上の義務に抵觸すべからざることを要件としてゐる。皇帝の批准を要する法律とは、一、總督自身の爲にする土地金錢の贈與・進物・祝儀の寄進に關する法律　二、官吏の定員・俸給・手當等に增減を惹起すべき法律　三、海峽植民地の貨幣及銀行劵の發行に關係を有する法律　四、銀行の創設に關する法律、銀行の組織・權利・特權に改正變更を來す法律　五、差別的輸入稅を賦課する法律　六、英國の國威、海峽植民地に居住せざる英國臣民の權利財產、又は英國及其の屬領の通商航海に有害なる結果を生ずる事あるべしと懸念せらるゝ法律　七、歐洲人が受けざる制限拘束に歐洲系統ならざる人民のみを苦しましむる惧れある法律　八、其の他に關する法律等である。

召集及議事方法―立法會議は總督之を召集する。期日は前會議に於て之を定める。豫め期日を定めざりし時は會議の書記をして議員に通知せしむる。緊急を要する場合には此手續を省略することを得る。

總督は會議の議長となる。總督不在の場合は、其の命ずる代理者又は出席首席議員が議長の職務を執る。

會議は政廳舍內の會議室に於て行はれ公開とす。議事は過半數に依つて決定せられ、可否同數の場合には議長之を決す。法律案は總督及議員之を提出し得るも、財政に關する法律案は總督の許可あるに非ざれば、非官吏議員は之を提出することが出來ない。法律案は原則として三讀會を經て議決せられる。立法會議の凡ての議事は之を議事錄に收め、每議會後其の全文寫を國務大臣を經て英國皇帝に提出する。

實質―行政會議員は官職上當然立法會議員となるが故に、立法會議は行政會議の膨脹せるものに過ぎない。行政者側の意見は殆ど總ての場合に於て立法會議を司配することが出來る。又總督は立法會議に議長たると同時に一議員の資格をも有し、キャスティングヴォートを握つてゐるから、立法會議は實質に於ては諮問機關たるに過ぎない。又本國政府の之に對する監督權頗る大にして會議を通過したる法律は總督に依て同意を與へられたる場合と雖も、英國皇帝は否認權を以て否認し得ること前述の通りである。

ロ　行　政

海峽植民地總督は、英國皇帝より與へられたる勅許狀・勅訓・勅命竝に海峽植民地現行及將來實施の法律により管內一般の行政を掌る。海峽植民地に於ては中央行政機關として、政廳を新嘉坡に置き、彼南・馬拉加には各理事廳を置いてゐる。總督の諮問機關として行政會議がある。

中央行政　海峽植民地政廳は新嘉坡にある。右政廳內には官房・敎育・衞生・警務・土地・林務・財務・會計檢查・土木・測量・華民事務・海事・統計・郵便・專賣・司法・檢事・獸醫等々の諸部局及印刷所・分析所・刑務所・植物園等あり。是等の長官は事務總長に指揮を受け事務を統轄してゐる。事務總長の指揮命令は總督の命令であると解されてゐる。

行政會議　組織―行政會議（Executiue Council）の組織は、立法會議と等しく勅許狀及勅訓の規定する所にして、官職上當然其の議長たるべき總督の外、六名の官職上當然議員たるべき官吏議員、二名の官選議員及三名の非官吏議員を以て組織される。卽ち官吏議員としては、軍司令官・事務總長・彼南知事・檢事總長・財務局長・馬拉加知事の外二名の官選議員としては土木局長・支那人事務局長を以て任じ、非官吏議員は植民大臣經由の勅訓に基き總督が隨時任命する者にして、新嘉坡及彼南商業會議所より各一名及支那人代表者より一名を選出せしめ之を任命してゐる。

議事及總督の權限―行政會議は總督の權限により適法に召集されたるものに非ざれば、議事を爲すことを得ざるものであるが、總督は海峽植民地內何れの植民地に於ても自身所在する地に於て行政會議を開會することが出來る。總督は會議の議長たること立法會議と同じく、總督は勅許狀又は其の追加修正又は新勅許狀に依り附與せられたる權限の行使に當つては總て行政會議に諮議する。但し行政會議に諮議する時は、却つて公務に重大なる惡影響を及ぼすと判斷せらるゝが如き事項又は諮議を要する程重要ならざるか又は緊急の必要に因り諮議の暇なき事項に就ては之を必要としない。前記緊急處理事件に就ては、其の措置及理由を速に行政會議に通牒する。

總督は勅許狀又は追加修正又は新勅許狀に依り附與せられたる權限の行使に當り、正當と認むる場合は行政會議員の勸告に反し處置を爲すことが出來る。又行政會議の勸告又は決議を得る爲の議題提出權は總督のみに存するものである。行政會議員が書面を以て會議に提出方を求めたる議題に關し總督之を拒否したる時及前記總督が行政會議員の勸告に反し行動せし時、行政會議員は其の提出書面・勸告又は意見及總督の回答を議事錄に記載方を請求することが出來る。行政會議の凡ての議事は是を議事錄に收め、その全文寫を植民大臣を經由して英國皇帝に提出する。

地方行政　地方廳―地方行政は新嘉坡にありては海峽植民地政廳直接之を管掌し、彼南及馬拉加には各理事廳を置き知事是を統べてゐる。理事廳の組織は右政廳と略同一で、政廳を小規模としたものである。是等の各地は更に市・郡等に分ち地方行政の一部を行つてゐる。而して特に總督の指揮を受けねばならぬ事件以外の行政上の事務は、新嘉坡植民地に於ては事務總長是を處理し、プロビンスウエルズレイを含める彼南及馬拉加に於ては郡長の輔佐を受け知事が之を處理してゐる。

市區行政―海峽植民地に於ける市は、一九一三年の法律第八號に依て組織されてゐる。右法律に依れば市經營の首腦たる市政委員は、總督によつて任命される。市政委員は Commissioners と稱し其中の一名が委員長として市長の役を勤めることになつてゐる。近年英人商業會議所や支那人商業會議所等をして數名の委員を指名せしむるのが一種の習慣となつて來たが、其の採用は總督の裁量に依て行はるゝことになつてゐる。

市政委員は市內に於ける公共造營物の築設・管理・維持に關する義務がある。其の爲に委員は地方稅を徵收することが出來る。

ハ　司　法

法律　海峽植民地に施行される法律は、立法會議の制定せる法律（Ordinance）、英本國議會の制定せる法律（Act）、英領印度の法律（Indian Act）、勅令を以て別に海峽植民地に適用せらるゝものと宣言せられたる印度刑法に多少の變更を加へたるものを施行してゐる。又英國の Judicature Acts（ヴィクトリア女皇時代に制定せられたる成文法）に範を採れる民事訴訟法、英領印度に於ける現行法律に範を採れる刑事訴訟法が施行せられてゐる。

司法制度　海峽植民地に於ける司法制度は二級審であつて、第三審は本國樞密院に於て之を行ふ。裁判所としては高等法院・地方裁判所・警察裁判所の三者あり外に檢屍廷を有する。

裁判所の構成は我國に於けるものと大いに趣を異にし、高等法院の如きは第一審及第二審を受理すると共に、新嘉坡・彼南及馬拉加に於ては定期に巡廻裁判を行ひ、尙會社の登記事務を掌り、强制執行係官を附屬する等幾多の事務を兼掌してゐる。

高等法院（Supreme Court）—新嘉坡にあり、其の組織は首席判事（高等法院長）及三名以上の陪席判事より成り、民事刑事に關する第一審及第二審共に之を受理する。民事に就ては五百弗以上の請求に關する第一審及地方裁判所の判決に對する控訴審を受理し、公休日を除き年中開廷する。刑事々件に就ては巡廻裁判制度を採用し、新嘉坡及彼南に於ては二箇月に一回、馬拉加に於ては三箇月に一回一定の期間を定めて之を開廷し、警察裁判所の裁判に對する控訴審を受理する。高等法院には二部あり、其の一たる控訴廷（Court of Appeal）は、高等法院判事三名以上を以て組織し、民事々件に就ては高等法院民事部第一審竝に地方裁判所民事部判決に對する控訴審を、又刑事々件に就ては高等法院刑事部第一審、地方裁判所刑事及警察裁判所の判決に對する控訴審に對し審理の權限を有す。高等法院には此の外登記課・强制執行課・檢事局・破産管財局等をも附屬せしめてある。

尙海峽植民地の判事は馬來聯邦の法令に從へば定員外の馬來聯邦判事でもある。

海峽植民地に於ては高等法院の記錄官三名あり、英國高等法院の公判書記、刑事裁判所書記記錄官と同等の職務を掌つてゐる。

地方裁判所（District Court）—總督の適當と認むる地域に設置し得るもので、現在では新嘉坡・彼南・馬拉加・ラブアンの四箇所に設置されてゐる。新嘉坡・彼南兩地方裁判所は地方判事・副地方判事各一名、其の他は地方判事各一名より成り、民刑兩事件の第一審を取扱ふ。但し民事に就ては五百弗迄の請求事件に限られ、五百弗以下と雖も土地所有權に關する係爭問題の如きは高等法院の管轄にして、地方裁判所は之を審理する權限がない。刑事々件に付ては輕罰即ち二箇年以下の懲役、一千弗以下の罰金刑に限られ、重罪事件は高等法院の管轄である。

警察裁判所（Police Court）—地方裁判所と同じく總督の必要と認むる地域に適當數を設置し得るもので、現在新嘉坡・彼南・馬拉加及ラブアンの四箇所にある。法廷は二、三名の警察法官よりなり、簡單なる刑事々件に就て即決裁判を行ひ、この外 Court of Requests と稱する法廷を開き、請求額五十弗以下の民事裁判をも行ふことが出來る。

檢屍廷裁判所（Coroners' Court）—各植民地にあり、變死者檢屍に關する事項を取扱ふもので、檢屍官を長とし、警察法官・醫官・地方官吏・港務衞生官吏等の若干名を以て組織されてゐる。

三　馬來聯邦

ペラ州は一八七四年、スランゴール州は一八七四年、パハン州は一八八一年、ネグリスムビラン州は一八八七年に夫々英國の保護國となり英人知事を迎へ、各州の庶務は同知事の意見に從ひ施行せられる樣になつた。然し其の間統一を缺き州知事監督の任にある海峽植民地總督との連絡すら不完全であつた。玆に於て、一八九五年英國政府は是等四州と條約を締結し、該條約に依り四州は聯合して一聯邦を組織し、之が統治に就ては英國政府の指揮を仰ぐことになつた。然しながら、未だ馬來聯邦政府は充分聯絡あり統制ある一の政治的實體であると云ふ迄には至らなかつた。それで一九〇九年、一九一二年、一九一四年に前記一八九五年の條約を補足し、今日の如き聯邦會議の成立を見ることゝなつたのである。

地方分權制　馬來聯邦にレシデント・ゼネラル（後の總務長官）と呼ぶ最高官吏の創設を規定せる聯邦條約の效果は、譬へ定時に會議を召集して統監及總務長官が知事と會同し、支配者の意見を交換するを得るとは云へ、從來支配者と密接な關係にある知事によつて行使されてゐた多くの權限を褫奪することであつた。かてゝ加へて、總務長官部との直接事務の折衝に際して、急激に擴大された聯邦各部の局長も州當局より獨立するが如き觀を呈し、この傾向が濃厚となつて來た。この中央集權は同地方の全般的發展を刺戟しながらも、個々の州の利益は看過せらるゝと云ふ結果に到達した。是が爲本國政府は地方分權政策を採用することに決定した。一九二七年には數箇の州に對し初めて或る程度の財政支配權を許可するに至つた。同年、又支配者は協定によつて、聯邦會議の實際上會議員なることを喪失して聯邦會議々員は更に代表的性質を帶びることゝなり、斯くて立法上竝に財政上の權威が確定された。一九三一年及一九三二年に至り、統監は地方分權政策を實行する爲或る提案を公表した。而して一九三二年には本問題實地調査の爲、植民次官（サー・サムエル・ウキルソン）は馬來視察を行つた。同氏の視察顚末報告書の結果として、本國政府は斷乎として地方分權政策の採用を認めた。が併し如上政策の採用によつて生ずる變化は極めて徐々に實行せらるべきことに協議決定された。第一期の約四箇年間に實行せらるゝ爲建言された方策に從つて多大の進展が劃された。斯の如くにして州會議は强化せられ、次に述ぶる各局の管轄は當該州に移管された。

農務・敎育・電氣・林務・鑛務・醫務・土木・獸醫・刑務・灌漑及排水

海峽植民地土木・醫務及刑務の諸局長は、現在馬來諸州に於ては行政的權能なく單に顧問的地位にあり、是等の局は州並に組織せられつゝある。其の他移管された局は是と同樣に組織されてゐるが、この場合顧問は獨立した州に於ける個人的行政權能を與へられることがある。總務長官によつて支配者（會議を伴へる）に對して行使せる或種の法制上竝に行政上の權限移管は進捗して居り、且つ從來聯邦豫算に現はれてゐた財政規定も州の管理に大部分移讓された。

イ　立法

馬來聯邦に於ける立法機關に聯邦會議（Federal Council）と各州會議（State Council）とがある。

聯邦會議　組織—聯邦會議は其の會議の議長たる馬來諸州統監、ペラ、スランゴール、パハン及ネグリスムビラン四州の各知事、法律顧問、財政顧問、馬來諸州醫務保健顧問、勞働局長、鐵道局長、敎育局長、貿易關稅局長、支那人事務局長、統監の任命する一名の官吏議員及英國皇帝の裁可を經て統監の任命せる十二名の非官吏議員（任期三箇年間）より組織されてゐる。非官吏議員中四名は各州より一名宛選出されたる馬來人である。

權限—會議は聯邦全體に共通なる利害問題、又は聯邦の一以上に關係を有する事件を協同的に解決し、聯邦の全部又は一以上に對し有效なる效果を有すべき法律を審議制定するを目的としてゐる。聯邦會議の議事は一九〇九年制定、一九二四年三月六日及一九二七年五月二十三日附同會議の決議によつて採用されたる議事進行規則に依てなされる。聯邦會議の職分は、主として聯邦の財政と立法であるが、財政と立法に對する聯邦會議の決定は絕對的である。

州會議　聯邦各州は州毎に州會議を有してゐる。聯邦會議が馬來聯邦の中央議會なるに對し、州會議は一の地方議會とも見るべく、各州支配者即ちサルタン（ネグリ・スムビランではヤング・ディ・プルトゥアン）、英人知事同秘書官、主なる馬來高官竝に（各州の情況により）任命されたる支那人非官吏議員其の他によつて組織され、各州多少の相違あるも略同一である。州會議は一の立法機關なるを以て、聯邦法規に抵觸せざる範圍に於て各州は各法規を制定し得るも、實際に於ては本會議に基き制定せられる州法規は極めて稀である。州會議の職分は主として立法にあるが、馬來人官吏の任免等の行政事務も掌つてゐる。

ロ　行政

中央行政　馬來聯邦の統治は總べて統監（即ち海峽植民地總督）の手にあり、從來は馬來聯邦總務長官を最高行政官としたるも、地方分權制實施の結

果一九三六年に至り總務長官職は廢止となり、之に代ゆるに聯邦書記官(Federal Secretary)を新たに任命し、代々總務長官に課せられた程ではないが、主として馬來聯邦に關係を有する事項を管理討議し、統監の下に提出せしむることゝなつた。

而して聯邦書記官の義務としては(1)純粹なる聯邦事項に於ては、普通總務長官又は事務總長が處理すべき總ゆる事項を含み、其の職にあるものは統監の代理で、聯邦各局が提出する問題を統監の意思なりと信ずる所に從つて處理し、又は訓令を發する。(2)各州の事項に於ては、理事官が發する要求に對し統監の了解を得る必要なしと思惟する場合、統監の事務煩雜を避くる爲之を認可する權利を有する。然し此の際統監の諒解なくして否認することは出來ない。

各統治機關はスランゴール州吉隆坡に在り其の組織は海峽植民地と略同一である。

地方行政　州行政—聯邦各州の行政は、各州の最高權威者たる支配者の手にあるも、各州には英國植民大臣に依て任命されたる英人知事が駐在し、之を指導してゐる。英人知事は州會議の議員である、馬來人支配者即ちサルタンは英國との條約により、馬來人の宗教及土俗に關する以外の一切の事件に就て英人知事に合議し、其の指揮を仰がなければならない。

郡行政—州は更に郡に分れ夫々郡長がある。郡長はプングウルー(Penghulu)と稱する土侯に輔佐せられて土人に關する行政事務を行つてゐる。該土侯はムキム(Mukim)と稱する村の首長である。從て該土侯と郡長とは馬來に於ける地方行政の樞軸である。州會議の議員たる支那人は、彼等の同胞たる在住支那人の事件に關して援助を州政府當局に與へてゐる。

市行政—市政に關係ある諸官衙は、全體として、又一部分として聯邦政府の管理下にある。而して衞生委員會なるものがあつて、市政の局に當つてゐる。衞生委員は官吏及非官吏よりなり、各州知事が適當と思惟する者の中より任命する。吉隆坡及イポーに於ては、海峽植民地の市政委員(市長)に相當する衞生委員會長なるものがあつて、全時間を市行政の爲に提供してゐるが、他の市では專任の委員長を置かず、郡長をして是を兼ねしめてゐる。衞生委員會は建築作業・公共用地・下水溝・廐養・市場・屠畜場・牛乳搾取業・麵麭其の他菓子製造場・洗濯場・下宿屋・旅館・塵芥汚物掃除・マラリア豫防・交通其の他委員會の所轄區域内にある場所に各々維持・保存・改良に必要なる手段を採ることが出來る。

ハ　司　法

司法制度は大體海峽植民地に範を採れるものであつて、各裁判所の組織及其の運用狀況等も亦略同一である。

高等法院—最高裁判所にして吉隆坡にある。聯邦會議を通過せる裁判所法によつて構成され、上告裁判所と判事裁判所の二部よりなつてゐる。右法院は一名の首席判事と三名の判事、これに各州(但しパハン州を除く)に在る一名の駐在官より成立つてゐる。高等法院は英國に於ける記錄裁判所であつて、英國の上告裁判所及高等裁判所と同じく、法官又は法廷を侮辱せる者を處罰する權能を持つてゐる。同法院は聯邦各州に於ても定期に巡回裁判及民事裁判を開廷することが出來る。而して高等法院より英本國樞密院法務部に上告の途があるのは海峽植民地と同一である。

海峽植民地の法令に從へば、馬來聯邦の判事は官職上海峽植民地高等法院の判事である。

馬來聯邦には一名の登錄官及二名の副記錄官があつて、英國高等法院の公判書記、刑事裁判所書記、記錄官と同等の職務を掌つてゐる。

下級裁判所—民刑事件の第一審を取扱ふものであつて、一等法官の主宰する第一種下級裁判所、二等法官を以てする第二種下級裁判所の二種よりなつてゐる。前者は海峽植民地々方判事と同じく、民事にありては訴訟判事が五百弗を超えざるもの、刑事にありては五百弗以下の罰金、十二箇月以下の懲役に處する權能を持つてゐる。而して或る上席下級裁判官は民事管轄權を有し、從つて一千弗以下の罰金刑に附する權能がある。後者は亦海峽植民地副地方判事と同じく二百五十弗以下の民事管轄權を有し、二百五十弗以下の罰金刑に處する權限を有する。

四　馬來非聯邦

概要　馬來半島に於ける英國の勢力範圍は尙ジョホール、ケダー、パーリス、ケランタン、トレンガヌの諸州に跨つてゐる。ジョホールが英國と初めて條約を締結したのは一八五五年の昔に溯る。同年ジョホールのサルタンは、十二月十一日附の協約に於て、外交關係事務を悉く英國政府の監督の下に置くことを約した。又同時に英國政府が要求する場合には、英國政府に於て適當と認むる代理官をサルタンの宮中に置くことを承認した。然し斯くの如き代理官は事實上一九一〇年迄は任命されなかつた。同年一月サルタンの要求に依りネグリスムビランの知事キャムベル氏は、サルタンの顧問としてジョホールに轉任することになつた。一九一四年五月サルタンは領内の開發上必要なりと思考したる結果、一八五五年の協約を改め、馬來聯邦に於ける知事と略同一の任務を有する英人官吏を總務顧問として任命することを英國政府に慫慂した。英國政府はサルタンの提議を容れ其の結果補助的協約がジョホールのサルタンと英國政府の代理者たる海峽植民地總督との間に締結され、五月十二日是が調印を見た。

ジョホール以外の非聯邦は、一九〇九年三月十日盤谷に於て調印せられたる・英暹條約の結果、英國の保護國となつたものである。該條約に依り暹羅は是等諸州に於ける政治上其の他の權利を拋棄した。權利の公式讓渡は一九〇七年七月中に行はれ、其の際土人支配者の宮廷内に英人官吏を駐在せしめ、領内に於ける行政を輔佐監督することになつた。

立法・行政・司法　馬來非聯邦各州の統治は、王又は土侯が英人顧問官の參與によつて之を行ひ、外交權は一切英國が之を代行する。海峽植民地總督は前記各保護國に對する統監たること聯邦の場合と同一である。

非聯邦諸州も亦各州會議を有してゐる。其の組織は馬來聯邦各州のものと略同樣である。

行政機關は中央・地方共に海峽植民地に倣ひ、其の組織も亦略同斷である。非聯邦に於ては、裁判所は判事裁判所(卽ち高等法院)、及下級裁判所より成り、是等の權限は他の行政區劃に於ける同じ裁判所によつて行はれてゐると同樣である。判事の判決に不服なる者は州支配者(州會議を伴へる)に上訴することが出來る。

（附）　諸官署一覽

以上述べたる如く、英領馬來は海峽植民地、馬來聯邦及同非聯邦の三に分れてゐる。而して海峽植民地政廳は、總督の下に事務總長を置き其の下に左の如き各局部を以て組織してゐる。猶彼南及馬拉加の各植民地には夫々知事を任命してゐる。

次に馬來聯邦政廳は海峽植民地總督を統監に仰ぎ、各局部を掌らしむ。尙ペラ、スランゴール、ネグリスムビラン及パハンの各四州に英人知事を置き、實質上政府顧問の役をしてゐること前述の通りである。

又非聯邦は各獨立の政府を有し、英人顧問を置いて行政に參與せしめてゐる。

今海峽植民地及馬來聯邦兩政府の官署名を示せば次の通りである。非聯邦各州の官衙系統は簡單なる爲省略した。（一九三七年現在）

官房	Secretariat
分析所	Analyst Department
會計檢查局	Audit Office
破産局	Bankruptcy Office
植物園	Botanic Garden
華民事務局	Chinese Secretariat
産業組合局	Co-operative Societies Department
檢屍局	Coroners' Department
消費税局	Department of Excise
管財局	Department of Official Assignee
教育局	Education Department
水産局	Fisheries Department
移民局	Immigration Department
司法局	Judicial Department
勞働局	Labour Department
土地局	Land Office

海峽植民地政府

	檢事局	Law Officers Department
	海事局	Marine Department
	醫務保健局	Medical & Health Department
	軍務局	Military Department
	專賣局	Monopolies Department
	警務局	Police Department
	郵便電信局	Posts & Telegraphs Department
	印刷所	Printing Office
	刑務所	Prisons
	土木局	Public Works Department
	博物館及圖書館	Raffles Museum & Library
	統計局	Statistical Department
	高等法院	Supreme Court
	測量局	Suruey Department
	財務局	Treasury Department
	獸醫局	Veterinary Department
地方廳	彼南理事廳	Penang Residency
	馬拉加理事廳	Malacca Residency
	官房	Federal Secretariat
	農務局	Agriculture Department
	會計檢査局	Audit Office
	華民事務局	Chinese Secretariat
	產業組合局	Co-operative Societies Department
	灌漑排水局	Drainage & Irrigation Department
	教育局	Education Department
	電氣局	Electrical Department
	鐵道局	Railways Department
	水產局	Fisheries Department
	林務局	Forests Department
	地質測量局	Geological Survey Department
	勞働局	Labour Department
	司法局	Judicial Department

馬來聯邦政府

	海事局	Marine Department
	醫務局	Medical Department
	鑛務局	Mines Department
	博物館	Museums
	警務局	Police Department
	郵便電信局	Posts & Telegraph Department
	印刷局	Printing Office
	刑務所	Prisons
	土木局	Public Works Department
	護謨研究所	Rubber Research Institute
	統計局	Statistics Department
	高等法院	Supreme Court
	測量局	Survey Department
	都市計畫局	Town Planning Department
	貿易關稅局	Trade & Customs Department
	財務局	Treasury Office
	獸醫局	Veterinary Department
地方廳	ペラ州廳	Perak Residency
	スランゴール州廳	Selangor Residency
	ネグリスムビラン州廳	Negri Sembilan Residency
	パハン州廳	Pahang Residency

財政

總說―海峽植民地―馬來聯邦―馬來非聯邦―稅制―（附）輸出入關稅率

一　總說

英領馬來の財政は、海峽植民地にあつては海峽植民地立法會議の協贊を經て總督に依て決裁せられ、本國に於て植民大臣の決裁を經て行はれる（尙「政治の部―海峽植民地總督の權限の項」參照）。卽ち海峽植民地政府の財政收支事務は同植民地財務局に於て管掌し、地方財政は各理事廳に屬する會計官之を取扱ふ。一九三五年海峽植民地政府の歳出入に就て見るに、歳入三五、〇四〇、三八〇弗、歳出三四、七六四、六四〇弗、總額六九、八〇五、〇二〇弗を示し、二十年前の一九一五年より約三倍の增加である。

馬來聯邦に於ては、馬來聯邦立法會議の協贊を經て海峽植民地總督の決裁に依て行はれる。

海峽植民地には財務局及會計檢査局があり、馬來聯邦に於ても之と同樣財務局及會計檢査局が置かれてゐる。其他の非聯邦各州には夫々會計官が任命せられて居て財政の要務に當つてゐる。

前述の如く海峽植民地豫算は財務局に於て編成したるものを立法會議に提出する。同會議を通過したる豫算は本國政府に囘送して英國政府の認可を得なければならない。之に反して聯邦立法會議を通過したる馬來聯邦政府の豫算は直に實行せられ、本國政府に提示するも之は單にインフォメイションに止まり、サンクションを得る爲のものではない。而して非聯邦各州の豫算は夫々州會議に提出して決定する。

二　海峽植民地

現世紀の初に比較すると、當植民地の歳入歳出は約七倍に達する程增加した。次表は特記された年の歳出入を示すものである。

海峽植民地歳出入決算表

單位＝海峽弗
出所＝海峽植民地政府年報

年度	歳入	歳出	總額
一九〇〇	五、三八六、五五六	六、〇三〇、七三九	一一、四一七、二九五
一九〇五	九、三三六、三二七	七、五三二、二四二	一六、八六八、五六九
一九一〇	一三、九九八、三一四	一〇、一九六、五五九	二四、一九四、八七三
一九一五	四二、四六九、六二〇	三九、二六〇、三一八	八一、七二九、九三八
一九二〇	(1) 五三、八五〇、九六〇	(2) 五七、五九三、九五九	一一一、四四四、九五九
一九二五	三二、四〇八、三〇五	三九、二四〇、三一五	七一、六四八、六二〇
一九三〇	二六、六〇一、五二八	四六、八〇二、五五八	七三、四〇四、〇八六
一九三一	(3) 四四、五六二、二九五	三四、一九六、四八三	七八、七五八、七七八
一九三二	三一、五八五、一九〇	三〇、四七六、二九一	六二、〇六一、四八一
一九三三	三四、二四四、六〇三	三〇、九三七、二六二	六五、一八一、八六四
一九三四	三五、〇四〇、三八〇	三四、七六四、六四〇	六九、八〇五、〇二〇
一九三五	三五、一二四、一三七	三三、三九八、九一二	六八、五二三、〇四九

（註）(1)通貨保證基金よりの繰入二〇、〇〇〇、〇〇〇弗を含む　(2)阿片歳入置換資金に支拂へる三〇、〇〇〇、〇〇〇弗を含む　(3)通貨保證基金よりの繰入一九、〇〇〇、〇〇〇弗を含む

海峽植民地費目別歳出入決算表

單位＝海峽弗
出所＝同前表

費目	決算						豫算
	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七

歳入—

1 港灣諸收入	二、四〇四	二、四三六	二、四二八	二、四六〇	二、四九五	二、四六八	二、四〇〇
2 免許料及諸稅收入	一六、六五一、〇五九	一八、八一一、四〇〇	二〇、〇九四、二四二	二一、五六六、二一九	二三、三六七、二一九	二三、七二七、五七九	二一、四七七、五七〇
3 諸手數料收入	一、一四九、九五八	一、一五七、七一五	一、一一三、二七八	一、三四九、七〇九	一、三九〇、五九〇	一、四四八、一七四	一、五〇八、二一五
4 郵便電信收入	二、一三六、七八五	二、一六一、〇六一	一、九八〇、八六八	二、一〇一、四三一	二、二〇〇、一三五	二、三五三、一一一	二、四一四、八〇〇
5 官有財產收入	一、七五〇、九九一	一、六七〇、九五四	一、五〇九、二八一	一、五九二、九八一	一、七六五、四三九	一、八二四、八三〇	一、七九八、三三六
6 利子收入	三、八〇八、四六六	六、一四七、八九九	五、四八八、二四四	五、三一六、五〇四	五、四四二、三七七	五、四八一、九二一	五、二一二、八四〇
7 雜收入	八五九、七四六	一四、四七三、九三四	一、二五五、八六三	二、一九〇、〇九六	七六六、五九九	一、一四三、二三一	六一四、三二六
8 土地賣買益金	二一一、一三三	一三〇、九八一	一四〇、九八六	一二四、〇四六	九六、四七五	一三九、五四五	三二、〇五二
9 植民地開發資金補助	三〇、九八六	五、九一四	—	一、一五七	九、〇五一	三、二七八	七〇八
10 總計	二六、六〇一、五二八	四四、五六二、二九五	三一、五八五、一九〇	三四、二四四、六〇三	三五、〇四〇、三八〇	三五、一二四、一三七	三三、〇六一、三三〇

歳出—

1 公債費	三七、〇八三	三七、〇八三	三七、〇八三	三七、〇八三	三七、〇八三	三七、〇八三	一八、五五三
2 恩給退職賜金及賞與	一、八三六、〇八八	二、〇三九、六七三	二、四三八、九四八	二、一八三、〇二八	二、三八〇、九〇二	二、四一八、七四七	二、五八五、三二七
3 慈善費	四四、三四〇	三三、八二一	三六、六八八	六九、一五九	七〇、七九四	六八、〇六四	七二、七七五
4 總督費	一四一、一五二	一二五、〇六〇	一一六、八六二	一一四、六四〇	一一四、二八四	一三一、七八〇	一二六、一一二
5 文官費	七〇五、八九八	七三二、三二五	七〇〇、三四九	六四六、二六五	五二三、五七一	五一八、三六六	六一〇、二〇〇
6 一般書記官費	一、〇九〇、九〇五	一、一一九、三六八	一、一二六、〇四五	一、一五〇、一七九	一、一五四、〇七四	一、一八一、九六七	一、二二六、四〇二
7 民政長官知事及理事官費	一三四、一六六	一二四、二五一	一一八、一八四	一一四、七一〇	一二〇、七四二	一一九、六七三	一三一、三二八
8 統監秘書官費	一一、一九三	一〇、三五二	九、七六四	一〇、四二四	一〇、九四七	一一、三四四	一一、一五一
9 馬來建設局費	—	—	—	三一、〇九五	一〇	—	三一、七五八
10 農務局費	九六、二七〇	九〇、九九三	七七、八一六	八一、六九六	八三、三〇七	八四、六四二	一〇二、四五三
11 分析所費	九、五三一	一四、一九五	三、五二九	六三、三五四	四九、一一四	五三、二六七	六一、八九七
12 會計檢查局費	三二、二九四	三七、四〇五	四九、四二一	五〇、〇五二	四一、〇四三	一一〇、八〇七	一二一、九五三
13 外部會計檢查局費	二三、五七九	—	—	—	—	—	—
14 華民保護局費	二一一、一八五	二二五、四四〇	八一、〇七四	六四、二三一	六七、七一一	六六、一六四	七八、九六六
15 產業組合局費	三六、五三六	四二、七〇二	四五、五七一	二三、五八七	二六、〇一〇	二六、三五三	三一、一〇五
16 灌漑排水局費	—	一九、六五七	一三五、五二一	一九六、六〇二	三一二、六一四	二六五、四二二	四五二、七九五
17 宗教費	二四、七〇〇	—	—	—	—	—	—
18 教育局費	一、九三七、〇二七	二、二三四、〇七五	二、一一八、五八〇	二、〇〇五、一三五	二、〇〇二、六四八	二、一七〇、六九二	二、六四一、六八二
19 水產局費	三八、五一〇	三〇、二〇三	二八、八三四	三三、九八七	三四、二六八	七七、〇八一	五四、八一九

20 林務費	七五、一八一	四八、六七三	四六、〇〇三	四八、一六二	六〇、六五五	五六、二六四	五四、五四七
21 植物園費	一二一、八九〇	一一二、四六三	一一九、五四四	一一二、二四一	一一八、八三四	一二三、一一九	一二九、七二八
22 移民局費	—	—	—	二二、四七五	五六、四五一	六一、〇九四	六五、五八六
23 勞働局費	六三、〇九八	一四〇、〇一一	二四、〇八一	一五、七三三	一八、六六八	二九、三一二	三二、九九八
24 土地及郡役所費	二五五、一四九	二八五、〇四四	二四七、九六三	二六一、一〇四	二四九、五九七	二三二、七九四	三一三、五一一
25 法務費	三九七、三五五	三九八、一六四	三九七、二七五	三六六、八五二	四〇七、七一八	四〇七、七六九	四八七、三七三
26 海事費	六五二、三八二	五九九、〇七四	五二八、六五五	五二〇、四二〇	五四三、二一九	四九二、八三四	五九六、三八〇
27 海上測量費	八七、一九七	九二、四四七	八一、四八八	七二、八〇七	七七、一四〇	六七、八九九	七五、七一七
28 醫務局費	四五二、九一九	四八〇、八二六	四五七、九九〇	三七一、一八三	三六九、七三一	四〇七、二九九	四五七、七一二
29 同保健部費	七一七、四八〇	五六九、七〇一	五二八、七二五	五〇四、一五七	五三九、七五三	五六〇、一四六	六三六、九二一
30 同社會衞生部費	一二五、七二五	一一〇、二九三	九四、一二〇	九二、九四一	九一、六五八	一〇二、八二二	一一七、九三六
31 同病院及施療院費	二、四四三、八七九	二、一五六、八六八	二、〇二三、一七七	二、一四一、六五五	二、二四一、七五一	二、三一〇、三九〇	二、七二四、七一九
32 軍事費							
(1) 國防費負擔額	四、一八九、二八六	三、九四七、一四三	三、九六〇、〇〇〇	四、〇二〇、九四九	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
(2) 地方軍團費	五七六、八一四	三六九、六三六	三六二、四五三	三三〇、五二二	四三一、〇〇三	四三五、〇七五	四七八、〇四三
33 雜支出	一一、五八九、三一五	二、四九九、六一二	一、六八七、〇〇一	三、三四七、三四二	六、二八五、二一九	三、九二一、八九〇	三、〇九一、二〇〇
34 專賣費	一、三四〇、八三八	一、二三一、六一一	一、一四六、六二〇	一、〇五二、八三三	—	—	—
35 ラッフルズ博物館及圖書館費	五七、六四四	四九、〇八〇	四五、四三七	四二、六八四	四九、四四九	四四、三二五	四八、六六一
36 警務費	三、二九〇、八七四	三、一七六、二七九	三、〇三一、八五九	二、八二八、三九四	二、七七九、一四四	二、八六八、二九五	三、一二二、七七二
37 郵便局費	二、二九九、七七一	一、七一三、二五〇	一、五九七、七七八	一、五五三、四一一	一、七二三、六五二	一、八二一、二〇三	二、〇五三、九六一
38 印刷局費	二六八、二三二	二一二、五九一	二二三、九一五	二一六、九五五	二一八、〇九三	二四三、二一八	二二九、一七八
39 刑務所費	四九五、三一四	五〇六、〇六九	四八九、〇一八	四七〇、三三〇	四三一、九七一	四二三、五七一	五三四、三一九
40 土木局費	六六六、〇三一	七九四、一七八	七三七、一八九	六六七、九一四	六三二、八六五	六五五、八〇六	七七五、二五九
41 同繼續費	一、〇四八、六〇六	一、〇三四、六二二	一、〇四一、二四四	九八三、七七九	一、一四〇、七〇一	一、一一〇、二九四	一、二七六、二五〇
42 同臨時費	八、一九七、七〇〇	五、七六二、二一三	三、四八六、〇七九	三、二八三、五七二	三、四四三、三八五	三、八八一、九三一	四、一一〇、四二八
43 統計費	四〇、〇六三	三六、一五七	四〇、九九二	七六、九七六	九五、九八七	八〇、五一三	八二、八一八
44 測量局費	四二三、五三一	四二二、七二五	三八七、一七六	三七二、一二〇	三六四、五七八	三六一、三一六	五一四、一三六
45 運輸費	三七五、四六五	三五一、九八九	三八八、八八〇	九〇、五九九	一八、三一九	一八、四七四	一〇、八五〇
46 財務費	一〇七、六二三	九一、五三〇	八七、二五七	一二四、八五七	一二八、九四三	一五〇、三七〇	一六六、三九三
47 獸醫費	七三、一三五	七二、〇九八	七九、六八八	六一、二七七	六〇、〇八一	六四、三四〇	七八、四七一
48 植民地開發資金補助	六、七六二	一五、六三一	一〇、四一四	七、七一二	四、九三〇	二、七六三	七〇八
49 總計	四六、八〇二、五五八	三四、一九六、四八三	三〇、四七六、二九一	三〇、九三七、二六二	三四、七六四、六四〇	三三、三九八、九一二	三五、九八九、五六四

海峽植民地に於ける歲入の主なるものを順次に記載すれば左の通りである。

(一) 阿片收入（製造阿片の專賣に依る利益を云ふ）
(二) 酒類に對する輸入稅
(三) 煙草輸入稅
(四) 印紙及相續稅
(五) 地租

其他の輸入稅としては石油に對する輸入稅で、最近五箇年間に於ける海峽植民地收入は一九三〇年一、二一四、七〇九弗、一九三一年一、四六九、五〇九弗、一九三二年二、八四五、一〇八弗、一九三三年二、六五九、〇四四弗、一九三四年二、九四八、四〇一弗である。

海峽植民地は現に七千百萬弗餘（一九三四年末現在）の剩餘金を所有してゐる。然し其の中約八百萬弗は市其の他の團體に對する貸金として釘付けられ、一千六百二十五萬弗は貸金の約束、大工事の竣成に要する貸約束の爲既に固定してゐる。それで投資の目的の爲に利用し得べき現金は約四千六百七十五萬弗あるに過ぎない。

公債―海峽植民地の公債は一九三四年末現在總額一三九、四四三、〇一七弗に上つてゐる。三分五厘海峽植民地記名公債の發行によつて調達された額は一九三四年十二月末日現在五九、二五七、三〇三弗に達してゐる。

右公債に對する利子の支拂額は一九三四年に於て二、〇七九、九〇七弗であるが、併し此の費用は公債の一部を割當てられたる新嘉坡港務局及其他の團體に於て負擔されてゐる。同公債辨償の爲の減債基金の額は一九三四年末日二〇、一六一、三六四弗である。

一九二〇年募集の海峽植民地及馬來聯邦戰利公債一五、〇七四、三〇〇弗は一九三四年九月一日に返還を受けた。

倘法律第一八二號（海峽植民地公債第一一號）の規程に依つて發行されたスターリング公債は八〇、一八五、七一四弗に上り、該手取金の全部は馬來聯邦政府に引渡濟で、馬來聯邦政府にては、該公債の利子及費用の支拂並に減債基金支出の爲に法律が公布されてゐる。

現在海峽植民地の有する公債の種類及發行額を示せば次の通りである。

公債種類	公債額
海峽植民地記名公債 3 1/2 % Straits Settlements Inscribed Stock (1907)	五九、二五七、三〇三弗
海峽植民地記名公債 6% Straits Settlements Inscribed Stock (1921-22)	四四、一八五、七一四弗
海峽植民地記名公債 4 1/2 % Straits Settlements Inscribed Stock (1921-22)	三六、〇〇〇、〇〇〇弗

三　馬來聯邦

歲入・歲出　次表は表中記載の年度に於ける馬來聯邦の歲出入決算を示すものである。

馬來聯邦歲出入決算表

單位＝海峽弗
出所＝馬來聯邦政府年報

年度	歲入	歲出	總額
一九〇〇	一五、六〇九、八〇七	一二、七二八、九三〇	二八、三三八、七三七
一九〇五	二六、五五三、〇一八	二三、五九八、六一〇	五〇、一五一、六二八
一九一〇	四〇、七七四、九八四	四二、八三八、六三一	八三、六一三、六一五
一九二〇	七二、二七七、一四六	一〇〇、四三三、四七一	一七二、七一〇、六一七
一九二五	八六、五六四、二七七	六九、五五〇、三七九	一五六、一一四、六五六
一九三〇	六五、五六〇、八七〇	八二、四七〇、一九二	一四八、〇三一、〇六二
一九三一	五三、三四八、六五九	六一、一六三、三二八	一一四、五一一、九八七
一九三二	四三、八一七、一五〇	五三、七四〇、一三九	九七、五五七、二八九
一九三三	四七、一九八、八〇六	五〇、二五八、六七一	九七、四五七、四七七
一九三四	五八、九二六、三二三	四七、二一一、三二八	一〇六、〇四六、二六六
一九三五	六二、三六四、二六四	五一、一一九、九四三	一一三、四八四、二〇七
一九三六	六八、〇九〇、九〇一	五二、七〇二、二二七	一二〇、七九三、一二八

一九三〇年度以降の主要財源に依る歲入及歲出の內譯を年度別に表示すれば左の通りである。

馬來聯邦費目別歲出入決算表

單位＝海峽弗
出所＝同前表

費目	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
歲入―						
1 關稅收入	一七、二一〇、一一七	一三、七六五、六四九	一六、八五〇、〇七三	二五、四九八、〇三一	二六、六〇九、八七五	三一、七六六、二七二
2 消費稅收入	七、一〇一、〇六九	五、四六四、六七一	五、四一六、五七四	七、三三六、八八七	七、三〇三、五〇五	六、七三五、七〇六
3 森林收入	八一三、〇一四	六三五、四八五	六〇七、九二一	七四三、一〇七	九四二、一四〇	一、一五三、三九九
4 土地及鑛山收入	四、三九五、〇四九	四、〇一七、六八三	三、八〇三、六二七	四、九二四、四二三	五、三三七、一四八	五、四九七、五〇五
5 免許料及內國稅	三、四五六、九〇七	二、七八五、六一五	二、六三一、四七五	三、二一四、六六六	三、三一一、〇五四	三、六五一、五八〇
6 裁判所手數料其他	五、〇三六、〇九四	四、五八三、[illegible]七七	六、〇九九、〇〇一	四、五一〇、四〇二	四、四三四、三四〇	四、二〇五、五八二
7 市收入	三、〇三四、八〇八	二、七七七、七八八	二、七六七、五九五	二、八九四、三七九	二、七四九、六二九	二、七六二、九五五
8 電燈・電力及用水其他官業收入	三、三四八、六六一	二、九二六、三六六	二、八八〇、五八八	三、一九九、八五二	三、六九七、三一九	四、三六五、三一七
9 郵便・電信・電話收入	二、七五九、三四七	二、二六八、九八四	二、〇〇二、〇二三	二、二七四、五〇八	二、八七七、八二五	三、〇二七、四五二
10 鐵道收入	—	—	—	—	—	—
11 木材其他林產物收入	三四七、五五七	六四、三四三	三、八七七	一〇〇、六五九	三四三	五二三、四三二
12 官有財產收入	七五九、一一〇	七三〇、八七〇	七二七、一七二	七四二、九七八	七五四、五〇六	七六六、〇二九
13 利子收入	三、三二一、一八二	三、二八七、三四五	二、六八三、九七六	二、五五八、八八二	二、八一九、五四七	二、二四三、六九四
14 雜收入	三一二、〇一九	二五二、九〇五	五三七、一七二	七〇八、〇五八	一、二三三、四二一	一、〇七三、三四三
15 土地賣買益金	四三七、六五一	二五〇、四四三	一八五、七三六	二一七、三三三	二五六、一八五	三〇六、七四一
16 財產賣却收益	一五、七三一	三、三一〇	一、五〇〇	九六〇	三二、〇〇〇	六、〇〇〇
17 植民地開發資金補助	三四三	一、八一七	—	一、二〇〇	五、四二六	五、九三九
18 總計	五二、三四八、六五九	四三、八一七、一五一	四七、一九八、八〇七	五八、九二六、三二三	六二、三六四、二六四	六八、〇九〇、九〇一
歲出―						
Reserved Services:						
1 公債費	五、一三四、八九五	六、九〇四、八四二	六、九四四、八四二	七、一〇四、八四二	八、五八八、七二一	六、四三三、三三四
2 恩給退職賜金及賞與	四、五九九、六二六	六、一四四、三六八	六、六二四、九七八	五、八二六、七七四	五、九六〇、〇〇五	五、六六四、一五一
3 統監費	一六、五二二	八、九一一	五、八四七	五、二九八	六、九四一	五、七五三
4 土侯及土人文官費	一、〇七三、二〇九	一、〇七三、一五九	一、〇六〇、八七三	一、〇七九、五六三	一、〇八三、三〇〇	一、〇九八、四二五
5 總務長官費	七八、二二一	七七、二四八	六八、九三五	六二、九一五	五八、三八七	五〇、〇四〇
6 理事官費	九〇、五一四	七九、一七〇	七一、八〇〇	七二、九四一	七八、〇四五	八三、一四五
7 文官費	一、四〇六、三六七	一、三五九、〇五五	一、三六四、八三八	一、〇一五、四八六	一、〇二〇、一九四	一、〇〇〇、四〇七

8	會計檢査費	一〇四、一〇七	一〇四、四五四	九一、二三九	八一、六三七	八四、六二七	八四、八八八
9	音樂隊費	一四、一九〇	一〇、〇九七	—	—	—	—
10	土地局長費	一、四五八	一、五七二	四六三	—	—	—
11	裁判所費	一六〇、五八〇	一四〇、四一三	一五三、〇二七	一二〇、八五三	一一六、六六七	—
12	郡及土地官費（セツトルメント・オフイサーを含む）	九三一、〇二一	九三一、四七三	八五六、〇二六	八三七、七〇八	八七〇、二七六	九一〇、七一二
13	爲替費	一六〇、四六九	三、三三三	—	—	—	—
14	消防隊費	—	—	二八、三四八	—	—	—
15	狩獵監督官費	四六、三四二	四四、二五九	四〇、七一九	二八、九六六	三八、七八六	三九、六四一
16	地質費	五七、九六九	四一、六〇〇	四三、四三四	三七、八二一	三一、七六八	二五、四八九
17	政府植物園及試驗場費	七六、九〇四	六七、一七八	四四、〇九一	四五、二九六	四六、四六〇	四七、四六六
18	印度人通譯課費	六、八八〇	八三、八三〇	八一、四三二	八四、二七九	八二、一六三	八〇、三七七
19	勞働費	九九七、八一一	三八五、二七三	一六三、一七二	一一二、一二七	一二五、三四一	一五五、五八二
20	法律顧問費	五、三一八	六、二四〇	六、三九一	五、八四〇	一一、〇三八	一五五、〇五二
21	海事費	六、九七四	一五六、三九六	一二五、六五四	一一八、一八四	一二三、七〇二	一三八、八一二
22	雜支出	四、〇七〇、三六六	一、五三三、一一三	一、二三一、四一四	二、七五二、〇四一	九七八、四九九	一、三五三、〇〇七
23	市費	三、三五八、七七〇	二、八〇六、一四七	二、三八三、二九八	二、三四三、四〇三	二、五〇一、三五七	二、六八四、三三三
24	博物館費	五六、〇八二	四六、三九五	三三、一五一	二〇、七三九	二九、七七四	三二、六〇八
25	地權登記所費	四、八五八	四、七二二	四、八九一	四、九一九	五、二六五	五、一三六
26	郵便・電信費	二、四九四、二三〇	二、二五二、七六三	二、〇七一、九六三	二、〇四五、一八九	二、四六〇、八一七	二、四三三、六一五
27	印刷費	二四一、三三二	一九九、六九六	二〇三、七九〇	二〇一、一三三	一九八、八〇二	二三六、八三八
28	土地買收費	一〇六、八六六	二四、四三九	二五、一一〇	九、一四五	六〇、五一九	五八、四九五
29	鐵道費	三一九、〇八四	一、四九六、九九六	二、〇三九、九一〇	—	—	一、〇一八、五五九
30	都市計畫費	七四、七四六	七一、五六三	四八、七〇四	二一、〇〇二	二一、六六五	二一、二六六
31	貿易及關稅費	一、六四八、五九八	一、三四八、三七一	一、二三五、五二七	一、一九五、八六二	一、二八六、七五八	一、二九一、一八二
32	財務費	五九、八七二	六七、六四七	五七、九六〇	五一、四五〇	五六、六八五	六〇、七九三
33	寡婦・孤兒年金及官公吏保證基金	六、三五三	五、三七〇	一、六六三	—	—	—
34	植民地開發資金	—	一、八一七	—	一、二〇〇	五、四二五	九、二八一
35	車輛局・費	—	—	—	三七、一二三	七六、六八五	八二、四八一
36	計	二七、五三四、五〇五	二七、四五一、九一一	二七、一一二、四九〇			

同 —

Unreserved Services:

1	農務費	八七二、〇一一	七五四、一八六	六八一、六九二	六二七、五八九	六六三、九三一	七一六、一一六
2	華民費	一三七、四七〇	一三三、二七七	一三二、三六〇	一三〇、五〇七	一三三、五七〇	一三五、二三二
3	書記官費	二、〇四〇、五五〇	二、〇三〇、七九六	一、八三八、三四八	一、六九三、九四九	一、七一七、七七〇	一、七四二、〇四九
4	產業組合費	一三九、五五七	一二一、五八〇	九八、三〇七	九九・六〇一	一〇五、七三五	一〇〇、〇一三
5	灌漑及排水局費	—	二七九、七七七	二八九、八一五	二二三、二二七	二五三、三八二	二四八、五九九
6	同工事繼續費	—	二九二、三九八	二六〇、四五五	三〇二、三七六	三六二、二〇四	三五〇、一〇七
7	同特別費	—	七六、二〇五	五七、九二九	三五〇、四一六	六三四、一四八	四六五、九九六
8	教育費	三、三三一、八一九	三、二〇三、六二七	二、八四四、八六六	二、五四一、七五六	二、六六六、七四四	二、八六八、一六四
9	電氣費	一、二八一、一一三	一、二三七、五八四	一、一〇六、一四七	一、一三一、六三九	一、三三六、三三〇	一、五五〇、三四〇
10	同特別費	—	—	—	—	—	—
11	遺產稅局費	一、六五七	一、八五一	一、七〇八	一、七七四	三、五四二	一一、〇二一
12	水產費	一四、九六一	一四、五三三	一一、〇八六	九、二九七	一二、一九六	二八、二五四
13	林務費	一、一三一、五七一	七八〇、八二四	六八六、六五七	五七三、二九〇	六六一、四六〇	六五一、〇一九
14	馬來人文官費	一〇四、七五一	九二、一二三	九〇、三三八	五三、六四七	七二、六三一	一、四五八、八八一
15	醫務及保健費	五、二〇三、八八八	四、四一〇、九五八	三、七八五、一三二	三、四五八、五一七	三、六二八、一六七	三、八五六、五四四
16	軍事費	一、一八一、九七一	一、一六〇、〇二九	一、三四六、九二一	一、二八五、九三一	一、三一六、七三一	一、八〇〇、一八〇
17	鑛山費	三七一、一九五	三五〇、六六九	三四八、七七一	二八五、九八七	二九七、七九八	三〇八、三〇四
18	雜支出	一、二九八、四三〇	四二一、〇二五	二四三、二〇一	—	—	—
19	破產管財官及會社登錄官費	四、二八六	三、五四九	三、四〇五	四、六四四	四、五五七	—
20	警務費	三、四〇六、二四八	三、二六〇、〇八九	三、〇八一、三八二	二、七八四、七七七	二、八九九、六四七	二、九九九、〇〇〇
21	刑務所費	五一一、三三二	五一四、五二五	四四一、一四一	三九三、七二九	三五九、二三二	三三九、三四九
22	Public Trustee	六、九一三	五、五五七	五、四一九	五、四六六	七、三四九	六、〇九〇
23	土木局費	二、三三六、一三九	一、六二九、八九八	一、一七九、四六六	九三一、一五五	九六一、七三八	一、〇〇一、四一一
24	同繼續費	四、六二九、七〇六	二、四九二、三五三	二、七一七、六六七	二、七四五、六三八	三、三二四、七五九	三、六五九、九四四
25	同臨時費	四、一二九、九三九	一、四五三、七二九	二六一、二〇二	三三五、五八四	一、四〇三、七一八	二、一四九、〇五五
26	測量費	一、五四三、〇四一	一、一八六、〇三八	八五九、八八二	七〇五、八九八	六八七、六七二	七一七、二〇九
27	運輸費	六六一、九一一	五八八、四六六	六六六、五五四	九〇、三六七	四五、六六五	五二、二六五
28	同ライセンス下附委員會費	—	—	—	—	—	一〇、二八九
29	獸醫費	一五三、七九二	六六六、五五四	一〇六、一三一	一一八、七九五	一二八、三七八	一三二、〇二八
30	計	三四、六二八、八二三	二六、二八八、二二八	二三、一四六、一八一	—	—	—
31	總計	六二、一六三、三二八	五三、七四〇、一四〇	五〇、二五八、六七一	四七、二一一、二二八	五一、一一九、九四三	五二、七〇二、三二七

馬來聯邦に於ける歳入は、前表記載の如く左記の通り主なる財源から得られる。

(一) 關稅・租稅・免許料（關稅・消費稅・森林土地鑛山稅・免許料及內國稅）
(二) 諸官衙の爲せる特別勤勞に對して徵收する諸手數料（裁判所又は官廳手數料、市が特別なる勤勞に對して得たる手數料）
(三) 商業的性質を有する事業收入（郵便・電信・電話・鐵道・電燈・用水・動力等）
(四) 政府所有の財產に依る收入（政府所有物の賃貸料・利子・物品拂下代金）
(五) 雜收入

而して右關稅收入の中の主なるものは錫輸出稅・護謨輸出稅・酒類輸入稅・煙草類輸入稅で、消費稅としては製造阿片賣上等である。

馬來聯邦に於ける公債現在額（一九三四年末）は九六、一八五、七一四弗で、その內譯は海峽植民地スターリング公債八〇、一八五、七一四弗、馬來聯邦地方公債一六、〇〇〇、〇〇〇弗となつてゐる。

一九三四年末に於ける馬來聯邦の剩餘金は四九、五二六、八二四弗で、流動資產は現金及現金に代へ得べき額を含め二四、二五二、六六五弗に上つてゐる。

四　馬來非聯邦

馬來非聯邦各州別歳出入決算表

單位＝海峽弗
出所＝英領馬來要覽其他

年度	ジョホール州		ケランタン州		トレンガヌ州		ケダー州		パーリス州	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
一九三〇	一四、六三四、九六六	一六、六七一、九四六	二、一八二、九〇五	二、四二六、〇七九	一、三九一、〇〇〇	一、五二五、〇〇〇	六、五八六、七〇一	六、九三七、二九九	四八七、四三六	五七三、七三八
一九三一	一三、一〇二、七〇四	一四、七七八、五一八	一、五二四、一三九	一、九六一、一二四	九八三、六七五	一、一六三、六九九	五、〇八六、六九二	七、一九八、〇三六	三四九、一八九	四七一、〇一一
一九三二	一一、五一八、三六三	一一、三八三、一五六	一、六七七、九八三	一、六六四、〇五一	九八六、九〇一	一、〇九五、五八四	五、一八〇、二四四	五、七二二、七五七	四〇七、一四五	四二一、七六四
一九三三	一一、八〇六、一五二	一一、五八九、四九六	一、八〇一、四一八	一、五六三、八七二	一、一六五、五七八	一、〇六〇、三〇六	四、九八三、三四五	五、〇六九、四〇一	五一三、八七四	五一二、三四〇
一九三四	一六、六六〇、五九四	一一、六九二、一一五	二、二二〇、七六九	一、七一〇、七九〇	一、六九九、三一九	一、四〇五、一五七	五、六〇一、七六一	五、一二七、一五六	五三〇、七〇九	四六四、四五七
一九三五	一七、一六二、〇〇〇	一八、四三〇、〇〇〇	二、三一三、〇〇〇	二、〇四四、〇〇〇	二、一九七、〇〇〇	二、〇三八、〇〇〇	七、〇一四、〇〇〇	五、七四〇、〇〇〇	五八二、〇〇〇	四八七、〇〇〇

ジョホール州　ジョホールの歳入は其の大部分（イ）投資預金及當座勘定に對する利子（ロ）關稅・消費稅・森林土地鑛山稅及拂下料（ハ）市收入（家屋稅・水道料・電氣料・自動車稅及諸免許料）（ニ）郵便及電信收入（印紙・電話及無線電信料・書狀及代金引換小包郵便料を含む爲替振出手數料）等より得てゐる。

歳出の主なるものは、人件費を筆頭に、土木費・恩給其他の諸費用である。

ジョホール州費目別歳出入決算表

單位＝海峽弗
出所＝同前表

費目	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
歳入—				
土地收入	二、一九九、九六九	二、二九三、八五三	三、三七一、〇八五	四、五二二、〇〇〇
森林收入	二一六、〇〇七	二〇四、一二九	二一八、五八〇	
關稅收入	三、〇三〇、四三四	三、〇九一、一七三	四、五九一、六八八	四、九五二、〇〇〇
免許料收入	二、三三七、七四〇	二、七〇三、四四一	四、一一一、四九二	三、八九八、〇〇〇
裁判所手數料	二一八、六一一	二三一、三五七	二九六、三四八	三二〇、〇〇〇
郵便及電信收入	二四一、六〇二	二三五、二七一	二九九、〇二二	三二九、〇〇〇
鐵道收入	四七〇、〇〇〇	—	—	—
港灣收入	三三、〇〇六	三三、九一九	三六、二六一	…
利子收入	九二六、一七一	一、五五一、一八四	一、六六一、〇二九	一、六九三、〇〇〇
雜收入	一一八、〇九九	九八、一〇四	一四六、六四〇	一六一、〇〇〇
市收入	一、〇三三、九四九	一、〇三一、一〇八	一、一〇七、五二四	一、二八七、〇〇〇
土地賣買益金	七〇二、七七五	三三二、六一三	八二〇、九二五	…
計	一一、五一八、三六三	一一、八〇六、一五二	一六、六六〇、五九四	一七、一六二、〇〇〇
歳出—				
恩給	五九一、七六五	五三三、二八三	五九七、九一一	五九〇、〇〇〇
人件費	五、三一二、八二三	五、三〇九、〇六二	五、四八〇、七五〇	五、七一四、〇〇〇
其他諸費	二、三〇六、一一三	二、二八五、八二三	二、四二〇、九九九	(1) 七、一〇二、〇〇〇
運輸費	八〇、四九二	五七、三九八	—	…
阿片準備基金	二五〇、〇〇〇	—	—	…
雜支出	三六〇、八二三	—	—	一六一、〇〇〇
土地買收費	六二、九六二	一三四、六四一	一〇四、六九六	…
土木局繼續費	一、三三七、九三九	一、三五一、〇一九	一、三六九、〇七二	一、四三一、〇〇〇
同特別費	一、〇八〇、二三二	一、九一八、二七一	一、七一八、六八七	三、四三二、〇〇〇
計	一一、三八三、一五六	一一、五八九、四九六	一一、六九二、一一五	一八、四三〇、〇〇〇

（註）英國政府への寄附金四、二八五、七一〇弗を含む

ケランタン州　ケランタンの歳入も亦ジョホール州と同じく、土地拂下料及地代・關稅及消費稅・阿片專賣・森林（木材伐採料）・郵便及電信・市收入（家屋稅及地租・電氣料・市場手數料・屠殺免許料・車輛登錄料）・印紙及相續稅・免許料より得てゐる。本州にては戶稅・人頭稅又は所得稅を徵收してはゐない。

尙歳出の主なるものは人件費・恩給・公債に對する利子・土木關係諸費である。

トレンガヌ州　トレンガヌの歳入は其の約半額を關稅收入により、其の他阿片及酒精の免許料、土地收入より得てゐる。歳出は主に人件費・サルタン費として支出してゐる。

ケダー州　ケダーの歳入は主に關稅及消費稅・土地拂下料及地代・市收入（家屋稅・水道料・車輛登錄料及其の他雜收入）・印紙稅より得てゐる。本州に於ても戶稅又は人頭稅は賦課してゐない。歳出は土木費・警察及刑務所費・測量費・醫務保健費を支出し、其の他教育費・郵便・電信費等の小支出がある。

パーリス州　最北部の小州パーリスは僅か五十萬弗臺の歳入で、支出も之に伴ふ少額である。歳入の主なるものは關稅及消費稅・阿片收入・土地及鑛山收入・市收入・裁判所手數料及港灣收入で、歳出の主なるものは土木費其の他である。

公債　次に馬來非聯邦各州の公債現在額（一九三四年末）を示せば左の通りである。

	海峽弗		海峽弗
ジョホール州	—	ケダー州	—
ケランタン州	五、五五六、七二四	パーリス州	—
トレンガヌ州	—		

五　稅　制

概要　英領馬來は所得稅其の他各種直稅は殆ど課せられてゐない。曾て大戰當時及戰後數年間海峽植民地に於て所得稅が課せられたことがあるが、馬來聯邦に於ては未だ一度も賦課を見たことがない。而して海峽植民地に於ては酒類・麥酒・煙草・燐寸・石油を除き關稅は自由である。

曩に「財政の部」に於て述べたるが如く、英領馬來の主要財源をなすは、郵便電信收入土地賣買益金・官有財產收入・地租・關稅（馬來聯邦及同非聯邦に於けるもの）・各種免許料・手數料・消費稅・鐵道收入・裁判所手數料・市各種公課（馬・騾等・自動車・自轉車・人力車・電燈・水道・地所・家屋等に對するもの）・森林收入・債權利子及雜收入の各稅及各收入である。

關稅制度　海峽植民地に於ては、依然自由貿易主義を持し、其の港灣は

自由港區たるを以て關税制度を有しない。馬來聯邦に於ては財政の必要上又產業貿易の發達に伴ひ、一九二三年六月新たに同法律第六號(關税法)を制定し、舊法を整理補正及統一し、各種の輸出入品に對し夫々課税してゐる。而して税率は從價及從量の兩者を併用してゐる。馬來非聯邦各州に於ても大様馬來聯邦に準じ關税率を制定して居り、之を表示すれば左の通りである。

税制　法人財產税 (Corporation Duty)—會社其他法人團體のす有る動產・不動產及之より生ずる諸利益にして、植民地又は馬來聯邦内に於て合法的に公共の利益の爲又は教育・布教・慈善の目的に又は營業上の資本に屬し印税を課せらるゝもの以外に就ては、之より生ずる純益に對し年三分の財產税を課す。

印紙税—爲替手形及約束手形・船荷證券・株券・冒險貸借證書・船貨質入證・公債株式所有者登記證明書・傭船契約書・小切手・讓渡證明書・借地券・金錢貸借證・保證金・抵當・保險證書(傷害・生命・海上・火災)・委任狀・財產利得各種領收證・船荷證券代用貨物受領證・各種公債・倉庫證券等に對する印税を規定す。

就中邦人企業に必要と認むるものを列記せば左の如し。

爲替手形	一覽拂のもの	四仙
其の他同上(約束手形を含む)	額面百弗に付	五仙

百弗以上に就ては百弗又は百弗未滿を加ふる毎に五仙を增す。

船荷證券	一枚に付	十仙
小切手	一枚に付	四仙
契約書	一件に付	二十五仙

借地・借家其の他の不動產に對する契約書

價格に就ては百弗以下・百弗以上貳百五拾弗以下・二百五拾弗以上五百弗以下・五百弗以上に四分し、期間に就ては一年未滿・一年以上五年未滿・五年以上に三分し、最低五十仙なり。

旅券	(發給の場合)	五弗
	(通過の場合)	五十仙

保險證券

海上保險證券	壹千弗迄	十仙
	壹千弗を超ゆるもの	二十五仙
火災保險證券		二十五仙
傷害保險證券		二十五仙
生命保險證券		十仙
誓約書・其他法律を以て定められたる委任狀	一件五百弗以下の場合	一弗
	一件五百弗以上及其の他の場合	三弗
各種營業用領收書		四仙

等にして、卽ち小切手・領收證・其の他の證書類に對する印税は概して本國と大同小異なり。

相續税—價格に應じて差異あるも、五百弗乃至五千弗のものにありては價格の一%以上漸次遞增し、百五十萬弗以上にありては十二%を課す。

(附) 輸出入關税率　(一九三七年四月現在)

輸入關税率—

海峽植民地、馬來聯邦及ジョホール州酒・煙草・石油及其他商品輸入關税率表

出所=馬來外國貿易及海運月表附錄

品目	單位	海峽植民地 一般税	海峽植民地 特惠税	馬來聯邦 一般税	馬來聯邦 特惠税	ジョホール 一般税	ジョホール 特惠税
		弗仙	弗仙	弗仙	弗仙	弗仙	弗仙
一 醉性飲料							
1 精溜酒精	毎プルーフガロン	一四・〇〇	—	一四・〇〇	—	一四・〇〇	—
2 ブランデイ及以下に規定されざる其他の醉性飲料	同	一四・〇〇(a)	一〇・五〇(a)	一四・〇〇	一〇・五〇	一四・〇〇	一〇・五〇(a)
3 ブランデイ瓶入りの標準酒精八一%未滿と認められるもの	毎ガロン	一〇・五〇	八・〇〇	一〇・五〇	八・〇〇	一〇・五〇	八・〇〇
4 ウヰスキー・ラム及ヂン	毎プルーフガロン	一三・〇〇	—	一三・〇〇	—	一三・〇〇	—
5 ウヰスキー・ラム及ヂンの瓶入り標準酒精八一%未滿と認められるもの	毎ガロン	九・五〇	—	九・五〇	—	九・五〇	—
6 トデイアラツク・サキ及サムスー（藥用サムスーを含む）	毎プルーフガロン	一二・〇〇	—	一二・〇〇	—	一二・〇〇	—
7 ビツター及リキユール標準酒精一〇〇%未滿のもの	毎ガロン	一三・〇〇	—	一三・〇〇	—	一三・〇〇	—
8 沸騰性葡萄酒標準酒精四二%未滿のもの	同	六・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	五・〇〇
9 非沸騰性葡萄酒標準酒精二六%以上四二%未滿のもの	毎ガロン	四・五〇	三・九〇	四・五〇	三・九〇	四・五〇	三・九〇
10 非沸騰性酒精葡萄酒標準酒精二六%未滿のもの	同	一・五〇	〇・九〇	一・五〇	〇・九〇	一・五〇	〇・九〇
11 エール・ビーア・スタウト・ポーター・サイダー及ペリー	同	一・三〇	一・二〇	一・三〇	一・二〇	一・三〇	一・二〇
二 煙草		—					
1 葉巻煙草及嗅煙草	毎ポンド	一・六〇	—	一・六〇	—	一・六〇	—
2 紙巻煙草	同	一・一〇	一・〇〇	一・一〇	一・〇〇	一・一〇	一・〇〇
3 未製造煙草	同	〇・七〇	—	〇・七〇	—	〇・七〇	—
4 製造煙草（シガー・シガレツト及スナツフを除く）							
(i)密封罐入又容器にて一般に販賣の目的を以て輸入する場合	同	一・一〇	一・〇〇	一・一〇	一・〇〇	一・一〇	一・〇〇
(ii)其他に規定されざるもの	同	〇・八〇	—	〇・八〇	—	〇・八〇	—
5 煙草葉	毎束千本	—	—	—	—	—	—
三 石油							
1 燈油（引火點華氏七三度以上二〇〇度以下）	毎ガロン	〇・〇五(b)	—	〇・〇五	—	〇・〇五(c)	—
2 ペトロール	同	〇・三五(d)	—	〇・三五	—	〇・三五	—
3 メチル混入酒精	同	—	—	—	—	—	—
四							
1 砂糖（e）	毎ポンド	—	—	〇・〇五	〇・〇三	—	—
2 スウヰーツ・チョコレート・コンフエクショナリ及(1)に揭げたる砂糖の一又は以上のもの含有量六〇重量%を超えたる其の他の生產物	同	—	—	〇・〇五	〇・〇三(f)	—	—

3 シラツプ・コーデイアル・果汁及(1)に掲げたる砂糖の一又は一以上のものゝ含有量四〇重量%を超えたる其の溶液	毎ガロン	—	—	0·五0	0·三0	—	—
五 藥莢							
一九〇四年爆發藥條令第一九條に包含せらるゝもの	毎千箇	—	—	1·00	無稅	—	—
六 燐寸							
1 毎容器燐寸一〇〇本以内	毎百容器	—	—	0·二二	—	1·00 (g) マッチ一萬本に付	—
2 同一〇〇本以上二〇〇本以内	同	—	—	0·二四	—	—	—
3 同二〇〇本以上五〇〇本以内	同	—	—	0·六0	—	0·七五 同右(h)	—
毎容器内に燐寸五〇本以上毎二五本又はその端數毎に(3)の稅率に對する附加稅	同	—	—	0·三0	—	—	—
七 食用油脂							
1 (i) カチヤン及落花生油	毎ポンド	—	—	0·0四	0·0一	0·0四	無稅
(ii) 胡麻油	同	—	—	0·0二	無稅	0·0四	無稅
2 罐詰バター	同	—	—	0·0五	無稅	—	—
3 冷凍バター	同	—	—	0·0五	無稅	—	—
4 マーガリン	同	—	—	0·0五	無稅	—	—
5 ギー・植物性ギー及其他前掲せざる各種食用油脂	同	—	—	—	—	—	—
6 古々椰子油	從價	—	—	—	—	—	—
八 セメント	毎噸	—	—	三·00	六·00	—	—
九 セメント製品（タイルを除く）	同	—	—	二·00	—	—	—
一〇 タイル							
1 家根用のもの	同	—	—	三·00	—	—	—
2 床用のもの及壁用のもの	同	—	—	三·00	10·00	—	—
一一 香油香水	從價	—	—	二五%	無稅	五0%	無稅
一二 織物及被服類							
1 棉・亞麻・人絹製反物及棉・亞麻・人絹・絹竝に又は他の材料製交織物	從價又は毎ヤード	—	—	二0%又は毎ヤード0·0五何れか高き方 (i)	一0%又は毎ヤード0·0二1/2同左 (j)	二0%又は毎ヤード0·0五同左 (k)	無稅
2 仕上品たると否とを問はず棉亞麻・黃麻・絹又は人絹製フエルト・フランネル・羊毛及各種の植物纖維製織物製品但し織絲縫絲ガンニー布竝に屑及前項(1)に掲げたるものを除く	從價	—	—	三0%	一0%	—	—
3 其他に記載せざる被服類各種の長靴・半靴・靴・オーバシューズ・スリツパーズ及各種サンダルズを含む、又前記のものにして材料の如何を問はず仕上品又は未仕上品を含む但し次の項目に記述したる品を除く	同	—	—	三0%	一0%	—	—
4 全部又は一部分護謨・バラタ又はガタパーチャ製（甲の外部を縫綴定著又裝飾を除き全部革又は革及彈力性品を以て製したるものを除く）の長靴・半長靴・靴・オーバシューズ・スリツパーズ及サンダルズ	毎對	—	—	0·五0	0·10	0·五0	無稅
5 護謨底靴	同	—	—	0·二五	0·0五	0·二五	無稅
一三 鞣皮類・革及擬革・革製品及擬革雜貨を除く	從價	—	—	一0%	無稅	一五% (l)	無稅
一四 自動車・自動自轉車・自轉車及附屬品							
1 自動車	同	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)
2 自動自轉車							
其の部分品及タイヤ及チューブ以外の附屬品	同	—	—	—	—	—	—
(1) 自轉車（完成品）	毎箇	—	—	四·五0 (n)	1·五0 (n)	—	—
(2) サドル	同	—	—	0·三0	0·10	—	—
(3) フレーム（完成品）	同	—	—	三·00	1·00	—	—
(4) フレーム（部分品）	同	—	—	0·一五	0·0五	—	—
(5) ハンドルバー附屬品及其他のもの	同	—	—	0·三0	0·10	—	—
(6) リム	同	—	—	0·三0	0·10	—	—
(7) チエーン	同	—	—	0·三0	0·10	—	—
(8) 自轉車喞筒	毎打	—	—	0·三0	無稅	—	—
(9) 自轉車用タイヤ（外側カバー）	毎箇	—	—	0·一五	0·0八	—	—
(10) 同（內側チューブ）	同	—	—	0·0六	0·0三	—	—
(11) 自動車及自動自轉車タイヤ（外側カバー）	從價	—	—	二0%	無稅	二0%	無稅
(12) 同（內側チューブ）	同	—	—	二0%	無稅	二0%	無稅
一五 樂器							
1 ピアノ	同	—	—	—	—	—	—
2 他の樂器、無							

電受信送信用セツト及部分品（蓄音機・電氣蓄音機又は再生機・錄音機・レコード・針・ヴアルヴ及其他部分品又は附屬品を含む）	同	—	—	一〇%	無稅	—	—
一六							
1 原料珈琲	每ポンド	—	—	—	—	—	—
2 調製珈琲	同	—	—	—	—	—	—
3 珈琲エツセンスの抽出物（他の物質を混入したると混入せざるとを問はず）	從價	—	—	—	—	—	—
4 ココア及チヨコレート	同	—	—	—	—	—	—
一七 落花生	每ポンド	—	—	〇·〇〇¾	無稅	〇·〇二	無稅
一八 煉乳乾乳又は調製せるミルク（クリームを含む）	正味重量每百ポンドに對し	—	—	五·〇〇	一·〇〇	五·〇〇	無稅
一九							
1 金屬・硝子又は陶器製容器入の果實・ジヤム・マーマレード・野菜・魚・肉及スープ	從價	—	—	一五%	無稅	二〇%	無稅
2 其他	同	—	—	—	—	—	—
二〇 印刷用紙	同	—	—	一〇%	無稅	—	—
二一 眞鍮・青銅及銅製品	同	—	—	一五%	五%	一五%	無稅
二二							
1 電池及其の部分品電氣松明又は手持ちランプ用のもの	同	—	—	二〇%	五%	—	—
2 其他各種電池及部分品	同	—	—	一五%	無稅	—	—
二三 パラフイン蠟及同製品	同	—	—	一五%	五%	一五%	無稅
二四 魚肚及鱶鰭	同	—	—	一五%	五%	一五%	無稅
二五 絹・人絹又は木綿を以て被覆せる雨傘及ランプシエード	同	—	—	一〇%	五%	—	—
二六 茶	每ポンド	—	—	〇·〇八	〇·〇六	—	—
二七 サツカリン	同	—	—	五·〇〇	—	—	—
二八 煙火及爆竹	同	—	—	〇·一〇	—	—	—
二九 油布（オイルクロース）及リノリウム	從價	—	—	一〇%	—	—	—
三〇 米及籾（各種）	每ピクル	—	—	—	—	—	—
三一 雜品							
1 明礬	從價	—	—	—	—	—	—
2 アルミニウム器	同	—	—	—	—	—	—
3 石絨薄板	同	—	—	—	—	—	—
4 歐洲製に非ざるビスケツト	同	—	—	—	—	—	—
5 木材により建造され器械以外のものによつて推進されるボート	同	—	—	—	—	—	—

6 書籍及印刷せざる文房具類	同	—	—	—	—	—	—
7 カメラ・寫眞器具及附屬品活動寫眞フヰルムを除く	同	—	—	—	—	—	—
8 蠟燭	同	—	—	—	—	—	—
9 化學染料	同	—	—	—	—	—	—
10 蕃椒	同	—	—	—	—	—	—
11 煙草卷紙	同	—	—	—	—	—	—
12 置時計及懷中時計	同	—	—	—	—	—	—
13 椰子纖維製繩索	同	—	—	—	—	—	—
14 乾魚及蝦	同	—	—	—	—	—	—
15 エナメル・ペーント・タール・ヴアーニツシユ・苊麻子油・ターペンテイン及デイステムパー	從價	—	—	—	—	—	—
16 家具・指物細工品及竹竝に籐製品	同	—	—	—	—	—	—
17 ガムビール	每籠	—	—	—	—	—	—
18 身邊裝飾用品（貴石及製品、金銀にして又は白金より成り又は此等を含有するものを含まず）	從價	—	—	—	—	—	—
19 線香及禮拜紙	同	—	—	—	—	—	—
20 潤滑油	同	—	—	—	—	—	—
21 機械及鐵・鋼又は亞鉛製品（ボート又は他の船舶にして以上材料によつて建造され機械的方法によつて推進せらるるものを含む但し鑛業及農業用機械及器具を含まずボート又は他の船舶）	同	—	—	—	—	—	—
22 硝子・製品・陶工又は土器製品（煉瓦を含む）	同	—	—	—	—	—	—
23 特に記載したるもの以外の紙製品及護謨製品	同	—	—	—	—	—	—
24 マツト及マツテイング	同	—	—	—	—	—	—
25 豚（生きたるもの）	同	—	—	—	—	—	—
26 遊戯用カード	從價	—	—	—	—	—	—
27 繩索（椰子纖維）	同	—	—	—	—	—	—
28 鹽	每ピクル	—	—	—	—	—	—
29 石器	從價	—	—	—	—	—	—
30 スウヰーツ（歐洲製に非ざるもの）	同	—	—	—	—	—	—
31 各種木材							

（カユグラム）（を除く）	同	—	—	—	—	—	—
32 玩具	同	—	—	—	—	—	—
33 各種木製品	同	—	—	—	—	—	—

（註）

a. ブランデイのみに對し

b. 引火點華氏七三度以上の各種石油

c. ペトロール以外の石油

d. 引火點華氏七三度以下の各種石油

e. 砂糖の規定全文左の如し

砂糖（サツクロース、サツカロース、甘蔗糖、甜菜糖、楓糖、パーム糖、グラマラツカ、グラカボン、グラニツパ、グラカチヤン、ジヤツガリー、氷砂糖、甘蔗、糖蜜、ツリークル、ゴールデンシラツプ、メープルシラツプ、デキストローズ、グリユコーズ、グレープシユガー、スターチシユガー、コーンシユガー、スターチシラツプ、コーンシラツプ、ホヰートシラツプ、ホヰートゼリー、ライスジヤツガリー、レヴユローズ、フラクトーズ、フルートシユガー、轉化糖、蜂蜜、ラクトーズ、ミルクシユガー、モルトーズ、モルトシユガーを含む）

f. 除外規定

(1)スウヰーツ、チヨコレート及コンフエクシヨナリーにして製造者の原罐、罎、カルトン又はボツクスに容れ未開封のものにして容量二封度を超へざるもの

(2)本表中の別號に依り課税すべき物品

g. 一箱に付燐寸八〇本を超えざる場合及一箱に付八〇本を超過する場合八〇本を超過した本數に付

h. 一箱に付燐寸八〇本を超ゆる場合八〇本を超過したる本數に付

i. 馬來聯邦に於て製造され護謨製品の一部をなせる綿織物の再輸出に對する戻税率は當該輸入税の7/8である

j. ケランタン州又はトレンガヌ州製サロンにして、當該州の税關の封印ある未開封の儘に積出され、同州英國顧問の調印せる原産地證明書中に輸入地を明記せるものを具有する場合は免除せられる

k. 綿反物のみ

l. 鞣皮類に對し

m. 自動車又はトラクシヨンエンヂンにして大不烈顛及北愛蘭聯合王又は何れの英屬領地又は英保護領に屬するステート、又はタンガンイカの委任統治領、又は英委任統治下のキヤメルーンズ又は英委任統治下のトーゴーランドに於て製造されたものに非ざれば、その價格に對し從價二〇%の最初の登記料が課せられる

n. フルーツ、ジヤム、マーマレード及蔬菜

（注意）海峡植民地に於ては輸入税は消費税である。從て海峡植民地に於て消費の爲保税倉庫より出される商品に對してのみ賦課す

輸出關税率—

馬來聯邦及ジョホール州輸出税率表

出所＝同前表

品目	馬來聯邦	(a) ジョホール
一 農産物		
1 檳榔子	—	從價 五%
2 古々椰子實及コプラ輸出コプラの全部に對し附加税（コプラ調査費用として賦課）	—	コプラのみ毎ピクル(b) 一五仙
3 ガムビール	毎ピクル一五仙	(c)從價 六%
4 ガタパーチヤ（栽培）一九二〇年森林規則に定義せらるゝ如く長官の栽量により拂下げられたる土地に栽培された樹より生産せるものを云ふ	從價 二1/2%	—
5 胡椒	—	從價 五%
6 米		
(1) 米	—	—
(2) 籾	—	—
(3) 碎米	—	—
(4) 米麩	—	—
7 サゴ・砂糖・珈琲・鳳梨及藍	—	從價 五%
8 タピオカ	—	同 五%
9 バナナ	—	毎タンダン一仙
10 ドリアン	—	毎百箇 五〇仙
11 同粕	—	—
12 ドウク	—	毎ピクル五〇仙
13 護謨(d)	(e)	(d)
14 其他特記せざる農業物産	—	從價 五%
二 林産物		
1 レムピアアタプ	從價 一〇%	從價 五%
2 ニパーアタプ		
(1) ペルテインデートウラス	毎千箇に付一五〇弗	—
(2) ペルトウムトウラン	同 一・〇〇弗	—
(3) ペルトウムダウン	同 〇・七五弗	—
(4) 其他種類	生産中心地に於ける卸賣價格の一〇%	—
3 ゲタージエルトン（ジエルトン護謨）	—	—
4 ゲターラムボン（印度護謨）	毎ピクル 五・〇〇弗	—
5 臺灣樟腦	從價 一〇%	—
6 クボンバーク	同 一〇%	—
7 バムブー	—	—
8 ダマール	—	—
9 籐	—	—
10 蜜蠟	—	—
11 蜂蜜	—	—
12 木材	—	—
13 ニパージュース	—	—
三 動物		
1 水牛	—	—
2 去勢牛	—	—
3 豚	—	—
4 羊及山羊	—	—
5 鷄、鶩鳥及幼鷄	—	—
6 鳩		
7 野獸	—	—
8 蜥蜴皮	—	從價 一〇%
四 鑛物、金屬及金屬鑛		
1 石炭	—	—
2 金	—	—
3 錫鑛	—	—
馬來聯邦に於て得たる錫鑛より精錬又は製造された錫		
(1) 錫價四一弗（毎ピクル）を超えざる時	毎ピクル 二・四〇弗	毎バーラ（三ピクル） 一〇・〇〇弗
(2) 錫價四一弗以上四二弗を超えざる時	同 二・五二弗	同（三ピクル） 一〇・五〇弗
(3) 錫價四二弗以上四三弗を超えざる時其以上は毎ピクル輸出税は錫價四一弗以上毎弗に付一二仙を增徴す	同 二・六四弗	同（三ピクル） 一一・〇〇g弗
(4) 錫鑛	錫鑛が統監が要求することあるべき海峡植民地・濠洲又は聯邦王國に於て精錬すべきものなる旨の證明書による以外の輸出の場合に於ける錫鑛の附加税毎ピクル三〇弗	錫關税の七二%及州書記官の要求することあるべき錫鑛が海峡植民地濠洲又は聯合王國に於て精錬すべきものなる旨の保證書に依る以外の輸出の場合に於ける錫鑛附加税毎ピクル三〇弗
(5) 馬來聯邦に於て得たる錫鑛から精錬又は製造したる錫	錫鑛に對する同一の增進率に依る關税及錫鑛關税の三分の一の附加税	—
(6) 輸出錫鑛一切に對する附加税	毎ピクル又は其の端數に付一五仙 積送品の錫含有推定量に對し精錬又は製造したる錫の成規の税	—

(7) 鑛滓及錫のハードヘッド	率を適用するは政府地質學者の許與し又は鑛務監督官の承認せる分析證明書を添附せる場合とし然らざるときは錫鑛の成規の税率に依る	—
4 灰重石	毎ピクル 二・〇〇弗	從價 一〇%
5 ウオルフラム	同 二・〇〇弗	同 一〇%
6 支那陶土又はカオリン	毎噸 〇・七五弗	同 五%
7 支那石	從價 二1/2%	—
8 方鉛鑛	毎噸 10·00弗	—
9 鐵鑛（滿俺鑛を除く）	—	毎噸 〇・五〇弗
10 滿俺鑛	—	—
11 加里長石及曹達長石（鎔劑又は釉藥用の目的のもの）	從價 二1/2%	—
12 其他各種金屬及金屬鑛	同 一〇%	從價 一〇%

五 乾魚及鹽魚

1 ブラチヤン	毎ピクル 五〇仙	(g) ブラチヤン 從價 一〇% 乾魚・食用燕巣・グラヴエル・グアノ・革角・象牙・水産物（鮮魚・蟹及蝦を除く）・砂及石
2 乾魚及鹽魚	從價 一〇%	
3 魚肚・魚屑・イカングラマ・蝦（乾したるもの）	同 一〇%	
4 生牡蠣	毎ピクル 五・〇〇弗	
5 乾牡蠣・眞珠貝・海鼠及鱶鰭	從價 一〇%	
6 角・鞣・皮粗なる又は整理したる皮骨及獸脂	同 一〇%	
7 乾魚	—	
A類 (1)鱶鰭	毎ピクル 一・五〇弗	(h) 乾魚及水産物にしてクアラエンダウ及クアラセデイリ間又は公者を含む海岸の或る箇所より又は附近諸島の何れかより輪出したる湯合に單に從價五%を徴收さるる
〃 (2)テンギリイカンメラー・カチヤン・セロル・ビレー・パワル・タラン	同 〇・七五弗	
B類 セラルクニン	同 〇・六〇弗	
C類 プラタ・ゲラマ・セロプチヤ・トレマ	同 〇・五〇弗	
D類 クムボン・ケツケー・スラヤン	同 〇・四〇弗	
E類 タムバン・ウダン・ブラチヤン・イカンユ	同 〇・三〇弗	
F類 ラムパイ・ラヨル・バリ・ドウリ・バカン・ブドウ及其他上述せざる各種魚	同 〇・一五弗	
8 乾牡蠣・乾眞珠母貝及海鼠	從價 一〇%	
9 角・鞣皮・粗なる又は整理したる皮革・骨及獸脂	同 一〇%	

六 雜品

1 竹	—	—
2 燕巣	—	從價 一〇%
3 煉瓦及タイル	—	—
4 チユナム及生石灰	—	—
5 古々椰子油	—	—
6 卵	—	—
7 象	—	—
8 カムビングルン（死せるもの又は生けるもの）	二〇%	—
9 大理石	—	—
10 燐酸鹽（バジヤブキト）	—	—
11 籐製縄及椰子纖維製縄	—	—
12 スエト（ミニヤクサビ）	—	—
13 石	—	從價 一〇%
14 煙草	—	同 五%
15 牙	—	—

（註）
a. 輸出税の賦課に準據して平均市價は毎月ジヨホール政府官報に發表される
b. 新嘉坡商業會議所により公許せらるゝコプラ價格が毎ピクル五弗以上なる場合に依り毎ピクル一五仙を賦課す
c. 若しキウブ・ガムビールの價格を毎ピクル一二弗五〇仙以下に及ベールガムビールの價格を毎ピクル七弗五〇仙以下に定めたるときは夫々キウブガムビール又はベールガムビールに對し輸出税は賦課せられない
d. 「ラツバー」とは葉、樹皮又は或る護謨樹のレーテイツクス及液狀なると又は凝固したるを問はず、護謨への轉向工程中各種の處理の楷梯にあるレーテツクス及全部又は一部分護謨を以て製造したる各種の製品を謂ふ
e. 馬來聯邦、ジヨホール及ケランタンに對する「一九三四年護謨制限法」竝ケダー、パーリス及トレンガヌに對する「一九三三年護謨制限法」の規程に從ひ輸出される一切の護謨に對して毎封度五仙の附加税を徴收す）
（注意） 海峽植民地に於て生産し、一九三六年護謨制限法の規定の下に販賣又は輸出される護謨に對しては乾燥護謨毎封度五仙の附加税を徴收す
f. 毎バーラ關税は錫價が毎ピクル四一弗を超過する際毎弗に對し五〇仙宛增徴せらるゝ事となる
g. ペラ、スランゴール及ネグリスムビランに對し徴收金、デインデインズ地方に對しては項目(2)乃至(5)に對して輸出税を免除す
h. ペハン州のみに對して
i. 海産魚・蟹・蝦及乾燥又は鹽漬したる貝類に對し從價二〇%及鮮河池魚（乾燥又は鹽漬したる）に對し從價一〇%
（注意） 海峽植民地より輸出せらるゝ商品に對しては輸出税を賦課すること無し

金融

貨幣制度—金融機關—金利—外國爲替

一 貨幣制度

貨幣本位—英領馬來は金爲替本位、更に嚴密に云へばスターリング爲替本位の貨幣を有し、其の法定比價は一九〇六年より貨幣法の定むる處により、海峽弗六〇弗に對し英貨七磅、卽ち海峽弗一弗に付英貨二志四片換と定められてゐる。

貨幣の種類—現今英領馬來に流通してゐる貨幣は、硬貨及紙幣（海峽植民地政府發行紙幣及銀行券）の二種であるが、其の大部分は紙幣で硬貨は流通貨幣總額の約二割に過ぎない。海峽植民地政府が初めて紙幣を發行したのは一八九九年五月で、銀行券に關しては一八九九年の法律第一四號により、香港上海銀行及喳打銀行に對し持參人一覽拂の銀行券發行の權能が附與されたものである。爾後海峽植民地政府發行紙幣は之等爲替銀行の發行せる銀行券及當時標準貨であつた墨西哥弗・香港弗・大英銀貨と相竝んで商取引の媒介に用ひられてゐた。然るに一九〇三年の貨幣法により之等銀貨は法貨たることを止められ、重量・純分殆ど墨銀と同一なる海峽弗（Straits Dollar と云ふ）が之に代つたのである。

前記一八九九年の紙幣法は一九一五年に修正された。更に一九二三年に至り海峽植民地政府は新貨幣法を制定した。現行貨幣制度は一九二三年の新貨幣法に據るものである。

一九二三年の新貨幣法に基づく通貨種類は次の通りである。

硬貨

金貨（英貨スターリング）　法貨たるに止まり市場の流通殆ど無し
銀貨　一弗・五十仙　（無制限法貨）　市場の流通極めて少し

白銅貨　二十仙・十仙・五仙（法定通用額二弗）
　　　　五仙（法定通用額二弗）｝小取引に流通盛んなり
銅貨　一仙・半仙・1/4仙（法定通用額一弗）殆ど一仙のみ流通す

品位及純分—

種類	金屬	品位	法定重量	最輕通用量目	純分公差	量目公差
ソヴェリン貨	金	九一六・六〇	一二三・二七四〇〇 グレーン 七・九八八〇〇 瓦	一二二・五〇〇・〇〇 グレーン 七・九八八・〇〇 瓦	—	—
海峽弗	銀	五〇〇・〇〇	二六〇・〇〇〇〇〇 グレーン 一六・八四八〇〇 瓦	二五六・〇〇〇・〇〇 グレーン 一六・五八八・〇〇 瓦	10	一・六〇〇〇 グレーン 〇・一〇四〇 瓦
五十仙	銀	五〇〇・〇〇	一三〇・〇〇〇〇〇 グレーン 八・四二四〇〇 瓦	一二八・〇〇〇・〇〇 グレーン 八・二九四・〇〇 瓦	10	一・〇〇〇〇 グレーン 〇・〇六五〇 瓦
十仙	銀	四〇〇・〇〇	三二・五〇〇〇 グレーン 二・一〇六〇〇 瓦	三〇・〇〇〇・〇〇 グレーン 一・九四四・〇〇 瓦	10	二・〇〇〇〇 グレーン 〇・一二九六 瓦
五仙	白銅又はニッケル	—	六一・七三〇〇 グレーン 四・〇〇〇〇 瓦	—	—	—

紙幣—

海峽植民地政府發行紙幣

一萬弗・一千弗・百弗・五十弗・十弗・五弗・一弗（以上無制限法貨）

二十五仙・十仙（以上法定通用額二弗）

銀行券

チャータード銀行發行銀行券、滙豐（香港・上海）銀行發行銀行券

紙幣發行準備金—海峽植民地政府紙幣發行準備金は硬貨及有價證券の二種より成り、硬貨は弗銀及磅貨を以て發行紙幣に對し最小限度二分の一、有價證券は英本國及植民地發行のものに限られ、最小限度三分の一と定めらる。銀行券發行は滙豐銀行にありては、發行銀行券の三分の一の正貨準備を要し、チャータード銀行はクラウン・エーゼント（Crown Agent）又はトラスティース（Trustees）に對し、發行銀行券の三分の一を硬貨又は有價證券を以て供託するを要する。尙小額紙幣は一九一七年に銀價の騰貴其の他の歐洲大戰の影響よりして小額補助貨の大拂底を生ぜし際、一時的便法として印刷發行せしものであるが、其の後外觀を改め今日と雖も相當流通してゐる。

スターリング送金の運用—海峽植民地貨幣制度の根本をなすスターリング送金の賣買は一九二三年貨幣法の規定する處にして、同法第九條は通貨委員はクラウン・エーゼントに對し倫敦に於て支拂はるべきスターリング引換に一弗に付二志四片十六分の三の割合を以て通貨又は紙幣を發行することを得。第十條通貨委員はクラウン・エーゼントにより一弗に付二志三片三フアージングの割合を以て倫敦に於て支拂はる可きスターリング引換に通貨又は紙幣を受理することを得と定む。卽ち海峽弗と英貨との比價變動の範圍、卽ち十六分の三と四分の三の開きは新嘉坡・倫敦間に於ける金輸出入點の範圍である。從つて倫敦に於て決濟せられる對外取引に於ては、弗貨の爲替變動は十六分の七卽ち一・五％に限られ、之に依つて通貨委員は貿易上のバランスを決濟する爲の爲替取引を援助し、値開きの增大を防止し得るのである。政廳に於ては植民地內の通貨の量が減少したり、又は金を手に入ることとの困難なる場合、市中銀行からクラウン・エーゼントを受取人とする電信爲替を買つて市場へ紙幣を供給し、市場に於て通貨の膨脹を來せる場合又は紙幣保證資金減少の場合、倫敦のクラウン・エーゼント宛に電信爲替を賣出して紙幣を回收し通貨の縮少を計ることが出來るのである。

對外主要國貨幣平價—英領馬來の貨幣はスターリング爲替本位であるが故に、外國との貨幣價値比較は海峽弗一弗に付英貨二志四片を基準としてなされる。今爲替關係上主要なる國との平價を擧ぐれば次の通りである。

比較

	英國	米國	日本	英領印度	蘭領印度
海峽弗一弗に對する外國貨	志片 二・四	米弗 〇・五六五六五	円 一・一三九	留比 一・七五〇	盾 一・四一1/4
外國貨に對する海峽弗	七磅に付 弗 六〇・〇	一米弗に付 弗 一・七六七八八	一圓に付 仙 八七・七六九	一留比に付 仙 五七・一四三	一盾に付 仙 七〇・七九六

通貨流通額表

單位＝海峽弗

年次	一弗以上の紙幣	海峽弗（一弗・五十仙）	一弗以下の紙幣	補助銀貨	白銅貨（五仙）	銅貨	銀行券	計
一九三〇	八三、三八四、四八九	五、四七三、五八六	七三一、〇五六	一〇、四六九、〇七八	一四二、八五〇	二、三六三、八四四	一三八、一三〇	一〇二、七〇三、〇三三
一九三一	六〇、八九六、四八一	四、三九六、九一七	七二八、一六五	九、六一九、六八四	一二四、四八一	二、二八六、九九九	一三六、七〇五	七八、一八九、四三二
一九三二	六七、七一八、七一六	三、六六四、七九三	七二五、八六〇	九、二二六、五六九	一一七、〇四〇	二、二〇〇、七八〇	一三六、五二七	八三、七九〇、一八五
一九三三	六六、二一〇、二〇二	三、四〇〇、七三四	七二四、一八五	九、三〇六、一四一	一一三、三六一	二、一六八、六七八	一三六、一三五	八二、〇五九、四三六
一九三四	七二、六四三、八二六	三、二二五、八二七	七二三、五六四	九、八七二、八四五	一一一、九八四	二、一六九、〇六一	一三五、九七〇	八八、八八三、〇七七
一九三五								

出所＝海峽植民地通貨局年報

（備考）每年九月三十日現在　尙表中流通額は各地政府金庫在高及銀行手持高を包含せるものにして、是等を差引ける實際の市場流通額は紙幣に就ては七〇—八〇％、海峽弗貨は九五—九七％である。

二 金融機關

銀行　英領馬來に於ける銀行は、英國系五、日本系三、支那系六、和蘭系二、米佛系各一、計一七行あり、支那系銀行を除き何れも支店銀行あり、土地柄英國系銀行特にチャータード銀行と滙豐銀行が最も優越な地位を占めてゐる。外國銀行は大體に於て外國爲替事務を取扱ひ、日本に於ける如く所謂勸業銀行、農工銀行等の區別截然たる銀行は無い。

各國銀行一覽表

銀行名	資本金	拂込資本金	積立金	本店設立年	本店所在地	領內本・支店所在地
英國系銀行						
チャータード銀行 Chartered Bank of India, A. & C.	三、〇〇〇、〇〇〇 磅	三、〇〇〇、〇〇〇 磅	三、〇〇〇、〇〇〇 磅	一八五三	倫敦	新嘉坡、アロースター、イポー、クラン、吉隆坡、彼南、スレムバン、タイピン
滙豐銀行 Hongkong & Shanghai Banking Corp.	五〇、〇〇〇、〇〇〇 香港弗	二〇、〇〇〇、〇〇〇 香港弗	二〇、〇〇〇、〇〇〇 香港弗	一八六七	香港	新嘉坡、イポー、ジョホールバール、吉隆坡、ムア、馬拉加、彼南
有利銀行 Mercantile Bank of India, Ltd.	三、〇〇〇、〇〇〇 磅	一、〇五〇、〇〇〇 磅	一、二四九、〇九七 磅	一八九二	倫敦	新嘉坡、イポー、コタバール、吉隆坡、クアラリピス、クアラトレンガヌ、彼南、クアンタン
P. & O. Banking Corporation, Ltd.	五、〇〇〇、〇〇〇 磅	二、五九四、一六〇 磅	一、八〇〇、〇〇〇 磅	一九二〇	同	新嘉坡

出所＝海峽植民地政府年鑑其他

The Eastern Bank, Ltd.	二,〇〇〇,〇〇〇磅	一,〇〇〇,〇〇〇磅	五〇〇,〇〇〇磅	一九〇九	倫敦	新嘉坡
Thos. Cook & Son (Bankers), Ltd.		一二五,〇〇〇磅				同
本邦銀行						
臺灣銀行 Bank of Taiwan, Ltd.	一五,〇〇〇,〇〇〇円	一三,一二五,〇〇〇円		一八九九	臺北	同
横濱正金銀行 Yokohama Specie Bank, Ltd.	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	一〇二,五〇〇,〇〇〇円	一八八〇	横濱	同
華南銀行 China & Southern Bank, Ltd.	二,五〇〇,〇〇〇円	一,八七五,〇〇〇円		一九一九	臺北	同
和蘭系銀行						
蘭印商業銀行 Nederlandsch-Indische Handelsbank.	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇盾	五五,〇〇〇,〇〇〇盾	二七,六八七,〇〇〇盾	一八六三	アムステルダム	同
和蘭商業銀行 Nederlandsch Handel Maatschappij.	六五,〇三〇,〇〇〇盾	三五,〇三〇,〇〇〇盾	五,〇〇〇,〇〇〇盾	一八二四	同	新嘉坡、彼南
米國系銀行 National City Bank of New York.	一五〇,〇〇〇,〇〇〇米弗	一二七,五〇〇,〇〇〇米弗	三〇,〇〇〇,〇〇〇米弗	一八一二	紐育	新嘉坡
佛國系銀行						
印度支那銀行 Banque de l'Indochine.	一二〇,〇〇〇,〇〇〇法	一二〇,〇〇〇,〇〇〇法	一二四,九四三,三二七法	一八七五	巴里	同
支那系銀行						
四海通銀行 Sze Hai Tong Banking & Insurance Co., Ltd.	二,〇〇〇,〇〇〇海峽弗	二,〇〇〇,〇〇〇海峽弗	二,九〇〇,〇〇〇海峽弗	一九〇七	新嘉坡	同
華僑銀行 Oversea-Chinese Banking Corp., Ltd.	四〇,〇〇〇,〇〇〇海峽弗	一〇,〇〇〇,〇〇〇海峽弗		一九一九	同	新嘉坡、彼南、コタバール、吉隆坡
Lee Wah Bank.	一〇,〇〇〇,〇〇〇海峽弗	一,六〇四,九五〇海峽弗			同	新嘉坡
Kwong Yik Selangor Banking Corp., Ltd.	一,〇〇〇,〇〇〇海峽弗	一,〇〇〇,〇〇〇海峽弗			吉隆坡	吉隆坡
Kwong Lee Banking Co.		五〇〇,〇〇〇海峽弗				
United Chinese Bank, Ltd.		一,〇〇〇,〇〇〇				
中國銀行 Bank of China.		四〇,〇〇〇,〇〇〇元	三,五〇〇,〇〇〇元	一九一二 一九二八	上海	新嘉坡

英國系銀行　**喳打銀行**は英領馬來諸州の金庫を委託せられ、又各州政府の本國送金を取扱ひ、地方金融の調節に當る主要銀行にして、爲替業務に於ても滙豐銀行と覇を爭ひ、滙豐銀行は海峽植民地金庫を委託せられ、政廳と密接なる關係を有し世界的に有力なる爲替銀行である。有利銀行は前二者よりも微力であるが、新嘉坡自治體の金庫である。

本邦銀行　本邦銀行は前記の如く三銀行あるが、主要業務は爲替であつて不動產金融は過去では相當需要を充してゐたが、元來が不動產銀行でないから今では全然手を引いてゐる。

和蘭系銀行　和蘭銀行は對蘭領印度の貿易金融に從事す。蘭領印度に對する貿易は最も密接且つ巨額に達するを以て和蘭系二銀行の取扱ふ貿易資金は頗る巨額に達するものと推定せらる。

米・佛系銀行　其の他米國系・佛國系銀行は何れも自國民を中心として爲替業務に從事してゐる。

支那系銀行　支那銀行は何れも比較的近年の創立に係り資本金はさして巨額でないが、馬來領內の小賣商業を獨占する支那商人を得意として之が商業資金を供給し、又華僑の本國送金を取扱ひ香上銀行及正金銀行と共に新嘉坡の銀爲替市場に盛んに活動しつゝある。

其他金融機關　郵便貯金　郵便貯金に關する事務は海峽植民地、馬來聯邦及同非聯邦(ケダー、パーリス、ケランタン州)のあらゆる郵便局に於て取扱つてゐる。政廳預金局は年三分の利息で預り、之を總て英本國及英國領土、英領印度の公債に投資することになつてゐる。最近五箇年間（十二月末日現在）に於ける郵便貯金高を示せば次の通りである。

郵便貯金高表

出所＝海峽植民地及馬來聯邦郵便電信局年報

年次	海峽植民地		馬來聯邦	
	口數	金額	口數	金額
一九三〇	二五,〇三八	四,五四〇,七六四海峽弗	四四,九八〇	四,四九九,三八二海峽弗
一九三一	二七,三二四	五,〇二八,五七九	四五,九一五	四,二九一,二八一
一九三二	二九,六三〇	五,七二五,五四四	四七,三八〇	四,五九七,〇一二
一九三三	三三,〇五五	六,八四三,〇八五	五一,五三九	五,四四四,四六〇
一九三四	三七,三四〇	七,七二一,六五八	六〇,〇〇五	六,五九二,〇八九
一九三五	四一,四六七	九,〇七二,〇六九	六七,八四〇	七,五七八,六〇〇

チェッティ(Chetty)　印度人の高利貸で中流以下の主要なる金融機關である。個人經營又は組合組織のものもあり、兼ねて爲替の賣買を營むものもあるが多くは貸金專業である。貸付は對人又は對物信用を以て行ひ、悉く約手を使用し、擔保物は土地を最上とし、護謨園・椰子園等の農業地を主とし、貸付金の割合は大體六、七掛見當である。貸出利率も區々であるが一割乃至二割五分の高利にして、貸付方法は最初貸付金額中より、一定額を天引し、支拂は一時拂又は月賦償還の方法を用ひ一定期間に分つて元金の返濟を行はしめてゐる。チェッティは要するに本邦高利貸と大體同樣である。

無盡講　小商工業者其の他中以下に屬する在留邦人の重要なる金融機關である。

當鋪(質屋)　多く支那人の經營であつて、衣類・貴金屬其の他を抵當として一定の利子を徵し貸出を行ふこと本邦の質屋營業に異る所がない。中以下の支那人・馬來人・印度人を顧客としてゐる。

信局(爲替店)　信局とは郵便局の如き支那人の送金機關にして、小商人・船頭・苦力・車夫等の勞働者の爲替を取扱つてゐる。信局は鄕土的關係により相當の送金依託者を得つゝある外、別に勞働者の密集する各地を巡廻して送金送信を引受け、金は適宜一括して銀行經由にて送金してゐる。

三　金　利

當領の金利は概して低廉である。割引市場とかコール市場の組織なく、商業手形も無ければコールの如きも取引は極めて稀少であるが、稀に行はれる銀行間 3 days call は三分見當である。然れども金利は各行共秘密事項なる爲其の內容を知ること困難であるが、

一九三四年秋外國銀行爲替組合設立せられ、其の規定により輸出入關係の爲替當座貸に對しては最低利率年五分となり之以下の貸出利率はなく、歐洲系銀行は大體之を基準とし、支那系銀行は更に高率となつてゐる。又預金利率は當座預金一率に年一分であるが其の他は大體左の通りである。

歐洲銀行―
定期預金　年三分
貯蓄預金　年二分五厘以下
支那銀行―
定期預金　年三分五厘以上

尙本邦銀行の預金及貸付金利率は大體次の通りである。

當座預金　年一分乃至二分
定期預金　一箇年　三分乃至五分
　六箇月　二$^3/_4$分乃至四分五厘
　三箇月　二分五厘乃至四分
各種貸付金　年五分乃至一割見當

四　外國爲替

概要　英領馬來の貨幣制度がスターリング爲替本位にして海峽弗一弗に付英貨二志四片と公定され、其の相場變動の範圍は政廳對倫敦クラウンエーゼント宛電信賣買相場なる二志三片四分の三と二志四片十六分の三の開きたる十六分の七片なることは既述の通りである。即ち海峽對外價値の基準は對英爲替にして各地向の爲替相場は之を基準として建てられる。然し乍ら此の對英爲替は、他の東洋爲替の如く英米クロスに影響せられることなく全く貿易關係及財政關係が相場變動の原因を爲すものである。

然し英領馬來輸出入貿易の大宗たる護謨・錫は、印度の綿、爪哇の砂糖の如く商品の性質上一定の輸出時期なるものなく、絶えず連續して出廻るものなるが故に、爲替相場に變動を與ふること少く、輸出手形が出廻る時は對英爲替は强調を呈し、手形の出廻り一巡する時は對英相場は下落するを常とし、大體に於て二志四片を中心として僅少な變動あるに過ぎない。新嘉坡の爲替市場に於ては磅爲替の賣買は自由である。從つて同地に於ける各爲替銀行は、其の買爲替資金其の他の資金調達の爲に各地に出合の付かざる時は倫敦向電信爲替を市場に賣出して之を充當するを普通とす。

磅に次いで相當重要なるは盾・留比である。盾は近く蘭領印度を控へ、近時同地に於ける護謨・錫鑛等の輸出漸增し、新嘉坡が中繼港たる關係上買付資金の送金に依るものであつて、留比は馬來半島に於ける印度人勞働者・印度商人等相當多く彼等の送金・爲替關係竝に印度小金融業者の資金同送の關係に依るものである。

輸出護謨の第一位は米國なるも、其の爲替關係は多く倫敦に於て決濟せられ、爲に米弗の需要は少く、日本向護謨手形は殆ど圓貨手形に依るも、圓金の市場は極めて狹少である。

銀爲替は對香港・上海と關聯して相當多額の賣買が行はれる。新嘉坡銀爲替の重要なる要素をなすものは華僑の送金である。是等送金は普通親方を通じ前述の信局を經て爲替仲買人・買辦・銀行等幾多の機關を經由してなされる。

新嘉坡に於ける香港及上海向銀爲替は是等華僑送金を基調とし、支那向輸出入貿易及之に支那人投機業者の賣買が加はり、銀塊相場の激變より仲々活況を呈する。滙豐銀行・橫濱正金銀行等は銀爲替賣買の大手筋である。

爲替取組方法―當地向手形は殆ど全部利付手形であつて、當地貨幣にて取組めるものは尠い。圓手形は一覽後三十日拂最も多く六十日拂之に次ぎ、英貨手形は六十日拂及九十日拂が主である。荷爲替手形は普通D・A・物多くD・P・物は少數に過ぎない。

當地より仕向けられる手形も外國貨幣によるもの殆ど全部を占め、圓手形は三十日拂及六十日拂、英貨手形は九十日拂を主とし、荷爲替はD・A・及D・P・相半ばしてゐる。

爲替相場　海峽植民地對外價値の基準となるものは前述の如く對英爲替にして各地向の爲替相場は之を基準として建てられる。即ち、其の日の市場に於ける對英電信賣買の相場と各地より報告せられる相場とをクロスして之を算出するのであるが、勿論仲買人手數料其の他相當のマージンを見込むこと各銀行により異なるは云ふ迄もないことである。新嘉坡對各地向外國爲替相場の建方は、日本・米國・上海・漢口・爪哇・印度・馬尼剌・佛國・獨逸向は海峽弗百弗に付何程、倫敦・濠洲宛は海峽弗一弗に對し何志何片の受取勘定にて建て、暹羅は百銖に付海峽弗何弗との支拂勘定の建方で、香港は香港弗百弗に付海峽弗何程割增（Premium）或は何程割引（Discount）と建てる。新嘉坡に於ける對外主要國爲替相場を算定する連鎖式をあぐれば次の通りである。

X（所求相場）＝ St $ 100.00
St $ ＝ 2/4.
£（英貨）＝ Z（所求外國貨幣の英貨に對する相場）
$X=\frac{100\times 2/4\times Z}{£}$

例一　對日本爲替　海峽弗百弗に付金壹百拾參圓八拾四錢の算出
¥ X ＝ St$100.00
St$ 1 ＝ $^2/_3\cdot{}^3/_4$　$X=\frac{100\times{}^2/_3\cdot{}^3/_4}{^2/\text{-}\cdot{}^3/_8}$ ＝ ¥113.8462
$^2/\text{-}\cdot{}^3/_8$ ＝ ¥ 1.00

例二　對米爲替　海峽弗百弗に付米弗五拾六弗貳拾參仙の算出
$ X ＝ St $ 100.00
St$ 1 ＝ $^2/_3\cdot{}^3/_4$　$X=\frac{100\times{}^2/_3\cdot{}^3/_4\times 4.86.{}^3/_8}{240}$ ＝ $56.237
240 d ＝ 4. 86.$^3/_8$

例三　對印度爲替　海峽弗百弗に付百五拾五留比八アンナ三パイの算出
Rs X ＝ St $ 100.00
St$ 1 ＝ $^2/_3\cdot{}^3/_4$
$^1/_5\cdot{}^{27}/_{32}$ ＝ R1　$X=\frac{^2/_3\cdot{}^3/_4\times 100}{^1/_5\cdot{}^{27}/_{32}}$ ＝ R155,516

例四　對爪哇爲替　海峽弗百弗に付百四拾盾貳參仙の算出
Fls X ＝ St $ 100.00
St$ 1 ＝ $^2/_3\cdot{}^3/_4$　$X=\frac{100\times{}^2/_3\cdot{}^3/_4\times 12.\,12.\,{}^1/_2}{240}$ ＝ 140.195
240 ＝ 12. 12. $^1/_2$

例五　對香港爲替香港弗百弗に付 56. $^3/_4$% discount の算出
St$ X ＝ H$ 100.00
H $ 1 ＝ 1/-　$X=\frac{100\times 12d}{^2/_3\cdot{}^3/_4}$ ＝ 43.243
$^2/_3\cdot{}^3/_4$ ＝ St $ 1.00

例六　對上海爲替　海峽弗百弗に付上海兩百七拾九兩の算出
T$ X ＝ St $ 100.00
St$ 1 ＝ $^2/_3\cdot{}^3/_4$　$X=\frac{100\times{}^2/_3\cdot{}^3/_4}{^1/_3\cdot{}^1/_2}$ ＝ 179.032
$^1/_3\cdot{}^1/_2$ ＝ T$ 1

新嘉坡平均爲替相場表

年次	倫敦 銀行手形四箇月（志片）	倫敦 參著手形（志片）	倫敦 個人手形三箇月信用（志片）	紐育 參著手形（弗）	紐育 個人手形四十日（弗）	佛蘭西 電信（法）	印度 電信（留比）	香港 銀行手形（弗）	爪哇 電信（盾）	日本 電信（円）	銀塊相場
一九三一	二―三・三〇	二―三・二五	二―四・九	五二・二五	五四・二六	一三三五・〇〇	一五四・八二	五一・〇七	一三〇・四三	一〇六・五四	一四・五七
一九三二	二―三・三一	二―三・二六	二―四・六	四〇・一九	四二・四六	一〇〇九・〇〇	一五二・八九	四〇・一五	一〇〇・〇八	一四三・三四	一七・八五
一九三三	二―四・〇六	二―三・二九	二―四・五	四八・〇一	五一・二八	九六八・〇〇	一五三・一八	三八・六八	九四・一八	一八五・〇〇	一八・一四
一九三四	二―四・六	二―四・三	二―四・一二	五八・五六	六一・〇四	八八八・〇〇	一五五・一一	三二・三五	八六・六一	一九五・五二	二一・二二

出所＝海峽植民地年報

農業

總說—農業政策（概要…農業用土地制度…耕地面積…小作制度…世界的地位）—農務行政及諸施設—主要農作物（大作物…護謨・古々椰子・米・油椰子・鳳梨…中作物…小作物）—牧畜業

一 總說

馬來半島の原住土人は原始農業もやつては居たが、主として狩獵及原始林產物を利用して衣食の糧を得て居た遊牧の民である各種の蠻族—主としてサカイ族—である。彼等の後に渡來した馬來人は主に船乘り及漁民にして從て農業には殆ど興味を有して居なかつた。此の特徵は今日に於ても尙トレンガヌ州にて見られる所で、最近その目擊者は同州に於ける漁業に從たる農業竝に農夫としての知識の缺除して居る事を指摘して居る。

然し乍ら徐々に恐らく當國近隣の非漁民の住んで居た地方から移住して來た多數の者共が馬來半島の各處に居住する樣になり、而して彼等の渡來と同時に彼等自身の農業知識をも移入して來た。是等の種族中から農業に獻身的ではないが、然し米、古々椰子、果樹及其他の穀物等の日用必需品を栽培し、牛（主として使役用として）、山羊、家禽類を飼養せる所謂田舍の住民が生れて來たのである。最初に歐式農業の影響が浸潤したのは西海岸一帶、特に彼南・新嘉坡島であつた。次いで葡萄牙、之に代つた和蘭及東印度商會を通じて和蘭に代れる英國は新作物を輸入すると同時に開發に適する領內原產の物產開發に努力した。栽培作物の輸入竝早期の農業開發は斯くの如く歐洲人により奬勵せられたのである。支那人農夫は新紹介作物を利用する事極めて敏く、而して多數是等の產業が開發せられたるも彼等支那人の農業竝に產業知識に負ふ所甚大である。

十九世紀初頭農業企業は彼南及其の近傍本土並に新嘉坡島內に香料植物及ガムビールの栽培に其の進路を見出した。胡椒は同時代の最重要作物を爲し、其の輸出量年額四百萬封度以上に達した。然るに此の產物の輸出は同世紀の中葉に至つて餘り重要視されず、北部地方に於ては肉豆蔲及丁字が一八六〇年まで重要輸出品をなして居たが、同年に至り植物病蟲害の爲に全滅の悲運に立至つた。此の時分ガムビール及胡椒は新嘉坡の主要農產物を形成してゐたが、新嘉坡の土地の多數は無暴な生產方法を繰返して來た爲殆ど荒廢して仕舞つて居たので、支那人農夫は當產業を此の時分南部ジョホール州にて開發して居た。プロビンスウエルズレイ及彼南の砂糖生產は一八三〇年より始まり、約一八六〇年頃には重要な產物となり、其後引續き約四〇年間は其の地位を保つて居た。最後の工場が作業を閉鎖したのは一九一三年である。甘蔗栽培が衰へるに及び珈琲の栽培熱が擡頭し、此の時代には彼南、プロビンスウエルズレイ、新嘉坡及馬拉加の近傍にては珈琲栽培に好適した土地を得る事が困難であつた爲開拓者は海岸よりも奧まつた地方の土地を開拓するより外なくなつた。珈琲栽培は領內至る處特にペラ、スランゴール州に盛況を見たが、病蟲害竝に價格の甚だしい變動は遂に同產業をも破滅さして仕舞つた。ではあるが、珈琲栽培の失敗が多少とも護謨產業の照會と時を同じうした事は馬來にとつては甚だ幸運であつたと云はねばならない。護謨樹が初めて馬來に照會せられたのは一八七七年にして、商業的規模に栽培が擴張せられ初めたのは一八九五年以來である。

二 農業政策

概要　馬來の農業政策は是を歷史的に見れば其の發展段階は次の如く分類せられる。

一、葡萄牙及和蘭治下に於ける農業　二、英國の馬來領有　三、英國治下に於ける初期の農業政策　四、農園農業及政府の農業政策　五、一九〇四年より一九一四年に至る農業政策の發展　六、一九一四年より一九一八年間の農業　七、一九一八年より一九二六年に至る戰後の發展　八、一九二七年より一九三五年に至る農業政策

馬來半島に於ける英國勢力の扶植せられたのは一七八六年キャプテン・ライトに依る彼南領有に始まり、一八七二年に至るまでは馬來諸州の事項には表立つて介入するを拒否する方針であつたが、一八七三年には此の政策は放棄せられた。一八二二年にはサー・スタムフオード・ラツフルズに依り新嘉坡に植物園が開設せられた。一八八九年には土地法の確立を見、馬來をして世界的生產國たらしめた護謨の栽培はキウ王室植物園と海峽植民地農務局の共同指導の下に一八九五年より一九〇〇年の間に開始せられた。一九〇五年には錫蘭植物園長ジエー・シー・ウイリス博士の進言に基き馬來聯邦農務局が設立せられ、護謨研究所は一九二六年に設立された。一九二七年より一九三五年に至る馬來の農業は幾多の有爲轉變を經て來た。即ち一九二八年にはスチブンソン護謨統制法が終結し、一九三四年各關係國間に於ける數次の協商の後、新國際護謨統制法が實施せられた。一九二九年には農務局の官制が變更せられ、今日見るが如き機構を有する樣になり、セルダン農事試驗場も改革せられると同時に中央試驗場と改稱された。一九三〇年以後農業經濟立直しの爲各種委員會が設立せられ夫々對策が講ぜられた。以上農業政策に關する顯著な點を要約すれば次の如くである。

一、農業を目的として讓渡せられる土地が有效に利用せられん爲に土地保有の組織的制度を確立する
二、資本主義的農業と特に馬來人農夫を主とする小園保有者の必要に對して割當てられた土地の面積に適當な均衡を維持せしめる事
三、農園農業に對しての適當な勞働者供給に關する條件的規定竝に賃銀及保健に關する勞働狀態の取締規則の制定
四、出來得る限り主要食料作物即ち米を大規模に生產する事の奬勵
五、作物を多種多樣にして農業の堅實性を得せしめる爲に新農產業を奬勵する事
六、出來得れば關係產業が其の一部又は全部を維持する主義で調査研究竝に教育に對して科學的な施設を確立する條件的規定の制定
七、植物病防疫に關する施設竝に立法の條件的規定の確立

小園保有者に關する政策としては次の諸點が擧げられる。

一、實際的な教示及教育をなす事
二、作物の手配及其の市場開拓に就て援助し忠告を與へる事
三、農業信用貸制度の組織及勤儉奬勵
四、土語學校に於ける農業訓練の實施竝に農學校の設立

農業用土地制度　英領馬來の土地制度は之を便宜上海峽植民地、馬來聯邦及同非聯邦に分けて說明するを妥當とす。

一　海峽植民地

新嘉坡に於て讓渡せられ居る土地は英國王よりの直接の讓與或は租借によるものであつて、其の租借權は九百九十九年か又は九十九年間である。現在新嘉坡島內には未讓渡の農業用地は一英反も殘存して居ない。彼南に於ては未占有の皇領地は租借竝に法定讓與により取得し得るが、實際上は當植民地內には何人にも未だ取得され居ざる皇領地は殆どない。馬拉加に於ける農業用土地は田舍の土地にては英國王よりの讓與又は租借によりて保有されて居るが亦舊慣法にて取得されてゐるものもある。

二　馬來聯邦

馬來聯邦の土地保有を規定せる法律は一九一一年土地法（Land Enactment of 1911）竝に同年の地權登記法（Registration of Titles Enactment of 1911）に代り一九二八年より效力發生せる一九二六年土地法（Land Code 1926）である。土地の讓渡竝に地權登記の制度は二三の例外を除いて濠洲より輸入せられたトーレンス法（Torrens System）に基く。

國有地（未讓渡であるか、政府の保留地ならざるか又は保護林ならざるか或は暫定的取得免許により保有され居ざるか、又は保有申請認可され居ざる總ての土地）の拂下（讓渡）權は該地の所在する州の理事官に在る。國有地は左記のみに讓渡せられる。

(イ)未青年ならざる各個人　(ロ)定款にて土地保有を認められ馬來聯邦會社法に準據せるか或は英國又は諸外國會社法に準據して聯邦以外にて設立された會社　(ハ)土地保有權を有し、組織當時の法律に依り設立されたか、若くは英皇帝の勅許狀により設立された法人　(ニ)代理證明書に基き正當に委任された代表者

土地法に基き土地は　(イ)市街地　(ロ)村落地　(ハ)面積一〇英反を超ゆる田舍の土地　(ニ)同一〇英反以下の田舍の土地　(ホ)海濱及海床に分類せられ　(イ)及(ロ)は便宜上一緒に扱はれて居り、其の讓渡は殆ど常に競賣に依るものにして最低價格は拂下料、測量費、境界標の費用、地權登記竝に申請費等に依り決定される。此の地權は國有地の讓與或は租借にして、地代は建築用地一地區最低を二弗とし、一、〇〇〇平方呎に付一弗、右以外の土地に對しては一英反當り五弗となつて居る。面積一〇英反を超ゆる田舍の土地の地權は國有地の讓與或は租借の何れかであつて、地代は最初の六年間は毎年英反當り一弗夫以後は四弗となつて居り、稻・古々椰子・其他の優良農產物の耕作が相當行亘つて居ると認められたる場合には地代の年割引がなされる。面積一〇英反を超へざる田舍の土地は馬來人及其他の小園保有者の利益の爲に作られた小分割であつて、該地の地權は國有地の讓與租借或はムキム登記簿に登記された地權の何れかである。拂下料及測量費等は前出　(ハ)の條件と同樣であり、地代はペラ、スランゴール、ネグリスムビラン州に於ては第一、第二級地とし、パハン州にては第一、二、三級地として、各々異れる地代が徴收されてゐる。即ち次の通りである。第一級地英反當り一・六〇弗より四弗まで、第二級地同〇・八弗より一・二〇弗まで、第三級地同〇・六〇弗、海濱竝に海床の地權は二十年を超へざる國有地の租借である。

國有地を保有せんとする者は先づ該土地所在郡の土地收入官に申請書二通を提出するを要し、新申請者は申請面積廣大なる場合には提出に先立ち收入官に面會するか或は書面にて該地が申請の目的に利用し得るや否やを確め、而して申請者の土地資源開發の意嚮を充分通じて置くのが便利である。申請書に對する承認書は收入官を通じて申請者に送達せられ、同時に收入官は拂下料、測量其他の手數料及地代の支拂を要求し、支拂完了すれば測量局をして測量をなさしめ、收入官は地權登記所より地劵の抄本を受け之を申請者に送附し此處に占有が確立する。地代の納入は每年一月一日となつてゐる。

三　馬來非聯邦

ジョホール州―一九一〇年に馬來聯邦に於けると略々同樣の土地立法が布かれ、其後度々の修正に依り今日のジョホール州の土地法は馬來聯邦に於ける土地法（Land Code）と實質的には同樣である。同州の總面積は四、八〇〇、〇〇〇英反にして内一、二一一、六二六英反（一九三四年末）が農業竝に建築用地として讓渡されて居り、未讓渡の土地は極めて豐富に存在する。各種栽培產物別拂下料竝に地代を擧ぐれば次の如くである。

栽培物	拂下料	地代
護謨	—	最初の六年間英反當り一弗以後四弗、舊地權によるものは三弗
古々椰子・檳榔樹	英反當り一〇弗—二五弗迄	最初の六年間は英反當り一弗、爾後二弗、地劵に地代の特定なき場合三弗又は四弗
果樹・落花生・蔬菜・珈琲	英反當り一〇弗—二五弗迄	地劵に地代特定され居る場合一英反當り三弗又は四弗
水稻	—	一英反當り六〇仙
油椰子	—	最初の六年間一英反當り五〇仙、爾後一弗
鳳梨	英反當り五弗—一〇弗迄	最初の六年間一英反當り一弗、爾後二弗

ケダー州―一九三二年に一九二六年馬來聯邦土地法の各主點に於て相等しい主旨竝に內容を有する土地條令及同施行細則が布かれた。讓與によりて讓渡せられた土地は地代及耕作に關する條件に從て永久に保有する事が出來る。馬來人及當地在住暹羅人に對しては特に厚く保護が加へられて居り、馬來人保留地內の國有地讓渡は是等の者に限られて居る。拂下料は一ルロン（〇・七一英反）に付最低一弗より五〇弗までにして、地代は稻作地の三〇仙を最低として護謨栽培地を最高とし二・五〇弗が課せられてゐる。

ケランタン州―當州にて採用せられてゐる土地制度は州會を伴へるサルタンの許可を得て登記に依て地權を獲得するものである。小面積の場合は地權は登記簿に記入せられ、寫本と地形圖が土地權者に交付せられる。大園の場合には地權讓與書が發行せられるが、何れの場合にても地權の讓與は永代的である。米作地の拂下料は一英反に付五弗より一五弗にて最低をなし、村（カムポン）の土地は同一〇弗より一五弗であるが普通其の拂下は最少にして、護謨栽培地は一五弗より二五弗までゞある。

地代は米作地四〇仙より一弗、村の土地八〇仙より一・六〇弗、護謨栽培地一・二〇弗より二・四〇弗となつてゐる。非ケランタン人への土地の讓渡竝に其の移讓には制限があり豫め州會を伴へるサルタンの特別の認可を得て置かねばならない。沿岸平野は總て馬來人の保留地である。

トレンガヌ州―同州の土地行政は土地鑛山監督官の權限に屬する。土地に關する立法は馬來聯邦に於けるものと同樣である。農業地の拂下料は土地の價値により異り、一〇英反以上の土地の地代は米作池を除いて最初の五年間は年英反當り五〇仙爾後一弗、一〇英反及夫以下の保有地は一樣に一弗である。稻栽培地の地代は最初の三年間は免除、爾後は一英反當り四〇仙である。

ブルネイ州―ブルネイに於ける土地は郡登記簿に登記せらるる事に依て保有せられる。土地法は大體に於て馬來聯邦に於けるものと同工異曲である。一〇英反を超ゆる土地は原則として讓渡せざる事となつてゐる。

耕地面積　英領馬來に於て農業用地として讓渡拂下げられたる土地の總面積は大約六百萬英反に及び、其の中約五百萬英反は耕作されて居る。護謨は最も重要な物產にして目下約三百二十五萬英反が護謨植付地であり、之に次いでは大部が小園より成る六十一英反に及ぶ古々椰子園があり、其他油椰子、鳳梨、タピオカ、檳榔樹及サゴ椰子栽培面積は相當に上り、米作地は全國を通じて約七十六萬五千英反を占めて居る。海峽植民地の農業は殆ど護謨栽培に集中されて居り、其の面積三十四萬七千英反、而して古々椰子及米作地は夫々八萬四千英反、七萬英反に達して居る。鳳梨の栽培も相當盛に行はれて居り新嘉坡島內のみにて耕地面積七千五百英反に及んで居る狀況であるが、最早や海峽植民地內にては農業用地として讓渡さる可き土地が殆ど皆無であるので、今後の農業の發展は望み得られない狀態である。馬來聯邦の耕地は護謨栽培地百六十萬英反、古々椰子二十四萬英反、米十九萬六千英反、油椰子三萬三千英反にして、右の外タピオカ、珈琲、果樹、檳榔樹及び其他の作物の栽培地は相當面積を占めて居る。高度四千呎の地に位するカメロン高原の開發は右以外の產物開拓の可能性を示唆するものにして、目下同高原で最も前途ある作物として矚目されて居るのは茶の栽培である。農業開發の目的で保有し得らるゝ土地は、廣漠たる未讓渡地を有するパハン州を除いては、平野では非常な限定を享け何れの州にても今日では容易に入手し得る土地はない。

馬來非聯邦殊にジョホール州にては農產品の種目は他州に比して極めて多種多樣であり、其の土地開發の程度も後れてゐる爲、今後耕地として開發せらるべき土地は幾らも殘つて居る。ケランタン及トレンガヌ州は開發は極めて遲々たるもので從て今後の開拓に待つべき所が極めて多い。特にケランタン州に鐵道が最近敷設せられたので同州の開發は急激に行はれるものと考へられる。

小作制度　馬來に於ける小作制度發達の徑路は普通金貸（其の多くは支那人・印度人）が土地所有者に對し土地を抵當として一定の金を貸與し、貸付金不拂に際し抵當物たる土地の所有權を漸次貸主に於て獲得し、而して先の所有者たる農民は單に土地の使用權を得て小作人となれるものであつて、小作人は新所有主に對し小作料として現金又は其の作物を以て支拂ふを常とする。此の種地主對小作人の分配所得は普通主なる米作地方に於ける良田地に於ては一オルロン（Orlong＝三分の一英反）當り二〇〇ガンタン（Gantang＝二升五合二勺）を標準として居る。又地方に依ては、地主より小作人に對し苗と植付費を與へ、所用の期間水牛と耙鋤を貸與し、地租は地主の負擔で其の收穫物は二等分する方法もある。

馬來人の所有する護謨園に於ては、園主と支那苦力との契約によつて、苦力はタッピングよりシート（Sheet）製造に至る迄の業務を引受け、其の製品の賣上げを各等分して一週一度の勘定をなす組織がある。小作に非ざる地主直營の田地に於ては其の收穫勞力に對してのみ次の分配法を行ふ。

標準收穫の田地	收穫物の三分の一を收穫勞働者が受く
標準收穫以上の良田地	收穫物の四分の一を收穫勞働者が受く
標準收穫以下の不良田地	標準收穫の田地に同じ

世界的地位　英領馬來の農業と云へば直に護謨栽培を想起する程護謨產

業は世界的にも有名にして、此の外輸出作物としては古々椰子、鳳梨、油椰子、タピオカ、サゴ及檳榔子がある。ガムビールは嘗て重要な輸出作物をなしてゐたが連年減少を來し、却つて茶及トバ根が注意を喚起して來てゐる。輸入農產品の大宗は米にして又領內生產品としては米、古々椰子生產物、蔬菜類、果實類、珈琲及茶竝に是等の間作物等が重要な地位を占めて居る。而して之を世界の農業上より見て重要な地步を占めて居るのは僅に護謨產業のみにして即ち一九三六年度の世界總產額八六三、〇〇七噸の中約五〇%餘四一五、六一四噸は英領馬來が之を產出して居る狀態である。從て世界の護謨工業界を支配するものは英領馬來であると云つても決して誇張ではない。次に重要なるはコプラ、鳳梨、油椰子、タピオカ等であるが、是等は總て護謨の勢力に比すれば誠に微々たるものと稱すべく護謨の輸出額、二億六千餘萬弗に比して夫々千六百餘萬弗、八百三十萬弗、三百三十萬弗、二百二十萬弗を算するのみにして之に依ても其の大様は窺知し得らるる。英領馬來の住民の大部をなす支那人及馬來人は共に米を主食とする人種にして、從て米の需要は莫大の量に上り而して領內產額は一九三五年度に於て三一五、〇七八噸、年消費量は七九〇、〇三三噸に達し、差引四七四、九五五噸は之を外國よりの輸入に俟つ外なく、其の大部分を暹羅及緬甸に仰いで居る現狀にある。

三　農務行政及諸施設

海峽植民地及馬來聯邦農務局　馬來聯邦農務局が其の本部を吉隆坡に設立したるは一九〇五年にして後一九一八年には海峽植民地をも含む事となつた。科學的方面の職員は馬來非聯邦の農業の顧問助成に應じ、四名の官吏は是等の州にも共通に勤務する事となつて居る。農務局の一般的機構としては同局は五部に分たれ、即ち農務本部、調查研究部、現業部、經濟、統計竝に出版部及農業敎育部があり、其の中調查研究部は農業化學、コプラ調查、昆蟲學、細菌學、土壤竝植物病理學課の六課に分れて居る。

產業組合局　一九二一年馬來聯邦及海峽植民地に於ける產業組合運動を創始指導し、之を記錄監督する爲に一名の主管官を置いたが是が英領馬來に於ける產業組合局の濫觴にして、同局は其後全英領馬來を通じて各種の產業組合を組織する事を獎勵し、一九三三年末には農業目的の地方信用組合數は馬來聯邦六二、海峽植民地一四を算するに至つた。一九三一年に至つて農務局と護謨研究所との共同で田舍行の講演車を組織し、敎育映畫・幻燈其他の展覽品を滿載して定期に國內を巡廻せしめて居る。產業組合局は現今殆ど各郡に設立された郡經濟部に對して一部責任を有し、該經濟部は顧問官吏が小園保有者と密接な連絡を保つ上に於て大いに活躍して居る。

水利局　水利局は米穀委員會の提案に基き一九三二年に設立されたものである。同局は既存灌漑地域及新地域の改善擴張水利事業に關して責任を有し、又聯邦各州內の河川の改修、治水にも責任を有し、直接農業を利するを目的とし且つ新地域の植民事業にも關係を有する。

獸醫局　馬來獸醫調查顧問局長の下に獸醫局あり、該局の事業は各種獸疫防疫に關係し、最近の組織改善にて調查事業をも遂行する事となつた。

勞働局及華民保護局　兩局は不即不離の關係にあり、前者は農業及其他の勞働者全般に亘る問題を取扱ひ且つ雇傭主側と被雇傭者間の協調を司り、後者は支那人移民勞働者に關する事項を取扱ふ。

馬來護謨研究所(Rubber Research Institute of Malaya)　一九二六年末馬來護謨研究所が本部を吉隆坡に置いて設立された。同時に之まで農務局の有した護謨研究事業は總て本研究所に移管せられ、農務局は自由な立場で護謨以外の重要農業問題を檢討する事となつた。研究所の維持費は一九三四年の半までは護謨輸出稅に依り賄はれたが、同年後半に至り輸出稅が廢止せられた結果、研究所の基金は一九三四年の護謨取締法に基き課せられた護謨稅を以て之に當てる事とされた。一九三四年馬來聯邦法律第十四號に依り右研究機關は組織變更せられ、下記の者より成れる委員會の統制を受ける事となつた。

一、研究所長　一、馬來聯邦統監に依り任命された一名の會計員　一、馬來聯邦及海峽植民地農務局長　一、小園所有者代表二名　一、護謨栽培協會、馬來聯合栽培協會及馬來農園主協會から選任せられた被指名者五名。

後二者は何れも馬來聯邦統監に依り任命されたる者なるを要す。

同所職員は同研究所竝に錫蘭護謨研究團體よりの補助に依り維持されて居る倫敦護謨調查委員會(馬來、錫蘭)の研究所員と共同にて仕事に從事して居る。又或る種の事業に就ては錫蘭及蘭領印度(爪哇及スマトラ)の護謨研究機關と共同して之を行ふ事もある。同研究所の事業は原則として土壤調查も含む生產、護謨樹の改善、タツピング法、病蟲害、製造目的に沿ふ各種原料護謨の生產、凝縮法をも含む良質の護謨汁の市場開拓に關する科學的諸問題を研究調查するに在る。

研究所附屬試驗場の面積は約一、三〇〇英反にして、中約八〇〇英反は現在植付が行はれて居る。加ふるに全國の農園多數にて試驗作業を行つて居る。

研究所の出版物は無料で馬來內の總ての農園に配布されて居る。

栽培業者貸付金委員會(The Planters' Loan Board)　一九〇五年に聯邦政府は當領內の農業資源開發の目的を以て經濟的援助をなす事を決定した。其の後急激に農業が發展するに連れ、農業者に對する政府の貸付金は次第に膨脹し、遂に管理基金までが危機に瀕するの情勢に立至つた。一九一四年に顧問委員會が任命され一九一五年末まで繼續し、同年に至り特殊法律に基き「馬來聯邦栽培業者貸付金委員會」が創設せられた。最初貸付は栽培業者（栽培會社、組合及個人）のみに限られて居たが、一九二〇年中に同委員會の權限が擴張され同時に貸付の許可は農業產業組合及小土人農夫にまで及ぶ樣になつた。更に一九二六年に至り同委員會の活動範圍が擴められ、委員會が馬來聯邦の一般開發に直接貢獻すると思惟する總ての目的にも貸付を許可する事となつた。但し貸付の許可は馬來聯邦內の土地の利益のみに限定せられて居る。

一九二二年に護謨輸出の制限が實施せられ、同委員會にては護謨產業にはこれ以上の援助をなす事を停止し、更に一九二九年に至り此の方面には全く貸付を行はざる事となつた。

私設協會　右以外の私的協會が護謨栽培者に依て彼等の利益を擁護する爲に多數設立を見た。主なるものを擧ぐれば次の通りである。

馬來栽培者協會(The United Planting Association of Malaya)—一八九七年に馬來栽培者協會 (The Planters' Association of Malaya) が設立せられ、一九二三年に馬來聯邦の法律に依り法人團體となつた。同會の一般的目的は馬來の農業竝に栽培業を振興助長し保護するに在る。其の會員は郡栽培業者協會、個人農園、代理店及商家竝に私人會員よりなつて居る。

一九〇七年に護謨栽培者協會(The Rubber Growers' Association 法人組織)が設立され、護謨栽培業の便益を圖る事となり、一九一〇年研究事業を開始し一九二六年まで續いたが、同年馬來護謨研究所が其の研究所を開設するに至り同研究事業は右研究所に移讓せられた。馬來の栽培事業を打つて一丸とし代表し得る一組織が頻りに要望せられるに至り、馬來栽培者協會は組織が改變せられ其の名稱も一九三五年一月一日より法律により馬來聯合栽培協會と改稱せられるに至つた。護謨栽培者協會は其の本部を倫敦に置き依然別個の團體となつては居るが、同じく馬來聯合栽培協會の會員である。

栽培者協會 (The Incorporated Society of Planters)—總ての栽培者の利益を保護する爲に設立された其他の組織團體としては一九一九年に創立された栽培者協會がある。同會は每年一回總會を開き、遂行事業の中馬來栽培業者共濟基金と稱する法人團體たる共濟基金制度の設立竝に技術敎育計畫は著名である。同會は月刊誌 “The Planters” を發行して居る。

馬來栽培者慈善基金 (The Planters' Benevolent Fund of Malaya)—栽培者救濟の他の基金制度としては馬來聯邦法律に依り法人となれる馬來栽培者慈善基金がある。同基金制度は一九〇七年に創設され一九一二年に法人組織となつた。

當基金の一般的目的は馬來栽培會の會員なるか又嘗て會員たりし者及是等の者の妻子竝に寡婦たる歐洲人系の者にして救濟の必要ある者を救濟するにある。基金が設定されてから上述の如き各件に支出された總額は二五〇、〇〇〇弗に達して居る。

馬來農園主協會(The Malayan Estate Owners' Association)—一九三一年五月に護謨竝に其他の農業栽培業、總ての土地所有栽培者及馬來にて登錄せられたる栽培會社(其の株主をも含む)の利益を振興助長竝に保護する目的を以て馬來農園主協會が結成された。現在會員數は領內設立會社及組合三三、小園所有者會員四四五名を加へて七五九を算し、會員は各國籍人を網羅して居る。會員所有園總面積は一九五、〇〇〇英反に及ぶ。馬拉加園主協會、ネグリ、スムビラン園主協會及馬來聯邦チエテイヤー商業會議所は分會々員である。

百姓會(The Japanese Planters' Association)—百姓會は馬來在住日本人栽培業者を以て一九一二年に新嘉坡にて初めて設立されたが、一九二三年中當時の貿易不振の爲解散し、同年後半に至り更に日本人栽培業者聯合會と稱して再び設立された。一九三四年四月十日に再度名稱が百姓會と改稱され今日に至つて居る。會員は馬來在住或は馬來農園在住者に限られて居らず、蘭領印度にて作業し居る日本人栽培事業會社をも會員として居る。

馬來椰子油生產業者協會(The Palm Oil Producers' Association of Malaya)—近年油椰子產業が急激な發展を遂げ、業界の保護をなす爲に或る種の團體の必要を痛感されて居たが、遂に一九三二年に至り馬來椰子油生產業者協會が實現を見た。同協會の目的とする處は椰子油產業竝に其の栽培者及株主を振興助長し保護するに在り、而して一九三四年末現在の會員數は二四會社竝に個人會員一四名を算する。同年末會員に依り支配され或は所有せられ居る農園總面積は六〇、四六五英反にして英領馬來油椰子產業の殆ど大部を占めて居る。

馬來農業園藝協會(The Malayan Agri-Horticultural Association)—馬來農業園藝協會は全馬來半島に農產物展覽會の定期開催を奬勵する事、地方に於ける展覽會委員に展覽會の組織に就て指導する事を目的として一九二二年設立せられたものである。馬來半島に於て今日最も必要とせらるゝ家畜農產物の改良を奬勵する事も其の目的の一である。該協會は馬來聯邦及海峽植民地政府竝に馬來非聯邦の或る政府から財政上の援助を得てゐる。尙會員の寄附に依て基金を增加してゐる。同協會は協會附屬の展覽會敷地を吉隆坡に有する。同協會の重要な活動は例年馬來展覽會を組織するに在り、第十二回目は一九三五年に吉隆坡にて開催せられた。同協會は年四回雜誌を發行して居る。

農事試驗場　中央試驗場はスランゴール州セルダンに、而して古々椰子試驗場はスランゴール州クランに經營されて居る。中央試驗場に附屬して家畜農場があり、フレーザーズ・ヒル(Frasers' Hill)には酪農場及家禽農場がある。茶及高山作物の試驗場は四、〇〇〇呎の高度のキヤメロン高地に維持せられて居る。

馬來聯邦には農事試驗場は九箇所、海峽植民地二箇所、ケダー州に一箇所あり、新嘉坡島內には海峽植民地竝に馬來聯邦政府の共同補助に依る鳳梨試驗場がある。

是等試驗場の外、農務局は稻の試驗場五箇所及二九箇所の稻實驗園圃を維持經營して居る。

セルダン中央試驗場—同試驗場は吉隆坡より道路にて一四哩スンゲイ・ベシ驛よりは五・五哩の地點に位し、總面積約一、五三七英反の地域を占めてゐる。同試驗場は元來護謨及古々椰子以外の作物の試驗を目的として設立されたものにして、現在約百五十種以上の各々相異れる作物が其の農業上の重要性に從つて夫々の規模に栽培せられて居る。當試驗場にて行はれて居る實驗作業に公衆が親しみを持つ爲に各月の第一及第三水曜日を縱覽日として一般に開放されて居り、同日には試驗場職員が農事に興味を有する人士に對して同試驗場の廣大な園圃を案內し詳細に說明の勞をとつて居る。特殊の場合には右以外の日にても農務局長又は農業技師の許可を得れば縱覽は許されるが、成るべくは一般人は職員の仕事を妨げない爲に縱覽日を選んだ方が便利である。

次に英領馬來の主要試驗場及所在地名を示せば左の通りである。

試驗場名	所在地
Central Experiment Station Serdang.	Serdang, Selangor, F. M. S.
Coconut Experiment Station, Port Swettenham	Port Swettenham, Selangor, F. M. S.
Pineapple Experiment Station, Lim Chu Kang, Singapore.	Lim Chu Kang, Singapore, S. S.
Experiment Station, Tanah Rata.	Tanah Rata, Cameron Highlands, Pahang, F. M. S.
Central Experiment Station, Ayer Hitam.	Ayer Hitam, Johore, U. M. S.
Central Experiment Station, Kota Bharu.	Kota Bharu, Kelantan, U. M. S.

四　主要農作物

英領馬來に於ける農產物は之を三級に大別する事が適當にして大作物としては護謨、古々椰子、米、油椰子、鳳梨があり、中間作物としてはタピオカ、檳榔子、デリス(トバ根)、珈琲、茶、ガムビール、煙草、芭蕉、其他雜果物、蔬菜等があり、小作物としては香料作物、米以外の穀物、雜產油作物、纖維植物、藥草、雜作物を擧げる事が出來る。以下各項に付概說する事とする。

1　大作物

護謨　概要—パラ護謨樹(學名 *Hevea brasiliensis*)は其の植付面積より見て、又同作物の貨幣的價値から見て馬來に於ては最も重要な農產物と見做す事が出來る。

護謨樹の種子をブラジルから初めて持つて來たのは Sir Henry Wickham にして、東洋に之が照會せられたのはキウ王室植物園を通じて一八七六—七七年の間に於てである。此のキウ王室植物園より送られた苗木の中馬來にては二十二本が、而して錫蘭にては二十三本が活着を見た。此の僅かの苗木の子孫が今日東洋主として馬來、蘭領印度、錫蘭、印度支那及暹羅に於て數百萬英反に亘つて植付けられて居るのである。一九〇五年に於て、馬來の護謨栽培業による護謨は僅に二〇〇噸以下にして、南米の原始林產のものが約年產三五、〇〇〇噸にして依然として市場を獨占する形勢にあり、而して其他の世界各國は各種自國產の護謨產出植物より得たる護謨二七、〇〇〇噸を產出して居た。此の數字に對比して見れば、一九三四年の馬來護謨產量は世界產量一、〇二七、五七二噸に對し四七九、三七一噸にして實に隔世の感がある。

生產制限—栽培護謨產業の隆盛は特に一九二〇年より異狀を來し、護謨は勿論他の產業にも影響を及ぼせる一九二一年の一般經濟界の不況の爲護謨產業は殆ど壞滅に瀕するに至り遂に英國政府はスチブンソン法として知られて居る各特定護謨栽培地域の樹齡及護謨の市場價格に基き生產量を制限せんとする方法を實施する事となつた。此の目的は生產と消費量の懸隔を少くし夫に依て市場在庫品を減少せしめ、原料價格の堅實性を保たしめんとするに出でたるものである。

不幸にして此の制限法を實施するに當つて英馬領來にとつては次の如き二つの不利な事態に遭遇した。即ち第一には原料護謨の價格の値上りは亞米利加に於ける護謨栽培業を奬勵する事となり、その結果としては在庫品の減少は豫期せる如くに急激には行はれず、第二には原料護謨値上りの刺戟は同制限法に參加し居ざる蘭領印度の護謨產業竝に生產を增加せしめた事が是である。同法は一九二八年十一月を以て廢棄せられた(尙是が詳細に就ては本年鑑第二回版を參照せられたい)。此の護謨生產制限法の停止は最初は價格の上には大した影響を齎さず、一九二九年末に至るまで世界の護謨消費量は順調に增加して行つた。然し乍ら其の結果世界市場の護謨氾濫竝に在庫品の山積を招來し、此の情勢は一九二九年より一九三三年に至るまで次第に惡化して行つた。此の情勢と世界的經濟恐慌とが因となり果となり消費の減退を來し、護謨生產者の形勢は一九三三年末に於ては一九二一年の以前とは更に憂ふべきものがあつた。此處に於て前回の制限の經驗からして生產國全部に適應さるべき制限計畫が必要となつて來た。依て英・蘭・佛の利害關係國間の長期の協商の結果、國際護謨生產制限法が愈一九三四年六月一日より實施される事となつた。即ち既存の世界護謨在庫量を常態的水準にまで低減し、供給を組織的に需要と一致せしめ且つ適正なる市價を維持して生產者の採算を可能ならしむるを目的として一九三四年四月二十八日、倫敦護謨栽培者協會に於て國際的制限交涉は遂に協定せられ、右條件及規定を含む正式協定書に生產者側代表は外務省にて調印を終了した。該協定の主要三原則は　(イ)護謨生

産國の全部を本協定に包括せしむること　(ロ)各國に割當つる生産量を先づ第一に一九三四年より一九三八年に至る五箇年間の毎年基本割當額として決定せること　(ハ)總ての新規護謨植付は全般的に之を禁ずること、にして本協定案の主要規定は三章十九條よりなつて居る。主要條項は次の如くである。

一、本制限は左の諸領土内に適用するものとす

(イ)馬來半島（海峽植民地、馬來聯邦、馬來非聯邦、ラブアン、ブルネイ）　(ロ)蘭領印度　(ハ)錫蘭　(ニ)英領印度（緬甸を含む）　(ホ)北ボルネオ　(ヘ)サラワク　(ト)暹羅　(チ)佛領印度支那

二、本規約は最小限度として一九三四年六月一日より一九三八年十二月三十一日に至る期間之を實施す

三、本協定案は割當制にして各年各國に割當つる輸出許可量を確定する爲左の如き基準割當を決定す　（單位＝乾燥護謨―噸）

國別＼年次	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
英領馬來	五〇四、〇〇〇	五三八、〇〇〇	五六九、〇〇〇	五八九、〇〇〇	六〇二、〇〇〇
蘭領印度	三五二、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四四三、〇〇〇	四六七、〇〇〇	四八五、〇〇〇
錫蘭	七七、五〇〇	七九、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八一、〇〇〇	八二、五〇〇
英領印度	六、八五〇	八、二五〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、二五〇
緬甸	五、一五〇	六、七五〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇	九、二五〇
北ボルネオ	一二、〇〇〇	一三、〇〇〇	一四、〇〇〇	一五、五〇〇	一六、五〇〇
サラワク	二四、〇〇〇	二八、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三一、五〇〇	三二、〇〇〇
暹羅	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇

四、一九三四年度の基準割當量は前表内に規定せる同年一箇年分に對する月比例に依り割當てる

五、護謨輸出許可量は國際護謨調整委員會により其の都度決定さるゝ事。尚該比率は各國とも同一とす（但し暹羅を除く）

六、海峽植民地の限定　七、佛領印度支那の割當特則

八、護謨輸出入に關する取締　九、密輸脱税に對する取締

一〇、制限許可量より輸出を超過又は不足量の取扱

一一、國際護謨調整委員會　一二、歐米護謨製造業者の陪審委員會

一三、本規定實施及委員會事業費の捻出

一四、護謨在庫品の限定　一五、新規植付に關する罰則

一六、既成園の更生面積と罰則　一七、護謨種子其他の輸出禁止

一八、調査員の派遣　一九、護謨研究費の爲に輸出税賦課

國際護謨制限狀況―制限計畫を管理して居る國際護謨調整委員會は、初めの中は輕度の制限を試み次第に之を強化する方針をとつて居るが、今一九三四年より一九三七年末までの制限割當率を示せば次の通りである。

一九三四	六・七月	一〇〇％	八・九月	九〇％	十・十一月	八〇％	十二月	七〇％
一九三五	第一・四半期	七五％	第二・四半期	七〇％	第三・四半期	六五％	第四・四半期	六〇％
一九三六	第一・四半期	六〇％	第二・四半期	六〇％	第三・四半期	六五％	第四・四半期	六五％
一九三七	第一・四半期	七五％	第二・四半期	八〇％	第三・四半期	九〇％	第四・四半期	九〇％

次に減産實績を見れば次の如くである。

英領馬來護謨減産實績表

出所＝南洋栽培協會々報

一九三四年（基礎割當量五〇四、〇〇〇噸）

月次	一箇月基礎割當量	輸出許可量 ％	輸出許可量 數量	實際輸出高	許可量と實際量の差
一月	六月一日より實施			四一、三三七	
二月				三八、二一五	
三月				四二、三二八	
四月				四二、四二二	
五月				七二、一八六	
六月	四二、〇〇〇	一〇〇	四二、〇〇〇	九、四八五	(－) 三二、五一五
七月	四二、〇〇〇	一〇〇	四二、〇〇〇	二七、〇五九	(－) 一四、九四一
八月	四二、〇〇〇	九〇	三七、八〇〇	三四、六九四	(－) 三、一〇六
九月	四二、〇〇〇	九〇	三七、八〇〇	三七、五三六	(－) 二六四
十月	四二、〇〇〇	八〇	三三、六〇〇	三五、七一七	(＋) 二、一一七
十一月	四二、〇〇〇	八〇	三三、六〇〇	三七、〇九〇	(＋) 三、四九〇
十二月	四二、〇〇〇	七〇	二九、四〇〇	六二、三九〇	(＋) 三二、九九〇
計	二九四、〇〇〇	八七1/7（平均）	二五六、二〇〇	二四三、九七一 四八〇、四五八（繰越）	(－) 一二、二二九

一九三五年（基礎割當量五三八、〇〇〇噸）

月次	一箇月基礎割當量	輸出許可量 ％	輸出許可量 數量	實際輸出高	許可量と實際量の差
一月	四四、八三三	七五	三三、六二五	二五、七四二	(－) 七、八八二
二月	四四、八三三	七五	三三、六二五	三一、八四三	(－) 一、七八二
三月	四四、八三四	七五	三三、六二六	二九、九四六	(－) 三、六八〇
四月	四四、八三三	七〇	三一、三八三	三三、〇三四	(＋) 一、六五一
五月	四四、八三三	七〇	三一、三八三	三四、六〇六	(＋) 三、二二三
六月	四四、八三四	七〇	三一、三八四	二六、三九三	(－) 四、九九一
七月	四四、八三四	六五	二九、一四一	三七、七〇七	(＋) 八、五六六
八月	四四、八三三	六五	二九、一四一	三六、九七四	(＋) 七、八三三
九月	四四、八三三	六五	二九、一四二	二八、三九九	(－) 七四三
十月	四四、八三四	六〇	二六、九〇〇	三四、四九七	(＋) 七、五九七
十一月	四四、八三三	六〇	二六、八九九	二六、九三一	(－) 三二
十二月	四四、八三四	六〇	二六、九〇〇	二四、五〇七	(－) 二、三九三
計	五三八、〇〇〇	六七1/2	三六三、一五〇 （前年繰越）一二、二二九 三七五、三七九（繰越）	三七〇、五八〇 三七〇、五八〇	(＋) 七、四三〇 (－) 四、七九九

一九三六年（基礎割當量五六九、〇〇〇噸）

月次	一ケ月基礎割當量	輸出許可量 ％	輸出許可量 數量	實際輸出高	許可量と實際量の差
一月	四七、四一七	六〇	二八、四五〇	三一、八八四	(＋) 三、四三四
二月	四七、四一六	六〇	二八、四五六	二七、五二四	(－) 九二六
三月	四七、四一七	六〇	二八、四五〇	二五、二五三	(－) 三、一九七
四月	四七、四一七	六〇	二八、四五〇	二六、九〇四	(－) 一、五四六
五月	四七、四一六	六〇	二八、四五〇		
六月	四七、四一七	六〇	二八、四五〇		
七月	四七、四一七	六〇	三〇、八二二		
八月	四七、四一六	六五	三〇、八二一		
九月	四七、四一七	六五	三〇、八二一		
十月					
十一月					
十二月					
計					

栽培適地―護謨樹は馬來半島内の如何なる地にても良く生育する。生育の良好なのは低い沿岸平野及内地の峻險な丘陵地とであつて、最も樹勢の良いのは丘陵斜面の岩石の多い泥炭性の排水の良好な土地及硬い紅土地である。然し比較的最近に排水を行つた泥炭地に植付けると土壤が落込み、根が土の上に持上つて樹を傾斜せしめて仕舞ふ。高度二、〇〇〇呎以上に達すると樹が發育不十分となりいぢける。護謨樹は土壤には大して關係なく繁茂するが氣溫竝に雨量條件には非常に感じ易い。生育には平均した熱帶的氣溫と滿遍なく年平均八〇吋より一〇〇吋位までの多量の降水量を必要とする。馬來は護謨樹の生育には好適した條件が得られ、樹の速な生育、病蟲害を被らざる事及收量の多い點では世界中其の比を見ない處である。最適地は起伏した土地にて相當の厚さを有し而して自然排水の行はれる砂其他の腐植物を含める所謂ロームと稱する粘土質の土地である。植付後五、六年して結實期に至るまでは雜草の除去、排水を要する所では排水をなして土壤の水蝕を防ぐ手段を講ずる事、樹病の防疫竝に處理を除いては殆ど土壤を鋤起してやる必要はない。今日では殆ど各園共に主として荳科植物であるが密生する間作物を植付けて土壤の地味を保ち、豪雨の際には水蝕を防ぐ事が常識となつて居る。

芽接法—護謨樹蕃殖の實際的方法である芽接法は、最初は農場にて多數の變異性の實地觀察に基いて此の方法が照會せられるに至つたものである。即ち實驗の結果種子から育てられた普通の一群の護謨樹は其他の植物と同樣に收量に極めて變化を有する樹が多數含まれて居る事が判明した。其の結果各個體樹の收量に次第に注目されるに至り、收量の多い樹からのみ此の好性質を永續せしめる爲に樹苗を得んとする實驗を促進する樣になつた。此の方面の仕事に先鞭をつけたのは蘭領印度に於てであり、最初の結果は約一九一八年に發表せられた。夫以來特にスマトラ、爪哇、馬來及印度支那に於て相當の進步が認められ、此の芽接法は現在各種の護謨樹の混合種子から苗木を得る方にとつて代つて居る。平均收量よりも遙に多くの收量を擧げ居る母樹から得た接芽を養成した護謨樹からは非常に多くの收量が得られる樣になつた。馬來に於て交配母樹の種子から栽培した可なり成績良好な護謨園の平均數量は一英反當り約五〇〇封度であるが芽接を行つた護謨樹よりの收量は英反當り一、〇〇〇封度を得る事が出來而して將來更に進步を見れば恐らくより以上の收量を擧げ得る事であらう。

タッピング（Tapping）—護謨樹の產物は護謨汁として知られ居る白色乳劑にして普通二五—四〇%の彈性護謨を含有して居る。護謨汁中に含まれる護謨の比率はタッピンク（切付け）の方法及樹齡によつて各々相異る。通常幼樹（五、六年生）は護謨含有量の少い護謨汁を產し、タッピングを深くするか或は同數を再々行つた場合も同樣の結果を齎す。護謨汁は樹皮を突き刺すか又は切開すれば之を得られる。護謨園に於ては護謨樹のタッピングは通常地上から四呎の間の樹幹に限られて居る。農園に於けるタッピングは或る時期を置いては約二〇分の一吋の巾に樹皮を薄く剝皮切開して徐々に下方に及ぼすものにして、切付は水平角度約一五度より二〇度となし、樹液は前述樹皮の切開溝に沿つて流動し、垂直の切開溝に至り備付の集液器（コップ）に滴下する。タッピングを行ふ樹が普通樹皮の極めて薄い接木仕立のものである場合には切付は水平角度約三〇度位の急角度とする。然るときは樹液は自由に速く流動し切開溝に溢れる樣な事がなく集液器に流下する。普通の切付器具はテボン刀として知られてゐる刄巾の狹い小刀又は改良獸醫刀かである。其他種々の型の切付刀が試みられたが一般に使用されて居ない。樹液の流れる植物脈管は多少垂直に樹皮の外皮と新生組織層の間に介在する。是等の脈管は集中的に走つて居て、最も多く收量を得る樣にタッピングを行ふには各皮下層即ち樹液管層諸共に新生組織を損傷する事なく外皮深く切付けるを要する。若し新生組織を傷ける時は其處に瘤を作り生育を不規則ならしめ、新生樹皮の次回のタッピグを非常に困難ならしめる。未だ經驗日淺かりし時代に於けるタッピング法は非常に荒く、即ち魚骨形法と稱して垂直溝の兩側に各四より六條の切口を毎日付けて行くといふやり方であつた。此の方法は餘りに烈しく比較的短期間の間に樹液枯渇となつて現れるか或は收量が經濟的に見て價値なき程度に減少するかして仕舞ふ事が明かとなつた。尙又此の方法は更新樹皮を得る爲に餘りに急速にタッピングする樹皮の箇所を移動しなければならない事が判明し、而して經驗竝に實驗の結果此の方法は次第に更められ、現今經營成績良好な農園にして最も荒いタッピングの方法を採用して居る處でも樹幹の半面に一日置か一箇月置きに毎日に半魚骨形又はV字形法のタッピングを行ふ程度である。此の新しいタッピング法にて樹幹の半面に各日毎に幅二〇分の一吋にて線付けを行つて行くとすれば、地上三呎の箇處より線付を行ふものとして半面にてタッピング面は約四箇年繼續し、同じ高さから他の半面のタッピングを行へば兩方で約八箇年タッピングを行ふ事が出來る。即ち八箇年して再び初めて線付を行つた所の新生樹皮が出來上つて居る點からタッピングを行ふ事が出來る。地味の惡化或は先に繼續してタッピングを行つた爲に收量が減じ、新生樹皮の生育が後れる事或は特に老齡樹には必要なりと考へられて居る樹皮の新生期間の長くかゝる事などを考慮して現今右より以上に保守的なタッピング法が實施されて居る。即ち此の方法は各日にA・B・C或はA・B・C・D・法にてタッピングを行ふものにして、之によればタッピング面の三分の一又は四分の一は何時も休止して居る譯である。A・B・C・法ではタッピング面の三分の二は十二箇月間タッピングを行ひ六箇月間休養するのである。

極く最近では各種の日數間隔を長くしての二重タッピング法即ち各々異れる高さにて縱溝の左右に各一條の切口を三日又は四日に一廻宛行ふ方法が研究されて居る。實驗の結果に依れば樹面消費量が各日單一タッピングに等しい四日一回の二重タッピング法は收量を同じくしてタッピング費を節約する事が出來る事が明になつた。護謨價格の低い時には普通の實生樹に對して選擇タッピング即ち最低收量のものゝみをタッピングする方法が行はれ、斯くする事に依てタッピング費の節約を行つて居る。

收量—英領馬來にて最も護謨に適する地味を有する地域にして普通の實生園の場合樹幹半面各日タッピングにて一英反當り年收量は五〇〇封度或は夫より多少多い位である。土壤の貧弱な所では收量は二〇〇封或は夫以下にして例外的に良好な土地にては七〇〇封度以上に達する。英領馬來全體を通じての平均收量は英反當り年四〇〇—四五〇封度と見て良い。收量の特に多い母樹より仕立てた芽接樹は收量が比較的に多量である。

病蟲害—其他の栽培作物と同樣護謨樹も各種の病蟲害に襲はれる。護謨樹の疾病は總て各種の菌が其の原因をなして居り、便宜上之を樹根病、樹幹及樹枝病竝に樹葉病に分けられる。

英領馬來に於ては主として樹根病は三種の菌—(*Fomes lignosus, Ganoderma pseudoferreum, Fomes noxius*)—が其の因をなし、原始林開墾の際の感染せる雜木の埋沒せるものゝ幹などから傳染するものである。

馬來の或る地方に發生を見る樹幹及樹枝病は紅斑病にして *Corticium salmonicolor* 菌が其の病源をなす。而して此の疾病は山麓の幼樹に良く見る處にして、之を驅除するには適當な殺菌劑を以て時々病樹幹樹枝を消毒するか或は又感染せる枝を截り燒却するかして絕滅する。

最も油斷のならない病害の一は *Ceratostomella fimbriatum* 菌が病源をなすタッピング面に黴の爲に瘤を作る疾病にして、雨期には其の發生甚だしく、特に下生が茂つて濕氣が絕えない密植せる小園地域に多く見られる處である。病菌を驅除しないとタッピング面が荒され創痕を殘して新生樹皮の發育が妨げられ、次回のタッピングを非常に困難ならしめる。

其他タッピング面及樹幹を荒す疾病としては Phytophthora 種菌による病及黑銹病が擧げられる。

東洋—馬來を含む—に於ける最も惡質の護謨樹の樹葉病は *Oidium Heveae* 菌に依る粉末性銹病にして是は馬來に於ては二、三月頃の常態の越冬即ち落葉後の發葉中に再度の落葉を來す。此の疾病は近年中東洋に於ける農園に廣く蔓延して居るが、馬來に於ては或る郡內にて發葉中天候不順の爲甚だしい落葉を來したのみである。

馬來に於て護謨樹の害蟲として最も恐るべきは白蟻にして其の中でも主なる種類は *Coptotermes curvignathus* である。此の害蟲は原始林中の埋沒材中に生存し、原始林が開墾燒却せられると護謨樹を襲ふものである。

粗製護謨及護謨汁（ラテックス）の調製法—市場向として處理せられた原料護謨の主なる種類はスモークドシート及淡色クレープとである。

護謨汁は凝固劑を添加して護謨となる。ラテックスに適當量を加へて凝固せしむる酸及化學藥品には種々ある。二、三年前までは主として用ひられた酸は醋酸にして、或る農園では經濟的の見地からして硫酸を用ひ又小園にては大概明礬を用ひて居たが、最近には生產費の低下を目的として醋酸の代りに蟻酸を用ひる事が專ら行はれてゐる。シート護謨製造の場合であれば丁度一ガロン餘の容量の角鍋にラテックスを入れて凝固せしむるか或は普通アルミニウム張りにして同じく一・五吋の間隔を置いてアルミニウム製の區劃を施せる大きな木製槽に入れて凝固せしむるかであつて、此の時には凝固護謨は約一吋三分の一の厚みを有する。三五—四%の乾燥護謨を含有するラテックスから凝固製出せる護謨は乾燥の爲適當な厚さのシートとする爲機械にかけるには餘りに强靱にすぎ且つ品質の均一性を得る爲に、原料ラテックスは普通凝固する前に一ガロンに付乾燥護謨一・五封度（一五%）を含有する樣に稀釋せられる。約一・五吋の厚みを有する凝固護謨は平滑な急速廻轉式ロール機にかけ、而して此の機械のロールは殆ど間隔が作つてない爲最後に出て來るシートの厚みは八分の一吋より厚くはならない、次に行ふ操作

は型付け作業であつて、型付けの目的は之により乾燥表面を大にするのと、双方が粘性を帶びて密著する事を妨ぐにある。特殊の買手の爲空氣乾燥シートを生產して居る二、三園と燻煙室を建てる事が出來ない小園保有者の例を除いて、總てシート護謨は燻煙乾燥に依るものである。燻煙室は普通一階或は二階建の木造かトタン造或は煉瓦造かであり、內部に適當な棚が造られて居て護謨シートが懸けられる樣になつてゐる。燻煙室が二階建の場合には一階か又は外部に備付けた各種の型の爐で薪を徐々に焚き護謨シートは二階に掛ける仕掛になつてゐる。最近は一階式のもので、爐及煙道は床下に備付けたものが專ら採用されて居る。掛け棚は取扱の便宜上手押車式にしてあり、部屋には區分をなして半乾の物と未乾の物は別々に置く樣にしてある。段々完備した燻煙室が出來、シートの厚さも一〇分の一吋位に減じられた爲に燻煙竝に乾燥期間は二—三週間であつたものが僅に約三—五日に短縮されて來てゐる。スモーキングシートを作る主な目的は煙が防腐劑の役をなして黴の發生を防ぐにある。最近燻煙と乾燥を別個に行ひ、熱湯又は蒸氣熱管を以て乾燥し其の後で燻煙をする方法が行はれてゐる。此の方法に依れば天日を利用する事が出來て薪の經濟となり理想的な乾燥が出來る事となる。

　クレープ護謨を作る場合には先づ凝固護謨を數種の機械にかけ不規則に廻轉せる凹凸あるロールにかけるのであるが、凝固護謨はロールを通過する際に打碎かれて最後の仕上りが其の表面が粗雜であるか或は凹凸がある所から所謂「クレープ」と稱するものとなる。クレープ護謨製造に際しては生護謨汁は一ガロンに付護謨含有量約二封度に稀釋せられ、クレープ製造機にかけるに便利な形に凝固物は任意に切つて使用する關係上凝固器の形はどんな物でも差支ない。クレープは可なり長尺物を作り換氣の良く行はれる、トタン壁トタン葺の室內で掛棚に掛けて乾燥する。一般に英領馬來では人工乾燥法を採用して居らない關係上、凝固物は非常に薄手のクレープに作られ、トタン生子板張りの室で普通の日陰の氣溫で一〇日乃至一五日間乾燥する。數年前多數の乾燥せる薄いクレープを重ねて壓縮して作れる厚いブランケット・クレープは靴底に好適する事が發見せられた。同じ樣な方法で優良な非常に薄い淡色クレープを重い幅の廣いローラーにかけて優良產品を作る。大抵の場合薄物クレープは更に之をロールにかけて薄片にするにはロール掛けを行ふ前に加熱板に載せて輕く加熱操作を施す。薄物クレープは之をロールに掛けて更に薄くし又緣剪をした後で最後の仕上げソール・クレープの寸法が長さ四〇吋幅一三吋になる樣な大いさに之を切斷する。此の寸法は市場向として最も適當して居る樣に思はれる。靴底は此のソール・クレープから製靴者が更に所要の寸法に切る譯である。

　何れの農園にても護謨產物の總收量の一〇乃至一五%は(イ)乾燥ラテックス—樹屑護謨として知られて居るものでタッピング後樹液流動が停止して切口溝に乾燥凝固せるもの　(ロ)塊護謨—自然凝固に依るものでラテックスを工場に運搬するまでに集液器或はバケツの表面にある程度まで附著するものである(ハ)凝固鍋又は槽中の泡渣掬上げ物料　(ニ)最初のクレープ又はシート製造中に偶然出る事のある變色せるクレープ片又は凝固護謨の裂片　(ホ)土塊護謨—特にタッピング後集液前に降雨のあつた時など起り易い事であるがタッピング溝より樹液が流出して土中にて凝固せるもの　(ヘ)皮護謨—タッピングに依り出る切り皮等よりなつて居る。

　(イ)—(ロ)までの物は第一級品クレープ製造機と同樣の機械に掛けてクレープ護謨を作るが、(ホ)及(ヘ)の物は同樣の取扱をなすが、樹皮を含み而して粘性があつて劣等品クレープが出來る。現在生產過剩の傾向にあるので　(ホ)及(ヘ)は製造されて居ない。

　ラテックス及コンセントレーテッド・ラテックス(生護謨汁及凝縮護謨汁)比較的最近に至つてラテックスは其の〇・五乃至〇・七%のアムモニアを添加して(其他の藥品も用ひられない事はないが、アムモニア以外のものは消費者側で歡迎せぬ)ラテックス其の儘の狀態で貯藏し得、從てラテックスとして船積輸送し得る事が發見せられた。護謨製造者側の研究に依て各種商品の製造特に薄手の淡色クレープを使用して居た薄手の商品製造には護謨溶解物の代りに織物組織にラテックスを注入するとか其の他種々の應用に從來の原料護謨よりもラテックスの方が優つて居る事が證明せられるに至つた。又ラテックスは之を凝縮し得る事が發見せられ而してコンセントレーテッド・ラテックスは或る種の目的には普通の護謨園より直接來た處の乾燥護謨三五—四〇%を含有するラテックスよりもより以上に適して居る事が分明するに至つた。或る種のコンセントレーテッド・ラテックスは絲護謨(圓筒形)、スポンヂ護謨或は粘着物製造等の如く新用途に應用せられて居る。右の樣な譯で世界原料護謨消費額の中現在は未だ僅に五%以下しか使用されては居ないが、英領馬來其他の護謨產國よりのラテックス輸出高は益々增加の傾向にある。

　英領馬來に於ては或る護謨園にてラテックスの凝縮法として商業的規模に行つて居るのは次の三方法である。

　(イ)蒸氣加熱の際に凝固するのを防止する爲或る種の凝固防止劑を添加し、ラテックスの水分を除去してコンセントレーテッド・ラテックスを製出する。此のラテックスはレバテックス (Revertex) として知られて居るもので約七〇%の乾燥護謨を含有する糊狀のものとして輸出せられる。

　(ロ)主にダンロップ護謨園にて製造してゐるもので適當な遠心分離機にかけて凝縮したもので遠心分離ラテックスと稱せられ、凝縮汁は約六〇%の乾燥護謨を含有し、スキム (skim 泡渣護謨) は約一〇%の乾燥護謨を含有するものが得られる。

　(ハ)ラテックスに或る種のクリーム狀作用藥(主として或る種のゴム及粘劑)を添加してクリーム狀ラテックスを作る方法にして是は約六〇%の乾燥護謨を含有し、スキムは同樣約一〇%を含有す。

　遠心分離及クリーム狀ラテックスは船積及貯藏中ラテックスの性狀を保存する爲に〇・五乃至〇・七%のアムモニアを添加する。

統計—

英領馬來護謨統計表

摘要	單位	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五			
						海峽植民地	馬來聯邦	馬來非聯邦	計
一、護謨植付面積									
(一)百英反及夫以上の農園	英反	一、八五三、七九〇	一、八五七、〇七九	一、八七三、一二九	二、〇一〇、二七二	二〇七、五二六	一、〇四〇、〇〇〇	七七四、四四三	二、〇二一、九六九
(三)百英反以下の農園	同	一、二一九、八五八	一、二七五、六五八	一、二六一、〇七四	一、二七一、九三四	一二五、六八八	五三九、七六〇	五〇七、四三九	一、一七二、八八七
計	同	三、〇七三、六四八	三、一三二、七三七	三、一三四、二〇三	三、二八二、二〇六	三三三、二一四	一、五七九、七六〇	一、二八一、八八二	三、一九四、八五六
二、輸入額									
(一)乾燥護謨	噸	一二五、九八七	二六、二二五	三七、七三九	七九、五七九	—	—	—	一〇八、五四九
	弗	一八、九九五、二〇二	三、七八二、七〇二	七、三三八、〇三五	三一、六二七、八一四				
(二)濕性護謨	噸	—	六六、六四九	一三〇、三七五	一三一、八六三	—	—	—	六六、一〇三
	弗	—	六、〇〇四、二三二	一三、七一四、五〇一	四〇、一四〇、九七九				
計	噸	一二五、九八七	九二、八七四	一六八、一一四	二一一、四四二	—	—	—	一七四、六五二
	弗	一八、九九五、二〇二	九、七八六、九三五	二一、〇五二、五三六	七一、七六七、七九三				
三、輸出額(ラテックスを含む)									
(一)總輸出額	噸	五一九、五九〇	四七八、二五五	五七三、四一二	六七七、二〇八	三七八、八八六	一九七、一六一	一三八、六四三	五九〇、三一九
	弗	一一八、三四〇、一一六	七七、九〇七、五五一	一二三、四三九、六八五	二七九、六三九、七二六				

出所＝英領馬來年鑑

(二)領内輸出額	噸	四一三、八五九	四〇五、二〇九	四四八、六九〇	四八〇、八四九	三五、〇七九	一九六、八七二	一三八、六三一	三七〇、五八二
四、月平均在庫高（百英反以上の農園、仲買人及港）	同	八一、六六八	六八、一一六	七二、四三一	九八、〇三八	五二、六八四	二〇、五一八	九、三五一	八二、五五三
五、生産高									
(一)百英反及夫以上の農園	同	二三九、四三五	二四〇、一〇七	二四一、〇一一	二六二、三六八	二二、五四九	一三三、〇六七	八七、二六六	二四二、八八二
(二)百英反以下の農園	同	一九五、四二二	一七七、〇三〇	二一八、八二五	二一七、〇〇一	一三、二五八	六七、三八〇	五四、八六一	一三五、四九九
計	同	四三四、八五七	四一七、一三七	四五九、八三六	四七九、三六九	三五、八〇七	二〇〇、四四七	一四二、一二七	三七八、三八一
六、領内製造業者消費高	同	一、五二一	二、三九五	二、八七八	八七三	四八五	一〇八	—	五九三
七、芽接樹植付面積									
(一)農園數	箇	四五〇	四六九	五一八	五七七	五三	三九一	一五七	六〇一
(二)植付面積	英反	一三七、九七四	一六六、二四二	一七一、七二七	二〇四、六九一	三、八八五	一〇六、八一三	八九、三一一	二〇〇、〇〇九
八、採液可能總面積（百英反及夫以上の農園）	同	一、四二四、八六二	一、四二四、八六二	一、五七〇、〇五二	一、五七七、六〇〇	二〇三、二二七	九六二、六六七	六七八、三五四	一、八四四、二四八
九、採液可能なるも採液せざる面積									
(一)全然タッピングを停止せる農園	同	一〇一、八七九	一四一、四四八	七二、〇一五	三三、六一三	五、二三七	四三、一七五	二五、三七三	七三、七八五
(二)一部タッピングを停止せる農園	同	一八四、七五九	一七三、三七七	一七五、七三一	一九一、五五二	五一、三六六	一九九、四〇三	一〇二、三二四	三五三、〇九三
計	同	二八六、六三八	三一四、八二五	二四七、七四六	二二五、一六五	五六、六〇三	二四二、五七八	一二七、六九七	四二六、八七八
一〇、百英反及夫以上の農園主國籍別面積									
(一)歐洲人	園數	一、一一三	九七七	—	—	—	—	—	—
	英反	一、五二九、九八四	一、三九八、三四九	一、三九四、〇三七	一、四六二、五五七	一二九、二三〇	八四九、七七七	五〇六、〇七八	一、四八五、〇八五
(二)支那人	同	八八三	九七七	—	—	—	—	—	—
	同	三一八、七六一	三四七、七九九	三五六、九四二	三四六、二五〇	六三、一六六	一二二、五二八	一六六、二二六	三五一、九二〇
(三)印度人	同	二七二	二四二	—	—	—	—	—	—
	同	一〇六、六四八	五七、六三三	六三、〇六九	一〇三、二四五	一三、二二九	五三、一三二	三〇、四五一	九六、八〇二
(四)其他	同	一〇九	六〇	—	—	—	—	—	—
	同	九一、七六七	五八、九〇六	七六、八四〇	八六、六五一	一、九一一	一四、五六三	七一、六八八	八八、一六二
計	同	二、三七八	二、三〇一	—	—	—	—	—	—
	同	二、〇四七、一六〇	一、八七七、三〇五	一、八九〇、八八八	一、九九八、七〇三	二〇七、五三六	一、〇四〇、〇〇〇	七七四、四四三	二、〇二一、九六九
一一、護謨植付面積（農園面積別）									
(一)五、〇〇〇英反以上	英反	—	—	一四七、〇〇四	三六〇、一九〇	三四、六一八	九九、〇九八	二二二、五一二	三五六、二二八
(二)一、〇〇〇—五、〇〇〇英反	同	—	—	六七八、九六四	一、〇二二、一二二	九七、一四八	五九七、二一六	三三一、五九〇	一、〇二五、九五四
(三)五〇〇—一、〇〇〇英反	同	—	—	二〇三、四八三	二九〇、五四四	二七、七九〇	一七一、四〇九	七八、三〇六	二七七、五〇五
(四)一〇〇—五〇〇英反	同	—	—	一七八、六二一	三三九、三七九	四七、九七〇	一七二、二七七	一〇九、〇六三	三二九、三一〇
計	同	—	—	一、二〇八、〇七二	二、〇一二、二三五	二〇七、五二六	一、〇四〇、〇〇〇	七四一、四七一	一、九八八、九九七
一二、百英反及夫以上の農園の勞働者及其の家族									
(一)勞働者	人	—	—	一五四、四七二	三〇〇、五九九	二三、六三四	一四五、八九九	九三、五五五	二六三、〇八八
(二)家族	同	—	—	五六、五六一	九四、七八三	—	—	—	—
一三、護謨年平均價格									
(一)新嘉坡	封度當り仙	九・八〇六	七・〇〇〇	一〇・二三〇	二〇・八八二	二〇・一四一	—	—	—
(二)倫敦	封度當り片	三・一五五	一二・四三四	三・二一九	六・一五九	六・四三四	—	—	—
(三)紐育	封度當り仙	六・七〇〇	三・四九〇	五・九六〇	一二・九二〇	一三・〇九〇	—	—	—

（備考）　倫輸出入統計に關しては「貿易の部」參照

古々椰子(*Cocos nucifera*)

分布—古々椰子樹は殆ど馬來全土到る處に見られ、馬來人住民にして此の二、三本を植へて居ない者は殆どない位で、之を植へて彼等の子供の出生日を知る所縁とし、他面食料、飲料、薪材其他の日用必需品を得る天惠物として彼等にとつては極めて親しみ深い植物であるではあるが、内地方面で古々椰子を植へてある處は家屋の周圍に僅か二、三本を見るのみで、之に反して河岸には極めて多數栽培されて居り、古々椰子農園は總て低い沿岸平野及河川近くの低い堤に限られて居る。

英領馬來にて多數の分布を見るのは彼南、プロビンス・ウエルズレイ、クリアン、デインデインズ、下ペラ郡のバガン・ダトー地方(Bagan Datoh D.)、ブルナム河(S. Bernam)からスランゴール州スパン(Sepang)に至る沿岸地帶及パハン、ジョホール、ケランタン諸州の沿岸平野等である。

面積—英領馬來に於ける古々椰子栽培地總面積は約六〇六、〇〇〇英反と推定されて居り、中一七〇、〇〇〇英反ジョホール州、一一〇、〇〇〇英反ペラ州、一一〇、〇〇〇英反スランゴール州、五七、〇〇〇英反ケランタン州、三七、〇〇〇英反プロビンス・ウエルズレイ、二九、〇〇〇英反ケダー州、二五、〇〇〇英反トレンガヌ州、一七、〇〇〇英反パハン州、一四、〇〇〇英反彼南島、一三、〇〇〇英反馬拉加の割合と見られて居る。總面積の中一五〇、〇〇〇英反以上は百英反以上の大農園が之を占めて居り、其他は總て亞細亞人が有し、其の大多數の者は各々僅に二、三英反宛を所有して居るものである。百英反を超へる農園數は一六三園に達し、其の中三六園は栽培面積各々千英反を超へてゐる。

生産—古々椰子産業の産物は生果、コプラ、古々椰子油及椰子酒にして現今では古々椰子纖維、椰子炭、デシケーテツ・ドコナットは實際上生産されて居ない。生果の儘或は古々椰子油、椰子酒として領内にて消費せられる額は相當量に上る關係上英領馬來の生果總生産高は推算に止めるより外知る由もない。然し農園の生産量はコプラ換算にて一英反當り平均一〇擔、同じく小園にては四・六擔にして總面積に對する割合は平均一英反當り五・五擔と見て差支へない。而して總面積六〇六、〇〇〇英反中其の九〇%(約五五〇、〇〇〇英反)は果實生産園であるから、上述の平均收量五・五擔とコプラ一噸の生果換算數を五、〇〇〇箇とすれば、生果實の總産高は約九〇〇、〇〇〇、〇〇〇箇となる。此の數字は亞細亞人の生果消費高と古々椰子産物純輸出高を加へた數字に略一致する。

品種—英領馬來には引合に出す古々椰子樹の種類は極めて多いが、其の種類に關しては發生學的には餘り未だ良く知られて居ない。然し容易に識別し得る著明な種類があつて便宜上之を矮生種と長身種とに分ける。矮生種は其の生果の外皮の色からして之を綠、赤、黄色種の三型に分けて居る。矮生種は比較的夥産種にして自家授粉をする割合が強い爲に比較的に發生學的には純粹である。長身種にありては佛燄苞上の雌花は雄花が開花して枯死するま

でに開花するものは極めて稀で、之に反して矮生種にては雌雄花の發育は殆ど時を同じうし、開花も同時である爲に自家授粉をなす割合が強いのである。是等の三つの型の中綠色種は最も強健にして、果實の型も大きく最良のコプラを產する。一時は夥產であるといふ理由で矮生種の栽培は長身種の栽培に比して採算上有利であると多數の者から信ぜられて居た。偶々或る農園に於て矮生種からの收量が多かつた事實が此の意見を抱かせるに至つたものゝ如くである。然し最近の調査の結果に依れば矮生種は長身種に比して諸種の條件の良くない處では影響を受け易い事が判した。前者は排水良好にして給水の得られる重い粘土性の土壤には良く生育し、條件さへ良ければ若い中は收量は極めて多いのであるが、矮生種に適する條件が何れの地にても得られる譯ではなく、從て其の收量は大概の場合稍佳良であるか、さもなければ貧弱である。長身種の生育竝に結實性は之まで種々交配が行はれて來て居る結果區々である。實際上英領馬來に於て椰子栽培の行はれて居る處は總て長生種であつて、一般に交配種が其の大部を占めて居る。

收穫—古々椰子は普通植付後四年乃至六年目に結實を見夫より六箇年以上良果を生產し續ける。成熟樹よりの平均年收量は一本當り四〇乃至五〇果にして、植付後十年目が最も收量が多い。收穫法は各農園にて異なり大概の場合其の土地々々の事情で理想的と思はれる方法は犧牲に供せられて居る狀態である。最も理想的な收穫法は成熟して樹より落下せるものを拾ひ集める方法である。椰子油及コプラの收量の最も多いのは自然に落下せる時である。然し此の自然落下を待つて拾ひ集める方法は果實が未だ果莖に付いて居る間に發芽したり、又落下して葉柄に引懸つたり、或は落下しても間作物の爲集收が困難となつたり、更に落下迄放任して置く事は多くの地方で盜難を奬勵する結果となつたりして弊害が極めて多い。右の樣な理由で多くの農園では成熟果或は殆ど成熟せる果實を一定期間—一、二箇月—を置いて切り取つて居る。切り取つた生果は一々之を檢査し、若し未成熟のものがあれば是を充分成熟するまで貯藏する。土人園のものは多くは立毛の儘賣買せられて居る。

蟲害—英領馬來に於て見らるゝ椰子樹の害蟲には次の如きものがある。

赤縞穀象蟲（*Rhynchophorus schach* Oliv.）此の穀象蟲の幼蟲は椰子の生育穗に至り之を食害する。之を防ぐには豫め樹幹に害蟲による浸入口、或は人爲的の損傷を與へない事である。此の浸入口を作つて幼蟲浸入の媒介をなすのは南洋甲蟲である。

南洋甲蟲（*Oryctes rhinoceros* Linn.）此の甲蟲は生長點の新芽を食害して枯衰せしめ或は穀象蟲幼蟲の媒介をなして椰子樹を枯死せしめる。甲蟲の成蟲は穗を食ひ破り、未だ開かざる幼葉を食害する。甲蟲は健全な椰子樹は之を食害する丈で產卵する事はないが、堆肥又は枯死せる椰子樹等に產卵する。

古々椰子葉鞘靑蟲（*Mahasena corbetti* Tams.）圓錐形葉鞘內に潛在生育する此の種蛾の靑蟲は幼葉の表面のみを食ひ荒し遂には穿孔して葉の外見をぎざ〳〵ならしめる。

刺痛靑蟲（*Setora nitens* Walk.）此の蛾の幼蟲靑蟲は若い椰子樹を襲ふのみ起であつて、指で摘みとるのが最良法であるが、此の際靑蟲の有毒な刺狀突歴に刺されぬ樣に豫め指頭に防護物を冠するを要する。

古々椰子斑蛾（*Artona*（*Brachartona*）*Catoxantha* Hamps.）此の幼蟲靑蟲は古々椰子の羽狀葉の裏側表皮を食害する。馬來では其の發生は雨期に限られて居る。

大古々椰子穗蛾（*Tirathaba rufivena* Walk.）此の蛾の卵は雄花の落花中に產み付けられて居る。孵化した蛾は一般に雄花にのみ潛入するが又雌花にも入つて之を害する。

其他の害蟲　その他 *Plesispa reichei*（二色古々椰子葉甲蟲）、*Hidari irava* Moore（古々椰子跳靑蟲）. *Betrachedra arenosella* Walk.（稀有、古々椰子穗蛾）、*Coptotermes curvignathus* Holmgr.（白蟻）*Oecophylla smaragdina* Fabr.（赤蟻）等の諸害蟲がゐる。

コプラの製造—古々椰子の主要物產は通常コプラと稱せられて居る乾燥果肉である。馬來に於ては降水量多く且つ年中滿遍なく降雨を見るので最初に一寸天日乾燥を行つたものを乾燥窯に入れて本式に乾燥する方法が採用されて居る。多數小園保有者は其の收量少く且つ窯を建てる費用を有せない爲に全然天日乾燥に依てゐる。天日乾燥品は商品として格付最高である。乾燥の日數は一日乃至七日間で、普通は約三日であつて窯入乾燥前或は後に於ける天日乾燥は天候の良好な時にのみ之を行ふ、コプラの最良品を得るには果肉を抉出して直に乾燥過程に移り、乾燥するまで他の工作を施さない事が必要である。現在最も廣く多く用ひられてゐる乾燥窯の型は錫蘭型と稱する窯で、此の外に加熱板窯も少數用ひられてゐる。前者にありては粗造家屋の地上より六—八呎の箇所に竹製の簾子を置き、壁は通常一五吋の煉瓦造とし根屋はトタン或はアタップ葺とし、簾子の上に半圓形の未乾燥コプラを順序よくうつむけに配列堆高く積み上げ(約十二吋)、簾子の下に地下二三呎の處に焚口を有する窯を作り、燃料として果實の外殼、堅果殼或は薪を用ひ、之を燻らす程度に燃し其の煙にて乾燥するものである。約三日間で乾燥を終る。堅果殼を燃料とするには窯の一方より之を一列に配列して順次に燃え移る樣にする。後者にありては加熱板の高さを四—五呎とし角形のコンクリート或は鐵板を用ひ、往々にして其の大いさ縱幅六〇呎、橫幅一六呎に上る巨大なものも用ひられて居る。燃料は前者同樣であり焚口の一方から之を燃せば火焰瓦斯は加熱板の一面を溫めて窯の反對側に作れる煙突より拔け出る。良品を得る場合には加熱板に積み重ねるコプラの量を少くすれば良い。

コプラの損傷—約六%位の水分を含有するコプラは其の表面に白色の薄い黴を生ずるのみにして、輸送中には大概剝落し歐洲に著くまでには白色の綺麗なコプラとなつて居り大した害を及ぼさない。然し高度の水分を含むものにありては白褐綠色か或は又重く黑い黴を生じ易く、然る時は發熱を伴つて自然に酸味を帶び、內部までも暗色になつて來る。コプラの損傷は單に原產地に於ける天候條件にのみ依るものではなく、製造法に注意を缺いて乾燥不十分であつたか或は船積に先立つて良品と不良品を混同して置いたか等により起る事が多い。

古々椰子油—馬來產コプラは六四乃至六六%の椰子油を含有する。最近領內に於ける古々椰子油生產高は相當增加して來た。搾油した後のコプラ糟は好箇の動物飼料となる。椰子油を採るのは總て壓搾法に依るものにして此の方法に依る收量は大約コプラの重量の六〇%である。搾油前にコプラは一應破摧機にかけて之を細片とし、後之を壓搾ロールにかけて油を分離する。非常に含油量が多いのでコプラ糟は之を加熱して二回搾油する。第一回搾油は大概螺旋機にて、而して第二回は水壓機を用ひる。

其他の古々椰子產物—古々椰子からは右の外數多の產物が得られる。未開花の佛焰苞を定期に剪り、其處より流出する樹液を集め、之を醱酵せしむれば酒精を得る。此の液體の醱酵せるものを椰子酒と稱し、タミール人勞働者の嗜好飲料品となる。食料品として用ひられるデシケーテッドココナットは現在馬來では作られて居ない。外殼の纖維からは椰子纖維製綱、敷物、箒、刷子等が造られるが、現今馬來では燻煙窯の燃料として用ひられるか或は肥料として地中に鋤入れるかして居る。堅果殼は又コプラ窯用の燃料として使用され、殘つた物は炭に作られて居る。

統計—

古々椰子地方別植付推定面積表

單位＝英反
出所＝海峡植民地馬來聯邦農務局年報

地方別	一九三五			一九三四	一九三三	一九三二	一九三〇
	百英反及以上の農園	百英反以下の農園	計	計	計	計	計(1)

ペラ	五二、三四五	六三、八一一	一一六、一五六	一〇九、二六四	一〇八、九四〇	一〇八、九四〇	一〇八、九四〇
スランゴール	三七、五九〇	七二、六二三	一一〇、二一三	一一〇、三六六	一一〇、五八四	一一〇、五八四	一一〇、二九四
ネグリスムビラン	一、〇六九	四、九二〇	五、九八九	五、九六六	五、九六六	五、九六六	五、九六六
パハン	二、八四二	一四、四四六	一七、二八八	一七、一六二	一四、九一八	一四、五三〇	一四、五三〇
馬來聯邦計	九三、八四六	一五五、七九九	二四九、六四五	二四二、七五八	二四〇、四〇八	二四〇、〇二〇	二三九、七三〇
新嘉坡	—	—	八、三六〇	八、四〇〇	八、四〇〇	八、四〇〇	八、〇〇〇
馬拉加	—	一三、三四〇	一三、三四〇	一三、二二八	一二、七八三	一二、五八五	一二、五八五
ディンディンズ(2)	—	—	—	六、五九〇	六、五九〇	六、五三〇	六、五三〇
プロビンスウエルズレイ	一七、五九八	一九、二二三	三六、八二一	三六、八二一	三六、八二一	三六、八二一	三六、八二一
彼南	—	—	一〇、〇四五	一三、五五〇	一三、九三一	一三、五二六	一三、五二六
ラブアン	—	三、四二二	三、四二二	三、四二二	三、四二二	三、一九六	三、一九六
ブルネイ	—	一、三七〇	一、三七〇	一、三七〇	一、三七〇	一、三七〇	一、三七〇
クリスマス島	—	一九	一九	一九	一九	一九	一九
海峽植民地計	—	—	七三、三七七	八三、四〇〇	八三、三三六	八二、四四七	八二、〇四七
ジョホール	三、三〇〇	一六六、七八五	一七〇、〇八五	一六九、三六七	一九八、〇〇〇	一六五、〇五〇	一六五、〇五〇
ケダー	八五三	二八、二一八	二九、〇七一	二九、〇七一	二九、〇七一	二六、九六〇	二六、六八八
パーリス	—	三、八二九	三、八二九	三、八二九	三、八二九	三、九六一	三、九六一
ケランタン	—	五七、二七一	五七、二七一	五七、二七一	五七、二七一	五七、二七一	五七、二七一
トレンガヌ	—	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
馬來非聯邦計	一一〇、〇五一	一七四、五七五	二八三、二五六	二八四、五三八	三一三、一七一	二七八、二四二	二七七、九七〇
英領馬來總計	—	—	六〇八、二七八	六一〇、六九六	六三六、九一五	六〇〇、七〇九	五九九、七四七

（註）(1)一九三〇年に古々椰子調査實行された爲一九三一年は一九三〇年と大なる變更なきものとして統計掲出され居らず

(2)一九三五年ディンディンズはペラ州の一部となりたる爲此の數字はペラ州中に含む

出所＝同前表

コプラ純輸出高表

摘要	一九三一 數量	一九三一 價額	一九三二 數量	一九三二 價額	一九三三 數量	一九三三 價額	一九三四 數量	一九三四 價額	一九三五 數量	一九三五 價額
輸出高	一〇二、〇一四 噸	一五、三〇七、五二一 弗	一〇〇、八〇九 噸	九、六七七、六七六 弗	一一〇、二九八 噸	八、九八九、〇九八 弗	九五、五九九 噸	五、八六四、六九二 弗	一一一、七五二 噸	九、五一九、七二六 弗

單位＝擔當り弗

出所＝當課資料

コプラ最高最低平均市價表

摘要	一九三三 最高	一九三三 最低	一九三三 平均	一九三四 最高	一九三四 最低	一九三四 平均	一九三五 最高	一九三五 最低	一九三五 平均	一九三六 最高	一九三六 最低	一九三六 平均
平均市價	五・五五	三・〇〇	三・九〇	三・八〇	二・五五	二・九三	五・八〇	三・四〇	四・五三	九・五〇	四・五〇	—

（備考）日乾コプラの新嘉坡市價

出所＝英領馬來貿易年表

古々椰子生果仕向國別輸出高表

國別	一九三一 數量	一九三一 價額	一九三二 數量	一九三二 價額	一九三三 數量	一九三三 價額	一九三四 數量	一九三四 價額	一九三五 數量	一九三五 價額
ブルネイ	百斤 三一九	弗 六九五	百個 四九九	弗 九九八	百個 一、二七三	弗 八七八	百個 一、五六一	弗 一、五九六	百個 一、一五〇	弗 一、六〇一
緬甸	一三七、三五六	一五九、六一九	八九、一二六	二三二、九〇八	九五、一二八	一九二、一七八	九二、二五〇	一七二、一三三	一〇〇、二四七	二二八、一一一
香港	三二、四二四	三五、四一三	八、一五四	三二、一四一	五、一二八	二〇、三一〇	四、四六五	一二、七六五	二、一四五	六、七四四
サラワク	五三五	一、五六一	九〇〇	一、八〇〇	一、八三三	一、三二三	一、〇五五	一、三二四	九三〇	一、七六二
濠洲	二二七	三七五	六三	一六七	—	—	—	—	—	—
支那	四八四	五〇一	一一九	三四三	一九五	三六九	七七二	一、二八六	五九六	一、五二一
暹羅	七三、三〇六	七四、九九一	三七、〇九二	九八、四四九	三〇四	六六〇	一、二三〇	一、六八三	七〇〇	一、四四五
其他	一〇五	二六四	二九	一五七	八三	一九七	一〇六	九一	五九六	一、四三一
計	二四四、七五六	二七三、四一九	一三五、九八二	三六六、九六三	一〇三、九四四	二一五、八一四	一〇一、四三九	一九〇、八九七	一〇六、三六四	二四二、六一五

單位＝數量―噸　價額―海峽弗

出所＝同前表

古々椰子油仕向國別輸出高表

國別	一九三一 數量	一九三一 價額	一九三二 數量	一九三二 價額	一九三三 數量	一九三三 價額	一九三四 數量	一九三四 價額	一九三五 數量	一九三五 價額
英本國	一八	二、五二〇	一一〇	一七、七四五	五九八	六七、七三六	三、七五九	三五四、五九七	三、二三五	四三六、六四〇
南阿聯邦	—	—	二〇	三、五三八	—	—	一四五	一二、七四五	六〇一	八二、四六一
英領印度	一	一五〇	九〇六	一四七、〇一七	四、三九〇	五四一、五一六	四、六七二	三八九、六三〇	一五、〇六二	二、〇一一、六五〇
緬甸	一	二五四	一、五二二	二六二、八九七	一、九八九	二七五、三一〇	二、三三八	二一一、二九一	二、七五二	三七七、七七四
香港	八七二	一三四、二四五	四八四	八〇、四四二	八六六	一一四、五五五	九九〇	九三、七七〇	八六五	一一六、八二八
和蘭	三	五〇四	—	—	—	—	六一〇	四六、六〇〇	五二五	六四、九五三
瑞典	—	—	—	—	—	—	一二五	一〇、一三六	八三五	一〇三、七二七

埃及	一	九〇	四九九	八〇、五八九	一、五八五	二四一、七九二	二、四六五	二六二、八四三	四、八〇八	六四六、九〇三
支那	三、三八九	五七八、九八六	三、一〇〇	五二七、一五九	三、九七七	五四七、一三七	二、九四二	二六〇、四七二	一、二二七	一七〇、五一二
蘭領印度	四、六九四	七六六、六二五	三、八六五	六二一、一八二	三、三〇九	四三九、四九三	五、三四九	四八二、二一二	四、五三〇	六四一、五三三
暹羅	一、〇五八	一七三、七四〇	一、四二六	二三九、八四三	一、三六〇	二一二、二〇四	七七五	七〇、六九五	六七七	九一、四八四
其他	一四二	二五、三五一	四七二	八二、一九九	五八〇	八二、七〇八	一、六二八	一六〇、〇五一	一、二六九	一七三、四八九
計	一〇、一七八	一、六八二、四六五	一二、四〇四	二、〇六二、六一一	一八、六五四	二、五二二、四五一	二五、七九八	二、三五五、〇四二	三六、三八六	四、九一七、九五四

（備考）一九三五年度に於て五萬弗以上の諸國を採錄した。尙コプラ輸出入額に就ては「貿易の部」參照

米（*Oriza sativa*）

沿革―米は英領馬來に於て栽培せられ居る食料作物として經濟的に價値ある唯一のものにして、其の耕作は殆ど總て馬來人小園保有者によ、の來つて行はれて居り、馬來半島の住民の九九%の主食物をなして居る。其の昔馬來に於ける米の栽培に關する歷史は實際は殆ど知られて居ないが、柳々馬來半島に最初の植民地が確立された時代に始まる事は疑のない處である。

植付面積及收量―一九三五―三六年度に於ける植付面積は水稻・陸稻合して七二五、〇五〇英反に及び、籾の收量は二二七、八七三、〇〇〇ガン・タンに達して居る。英領馬來に於ける耕作適期は季節風期卽ち雨期にして九月より一月までが最適期をなす。耕作面積の最も多いのはケダー州にしてケランタン州之に次ぐ。馬來聯邦に於て耕作地の最も多數に開かれて居るのはペラ州のクリアン (Krian) 地方である。米作に對する政府の政策は米の供給を外國より仰がず自給自足せんとするにあるので、其の耕作面積は政府の灌漑施設或は馬來人小園保有者に對する米作地開拓の獎勵策と相俟つて年々增加の傾向にある。陸稻植付面積は年々變化がある。卽ち或る永久的作物を栽培する目的で殆ど開墾の終了した土地に單に間作として栽培するものが相當多く之等は二年連作して二年休閑する組織的な方法で耕作して居る處よりは比較的に重要視されて居ない。

品種―籾の品種は之を二大別する事が出來、卽ち　(イ)米の質が硬く硝子の樣な破碎面を有する品種　(ロ)米の質が柔軟にして斷面が不透明な品種　が之である。

後者は經濟的には餘り價値なく僅に祭祀用として又祭祀用の或る種の菓子を作る爲に小面積に耕作されてゐるのみである。前者には次の如き主な種類がある。

(イ)　スラウプ型 (Seraup type) 大いさ中又は稍大形にして米の前面端は著しい肩狀をなして居る。

(ロ)　ラディン型 (Radin type) 輪廓の正しい中形米。

(ハ)　ナチン型 (Nachin type) 米の長さ短く幅廣く (イ)に似て肩狀顯著である。

(ニ)　暹羅型 (Siam type) 細長にして多少彎曲す。

(ホ)　蘭貢型 (Rangoon type) 米の幅非常に廣し。

暹羅型及ラディン型は他の三種に比して著しい特徴はなく、馬來に於て栽培せられてゐる品種の大部は之である。スラウプ型は一般に晚生にして田が深く水の多い地方に栽培せられてゐて、收量多く且つ米の重さが他に比して重い。ラディン型は早稻にして收量はスラウプ種に比して少いが、早稻なる爲暴風期を避ける事が出來るので一般に多數栽培せられて居る。

水利事業概況―一九三二年に水利局が創立され、同局の主なる仕事は既存耕作地の改善竝に耕作適當の開發にある。クリアン灌漑網は政府により開拓せられたものにして其の灌漑流域面積は約六〇、〇〇〇英反にして中五〇、〇〇〇英反は現在稻が耕作されて居る。此の灌漑網に依り夫までは不可能であつた地も追々稻を植付け得る樣になつた。同灌漑網は一九〇六年に完成を見たものである。

栽培法―馬來に於ける稻の栽培法は地方に依り多少の相異はあるが、概して大同小異にして古來本邦に於て行はれると略同樣の耕作法が行はれて居る故に此處に詳說するを避け單に著しい相異點のみを擧げる事とする。

先づ苗圃(卽ち苗代)であるが、所に依て異るが馬來に於ける代表的米作地であるクリアン地方の例を擧げれば、最初に休閑せられて居た田の雜草を伐り倒して之を三、四呎の幅に積重ね其の平面が一吋位水面に出る位にし、此の上に粘土質の土壤を撒布して其の表面を平にする。然る時は其の平面は有機質に富む泥土狀の薄い層となる。此の際水田の水を多くすれば基礎をなす雜草が浮き上る故に注意を要する。種米の播種量は概ね英反當り三―五ガンタンであり、播種に先立ちて三日間水漬を行ひ更に後二日間は水より引き出して之に灌水して水分を保たしめて置く。斯くする時は播種前に發芽し始める。斯く處理せる種米を前記の苗床に播布し、鳥害其他の蟲害を防ぐ爲其の上に木葉、草或は古々椰子の葉を以て覆ひをなす。此の覆ひは七日から十日目に取除け其の後二、三日して苗を引き拔き一五〇乃至二百本宛束として之を泥土中に植付ける。之が第一回の移植である。其の後約十日の日數を置いて更に其の束を細分して十或は十二箇の束として約四十日間泥土中に植付けて置き然る後最後の本植を行ふ。次に田地は播種後二、三週間中に灌水をなし、雜草をタヂャ (Tajak) と稱する伐採刀樣の器具にて伐り倒し二週間程すれば此の雜草は堆肥狀となり肥料となる。而して雜草の生えて居ない土地にては直に之を鋤き、手にして田を整備する事は本邦に於けると同樣である。

最後に愈々田植に移るのであるが其の仕事は多くは女子の受持となつてゐる。苗は苗代より拔き取り固く束となし、根を水洗し、葉の先端は呼吸作用を抑止する爲に二、三吋剪り取る。植付は三乃至六本宛地味に依り六―十二吋の間隔にて角型に植付けて行く。ペラ及ケダー州にては植付を行ふには或る種の器具を用ひる。同器具は約二呎の鐵棒の先端が二叉或は三叉になれるものに木製曲柄をとり付けたもので、此の先端に三、四本の苗を置き、之を以て手速く泥土中に二、三吋挿入して植付をなす。除草は收穫迄に約二回行ふ。

收穫法―馬來に於ける米の收穫法は本邦に於けると其の趣を大いに異にして居る。馬來に於ける米の三分の二は木製半楕圓形の平板の弧部に小刀を挿入せるトウアイ (Tuai) と稱する小器具によつて收穫されて居り、刈入れに際して此の小器具を掌中に中指と藥指との間に略垂直に保ち刄を外面に向け、稻穗を小刀部に當て指にて內側に引けば穗は切斷され、斯く切斷せる穗を多數集めて之を一束とし、脫穀前に日光乾燥を行ふ。穗を刈取つた後の莖(藁)は經濟的に無價值のものとして田野に遺棄せられる。此の小刀を使用するのは或る種の迷信から發してゐるものであつて、トウアイは鳥を現はし、米田の精は鳥に對しては反感を有せずと信ずるが爲である。然し今日或る地方にては鎌が段々普及する狀態にある。

統計―

稻植付面積竝籾收量表

年度	水稻			陸稻			計	
	植付面積	收量	英反當り收量	植付面積	收量	英反當り收量	植付面積	收量
	英反	ガンタン	ガンタン	英反	ガンタン	ガンタン	英反	ガンタン
一九二九―三〇	六二九、六五〇	一〇三、六二四、〇〇〇	一六四	二七、五五〇	三、一〇六、〇〇〇	一一四	六五七、二〇〇	一〇六、七八四、〇〇〇
一九三〇―三一	六〇三、〇七〇	一六六、八四五、〇〇〇	二七七	一〇四、六七〇	九、一二二、〇〇〇	八七	七〇七、七四〇	一七五、九六七、〇〇〇

出所＝馬來農業誌

一九三一―三二	六三五、一三〇	一八四、六三一、〇〇〇	二九一	六九、八五〇	一二、四七二、〇〇〇	一三九	七二四、九八〇	一九七、一〇三、〇〇〇
一九三二―三三	六七四、九二〇	一八六、三四五、〇〇〇	二七六	九一、九九〇	一三、四一六、〇〇〇	一四六	七六六、九一〇	一九九、七六一、〇〇〇
一九三三―三四	六九一、一一〇	二一五、〇九八、〇〇〇	三一一	七四、一四〇	九、三八九、〇〇〇	一二七	七六五、二五〇	二二四、四八七、〇〇〇
一九三四―三五	六六九、二九〇	二一三、八三五、〇〇〇	三一九	六五、四四〇	六、七二〇、〇〇〇	一〇六	七三四、七三〇	二二〇、五五五、〇〇〇
一九三五―三六	六七四、九〇〇	二一九、七八六、〇〇〇	三二五	五〇、一五〇	八、〇八七、〇〇〇	一六一	七二五、〇五〇	二二七、八七三、〇〇〇

（備考）　面積一〇英反、收量一、〇〇〇ガンタン以下四捨五入

出所＝同前表

稲植付面積並米收量表

年度	馬來聯邦		海峽植民地		馬來非聯邦		計	
	植付面積 英反	收量 噸	植付面積 英反	收量 噸	植付面積 英反	收量 噸	植付面積 英反	收量 噸
一九二九―三〇	一七四、四六六	四七、一五三	六七、〇〇五	二四、八三〇	四一五、七二七	七四、九八五	六五七、一九八	一五二、五四九
一九三〇―三一	一七八、九三〇	五四、二五七	六七、三五〇	三七、五八四	四六一、四六〇	一五九、五四〇	七〇七、七四〇	二五一、三八一
一九三一―三二	一九四、五八〇	六四、三七一	六七、九八〇	三七、七〇一	四六二、四二〇	一七九、五〇三	七二四、九八〇	二八一、五七五
一九三二―三三	二一四、一六〇	七二、六二四	七〇、五三〇	三四、三〇〇	四八二、二二〇	一八七、四四九	七六六、九一〇	二八五、三七三
一九三三―三四	一九五、六九〇	七五、〇〇六	七〇、五五〇	四二、〇三四	四九九、〇一〇	二〇三、六五六	七六五、二五〇	三二〇、六九六
一九三四―三五	一七六、七五〇	七五、六九四	六八、五〇〇	四一、八五一	四八九、四八〇	一九七、五三三	七三四、七三〇	三一五、〇七八
一九三五―三六	一七八、〇二〇	七四、二二一	六七、七五〇	三五、九八二	四七九、二八〇	二一五、三三〇	七二五、〇五〇	三二五、五三三

（備考）　收量は籾七〇〇ガンタンを米一噸と推算す

出所＝同前表

地方別稲植付面積並籾收量表（一九三五―三六年）

地方別	水稲		陸稲		計	
	面積 英反	收量 ガンタン	面積 英反	收量 ガンタン	面積 英反	收量 ガンタン
ペラ	九〇、六七〇	二九、二一五、〇〇〇	二、二九〇	二九一、〇〇〇	九二、九六〇	二九、五〇六、〇〇〇
スランゴール	一八、三八〇	四、五〇三、〇〇〇	四六〇	七〇、〇〇〇	一八、八四〇	四、五七三、〇〇〇
ネグリスムビラン	三三、八五〇	一〇、四一四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	三三、八九〇	一〇、四一八、〇〇〇
パハン	三一、三五〇	七、二七五、〇〇〇	九八〇	一八三、〇〇〇	三二、三三〇	七、四五八、〇〇〇
馬來聯邦計	一七四、二五〇	五一、四〇七、〇〇〇	三、七七〇	五四八、〇〇〇	一七八、〇二〇	五一、九五五、〇〇〇
プロビンスウエルズレイ	三一、二四〇	一〇、四〇九、〇〇〇	四五〇	一九三、〇〇〇	三一、六九〇	一〇、六〇二、〇〇〇
馬拉加	三二、〇五〇	一二、七七八、〇〇〇	—	—	三二、〇五〇	一二、七七八、〇〇〇
彼南	四、〇一〇	一、八〇七、〇〇〇	—	—	四、〇一〇	一、八〇七、〇〇〇
海峽植民地計	六七、三〇〇	二四、九九四、〇〇〇	四五〇	一九三、〇〇〇	六七、七五〇	二五、一八七、〇〇〇
ジョホール	九、四二〇	一、〇二九、〇〇〇	一、一四〇	一〇三、〇〇〇	一〇、五六〇	一、一三二、〇〇〇
ケダー	二四四、四九〇	九六、〇三七、〇〇〇	一、九三〇	三二三、〇〇〇	二四六、四二〇	九六、三六〇、〇〇〇
ペルリス	四一、八二〇	一二、一三〇、〇〇〇	—	—	四一、八二〇	一二、一三〇、〇〇〇
ケランタン	一〇六、〇三〇	二七、三一四、〇〇〇	三二、九九〇	五、〇八二、〇〇〇	一三九、〇二〇	三二、三九六、〇〇〇
トレンガヌ	三一、五九〇	六、八七五、〇〇〇	九、八七〇	一、八三八、〇〇〇	四一、四六〇	八、七一三、〇〇〇
馬來非聯邦計	四三三、三五〇	一四三、三八五、〇〇〇	四五、九三〇	七、三四六、〇〇〇	四七九、二八〇	一五〇、七三一、〇〇〇
英領馬來總計	六七四、九〇〇	二一九、七八六、〇〇〇	五〇、一五〇	八、〇八七、〇〇〇	七二五、〇五〇	二二七、八七三、〇〇〇

（備考）　面積一〇英反、收量一、〇〇〇ガンタン以下四捨五入

出所＝同前表

米及籾卸小賣平均價格表（一九三六年）

月次	卸賣價格一擔當り弗價			小賣價格一ガンタン當り仙價			パガン・セライ官營精米所に於ける籾一擔當り弗價
	暹羅第一號並品	蘭貢第一號	西貢第一號	新嘉坡	彼南	馬拉加	
一月	三・六四	三・四五	三・三七	三四	三〇	二六	一・六五
二月	三・八一	三・三五	三・三五	三二	二八	二六	一・七〇
三月	三・八五	三・三〇	三・六〇	三〇	二八	二六	二・二〇
四月	三・九五	三・四五	三・六七	二八	二八	二五	二・一〇
五月	三・九六	三・五五	三・六五	二八	二八	二六	二・〇〇
六月	三・七五	三・五〇	三・五〇	二八	三〇	二六	一・九〇
七月	三・六二	三・四五	三・五〇	二八	三〇	二六	一・九〇
八月	三・八五	三・四七	三・五七	二六	三〇	二六	一・九〇
九月	三・七五	三・四七	三・七七	二五	二八	二六	一・九〇
十月	三・七一	三・三〇	三・四〇	二四	二九	二六	一・九〇
十一月	四・〇六	三・四七	三・七二	二六	三〇	二六	一・九〇
十二月	四・三五	三・四七	三・九二	二八	三一	三〇	一・九〇
一九三六年平均	三・八六	三・四四	三・五九	二八	二九	二六	一・九一
一九三五年平均	三・九八	三・六〇	三・六四	三〇	二四	二七	一・九四
一九三四年平均	二・九一	二・七六	二・八一	二三	二四	二四	一・四二

米純輸入・生産並消費高表

單位＝噸

出所＝同前表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
純輸入高	五九一、七五五	五一五、七二七	四〇九、〇〇〇	四三三、一六六	四五三、二二九	四七四、九五五	五三三、七九五
生產高	一五二、五四九	二五一、三八一	二八一、五七五	二八五、三七三	三二〇、六九六	三一五、〇七八	三二五、五三三
消費高	七四四、三〇四	七六七、一〇八	六九〇、五七五	七一八、五三九	七七三、九二五	七九〇、〇三三	八五九、三二八
純輸入高に對する生産高（%）	二六	四九	六九	六六	七一	六六	六一
消費高に對する生産高（%）	二〇	三三	四〇	四〇	四一	四〇	三八

（備考）　英領馬來の國別米輸出入高に關する統計は「貿易の部」參照

米輸出入高表

年次	輸入高		輸出高		純輸入高	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
	噸	弗	噸	弗	噸	弗
一九二九	七八五、五五五	九五、四六一、〇三六	二三三、八九七	二八、〇三一、四〇七	五五一、六六一	六七、四二九、六二九
一九三〇	八〇〇、四四三	八七、六六六、七二三	二〇八、六八八	二三、三六一、五六一	五九一、七五五	六四、三〇五、一六二
一九三一	六九一、一一二	四八、四五八、一〇二	一七五、三八五	一三、四五三、一八九	五一五、七二七	三五、〇〇四、九一三
一九三二	五九二、二〇九	三九、六三二、九二五	一八三、二〇九	一二、六六〇、四九三	四〇九、〇〇〇	二六、九七二、四三二
一九三三	五九二、九一二	三三、八四六、一五八	一五九、七四六	九、四九三、二九一	四三三、一六六	二四、三五二、八六七
一九三四	六一九、一九九	三二、八一三、五五八	一六五、九六八	八、六〇九、五六六	四五三、二三一	二四、二〇三、九九二
一九三五	六六〇、〇二〇	四〇、三〇四、一二〇	一八五、〇六五	一一、〇八三、一五七	四七四、九五五	二九、〇五三、八〇一
一九三六	七一五、六三二	四三、〇五三、八〇五	一八一、六三七	一〇、八四六、三七八	五三三、七九五	三二、二〇七、四二七

出所＝同前表

油椰子(*Elaeis guineensis*)

沿革—英領馬來に油椰子が初めて輸入せられたのは一八七五年にキウ王室植物園を通じて錫蘭のペラデニヤ (Peradeniya) から新嘉坡植物園に種子が送られて來たのが嚆矢にして、其の後屢種子が輸入せられ、觀賞樹として栽培せられた。世界に於ける植物油脂の消費が增大し更に植物油脂の需要が叫ばれるに至り油椰子を農園規模に栽培する事に注目され出したのは今より約四〇年以前の事である。馬來に於ける油椰子栽培は一九一七年にクアラ・スランゴール郡内にて H. Fauconnier 氏に依り着手せられた。同氏に依り植付けられた地域は馬來に於ける油椰子園開拓の先覺をなし、現今テンナマラム園(Tennamaram Estate) として知られて居る。一九二六年に至るまでは植付面積に著しい增加を見なかつたが、同年以來栽培は順調に發達を見る樣になつた。

概況—油椰子樹は熱帶阿弗利加一帶に亘つて見られる所であるが、西部阿弗利加には特に多い。完全に生育した同椰子樹は樹高約六呎に達し、枯死せる葉を著けた葉柄と其の頂上に大きな羽狀の各一五呎に達する冠狀葉とからなつて居る。果實は塊狀をなして實り、初めて結果せるものにあつては塊狀果實は形が小さく數が多いが、二、三年後になると反對に形が大きく數が少くなる。果實は核果にして長さ約一・五吋直徑約一吋の卵形、成熟すれば赤褐或はオレンヂ色になる。果實の外側果皮は厚さが區々にして柔軟な纖維質の果肉よりなり、椰子油は之より搾出される。果皮の內部は所謂堅果にして堅硬な殼よりなり厚みは夫々異つて居り普通は單一の核を包み核の外部は暗赤褐若しくは殆ど黑色に近く、內部は白色の硬い果肉より成つて居る。

品種—*Elaeis guineensis* は多數の品種が各々異れる權威者に依て定められて居るが、油椰子の品種の明確な分類に關しては未だ疑問の存する處である。實際的な見地からしては、最も適當した分類法は堅果殼の厚さに依て之を分けるを妥當と考へられる。殼の薄い品種は堅果が小にして果皮の部分が多いのが特徵である。馬來では劣等種が栽培せられる可能性があるので、種子の輸入は農務局の許可證がなければ許されない事になつて居る。馬來で栽培せられて居るのはデリー種として知られて居るもので最も强健にして、新たに植付を行ふ處では此の種のものを栽培する事が奬勵せられて居る。該種の堅果殼は厚さ約二乃至五粍、重量にして約三〇%を占める。果皮は厚く二粍乃至六粍に及ぶ。

栽培面積—一九三四年末に於ける植付面積は六四、六〇五英反(中ジョホール州三〇、六八九英反、ペラ州一七、四〇五英反、スランゴール州一三、五九二英反、ネグリスムビラン州一、四二二英反)となつて居る。パハン及ケランタン州にも栽培園がある。農園數は全國にて三三園にして、中一〇園は植付面積二、〇〇〇英反以上、四園は一、〇〇〇—二、〇〇〇英反である。

生產高—總植付面積中の約半は一九三〇年以前に植付けたものであつて一九三五年の初頭には結實期に入る筈であるが最盛生產期には未だ間がある。適當な條件の下に栽培せる農園にては一英反に付一、六〇〇斤の椰子油と三〇〇斤の椰子核とを得る。夫故に馬來に於て既に栽培せられ居る地域よりの恒久的年生產高は椰子油約五二、〇〇〇噸、椰子核一〇、四〇〇噸となる。一九三五年度の實生產高は前者二三、一〇三噸、後者三、五三〇噸であつた。果房は年中成熟を見るが、收量は時期に依り大いに異り、八、九兩月は收量最も多く、一、二月及五、六月は最少にして、三、四月は多少增加する。過去四箇年間(一九三一—三四年)に於ける月別總生產高の百分比を示せば次の如くである。

一月	五・七	二月	五・八	三月	八・二
四月	七・五	五月	六・三	六月	六・九
七月	八・七	八月	一一・三	九月	一〇・八
十月	一〇・〇	十一月	九・八	十二月	九・〇

栽培—油椰子は總て實生で、苗を仕立てるには先づ最初に地上平に約一呎の厚さに水洗して良く日光消毒をなせる砂を盛り上げ、外皮を除去せる種子を約三吋間隔にて平面下約一吋の處に竝べる。而して種子は良く成熟した新鮮なものを選ぶ事が肝要で、過熟若しくは長く貯藏せるものは發芽を遲らせる。苗床は日二回宛十分灌水し、夕方頃から熱及濕氣の發散を防ぐ爲覆ひを施す方がよく、又發芽を促進するには播種後硝子張のフレームを使用するがよい。種子は播種後八週間位で發芽する。苗葉が僅に地上に現はれた直後、苗は苗床に移植するが、此の際根を傷めない樣注意する事が肝要である。苗床は平地にて十分灌水の便のある處を選擇する。此の苗床に約深さ六吋の穴を明け、苗に附著せる核果が僅に地下に埋沒する程度に苗を植付ける。日覆は必要ないが適當に灌水するを要する。九箇月後本植に移す豫定の時には植付間隔を約一呎或は一・五呎とし、若し移植が其の後に亘る場合には間隔を二呎以上にする。最も移植の好時期は十—十二月或は三—五月の雨期である。本植に際しては約二呎立方の穴を掘り、二三日其の儘として植付直前に表土を入れて充し、此の上に苗を挿入して苗の廻りを輕く押へる。植付間隔は四角植を避けて三角植とするが、此の方が英反當りの植付本數が增し排列も良くなる。此の目的で三〇—三〇〇呎の三角形地が望ましく、斯くすれば一英反當り五五本立となる。傾斜地では段地の端から內側三〇呎の處には二〇—二五呎間隔の三角植とする。植付地は除草し或は間作物を綺麗に植付けるが、此の方法は馬來では殆ど標本的管理法となつて居る。其の目的とする處は土砂の流失或は雜草の繁茂を防ぐにある。生產期に達すれば葉の刈込をなすが之は果實の發育を促し、從て收量を增すに效果がある。油椰子の間作は椰子樹の生育が極めて速く且つ地味を吸收する事が甚だしいので經濟的に見ては價値がない。收量を長く一定せしめんとするには人工肥料を施す必要がある。

人工受精—油椰子の人工受精を奬むべきや否やは未だ未解決の問題である。一般に此の作業は初めて結實期に入りたるか或は他樹に比して收量の少い場合にのみ行ふべきであるといふ事は言ひ得る。後者の場合人工受精法が施行すべき最上の法であるか、或は施肥のみが肝要であるか或は亦兩者併合を寧ろ行ふべきでないかは甚だ疑問である。人工受精作業は次の如くして之を行ふ。成熟せる雄花の花序を切り之を太陽に晒し、別々になれる花粉を搔き集めて之を乾燥せる容器に取り入れる。此の新鮮な花粉の少量を受精すべき雌花の上にて輕くはたけば良いのであるが、總ての雌花に之を行ふ事は奬められない。人工受精を行ふには確實性を期する爲に各週行つた方がよい。

病蟲害—一九二八—二九年までは比較的に油椰子は菌類の甚だしい被害を蒙る事はなかつたが、同年に至り成熟樹の或る栽培地にて樹幹腐敗病が發生し相當の被害を齎した。これ以前にて記錄せられ居る主要疾病は頂芽腐敗病、幼樹の樹冠病及果房の *Marasmius* 菌に依る疾病等であつた。

樹幹腐敗病—此の疾病は結實期にあるものゝみに限られて居り、五年以上の樹齡に達せぬと其の徵候が不明瞭の樣である。感染の初期或は蔓延期に於てすら樹が病氣にかゝつて居るのが分らない事がある。此の病氣は地上約四呎の樹幹を襲ふを常とするが、又地上直ぐの處が罹る例もある。罹病せる組織は褐色柔軟にして濕潤であるが、病氣が進むに連れて患部は蜂窩狀になる。黴菌侵入の徑路には二通りあつて葉柄を切斷した斷面よりする事と又葉柄切斷の際次生葉に加へ易い傷口より侵入する場合とである。代表的な樹幹

病の病源をなすのは *Fomes noxius* 菌である。

罹病せるや否やを知るには葉の附元をハムマーで敲けば若し罹病してゐれば鈍い音を發するので之が判る。罹病せるものを發見した場合には直に之を代り倒し燒却するを要するが更に傳染を防ぐ爲核樹の廻りに溝を掘り石灰を撒布する。*Fomes lignosus* 菌が間々地平線滯の葉痕部に發生して居るのが見られるが、同菌が樹幹或は樹根を襲つて腐敗病の原因をなすものであるか否か現在の處不明である。

頂芽腐敗病—此の疾病は成熟樹、幼樹共に之を見る處である。此の病氣に罹ると若い未開の葉の中央の穗が朽崩し、未だ葉が靑々としてゐても、之を引けば樹冠より容易に拔けて來る。惡臭を放つ黴菌に依る腐敗は是等の幼葉の基部から發して頂芽組織は間もなく同樣に侵される。頂芽腐敗病の病源は不明であるが、南洋甲蟲の傷害に關聯して起るとも考へられ又或る場合には雷擊も之が間接の原因をなすと考へられる。罹病樹は大概其の頂芽腔より汚毒せる葉を拔きとれば回復する。新生芽は彎曲して居るが次第に常態に復する。

樹冠病—此の疾病にては若い未開の葉の部分的腐敗を來す。葉柄は屈曲し葉は中央邊りから縮み或は落ちて仕舞ふ。後から出て來る葉も同樣に影響を受け、僅の羽狀葉を殘して落葉する。主として二三年生のものを襲ふ。罹病後大約一箇年にて回復するが、完全に回復するまでには短期間宛同樣の狀態を繰り返す。病因は廣潤な處へ移植後葉の生育率が違ふ爲に生理上の影響を受けて發病した現象と考へられて居る。

Marasmius palmivorus 菌に依る疾病—此の菌は普通葉、莖及受精せずして枯死せる果房に見られるものにして、之が發生せる處は白色又は紅白色の菌絲の存在が認められ、濕潤期には纖維上に小形の紅白色の茸が發生する。此の菌が發生すると椰子油に非常な酸性分の增加を來す。

其他の疾病としては花房の全部を壞滅する花房端腐敗病及果實腐敗病、樹幹基底部腐敗病等が知られて居る。

英領馬來に於ては現在までの處比較的に蟲害は少く、却つて鼠、山豚、豪猪等の害獸の被害の方が甚だしい樣である。殊に鼠にありては脂ぎつた果皮を好食し、往々にして成熟果に甚大な被害を及ぼす事がある。

收量—果實の收量は土壤條件、栽培品種、栽培距離、刈込の度合、人工受精及施肥等の諸要件如何によつて相異るは勿論であるが、常態の農場に於ける大約一英反當りの推定收量は次の如くである。

椰子油	四年生	五〇〇封度	五、六年生	一、〇〇〇封度
	七、八年生	一、四〇〇封度	九、一〇年生	一、六〇〇封度
	一〇年生以上	一、八〇〇封度		
核　果	四年生	一〇〇封度	五、六年生	二〇〇封度
	七、八年生	二八〇封度	九、一〇年生	三二〇封度
	一〇年生以上	三六〇封度		

土壤の栽培に適した農園にて生產最盛期に達して居るものに在りては、英反當り年平均收量は椰子油約一、六〇〇斤、核果三〇〇斤と推算されて居る。

收穫—椰子油の品質如何は果實の成熟竝に收穫果實を工場にて處理する遲速に左右される事が極めて大である。現在の標準品質（農園椰子油の需要せられる）を維持するには七—八日目毎に收穫するを要する事が分明したが、より以上含有酸性度の少い椰子油の需要が起つて來れば右よりも期間を短くして收穫すれば良い譯である。果房は之を斧又は鑿及槌より成る刈取器で切斷收穫し、直に工場に運搬する。果房の刈取と工場に於ける處理との間の時間的間隔を最小にする事が肝要であるから、農場では此の運送設備には大いに骨折つて居る。此の目的で特殊輕軌道の臺車を設けるのが最も有利で、之を爲すに當つては收穫物にて滿載し終れば夫の消毒を濟すまでは別の空の臺車は之を有する必要はない事も考慮しなければならない點である。若し消毒器が水平形のものであれば、臺車上の果房を滿せる鐵造函を軌道から捲き上げ、直に之を消毒器の中に其の儘通す事が出來て甚だ便利である。各鐵造函の容積は約一噸入とする。

搾油法—機械的搾油法としては壓搾法と遠心分離法の何れかゞ現今應用せられて居る。其他の商業的な含有物處理法としては溶解抽出法が第一次搾油の際の油糟から補助的に油を採る方法として採用せられて居たのみであるが、今日に於ては椰子油の價格が低落した爲此の方法は實施されて居ない。

前述せる如く農場にて採取せる果實は直に之を工場に送つて消毒を施すが、此の消毒法は密閉せる容器中に果實を入れ之に加壓蒸氣を通じて行ふのであつて其の結果箇々の果實は果房から離れ易くなり、次回操作の脫殼械にかけた際非常に脫殼が容易となり且つ搾油し易くなる。加壓蒸氣は平方吋三〇封度が適當の樣である。水蒸氣が凝結して出る水は之をタンクに通じ此の中に混れる椰子油を同收する。消毒濟の果房は之を機械的震動によつて脫殼する裝置の脫殼機にかける。脫殼して離れ〲になつた果實を中央に多數の打碎棒を有する垂直回轉軸を設け、外側に汽套のある垂直圓筒形の蒸搾器に入れて之をなし、蒸搾器には汽套と內部に蒸氣口を設ける。而して汽套內は蒸氣壓平方吋當り五—一〇封度、容器內部の壓力を五封度とし、約半時間之に入れて蒸搾するのである。遠心分離の場合では蒸搾器は前者と異つて密閉式のものを使用する。而して容器內には蒸氣を注入せずして、汽套內の蒸氣壓を平方吋當り四五封度とし、容器內の果實の水分を抽取する。抽油するには蒸搾器にかけた果實を更に遠心抽油器にかける。即ち抽油器は最初蒸氣を通さずして約二、三分間廻轉し、次に蒸氣を入れて六分間廻轉を繼續し更に最後の二分間は蒸氣を通じないのであつて都合八、九分にて抽油は終る。

蒸搾器にかけた果實の消化物は之を水壓器にかけて搾油するのであるが、水壓器は普通壓力平方吋に付一、〇五〇—四、九五〇封度とする。

右二方法に依て得た椰子油は何れも椰子油、水分及其他の細胞物質の混合物である粗油である。粗油は夫々の操作に依り之を精製する。

次に核仁の處理法であるが、先づ核と外皮とを分離するには遠心分離又は壓搾抽油機から出た搾り糟を各網目の異つた廻轉式の金網の中に入れて攪拌して選り分ける。斯くして選り出した核は之を十日乃至十二日間蔭乾しとして乾燥し、遠心分離破殼機にかけて堅殼を割り、殼と核仁との分離には乾燥法と水加法の二方法何れかに依て分離する。後者にては水と粘土の混合液（比重一・一五—一・二〇）を充せるタンク內に殼と仁との混合物を投入するのであつて、殼は下底に沈下し仁は浮游する。其處で仁のみを掬ひ取り水洗し之を廻轉式網に入れて乾燥する。前者にては混合物を乾燥し滑な仁は滑降し、形の不整な殼は止まる樣な角度を有する板を降下せしめて之を選り分ける。

核仁は水分含有量約八％にまで乾燥し、袋に入れて輸出する。

油椰子產物の用途—椰子油は原の果實の色に從て橙黃色より暗い橙色まで種々異る。食用油脂或は石鹼を作るには椰子油を漂白する事が必要であるが、此の目的の爲には油を薄手の容器に入れて日光に晒すのが最上法である。

其他の漂白法としては高級品を作るには漂布粘土を用ひ、石鹼製造用には化學藥品を、而して接觸劑を加へるか或は又加へずに空氣を通じて加熱する方法も用ひられて居る。現在椰子油の主なる產業的用途は石鹼竝に蠟燭製造植物製バター及人造バター等の食用目的に或は錫板製造等であるが、小範圍にてはグリーズとして或は又內燃機關の燃料としても用ひられて居る。現在の處では椰子油は椰子油としての單一商品として市場に出されて居るが、最近の調査に依れば馬來に於ける常態氣溫で二つの構成體—液體と固體—に商業的に遊離する事が可能である事を示して居る。液體分別物即ち椰子オレインとして知られて居るものは一部は沈下槽內にて、而して一部は濾過壓搾する爲タンク內に沈下せる橙色糊狀油から得たものである。而して糊狀油の壓搾を數次繰返す事に依てもオレインが分離し、後には淡黃色の固體分別物即ち椰子ステアリンが殘存し、手にて觸れば碎けて粉末狀となり感觸は僅に脂じみて居る。此の椰子ステアリンは溶解點が非常に高い爲食用目的には多少不適當であるが、オレインの方は直接食用油として推奬する事が出來る。

椰子核仁油は核仁より得られ、搾油法は水壓機によるか或は溶解抽出法によるかであつて殘滓は動物飼料調製に利用せられて居る。此の油は古々椰子油に似て居り、中和し漂白脫臭すれば高級油が得られ、古々椰子油と同樣に食料油脂及植物性バター製造に使用せられる。堅殼は木炭となるが需要は極めて小範圍に限られて居る。

統計―

油椰子植付面積表

單位＝英反
出所＝海峽植民地馬來聯邦農務局年報

地方別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
馬來聯邦	三一、九六五	三二、六四八	三三、九一八	三三、二一六	三三、〇七五
馬來非聯邦	二四、九九五	二八、三七七	三〇、七二八	三一、三八九	三一、三四九
英領馬來計	五六、九六〇	六一、〇二五	六三、六四六	六四、六〇五	六四、四二四

椰子油及核仁生産高表

單位＝噸
出所＝同前表

地方別	一九三一 椰子油	一九三一 核仁	一九三二 椰子油	一九三二 核仁	一九三三 椰子油	一九三三 核仁	一九三四 椰子油	一九三四 核仁	一九三五 椰子油	一九三五 核仁
ペラ	二四七・六	四五・〇	七三八・八	一二四・二	二、一四五・一	三四九・〇	五、三七八・一	七四〇・〇	一七、三三八	二、七二一
スランゴール	四、二三二・四	六三一・四	六、三三七・〇	一、〇八七・七	七〇八七・三	一、二四六・一	七、三六二・五	一、二五三・五		
ネグリスムビラン	—	—	—	—	一〇〇・六	四・六	一九二・五	一九・九		
パハン	—	—	—	—	—	—	三一・五	—		
ジョホール	六五五・六	九六・五	一、三六六・六	一六二・〇	三、六六五・三	六九八・三	四、五一〇・五	七九四・九	五、七六五	八一八
計	五、一三五・六	七七二・九	八、四四二・四	一、三七三・九	一二、九九八・三	二、二九八・〇	一七、四七五・一	二、八〇三・三	二三、一〇三	三、五二九

椰子油仕向國別輸出高表

單位＝數量―噸　價額―弗
出所＝英領馬來貿易年報

國別	一九三一 數量	一九三一 價額	一九三二 數量	一九三二 價額	一九三三 數量	一九三三 價額	一九三四 數量	一九三四 價額	一九三五 數量	一九三五 價額
英本國	二、三七三	五二二、五四二	三、五二六	五一八、六八六	三、五〇六	三四七、六三七	七、六四一	六〇九、七八一	九、二〇〇	一、一七八、〇八九
加奈陀	—	—	—	—	二、八二六	三四七、四三二	五、〇〇〇	四三二、一三八	一〇、一九八	一、三七〇、五三七
英領印度	—	—	二五	四、三七九	四	五九二	一四三	一四、八五三	二、五八二	三六八、九三五
緬甸	—	一	一七一	二二、六六五	二一五	二五、四九〇	五〇七	五八、五五五	二四六	二八、六五四
北米合衆國	一、二六七	三〇三、二七四	九二五	一四二、三九五	二、九九一	三五二、三一三	五〇	六、四二九	—	—
日本	四八	六、九三六	九	七九六	七七	九、二五六	八九一	八一、二〇一	一、六五四	二四九、四〇五
蘭領印度	一〇二	一七、二六九	一、二三一	一六六、八二六	一、六八九	一八九、八四〇	七六三	七五、八三三	一〇	一、五一四
比律賓	一五六	二三、八八七	二一三	二八、五一二	二一二	二二、三七七	一八一	一八、二五七	二〇〇	二八、四九二
暹羅	一四一	三三、四二六	一一九	一五、一三九	三〇七	三九、八九二	三二四	三二、〇〇一	三三〇	四六、七五九
其他の諸國	五七七	一一九、七八三	一、六八七	二四〇、〇〇七	五五四	六四、三〇一	四七九	四九、四二七	三三六	四六、五四四
計	四、六六四	一、〇二七、一一七	七、九〇六	一、一三九、四〇五	一三、三八一	一、三九九、一三〇	一五、九七九	一、三七八、四七五	二四、七四六	三、三〇八、九二九

椰子核仁仕向國別輸出高表

單位＝數量―噸　價額―弗
出所＝同前表

國別	一九三一 數量	一九三一 價額	一九三二 數量	一九三二 價額	一九三三 數量	一九三三 價額	一九三四 數量	一九三四 價額	一九三五 數量	一九三五 價額
英本國	五二七	八〇、二七二	四九三	七二、七七六	三八七	三四、三二一	一、〇二三	五六、三〇九	二、三二一	一四〇、九一三
丁抹	—	—	—	—	二五五	一五、七一二	一、二五一	五一、五〇一	七〇五	三二、〇七八
獨逸	一〇〇	一六、八二一	五一八	六四、一九〇	四八一	三九、九八八	四五五	二六、三七〇	六七〇	五〇、九六八
和蘭	一〇〇	一五、〇〇〇	二〇五	二三、一五一	八九六	六〇、八五〇	二六〇	一八、二三七	二〇〇	一一、七〇〇
其他の諸國	—	—	三二	二、五七八	—	—	二一〇	一五、三三二	—	—
計	七二七	一一二、〇九三	一、二四八	一六二、六九五	二、〇一九	一五〇、八七一	三、一九九	一六七、七四九	三、八九六	二三五、六五九

鳳梨（*Ananas sativus*）

沿革―馬來の鳳梨罐詰産業は約一八八八年頃新嘉坡にて二、三の歐洲人が工場を建設せるに始まる。其の後二、三年して事業を支那人に移讓せるものゝ如く、其の頃には彼南及新嘉坡には多數の小罐詰工場が出現するに至つた。彼南は鳳梨の栽培竝に罐詰産業の中心地としては餘り重要視されて居なかつたが、新嘉坡に於ては益々同産業は盛大に赴き、而して後にはジョホール州にも波及する樣になつた。此の點に關してジョホール州が重要な地位を占むるに至つたのは、其の頃より同州内に護謨栽培が盛んに行はれるに至り、護謨園の間作物として鳳梨が栽培せられた事と新嘉坡島内に於て鳳梨の栽培に適當し且つ之を入手し得る土地が限定せられ次第に減少するに至つた事實に基くものである。

植付面積竝に生産高―現今に於ける最も重要な生産中心地は新嘉坡島（七、五〇〇英反）、ジョホール州（三五、〇〇〇英反）及スランゴール州（七、〇〇〇英反）であつて、一九三四年に於ける總植付面積は約五四、五〇〇英反に及び、中三三、〇〇〇英反は鳳梨のみの單作地にして、殘りは大概護謨との間作地である。收穫果實の大部は罐詰用として使用せられて居る。年平均輸出高は一九〇四年より一九一六年に至るまでは約二〇、〇〇〇噸を算したが、其の後二、三年中は甚だしい減少を見せ、爾後は南部ジョホール州に護謨栽培の大擴張が行はれ、其の間作として鳳梨の生産も從て增加を見た。其の結果罐詰の輸出も順調に漸增して行つたが未だ最高頂に達するには至らなかつた。輸出高の最高を示したのは一九二六―二七年にして、同年罐詰業者が價格の統一を爲し益々斯業が發展を見た事に基く。一九三三年の輸出額の減少は同年中栽培者側と罐詰業者間の協定が破れ、栽培者は青果の價格引上を目して收穫物の一部を破棄した事に基くものである。以上は大體罐詰用の鳳梨に就い

てゞあるが、右の外全領を通じて生食用として栽培せる面積相當に上り、總面積二、〇〇〇英反以上に及ぶものと推定せられて居る。

品種—英領馬來にて罐詰用として最も普通に栽培せられて居る品種は西印度諸島にて栽培されて居る Red Jamaican 或は Spanish Pine 種と酷似して居る。此の種の果實は小さく重量三—五封度にして罐詰にすると非常に優れた風味がある。生食用としては主として Mauritius, Smooth Cayenne 又は Kew Pine 種が栽培せられて居る。其他の多數品種はセルダン中央試驗場及新嘉坡鳳梨試驗場にて栽培せられて居り、同所では品質の改良及果實の目を淺くする實驗等を行つて居る。

栽培法　苗—鳳梨の苗には四種あり、即ち根部の莖より出た芽から得た二番生莖、腋生芽、果實の眞下から生ぜる芽より仕立てた切穗、果冠の周圍又は下方に芽出しせる頂芽又は果穗が之にして二番生莖及腋生芽は強く發達せる分枝が出る先に果實を著ける爲に栽培目的に最も好適して居るが、馬來にては果實の眞下から生ぜる芽が多數得られ形及年齡も大體同じく運送費が節約できるので專ら之を苗として用ひて居る。トリニダッドにて行はれて居た最近輸入せられた繁殖法は或る品種のものゝ多數の芽を比較的に短期間に得る方法として推奬せられて居る。此の方法では先に葉根及鱗苞を落した地上に出て居る莖及根莖を厚さ約五分の一吋の輪切りとし、此の節片を五%の濃度の過滿俺酸加里の溶液中に約五分間浸し、後水分を切つて二日間空氣に晒して乾燥し、之を箱の中に水平に植へて目蔭に置く。潛伏芽は約一箇月の後生育し始め、二箇月程には移植し得るに至り、此の方法は馬來では未だ實驗時代を出でず、其の結果につき云々するのは尙早であるが、新品種或は稀有の品種を繁殖せしめるには最好適の方法である事は疑のないところである。

植付—馬來では單列植付が行はれて居り普通植付間隔は二・五呎とし、列の間隔は五呎となし縱列一〇〇呎毎に六呎の通路を設けるが、斯くして一英反當り三、〇〇〇—三、四〇〇本立として居る。大體に於て鳳梨植付は收量を多く上げられ且つ雨水に依る土壤の消失移動を少くし得る點からして密植の方が良いとされて居る。苗は植付に際して根元の方を平に切り、下方の葉は多少取り除き、直射日光に暫く當てゝから三、四吋土中に挿入して植込む。植付後は定期に除草し、盛土を行ひ餘分の芽を切り取る以外何等の手入れを要しない。

收量—植付後十八箇月にして英反當り一、二〇〇—一、五〇〇顆の第一回收穫が得られる。爾後三年半から四年に亘つて年二回即ち五、六、七月及一、二、三月反復收穫が得られるが、小收穫は年中之を見る。出果最盛期に達して後、最初の四回の收穫は英反に付年四、五千顆の可なり大形のものが得られるが、其後の三回或は夫以上の收穫物は數も少く品質も惡化する。馬來に於ける栽培條件の下にての鳳梨の經濟的壽命は單作であるか間作であるかに依て異り、單作の場合には屢更新して人工施肥をなす方が好結果を得られると云はれて居る。

罐詰作業—馬來に於ける工場の鳳梨罐詰法は他國に於けると多少其の趣を異にして居る。近代式の罐詰法にては出來得る限り機械を應用して居るのであるが、之に反して馬來では殆ど全作業について比較的に低廉にて濟む關係上總て勞働者の手を煩はして居る狀態で、機械に依る剝皮及細切は業者が果實の大きさ竝に形を統制して初めて經濟的に之を行ひ得るところである。罐詰用果實の調理は總て之を手にて行ひ、而して罐をも各自の工場內で必要な機械を設備して製造して居る。工場の生產能力も各工場に依り異り果實の出盛期には晝夜作業を繼續し、現在に於ける各工場の平均日產能力は約一、〇〇〇函（四八罐入）である。馬來では今日罐に打出し商標を付する事になつて居るが勿論之も手働式である。作業に當つては長いタイル張りの調理臺にて、操作者は護謨手袋をはめて切斷する。剝皮・果心及目として放棄せられる量は角形にするに七五—八〇%、螺旋方に切込める切屑六五—七〇%、圓筒形にする切屑七〇—七五%に及ぶ。作業者は果實の切斷を行ふと同時に品の格付をなし、十分成熟せるものは "Golden" と稱して輸出向のものとなり、殘りの不整形にして未熟なものは "G. A. Q." 品（平均佳良品）として罐詰を行ふ。後者は更に之を選擇し不合格品は二號品と稱し、主として極東市場のみに輸出せられる。輪切りになせる果實は之を罐に入れ、果汁注入盤に移して甘蔗糖より製せる果汁を滿し繼緣折曲器にかけ蓋付をなす。使用する砂糖の量は果實の品に依り又仕向地により異る。鳳梨の糖分含有量は生のまゝで生熟せるものにありては一七%にして、普通は一一%前後である。罐詰鳳梨の九〇%までは甘蔗糖を加へて糖分含有量を二〇%より二五%としてある。蓋付を行つたものは之を華氏二一二度の中に約三十分入れて消毒する。罐詰鳳梨は之をセライ製（木の名）の函か又はベニア板製の函に詰めるが前者の木箱は價格低廉な爲殆ど之が大部を占めて居る。普通罐詰の正味重量は一・五封度にして一函四八罐入とする。一函當り青果の所要數は約七五箇である。

生產費—次掲せる處は一九三五年に於ける植付後一八箇月に至るまでの英反當り開墾植付維持竝に收穫費の推定額を示せるものにして場所はジョホール州の起伏地にて第二次原始林の地の例をとれるものである。

一、英反當り鳳梨植付農場開拓費	弗　仙
拂下料及地代	一〇・五〇
第一回開墾竝に燒却費	八・〇〇
第二回燒却費	五・〇〇
苗代（腋生芽）	四・五〇
植付費	三・二〇
設柵、排水及一般勞働費	六・〇〇
除草及不定芽摘除費等（一箇月當り二弗）	三六・〇〇
道路費	一二・〇〇
醫藥、建築器具同修繕費等	三・五〇
計	八八・七〇
二、百顆當り收穫、運送費等	
一〇〇顆當り不定芽摘除收穫積込費	〇・二〇
同　一哩當り運賃	〇・〇二五
三、一・五封度入四八罐詰一函當り平均生產費	
錻力板	一・一五
接合劑	〇・〇五
護謨輪	〇・〇二
製罐勞銀	〇・〇八
砂糖六斤（八封度、一斤三・五仙）	〇・二一
包裝用木箱・釘及鐵帶	〇・二〇
果實切勞銀	〇・一九
殘滓物廢棄勞賃	〇・〇二
罐の密閉、調理及積重ね勞賃	〇・〇五
雜勞銀	〇・〇五
薪炭費	〇・〇二
水	〇・〇一
資金竝に在庫品利息	〇・〇三
商店又は倉庫への運賃	〇・〇五
諸雜品	〇・〇二
諸施設維持費	〇・〇五
一〇〇顆當り一・七五弗としての果實原價	一・〇五
計	三・二五

（備考）以上は建築物・機械の資金を含まず

統　計—

鳳梨植付面積表

單位＝英反
出所＝當課資料

地域別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
ジョホール州	三五、〇〇〇	三九、三〇〇	四二、六四四	三五、二六八	三九、一三二
新嘉坡	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	七、五〇〇	七、〇〇〇
スランゴール州	五、二〇七	六、九三九	七、六一八	六、九八三	七、三四九
其他	三、〇五〇	四、五二〇	四、八一五	四、八二三	五、四四五
計	五一、二五七	六〇、七五九	六四、五七七	五四、五七四	五八、九一六

罐詰鳳梨工場數表

出所＝馬來年鑑

地方別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
海峽植民地	六	五	四	四
馬來聯邦	—	一	二	二
馬來非聯邦	八	八	八	六
計	—	一四	一四	一二

罐詰鳳梨仕向國別輸出高表

單位＝數量―噸　價額―弗
出所＝英領馬來貿易年報

國別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
英本國	四四、二一一	五、一七八、六四〇	五五、六九九	六、六三八、五五八	四五、八〇六	四、七四六、九四九	五一、〇七三	五、三六六、二二五	五四、五一〇	五、九七九、八二九
愛蘭自由國	三三	四、四七五	一三七	一六、三五五	二〇〇	二〇、八五四	二〇七	二一、四六六	二三五	二六、五〇二
加奈陀	七、一二〇	八九一、四四三	二、九四二	三四二、〇八四	六、二四一	六六五、九三五	七、九四二	八三二、六一二	八、八九〇	一、一〇〇、一四八
英領印度	四〇六	五五、三五一	五四二	六七、七五六	六七五	七三、二二五	九九九	一〇五、九二四	八四六	九二、〇〇八
緬甸	一三七	一六、〇八三	一六〇	一八、五〇七	一一九	一二、三五〇	一九四	二〇、〇一五	一九〇	一九、九八〇
香港	四二三	四二、五四五	二九八	三七、四五二	一八三	二二、一九五	一七二	二一、四四九	一五七	一六、三八九
濠洲	六	八四九	二	二二二	五	五〇七	一八	一、七六三	一四三	一六、八九五
新西蘭	一、九六五	二二四、六九三	一、四八七	一五六、八七三	一、五三九	一六〇、二五一	二、一七三	二一六、〇五〇	二、二三七	二四四、四三八
白耳義	二六二	三四、七七〇	一四九	二〇、〇三〇	二七七	三四、八四一	一八二	二二、五二九	一六一	二〇、八四六
丁抹	五四	八、四六〇	五七	八、二五二	一一九	一五、三八六	二一一	二五、九〇七	一八〇	二五、四二〇
佛蘭西	一、〇一三	一三九、二四一	八六四	一一九、〇六五	六五一	八四、九〇五	四五三	五六、四一一	三九一	四九、四六四
獨逸	三五〇	四九、二四三	三八〇	四八、五八八	四九七	六六、〇八二	三七三	四三、九九七	四六三	六三、〇一六
和蘭	九八九	一三三、〇九〇	一、三三〇	一六六、八二五	一、三九六	一六七、五八〇	四四八	五三、三九〇	二、二六五	二八四、六八九
瑞典	二六〇	三五、一〇五	五八	七、二八三	五〇	六、二九二	四八	五、九七七	九八	一二、四九五
埃及	一八三	二四、六八六	一三三	一七、五一〇	一六八	二五、〇五四	一五八	二三、四四五	二三三	三二、四五七
モロッコ	八〇	一一、六一二	五七	八、五二三	八六	一二、八二三	七七	九、八〇五	九五	一一、七一一
米合衆國	七七五	八七、一八四	八三七	九四、八〇四	五八三	六二、〇六六	六一六	六二、四三六	九八五	一一四、三三〇
日本	二〇	二、七四三	一〇六	一三、四九一	八四	八、七八九	一八二	一八、四四八	二一一	二三、五一七
比律賓	二〇六	二四、一三〇	一五三	一七、二〇二	一一三	九、八九六	一三〇	一一、三三七	一六二	一五、〇四三
暹羅	三九五	四三、八四五	三二五	三八、一〇五	二九一	二六、八七一	四三九	四〇、八三九	三三〇	三三、一一一
其の他の諸國	五七一	七五、二六二	五八六	七七、二〇二	四九八	六二、六〇五	五三九	六六、九九六	一、一四〇	一四九、六一四
計	五九、四五九	七、〇八三、四五〇	六六、二九二	七、九一四、六八七	五九、五八一	六、二八五、四五六	六六、六三四	七、〇二七、〇四一	七三、九二二	八、三三〇、九〇二

2　中間作物

タピオカ (*Manihot utilissima*)　今日熱帶到る處に栽培せられ居るタピオカ卽ちキャッサバは南米の原產にして、英領馬來にて此の作物の文献は遠く一八四〇年に溯り、而して此の文献が一八五五年に馬拉加にて栽培を始めた指針となり、其の後タピオカは英領馬來到る處に栽培せられるに至つた。一九三四年末に於ける植付總面積二一、〇〇〇英反（內譯ジョホール州六、〇〇〇英反、ケダー州六、〇〇〇英反、馬來聯邦七、四〇〇英反）に及び、スランゴール州の約一、〇〇〇英反を除いては總て護謨との間作である。タピオカは根莖の外皮の色或は莖及根の色其他に依て分類せられて居るが實際上は其の青酸含有量に從て甘・苦味種に分けられて居り、外皮は何れも青酸含有量は約〇・〇二五％なるも其の內部の肉質部は前者にありては〇・〇〇七％なるに反し、後者は〇・〇二―〇・〇三％の青酸を有する。青酸量〇・〇一七％までは食用に供せられるが、夫以上に及ぶ時は中毒症狀を呈する故苦味種は食用とはなし得ない。英領馬來のタピオカ生產高は不明であるが、其の純輸出量を見れば大體の推定は出來得る。一九三五年の純輸出高は一七、〇六四噸一、六四三、三四六弗に及び、過去十一箇年間の平均純輸出高は二七、一二七噸である。一九三三年末に於けるタピオカ加工工場數は三六工場（內譯ジョホール州一四、ケダー州一〇、プロビンス・ウエルズレイ及彼南七）となつて居る。收量は品種・地味・氣候・手入れ及揷穗の活着性、英反當り本數及樹齡に依り各々相異る。若い護謨樹との間作にして代表的な收量は第一回作の場合は英反當り七乃至一二噸、第二、三回及夫以上の場合は夫々六―七、四―六、二―四噸である。

馬來に於けるタピオカ產物はフレーク（剝片）、パール（玉）、フラワー（粉）及レフューズ（屑）の四種にして、前三者は輸出向にして後者は領內消費に當てられて居る。タピオカ澱粉を取れる殘滓物は養豚飼料として用ひられる。タピオカ根を其の儘か薄片として乾燥せるものはガプレクと稱し食用に供する。現在英領馬來で此の作物の栽培に從事せるは支那人のみにして或る州にては此の作物は地味を吸收し盡す傾向にあるので其の栽培を禁じて居るところもある（輸出貿易に關しては「貿易の部」參照）。パールの主なる仕向國は本國、英領印度、濠洲、新西蘭等にして、フレークは本國、佛蘭西、白耳義、同フラワーは英領印度、緬甸、佛領印度支那を主要相手國として居る。

檳榔子 (*Areca catechu*)　檳榔樹は遠く一五九三年以前既に馬拉加にて栽培せられて居た事が知られて居るが、野生のものが馬來に生育して居た事實はない。土人間では檳榔子にシレーの葉を卷いて用ひるのでベテルナットとして知られて居り馬來名をピナンと稱し、丈四・五丈に及び樹冠に見事な六―九葉の羽狀葉を戴き果實は年中之を產するも、最も大きく結實を見るのは十一―二月にして從て開花期は四―七月の雨期である。果房は七箇以上に及ぶが結實するのは四―五房にして老齡に至れば一、二房に止まり、果實數は大型五〇―一〇〇顆或は中・小型にありては一五〇―二五〇顆位である。植付面積の確實な數字は不明であるが、大約五三、〇〇〇英反と見て差支へない（內譯ジョホール州―特にバト・パハ及ムア郡―三七、〇〇〇英反、ケランタン州六、〇〇〇英反、ケダー州四、〇〇〇英反、馬來聯邦三、四〇〇英反、海峽植民地二、〇〇〇英反以下）。品種としては八、九種あるが、果實の商業上の分類としては之を圓形と長型との二種に大別して居る。生產高は領內消費が多い爲不明であるが、純輸出高より見て大體の想像は出來得る。卽ち一九二三―三二年に至る十箇年間平均純輸出高は二一、六〇〇噸にして、一九三五年度の純輸出高は二二、八八五噸二、九四一、二八三弗に及んで居る。ジョホール州に於ける年收量は英反當り乾果五擔（六六五封度）と稱せられて居り、セルダン試驗場に於ける十一年生のものにては施肥せるものは六・八擔、同無施肥にては五・三擔の收量を擧げて居る。商品としてはピナンブラ（Pinang Blah）、ピナンコシイ（P. Kossi）、ピナンサライ（P. Salai）、ピナンアシン（P. Asin）、及細片檳榔子（Sliced Arecanut）の五種あり、ブラは果實を二つに割りて日光乾燥せるもので、コシイは積重ねて二、三箇月乾燥し、更に皮を去りて二、三日乾燥せるもの、サライは燻製であり、アシンは鹽漬品にして最後のものは細片として煮沸し乾燥せるものである。後の二者は何れも未熟果を使用する。大部は主として東洋民族の咀嚼用に供せられるもので、前述せる如くシレーの葉にて之を包み、少量の石灰を混合し、嗜好としてガムビール、煙草、丁香、小荳蔻等を入れて用ひる。果實を粉末とせるものは護謨の收斂作用が甚だ強い爲に齒科用或は家畜の寄生蟲驅除に用ひられる。尙檳榔子の輸出貿易額に關しては「貿易の部」參照。

デリス (Tuba Root)

馬來語にてトバ（Tuba）と稱するのは各種の有毒性植物を總稱せる語にし

て、其の中で最重要なるは各種のデリスで、古より馬來人は之を魚毒用に、而して支那人は殺蟲劑として用ひて居た。馬來半島にては普通 *Derris elliptica* Benth.（白トバ）、*Derris malaccensis*, Prain.（赤トバ）の二種が栽培せられて居り、後者は匍匐性にして *Sarawakensis* の變種 *Derris malaccensis* 即ちサラワク直立性は直立性である。

サラワク匍匐性 *Derris elliptica* は其の名稱の如く匍匐性にして地上を覆ひ莖節より多數の根を下す。繁殖は總て挿木に依る。デリス根の毒性は樹齡に依て異り、從て收穫に際しては正しい成熟期を見てせねばならない。實驗の結果に依れば收量竝に毒性の點よりして植付後約二四箇月目頃に收穫するのが最良の樣である。根の收穫に當つては莖及葉は毒性を有せぬ爲之を切除し、根を掘り上げるのであるが、此の際細根を棄てない樣に注意しなければならない。細根の方が却つて毒性物含有量が多いからである。根は普通の鉛筆位より太いものは不可である。日乾乾燥根の收量は生の根の約四五%前後にして水分含有量は約一〇%とする。適地に於ける乾燥根英反當り收量は約一、〇〇〇―一、二〇〇封度である。

根の有毒物質に關する知識は未だ不完全ではあるが、最近此の方面の研究が進步し、現在の處四つの有毒組成素即ちロテノーン（rotenone）、デグエリン（deguelin）、テフロジン（tephrosin）及トキシカロール（toxicarol）が分析分離せられてゐる。一時はロテノーンが是等の毒性組成物質中最重要のものと考へられた事があり、此の意見が北米合衆國では一般に通つて居て其の爲同方面への輸出物は總てロテノーン含有量に依り評價せられ、之に反して英國側の輸入業者はエーテル抽出物の量により取引して居る。最近の農務局の調査に依れば或る蟲類に對してはロテノーンは無效にして、エーテル抽出物が有效なる由にて、從てトバ根の購入者はロテノーン含有量よりもエーテル抽出物の量の多寡に重きを置く方が良い譯である。エリプチカ種はロテノーン含有量多く、マラケンシス種はエーテル抽出物が多く其の割合は前者にありては七%對二五%にして後者は一%對二〇―二五%である。馬來に於けるトバ根の總植付面積は約四、〇〇〇英反と推定されて居り、其の中約一、〇七五英反は單作である。輸出は年々增加の傾向にあり、次第に重要性を加へつゝある。最近五箇年間に於ける輸出狀況を見れば次の通りである。

トバ根輸出高表

單位〃數量―听　價額―弗
出所〃英領馬來貿易年報

國別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
英本國	一八四	四、四五七	一、六五三	三七、九四三	四、五〇九	一二二、四二六	五、二五三	一四七、六三一	八、八二八	三二一、三五四
獨逸	—	—	二四	八三三	一、一八八	二〇、七八〇	九七五	三四、一四九	三六二	一四、五五六
米合衆國	一八五	三、九二一	一、〇一八	二一、九〇八	五、〇四八	一〇九、八八五	二、八九一	七七、二一六	二、二五〇	八二、五二六
日本	六〇六	二二、八三三	八三〇	一八、四九八	一、二〇六	一九、八三四	一、三〇五	三八、二〇八	一、九二二	七一、二九二
其他の諸國	九九五	二二、四二二	六七三	一三、一五二	八九四	九、八七〇	一、六二七	三六、三一六	二、三八八	三七、八九五
計	一、九七〇	五三、六三三	四、一九八	九二、三三四	一二、八四五	二八二、七九五	一二、〇五一	三三三、五二〇	一五、七五〇	五二七、六二三

珈琲（*Coffea spp.*）

アラビア種珈琲が十八世紀中栽培せられた記錄はあるが、平地での栽培は成功を見なかつた樣で、其の後一八七五年にリベリア種が移入せられ、スランゴール、ペラ及ネグリスムビランの各州に農園規模に栽培され、一九〇五年には馬來聯邦よりの輸出高は一〇七、二一八擔に達した。然し乍ら南米ブラジルの斯業發展の爲及一九〇〇年頃の害蟲被害に依り衰退し、之に反して護謨栽培が勃興して來た。一九三四年末に於ける植付推定總面積は一七、五二八英反（内譯ジョホール州五、七六二英反、スランゴール州六、六二六英反、パハン州一、四八二英反、ペラ州一、一九五英反）、就中三、五三七英反のみは單作である。馬來に於て栽培せられ居る主要な品種はアラビア即ち爪哇珈琲、リベリア種及ロブスタ種の三種である。生産量は不明であるが、總て領内消費に當てられて居り、馬來聯邦では小額の輸入税を課して生産を奬勵せられて居る。收量は品種及土壤條件に依り夫々相異る。リベリア種にては植付後三箇年にして結實を見、六、七年目が最盛期をなし、最盛期のものゝ收量は英反當り五乃至六擔（六六五―八〇〇封度）にして、此の品種の壽命は二五―三〇年である。ロブスタ種は極めて早生にして植付後九箇月にして結實を見る事があり、一年目から少量の收穫が得られ、而して四年目から最盛期に入り、三年生のものにては英反當り收量は二乃至三擔なるも四年生以上のものは四―六擔の收量を上げ、壽命は十年乃至十二年である。アラビア種に關する統計は本領にては詳でない。貿易狀況を見るに罐入調製珈琲及原料珈琲の大部は單に仲繼貿易或は領内消費として何れも輸入超過を示し、一九三五年度前者の純輸入數量は二五、七七四封度八、六二一弗であり、後者の輸入額は五、二七六封度一、三七九、七八七弗となつて居る。

茶　（*Thea sinensis*）

英領馬來に於ける茶の栽培は比較的近年に輸入せられたものであつて、平地栽培と高地栽培に分ける事が出來る。一九三四年末に於ける植付面積は二、七〇五英反と推定せられ、中一、九一〇英反は平地、七九五英反は高地栽培である。平地農園は八園に及び内五園は領内消費用の紅茶を生産し、三園は倫敦への輸出茶を生産して居る。

一九三五年度に於ける純輸入量を見るに四、〇七九、五五六封度、一、二二四、二八六弗に及び、内紅茶は二、六七四、五九九封度七二七、一一八弗となつて居る。最近に於ける貿易不況に依て純輸入即ち領内消費量は一九三二―三四年平均量八、〇〇〇、〇〇〇封度に比して遙に少量であるが、最近は領内生産高も增加を見、領内生産茶消費高は一、〇〇〇、〇〇〇封度に達するものと推算せられて居る。馬來に於ける一人當り平均消費量は年約一・五封度である。

綠茶も支那人により生産せられて居るが、支那及日本より輸入せられるものが大部を占めて居る。

馬來に輸入せられた茶の品種は淡綠色のアッサム型（Assam type）と濃綠色のマニプリ型（Manipuri group）とに屬するヂヤッツ種（Jats）である。馬來聯邦海峽植民地共に一九三七年一月より茶の新規植付及茶實の領外輸出を禁止して居るので今後の大なる發展は期し得ない事となつた。

セルダンの平地茶は相當の收量を擧げて居り、四、五年生のものにありては英反當り製茶五〇〇封度にして、十年生のものにありては九〇〇乃至一、〇〇〇封度の生産高を示して居る。

キヤメロン高原のタナ・ラタ（Tanah Rata 標高四、七五〇呎）に於ける五年生樹二三英反に就ての收量が英反當り平均四七五封度である。

ガムビール（*Uncaria gambier*）

ガムビールは單寧劑にして鞣皮に特殊の光澤を添へ絹物の染料として或は又咀嚼用檳榔子に加へて東洋人により用ひられるところである。ガムビールの栽培竝にガムビールの製造は今日馬來に於ては重要な産業ではないが前世紀後半に於ては重要産業の一をなし、今日に於ても或る州に於ては中々重要視せられて居る。一八九二年頃には馬來半島に於ける野生生産品の中第二位を占め平均年輸出高は四、六〇〇、〇〇〇弗に達して居た由である。當時主として栽培の行はれて居た所はジョホール州バトパハ、ククツプ、ムア、コタティンギ郡、新嘉坡、馬拉加、ネグリスムビラン州の一部及パハン州のトムプリン河一帶等であつた。一九三四年末に於ける推定植付總面積は三、四二〇英反（内譯ジョホール州一、三七六英反、パハン州八〇〇英反、ネグリスムビラン州一、一三六英反）にして、ジョホール州に於ける栽培はクルアン、セガマ及コタティンギ郡に限られて居る。實生産高は一部が領内にて消費せられ

る爲不明である。然し純輸出高にて大體之を窺知する事が出來る。一九二三年より一九三二年に至る純輸出高平均は三、〇三七噸にして、一九三五年度の純輸出高は二、八四一噸四九一、七六三弗である。ガムビールは總て護謨との間作にして耕作に從事せるは殆ど全部が支那人である。繁殖は總て實生に依る。收量は單作地にて英反當りガムビール八乃至一〇擔（約一、〇六〇—一、三三〇封度）にして、一擔のガムビールを得るには約一〇擔の生葉を必要とする。護謨との間作地にては收量は三・三擔位である。之を製するには先づ葉及小枝のみをとり之を湯を滿せる鍋に投じて煮沸し、單寧性のみを抽出するものにして、三時間位煮れば濃い橙々色の樹脂狀の物質が得られる。之を冷却すれば凝固するが、凝固した物は鍋より出し約一吋位の角型に切斷し二、三日天日乾燥を行ひ商品となる。ガムビールの主な輸出相手國は英本國、米國、英領印度等である。

煙草 (*Nicotina tabacum*)

英領馬來に於ては多年間領內消費用に亞細亞人間に小規模に煙草を栽培するのが殆ど慣習的となつて居た。最近三、四年間の馬來聯邦及同非聯邦に於ける煙草栽培は輸入稅の增徵及未製品煙草に低率の輸入稅を課するに至つた事實に基き非常な刺戟を受け領內製造を獎勵する結果となつた。卽ち右の結果領內生產煙草を輸入未製品煙草に混ぜて紙卷煙草或は其他の製品煙草の製造をなす機會が自ら開ける樣になつて來た。元來英領馬來では煙草の大規模栽培は不向である。一九三四年末に於ける栽培面積は三、五八五英反（內譯ペラ州一、二八三英反、ジョホール州一、〇二六英反、ケダー州七五二英反、スランゴール州一二九英反）と推定せられ、總て小規模栽培である。栽培品種は主として領內產の種子より繁殖せる大型葉のデリー種の一種で、葉の小さく粗剛な品種も自家用として馬來人間に栽培せられて居るが、此の種のものは煙草仲買人は買入れを行つて居ない。紙卷煙草用としてヴァージニア種も栽培せられては居るが未だ實驗時代を出でゝ居ない。收量の點に關しては栽培が大概亞細亞人である爲確實な報告もなく知る事は出來ない。セルダン中央試驗場のヴァージニア種のものは英反當り乾燥葉五六〇封度であるが、六擔（八〇〇封度）までは收穫可能性があると見積られて居る。一九三五年度の純輸入高は一一、九三五、八八五封度一三、八七七、九三九弗にして、現在迄に最高數字を示せるは一九二九年の二一、五〇〇、〇〇〇封度である。最近二、三年間減少の傾向にあるのは一般的不況の爲の購買力の減退、輸入煙草の增稅及領內生產高の增加に基くものである。

芭蕉 (*Musa spp.*)

英領馬來に於ける芭蕉植付總面積は二二、〇〇〇英反を超えて居る（內譯馬來非聯邦一一、〇〇〇英反、ジョホール州五、〇〇〇英反、ケダー州五、〇〇〇英反、馬來聯邦一〇、〇〇〇英反、ネグリスムビラン州三、六〇〇英反、ペラ州二、四〇〇英反、スランゴール州二、〇〇〇英反、海峽植民地一、三六〇英反、彼南七〇〇英反）。一九三三年現在に於ける總植付面積中僅に一、三〇〇英反のみが單作地にして他は何れも其他の作物との間作地である。殆ど馬來到る處に植付けられて居り、殊に土人の家にては自家用の果實を得る爲に此の二、三本を植へて居ないものはない位である。蕉實は亞細亞人間にては一般に果實としてゞはなく主食物として用ひられて居り、從て其の品種も極めて多種多樣に上るが、夫等の多くは品質劣等にして僅に調理して食用に供せられるものである。主なる品種を擧げれば左の如くである。

調理用

Pisang abu	果實表面に蠟狀白粉を生ず
Pisang awak betul	果實外皮黃色斑點を有す
Pisang awak legor	丈高く黃色の斑點ある果實を着け、多數の種子を包含す
Pisang nangka	香氣の高い巨大な果實を著く
Pisang talon	黃色巨大種、果肉クリーム狀にして柔軟且つ甘味を有す
Pisang tandok	超巨大種、長さ一呎餘に上る

生食用

Pisang embun, or P. medji, P. bunga	此の品種は Gros Michel 又は Jamaica 種と同一品種と考へられる。高さ十五呎に及び黑斑を有する僞莖を有し、果房は八、九箇、果房の果數は十五乃至十七箇にして六・五—八吋、巾一・五吋に及ぶ、最も生食用に適す
Pisang mas	矮生種にして僞莖を有し、葉柄は黃綠色、果實は三吋巾一・五吋、外皮厚く豐な黃色を呈し柔軟にして甘味強く、多少脂ぎつた感じがある。多く支那人に依り栽培せられ而して他品種に比して常に高値である。缺點はカスリ傷の付き易い事と輸送に不便な形狀を有する事である
Pisang rastali.	丈一〇—一二呎に及び、莖はチョコレート色の斑點を有して濃綠色をなし、一房三・五呎に達して果房八、九箇を付け、果實は約十二本位、長さ四・五吋、巾一・五吋、外皮は黃色にして生熟すれば間もなく斑點のある褐色となる。果肉は淡黃色にして日數がたつに連れて爽快な酸性香氣を發す
Pisang berangan	未成熟時に收穫して粉を作る
Pisang boyan	果肉は鮮白にして、成熟すれば自然落下す
Pisang brok bakul	夥多種にして收量多く、香氣良し
Pisang jari buaya	果實に著しい脊線が通つて居る
Pisang kapas *Pisang kelat*	皮に斑點を有す
Pisang laing	巨大種、外皮赤黃色、果肉鮮白、香氣良し
Pisang lilin	亞細亞人間には普通栽培せられ居るも市場には出て居ない
Pisang masak hijau.	*p. embun* 種に酷似す。果肉は生熟すれば淡黃綠色にして爽快なる香氣を發し、果房より離れて落下するが此の點が embun 種と異るところである
Pisang rajah	爪哇に多きも馬來には稀なり
Pisang rajah udang	外皮暗赤褐色にして、之を食せば皮膚病を生ずるとの迷信より一般に膾炙されて居ない
Pisang sa-sibu	果實極めて短小にして生食に適せず、一房一、五〇〇顆を著ける事珍しからず
Pisang serendah	矮生種にして果房は三、四個、果實數一房に一四—一六個の中形、果肉綠黃色香氣高し
Pisang susu	丈九呎前後、一房二、五呎、果房七個、果實數一房に一〇個、長さ五吋、果肉淡黃色

（註） Pisang は馬來語にして「芭蕉」の意

馬來に於て生產せられる蕉實は製粉せられる極少部分を除いて總て領內にて消費せられて居る。其の價格は季節に依り異るも最近にては一擔當り五〇仙—一弗五〇仙前後を往來して居る。

其他の果物

鳳梨を除いては英領馬來に於ける果樹の栽培は領內的に重要性を有するのみである。ではあるが馬來には栽培に適する多數の果樹がある。或る筆者の云ふ處に依れば栽培に適する果樹の主なるものは三九種に及び、而して餘り重要ならざるもの四七種、雜小果物四四種、丘陵地に適するもの五種あるとの事で如何に果樹に富むかが窺ひ知られる。主なるものゝみを次に略述する。

サポヂラ *Achras sapota*—馬來半島到る處に栽培せらる。樹高一〇—一二呎の常綠喬木、果實は長さ約三吋、直徑二吋、外皮粗く赤褐色にして薄く、果肉又橙色にして甘味を有す。年中結實するも六、七、八月頃最も多く、未生熟時に取りて之を糠或は藁の中に入れて熟らす。同樹は生育極めて遲いが、幼樹にしてよく結實す。繁殖は接木に依る。

カツシユーナツト *Anacardium occidentale*—馬來にては海岸地帶に生育し、核果は腎臟形、長さ一・五吋、肉質の花托を有し、此の花托は橙色又は鮮紅色を呈し食用となる。花托は甘味を有し、液汁に富み爽快なる酸性香氣を有す。生のまゝ或は之を炙りて用ふ。但し其の外皮は非常に辛く刺戟性を有する爲剝取るを要す。繁殖は實生又は芽接に依る。

サワサツプ（刺蕃茘枝）*Anona muricata*—生育極めて早く、樹高二五呎に及び馬來到る處に栽培せらる。腎臟形の二、三封度の大形果實を著け、外皮は粗

く多數の柔軟な短い刺を有す。果肉は白く纖維質にして液汁に富み幾分酸味を有する。內部に多數の大形黑色の種子を包含する。繁殖は實生、挿木或は接木に依る。

蕃茘枝(漢名)*Anona squamosa*—樹高一〇—二〇呎の小樹にして乾燥地に良く生育す。其の實は直徑三吋、集合果にして外面に瘤狀の隆起ありて、此の中に各一個宛の黑色の種子を抱有し、此の種子の外面果肉は白色にして甘味強く香氣高し。果實の外面は粉を刷きたるが如き白色を呈し生熟すれば間もなく黑色を帶ぶ。繁殖は實生である。

牛心梨(臺灣名)*Anona reticulata*—樹高一五—二五呎の小樹にして果實は直徑三—四吋、平滑にして多少凹凸あり、成熟すれば赤色を呈す。果肉はクリーム狀にして表皮に近き部分は淡黃色なるも中部は殆ど白色である。多數の褐色種子を包含す。繁殖は實生である。

波羅蜜(漢名) *Artocarpus integrifolia*—大喬木にして馬來にては二種あり、Nangka beluong, Nangka bubor 之であり、前者は果肉硬く後者は柔軟である。綠色大形の幹生果を結び、無數の小突起にて覆はる。生熟すれば强烈な香氣と味覺を有す。クリーム色の果肉は生食用となり、種子は生又は炙りてカレーに入れて食す。繁殖は實生又は芽接に依る。

ブリンビン *Averrhoa bilimbi*—小喬木にして樹枝は低く垂れ、長さ約三吋の胡瓜に似たる綠黃色の幹生果を生ず。生食に適せず、カレー原料及ジャム製造に用ふ。年二回收穫し得、繁殖は枝取又は實生に依る。

カランボラ *Averrhoa carambola*—一五—二〇呎の小喬木、葉は羽狀複葉、紫紅色の可憐な小花を開き、實は稍々楕圓形にして從に三—五の深き溝あり、黃色半透明、長さ三—五吋、酸味强きも品種により甘味あるものあり。繁殖は取木又は實生である。

ラムバイ *Baccaurea motleyana*—馬來固有の樹にして廣く栽培せらる。中形喬木にして左右對照をなし、芝地の觀賞樹として好適である。果實は果柄二呎に及び徑約一・二五吋あり圓く表面は滑にして薄く軟皮色を呈して居り、內部に二、三個の綠色の種子を包含す。甘酸兩種があり生食或はシチューに適す。繁殖は實生である。

ブラジルナット *Bertholletia excelsa*—熱帶性大喬木にして樹高一〇〇呎に達するものあり。新嘉坡に輸入されたのは一八八四年にして、一九一三年以來農務局は大規模に繁殖を行つて居る。實は厚い壁を有する木質の鞘よりなり、球形三—五吋にして中に約一四個の堅果を包藏し、種子は稜角を有して甚だ堅く、內部に白色の胚乳あり、食用に供せらる。繁殖は實生である。

木瓜（モククワ）(臺灣名) *Carica Papaya*—生育極めて速く、一箇年にて結果を見るも壽命短く、樹高二〇呎に達し、大概枝を生ぜず。果實は葉柄の元より多數生ず。生食として勿論、靑果は之をサラド或は砂糖漬となし賞味せられ、何れの部分よりもパパインを抽出し得、消化劑として效用廣し。繁殖け實生である。

柑橘類 *Citrus* 馬來にて栽培せられ居る柑橘類には次の如きものがある。

Citrus acida	ライム蜜柑
Citrus aurantium	オレンヂ(臍甜橙)
Citrus maxima	ポメロ(ザボン)
Citrus nobilis	マンダリンオレンヂ

ドウリアン *Durio Zibethinus*—沖積層の土壤に植へられて居るものは生育良好にして樹高一〇〇呎にも及ぶが、粘土質の貧弱な土地では木がいぢけ、果實も多くは出來ない。植付後普通八年にして結果を見る。結實最盛期は七、八月であるが、年末でも多少結實を見る。巨大種にありては果實の重量一〇乃至一五封度に及び、馬來人は之をドウリアン・カパラ・ガヂャ(象頭ドウリアンの意)と稱して居る。繁殖は實生であるが、一週間以上經つた種子を用ひる事は不可である。

マンゴスチーン *Garcinia mangostana*—中高の喬木にして高さ一五—二〇呎、枝を密に分岐す。低い沖積層の土地にして濕氣多き處を好む樣であるが、排水には注意を要する。護謨樹の疵陰にて良好に生育して居るのが見られる。收穫期は八、九月なるも十一月に入つても少量の生產を見る。良果は直徑二・五吋に及び而して果肉部の徑一・五吋もある。此の果肉部は六—八個の隔壁にて隔てられて居り、各房內に種子を有す。果肉は白色にして甘酸口に適し

果實の王と稱せらる。繁殖は多くは實生なるも取木又は挿木に依る事もある。

ランサット *Lansium domesticum*—馬來の原產、三〇呎に及ぶ中喬木、實は楕圓形にして長さ一吋餘、淡黃色の果皮を有し葡萄狀をなして懸垂し、多汁芳香あり繁殖は實生なるも生育遲し。

ドウクウ *Lansium domesticum* var. *duku*—ランサットの改良種にして果實は前者より總ての點から見て優つて居る。生熟するのは八月末から九月中である。

マンゴー(漢名-檬果　臺灣名-檨仔　學名-*Mangifera indica*)—馬來のマンゴーは劣等品である。土壤はロームを好み、高溫にして乾燥して居る方がよい。

韶子(漢名) *Nephelium lappaceum*—馬來名をラムブータンと稱し、恐らく馬來產ならん。樹高約三〇呎に達し、八、九月が生熟期にして年末に至り二回目の收穫がある。果實の色は黃色より靑綠色まで種々あり、種子の周圍の果肉の香氣及品質も各々相異るも、果肉と種子とが離れ易いものは良種である。繁殖は實生でもよいが芽接の方が結果良好である。

プラサン *Nephelium mutabile*—樹はランブータンに似たるも稍小形である。果實はランブータンより早く生熟して大きく前者は長い毛髮樣の刺で覆れて居るに反して之は矮小な突起があり、香氣は寧ろ前者より優れて居る。繁殖は種子にても良いが取木又は芽接がよい。

アヴォカド・ペアー *Persea gratissima*—アリゲーター・ペアーとも稱し比較的近年の輸入にかゝるも周知の果實である。樹高二五—三〇呎に及び梨に似たる綠色の實を著け生熟すれば黃色又は紫色となる。果肉は硬く綠がかつた黃色を呈し中に單一の丸い大きな種子を包含す。大きなものになると直徑四吋及重量一封度にも達する。生熟直前に之を收穫し冷處に貯へて柔軟となるまで置き食用に供す。繁殖は實生或は芽接である。

グアヴア *Psidium guajava*—熱帶亞米利加原產の小灌木にして馬來にては二種類あり、一は果肉鮮白なるも他は紅色である。生育極めて速く二、三年生にて結果を見る。繁殖は實生である。

蔬菜類

英領馬來の年平均純輸入額は大約四五、〇〇〇噸五、五〇〇、〇〇〇弗に達し、其の大部は鹽漬或は酢漬野菜、玉葱、蒜及馬鈴薯である。高度約五、〇〇〇呎前後の處は別として一般に領內の氣候的條件は是等の作物栽培には不適當である。生野菜は殆ど大部が領內生產品にして、都會近くにて小園を經營せる支那人蔬菜栽培者の供給せるものである。新嘉坡島內のみにて支那人園の總面積は推定三、〇〇〇英反に及び、年產額四、〇〇〇噸以上に達すると云はれて居る。ジョホール州にては停車場の近くにて新嘉坡の積出しに便利な處には多くの支那人園が集中して居り、キンタ地方にも相當面積の農園がある。支那人蔬菜栽培者は肥料として人糞を使用する關係上歐洲人間には餘り歡迎せられず、最近はキャメロン高原の日本人移民の手になれる人工肥料を施せる生野菜が相當割高にも拘らず新嘉坡其他の大都會にて良好な賣行を見せて居る。

3　小作物

香料作物

錫蘭肉桂(*Cinnamomum zeylanicum*)—原產は錫蘭及南部印度にして樹高四、五〇呎に及ぶが、栽培するには之を刈込んで灌木狀にする。樹皮の乾燥せるものは卷込みて管狀を呈し藥用として賣買せられて居る。馬來にては栽培は未だ實驗時代を出ては居ない。

丁香(丁字)(*Eugenia caryophyllata*)—樹高約二〇呎の中或は小喬木にして、未開の蕾を乾燥せるものが所謂丁字である。以前には彼南及プロビンスウエルズレイでは相當重要な作物として見られて居たが蟲害に依り衰退し、之に代りて護謨、古々椰子が栽培せらるるに至り、現在植付總面積は約三〇〇英反前後にしか過ぎぬ。

生薑(*Zingiber officinale*)—越年性植物にして白色且つ芳香を有する刺戟性の地下莖を有し、東洋到る所に之を產す。

肉荳蔲(*Myristica fragrans*)—一七九八年彼南に栽培せられたのが馬來に於ける濫觴である。丁香と同樣の過程で今日では餘り重要視されて居ない。肉

荳蔻及肉荳蔻花は同樹の産品にして、樹高は時として四〇呎にも達する茂つた樹で、花け黄色、雌雄花異樹である。果實は生熟するに九箇月前後を要す。植付後七、八年或は夫以上經たねば結實を見ない。

胡椒(*Piper nigrum*)—馬來に輸入せられたのは一七九〇年にして彼南にて栽培せられた。一八〇〇年に至るまでは重要な作物をなして居たが丁香及肉荳蔻が輸入栽培せられる樣になり次第に重要性を失ふに至つた。新嘉坡は胡椒の重要な市場をなすが、領內にては現在餘り栽培せられて居ない。木質狀の纏繞性蔓莖であつて、花房は一六吋に及ぶ。葡萄狀果實は最初は暗綠色にして成熟すれば赤色となる。馬來にて栽培せられて居るのは僅に一種のみである。收穫第一年目は一本當り收量約一封度前後にして、七年以後は乾燥果實三—三・五封度を得られ、英反當り八八〇本立とすれば年收量は約二、五〇〇—三、〇〇〇封度である。

薑黃(漢名)(*Curcuma domestica*)—外形は幾分生薑に似た草本性植物にして、地下莖は濃黃色を呈し、香料及藥味として用ひられる。生根の收量は英反當り約一〇、〇〇〇—一五、〇〇〇封度である。

ヴァニラ(*Vanilla planifolia*)—纏繞性の蔓莖にして、莖は青色多汁、葉と反對の側より氣根を出して纏繞す。香料として價値ある莢を出すものには *V. pompona, V. planifolia* の二種あり。馬來では商業的規模には栽培されて居ない。

穀類(米を除く)

玉蜀黍(*Zea Mays*)—英領馬來に於て米に次ぐ重要作物ではあるが大規模には栽培されて居ない。極めて小規模に栽培せらて居て殆ど無數と稱してもよい位であり、單作地もあり陸稻との間作地もある。品種は硬殼種と凹痕種に大別し得る。後者は收量前者に約二倍す。平均收量は英反當り二、〇〇〇—二、五〇〇封度である。

穇(*Eleusine coracana*)—馬來にては穇は良く生育するが廣く栽培されて居ない。之を作つて居るのは主としてタミール人勞働者である。

黍(*Pennisetum typhoideum*)—馬來の地には良く適合するが鳥害がだしい爲問題にならない。

さとうきび(*Sorghum vulgare*)—剛直な一年生の植物にして約八呎に達す。米國農務局より輸入された二品種が最も好成績にして、平均收量は脫殼して英反當り二、五〇〇封度位である。製粉してパン及果子製造に用ふ。

鳩麥(*Coix Lacryma-Jobi*)—主としてサカイ族の栽培せるものにして、實は軟殼のものと硬殼のものとの兩種がある。穀物としての經濟的價値は少い。

雜産油作物

キャンドルナット(*Aleurites triloba*)—中喬木にして四〇—六〇呎に達し、實の直徑二—二・五吋にして殆ど丸く外皮は滑にて、內に二個の一吋餘の種子を包含す。乾燥實の約六七%は殼にして殘りは核仁であり、約六二%の油を含む。此の仁を壓搾すればリンシード油に似て幾分品質の劣れる油が得られ、用途も殆ど前者と同樣である。馬來では試驗的に栽培せられ居る程度である。

油桐(*Aleurites montana*)—馬來で試驗的に栽培せられて居る油桐は二種卽ち *A. montana* 及 *A. Fordii* にして前者は南支那の原産である。

蓖麻(*Ricinus communis*)—馬來に於て屢大規模栽培が試みられたが何れも失敗して居る。地味肥沃なるを要し且つ栽培に最も妨害となれるは害蟲の被害である。

胡麻(*Sesamum indicum*)—馬來では印度人間に胡麻油の需要が多く、每年多額の輸入を仰いで居る。馬來に於ける收量は英反當り種子六〇〇—一、二〇〇封度にして、含油量は四〇—五〇%であるが、實際搾油率は三七%前後である。

落花生(*Arachis hypogaea*)—馬來に於ける栽培總面積は約二、〇〇〇英反と稱せられ、品種は Mauritius, Senegal, Spanish の三種である。收量は英反當り一、〇〇〇—二、〇〇〇封度にして地味或は季節の如何により異る。支那人間に需要多く、馬來にては每年相當の輸入を見て居り、年平均落花生豆七、五〇〇噸、同油一〇、〇〇〇噸以上となつて居り、金額にて約四、六〇〇、〇〇〇弗に達して居る。

バラ護謨種子(*Seed. Hevea brasiliensis*)—バラ護謨は極めて廣面積に亘り栽培せられて居り、從て其の種子から商業的に搾油する事は注目すべき價値がある。種子仁は約四二%の油を含有し、英領馬來全體を通じて見れば種子三〇〇、〇〇〇噸卽ち油として七五、〇〇〇噸を每年得られる譯である。此の油は乾燥性にして亞麻仁油には劣る。

シトロネラ(*Cymbopogon Nardus*)—高さ約四呎に及ぶ粗剛な植物にして爪哇及錫蘭に主として栽培せられて居るが、馬來では單に土地の浸蝕を防ぐ爲多少栽培せられてゐる。單作としては年二回刈込にて英反當り生葉約一〇噸を得られる。若い稈含油量多く約〇・八%にして、年收量は油にして約一一〇封度前後である。

レモングラス(*Cymbopogon citratus*)—剛直ではないが前記のシトロネラに外見酷似す。繁殖は前者同樣株分けである。植付後八箇月にして刈込が出來、年收量は生葉約八—一〇噸にして含有量少く油の收量は約四五封度である。

パチョウリ(*Pogostemon* spp.)—常綠多年生草本、丈二—三呎、葉は對生。乾燥葉を蒸溜して香油を得。馬來では開花しない。繁殖は半生育の枝の挿木に依る。收量は乾燥葉英反當り一、三〇〇封度にして、ジョホール州にては乾燥葉一三〇封度にて油二—三封度を得られると云はれてゐる。

ヴェチヴェル(*Vetiveria odorata*)—草丈四呎前後の多年性草本にして根は芳香を有し、鬚根を蒸溜して精油を得。繁殖は根分けである。二回收穫にて英反當り乾燥根約一、〇〇〇封度前後にして精油約四〇封度を得らる。馬來では製油として見込のある作物であるかは疑問であるが、丘陵地の土止めとしては效果がある。

纖維植物

カポック(*Eriodendron anfractuosum*)—垂直に枝を出す中喬木にして、發芽と同時に開花し、結果期には既に落葉する。馬來には到る處に之を見るも之を集團的に栽培して居る處はない。全國を通じて樹數約一〇〇、〇〇〇本と推定されて居る。最も多いのは下ペラ、クアラカングサー及クリアン郡である。馬來の氣候は良質のカポックを多量に産するには不適である。繁殖は挿木又は實生である。最近の研究に依れば芽接が好結果を來せる由である。

棉—一九〇三年以來馬來にて各種棉花の栽培試驗が行はれて居るが何れも結果は不良である。結局馬來の氣候が濕潤に過ぎる爲である。

シサル麻(*Agave sisalana*)—莖短く頂より肉質の披針形六呎前後の葉を叢生す。馬來にては壽命約八年にして、植付後一年半或は二年より收穫し得、而して英反當り纖維の平均收量は約一・五噸である。馬來に於ては勞銀の關係上現在の相場では栽培は見込薄である。

マウリチウス麻—前者に酷似するも葉は更に大形である。馬來では大規模に栽培されて居らぬ。

マニラ麻(*Musa textilis*)—比島原産の丈高き芭蕉の一種にしてアバカと稱せられて居る。馬來に於ては最近までは實驗的に栽培せられて居たに過ぎなかつたが、今回ジョホール州にて栽培適地が約二五、〇〇〇英反發見せられ、五、〇〇〇英反のコンセッションが下附され、目下は約五〇〇英反の植付が許可せられて居り、其の結果如何は注目せられて居る。

ロゼラ(*Hibiscus Sabdariffa*)—一年生の草本、高さ八—一二呎、幹は深紅色圓筒狀である。播種後三箇月半にして開花し、同時に幹は收穫し得る。英反當り纖維の收量は一、一〇〇—一、四〇〇封度である。萼は酸味を有し、ジェリー、ジャム、シラップを製し又酒を製造することが出來る。

ピタ(*Bromelia magdalenae*)—一九二五年頃ピタ卽ちアルガン(Arghan)纖維植物の栽培が試みられたが、纖維採集の困難から失敗に歸した。纖維は多少鳳梨に似た葉から得られる。纖維の美しい事と强靱な事は他に其の比を見ない程であるが生産費が高い爲に顧りみられない。

藥用植物

樟樹(*Cinnamomum camphora*)—東洋にては *Cinnamomum camphora* と *Dryobalanops camphora* 樟樹はとの二種があり、前者は臺灣、後者はボルネオ、スマトラ、馬來が原産である。樟腦を取る上から云つて前者は遙に優れ

て居る。一九〇四年以來農務局にては臺灣産樟樹の栽培を實驗的に行つて居り、結果は極めて良好にして生育良く樟腦の收量も多い。商業的規模には栽培は行はれて居ない。

大楓子(Chaulmoogra)—大楓子科植物の實より得たる油は癩病治療藥として知られ、次の如き種類のものを栽培實驗中である。

Hydnocarpus anthelmintica	暹羅及交趾支那原産樹高六〇呎、植付後四年にして結果、生育盛んにして果實多し
Hydnocarpus Wightiana	孟買カナラ西海より輸入。常綠樹
Hydnocarpus Woodii	北ボルネオより輸入せるものにして、馬來に於ては生育良好ならず
Taraktogenos Kurzii —	五〇—六〇呎に達する大喬木、上緬甸に自生す。一九二四年にセルダンに植へたものは生育遲く未だ結實を見ず

藜（アカザ）(*Chenopodium ambrosioides* var. *anthelminticum*)—一年生の草本にして、種子よりは十二指腸蟲驅除藥を得らる。播種後約三箇月にして生熟し、英反當り收量は脫殼せずして約六五〇封度前後である。

クロトン(*Croton tiglium*)—小灌木にして蓖麻子に似たる實を著ける。クロトン油は强烈な下劑である。セルダンの試驗場に栽培せられたが害蟲の被害甚だしく栽培の見込はない。

吐根(*Psychotria Ipecacuanha*)—ブラジル原産の小多年性草本にして、莖は匍匐性にして根は數條の長き根莖を分岐する。根から純粹なアルカロイドが得られ藥用に供せられる。アルカロイド主要成分はエメチンにして催吐劑、解凝劑、袪痰藥、浸劑及アミーバ赤痢の特效藥として效用あり、スランゴール及ジョホール州にては栽培良好であるが、需要が局限せられてゐるので僅に領內にて消費せられて居るのみである。繁殖は根分けに依る。本植後二年半にして根の收穫が出來、收量は英反當り乾燥根約六〇〇封度である。

雜種作物

ビキサ(*Bixa Orellana*)—葉は暗綠色を呈せる大形の灌木にして、花は腋生、蒴は縱に二室に分れ各室に五〇前後の種子を包藏す。種子は外面に紅色のパルプ質を有し染料を取る。之には花の白く蒴の綠色のものと花は紅色にして蒴の赤いものとの二種があり、馬來では主として後者が栽培されてゐる。非常に生育早く植付後十二箇月にして一〇呎に達し開花を見、蒴は年中收穫し得る。馬來では需要が局限されてゐる爲農園作物としては不適である。

シレー(*Piper Betle*)—シレーは古來より檳榔子を包んで唄嚼用に用ひられた關係上馬來に於ても古くから栽培せられて居る植物であるが、印度に於ては藥用として重用せられてゐる。原産地は爪哇にして多年性の匍匐植物にして心臟形の直徑二吋餘の葉を有するが馬來ではめつたに開花しない。收量は一刈三〇—五〇葉にして、刈込は雨期三回と乾期二回都合五回行ふ。繁殖は挿木である。

ガタパーチャ(*Palaquium oblongfolium*)—ガタパーチャは *P. obovatum* 及其の他の種類より得られ、前者は馬來原産にして、馬來では是等の物産は林務局の監督を受ける事になつてゐる。パハン州にては農園式に栽培せられてゐるが、近時市價崩落の爲生産は中止されてゐる。收量は約二三％にして葉よりする場合は最高英反當り年約一〇、〇〇〇封度である。

茸類(Mushrooms)—一九三二年に支那より椎茸(*Volvaria volvaceae*)菌が輸入せられプロビンスウエルズレイ及彼南にて栽培せられてゐるが結果は良好ならず。

ニッパ椰子(*Nipa fruticans*)—ニッパ椰子は馬來群島の海岸到る處に生育し、樹高一五—二〇呎に及ぶ。同樹よりは砂糖、酒精及酒を得られ、又葉は所謂アタップと稱して利用價値甚大である。馬來のニッパ椰子は年中結實する所が比島産のものと異るところである。スランゴール州には約二、〇〇〇英反のニッパ椰子農園が一園ある。砂糖收量は英反當り年約九、〇〇〇封度である。

サゴ椰子(*Metroxylon Sagu*)—サゴ椰子は羽狀葉を有する椰子にして樹高三〇—四〇呎に及び、幹は短く周圍約五〇—六〇吋あり、此の幹よりサゴ澱粉が得られる。

馬來では生育極めて良好にして全國に多數分布し、殊に濕潤地には多い。推定總面積は三、五〇〇英反と稱せられ、ジョホール州大部を占めて二、〇〇〇英反、而してケダー州には約六〇〇英反存在す。植付後九—一〇箇年にして開花するに至れば伐り倒して澱粉を取る事が出來る。中形樹一本にて約二擔のサゴ澱粉が得られ、英反當り年收量は大約一〇〇擔(六噸)である。

甘蔗(*Saccharum officinarum*)—馬來に於ては彼南領有前既に支那人により栽培せられて居た事が知られて居り、一八〇五年には同地より輸出を見て居る。夫以後馬來到る處に栽培せられ最重要物産の一をなし、特にプロビンスウエルズレイ及クリアン地方には大規模に栽培せられ、一九〇一年頃から下ペラ郡にまで擴がつてゐたが、護謨樹の輸入と同時に甘蔗栽培は次第に衰退し、今日では生食用のものを僅に栽培してゐるのみで影を沒して仕舞つてゐる。

砂糖椰子(*Arenga saccharifera* Labill)—砂糖椰子は羽狀葉を有し、樹高約三〇呎に達する巨大な椰子にして、幹は黑褐色の纖維を以て覆はれてゐる。巨大な三—四呎に及ぶ懸垂花が葉柄の附根より生ずる。雌花には綠色の多數の果實を結び生熟すれば黃色となり、各果は長さ約一吋の數個の種子を包藏する。馬來にては土人家屋の周圍には必ず見られるが、大規模に栽培せる農園はない。黑色の表面の纖維は海水に强い爲漁具として用ひられ、花序を切りて砂糖を得而して果實は砂糖を混ぜて蒸し食用に供する。

五　牧　畜　業

獸醫行政　獸醫局長は又馬來獸醫研究所長竝に獸醫顧問官を兼ねて居る。政府獸醫團は各州竝に海峽植民地の獸醫事務に携り、副獸醫官、檢査官、助手、獸醫試補及獸醫警察官の補助を受ける。獸醫局の仕事は廣汎に亘り動物防疫法の管理施行の外、動物の輸入及聯邦竝に海峽植民地內の動物疾病發生の防禦に關する監督、家畜産業の開發に關する諸問題の研究調査、年々の生動物統計の集蒐作成及必要なる場合には公設屠殺場竝に家畜病院の監督に關する仕事を行つて居る。病疫移入を防止する手段としては總ての主要港及び鐵道道路に依る領內出入地には家畜檢疫所を設けて居る。

馬來の牧農業に關する幾多の問題は廣汎に亘る研究題目を提供して居る。卽ち家禽飼育の衞生竝に經濟的方面に關しては、領內飼育鳥の種類の改良及廣範圍に亘つて屢多數の家禽を斃死せしめる病疫の發生防止に就ての研究が行はれて居り、食用或は乳牛として最適な品種を作る事は比較的近年に至るまで等閑に付されて居た問題であるが其の研究も著手されて居る。

水牛　所謂馬來水牛と稱するものは暹羅から馬來に入つて來たもので、水田の耕作用として或は運搬用として馬來人は極めて多數利用してゐる。代表的のものは淡墨色であるが、時として皮膚が紅色を呈し、毛が白鼠色のものもある。生育牛にありては殆ど無毛であるが、幼牛にあつては全身細長な毛を以て被はれて居る。馬來では飼育に注意が足りぬ事と氣候が適せない爲繁殖飼育は極めて困難である。懷姙期間は約十箇月にして、分娩期は七—九月である。舌が短く尖つて居る爲普通の牛の如くには啼かず可憐な聲を發する。水田の耕作が濟めば之を濕潤地に入れて水浴せしめないで其の習性に從はしめない爲、急激に體軀を害ひ夫が却つて姙娠しない原因をなして居る。之に反して支那人は其の飼育に當つては非常な注意を以てし、從て體力も優れて居て、主として原始林內の木材運搬に用ひて居る。又印度人はムウラ種(Murra)のデリー水牛を飼養して居り、前者に比して大形にして多少毛が生へて居て、主に乳牛として飼つて居るもので、印度人間に其の乳を賣つて居る。前者は泥水を好むに反して後者は乾燥地と淸水を好む。獸醫局はパハン州ラウブに水牛牧場を經營して居る。

牛　使役牛—年々多數の牡牛及去勢牡牛が輸入されて居るが、南部印度から來る鼠又は白色の大型のものが最も馬來の氣候に適してゐる樣で、飼育上の注意さへ良ければ數年間使役に耐へる。此の種のものは足が强くて早く、道路上の使役に適し、小型の暹羅種は農園作業に好適である。暹羅からは每年多

數使役或は屠殺用として輸入せられ、而して是等は總て褐色或は淡黃褐色である。ケダー、ケランタン及トレンガヌ州の牛の大部は此の暹羅種である。

屠殺牛—市場に出て居る牛肉の殆ど總ては暹羅牛であり、大きさが手頃で骨が細く品質は良好である。印度牛の肉は何れも使役後でなければ屠殺しないので前者の如く肉が軟かではない。水牛も亦屠殺用として可なり輸入されてゐるが肉が黑ずんで居て暹羅牛の如く美味ではない。

乳牛—馬來は他の熱帶諸國とは異なり、ミルクの供給は其の大部を輸入調製ミルクに依て居る。年々馬來に輸入せられるムールタン(Mooltan)、オンガルス(Ongals)、ハンシイ(Hansi)及其他の牝牛、牝犢が相當頭數に上り、之は總て相當高價に印度人乳牛飼養者に買はれて居り、其の外暹羅よりも可なり輸入されてゐる。馬來にて產する牛乳の大部は印度人牧牛者より供給されるものであるが、總產額は總消費額に比して極めて少い。當領內にては是等の乳牛は日產乳量約八—一〇パイント(一パイントは三合一勺餘)にして、乳汁分泌の初期には稀に日產二五パイントに及ぶものもある。印度人牧牛者の賣る牛乳は總て混物がしてあり、普通は水で薄めるのであるが時としては混物をして乳の見掛けを良くする爲に石灰水或は粉を混入したものもある。右の樣な非衞生的な牛乳を驅逐し、近代式の牧畜を爲さんとする試みが屢爲されたのであるが何れも失敗に歸して居るが、極く最近に至り中規模の企業が目論まれ相當の效果を擧げてゐる。是等の中で最も重要なのは新嘉坡冷藏會社の經營にかゝる新嘉坡牧場と農務局直營の事業卽ちセルダン試驗牧場及フレーザーズ・ヒル牧場等である。新嘉坡牧場は一九三一年の開設にかゝり、新嘉坡に高級乳を供給するを目的としてゐる。セルダン試驗牧場は一九二六年に開かれ、馬來乳牛の改良、病院並に一般に高級乳の供給を目的とし、後者は一九三一年に高度三、三〇〇呎の地に開所されたもので同丘休息所訪問者に新鮮な牛乳を供給するを目的としてゐる。セルダン試驗牧場では乳牛改良の見地からして熱帶に適するものを歐洲種と印度種の交配種により作り出す試驗を行つて居り、現在Friesian, Jerseys, Ayreshire 種と(Sahiwal Montgomery)種其他の印度牛との交配が行はれて居る。又新嘉坡牧場に於ては英國、濠洲、加奈陀、蘭領印度より乳牛を輸入して居るが、其の種類は前記 Friesian, Jersey, Ayreshire 及 Shorthorns 種等である。

豚　馬來に於ては豚肉の需要は專ら支那人間にありて一、七〇〇、〇〇〇人、總人口の約三九%を占むるのが支那人である事を考へ合せれば、馬來に於ける養豚業は經濟的に見て相當重要な事が分る。養豚業は歐洲人も少數之に從事して居るが、殆ど支那人の事業である。農務局はセルダン牧場に養豚場を有し、ペラ州タンジョン・ラムブータン(Tanjong Rambutan)の官立中央精神病院內にも相當大規模の養豚が行はれて居る。支那人の養豚は總て小規模のものであるが、ペラ、スランゴール、ジョホール州及新嘉坡島にては可なり大規模のものもある。一九三三年の支那人飼育頭數は三七〇、〇〇〇頭にして極めて多數の樣に考へられるが、豚肉の需要には之でまだ不十分である。豚の年輸入頭數は一五五、〇〇〇頭を超へ、主として蘭領印度、暹羅、佛領印度より輸入せられる。馬來に極めて普通の豚は黑色、灰色又は白色の支那種である。此の種は一度に一〇—一二頭の仔を生むが、生育は遲い。又領內に良く見受ける他の一種は黑色にして、ラーヂ・ブラック (Large Black) 或はミッドル・ホワイト(Middle White)種と良く交配する。以上の二種と相異るものは領內陶汰種或は歐洲種にして領內にて生育したものが交配種と雜つた結果出來たものである。

山羊及羊　一九三五年に於ける山羊及羊の頭數は三一五、八〇八頭にして其の大部は山羊である。南部印度人勞働者は良く山羊を飼つて居るが、性强健にして生殖力强く、飼料は特別に之を與へず自ら漁つて居る。印度人祭禮の前になると山羊肉の需要多くなり、其の時分になると價格は相當騰る。パハン及ケランタン州には領內產羊が飼育せられて居り、非常に頑健であり、輸入種と交配を行へば恐らく良種を得る事と思はれる。羊の飼養にはパハン州の東海岸及ケダー州が好適の樣である。

家禽　馬來に於ては家禽の調査を行つた事がなく從て其の數なども確實な處は判明しない。土人間にあつては數羽の鷄を飼つて居ないところはなく、家鴨も相當に飼育され、又支那人は家鳩を飼ふ者非常に多いが、鵞鳥及七面鳥の數は割合に少い樣である。一九三三年度の推定に依れば大略馬來非聯邦のみにて家禽數二百萬羽、馬來聯邦百五十萬羽、英領馬計六百萬羽を下らない樣である。馬來には馬來鬪鷄として知られて居る地鷄が居るが、現在純粹なものは極めて少い。支那人は廣東種の鷄を飼つて居り、多少馬來人の飼つて居るものよりは優れて居る。輸入種としては Barred Rock, Leghorn, Australorp, Black Orpington, Sussex, 及 Rhode Island Red 等があり、此の中最も後者が馬來には好適して居る。

鷄卵販賣の好例としてクリアン產業組合の制度を擧げる事が出來る。同組合の會員は每日所定の場所に卵を持ち寄り、其處で日附を附して鐵道便にて都市に送られ、都市の代理店を通じて販賣するものにして、代理店の取扱箇數は月二五、〇〇〇箇に及び、組合員は年中此の方法に依て利益を得てゐる。一九二三年に馬來園藝協會が設立されてより、夫迄は主として歐洲人を中心として開催せられてゐた家畜展覽會は漸次影を沒し、之に代りて郡主催農產品展覽會が開催せられる樣になり、家禽の品種も漸次改良せられる樣になつて來て居る。

統計

家畜統計（一九三五年）

出所＝馬來年鑑

地方別	牛	水牛	羊及山羊	豚
新嘉坡	四、一九六	七七七	六、四六一	一二七、四六八
彼南及プロビンスウエズレー	八、一八四	六、三六九	一二、七二三	五〇、八六八
馬拉加	五、三六七	一〇、五三七	一〇、一四六	二〇、四〇二
海峽植民地計	一七、七四七	一七、六八三	二九、三三〇	一九八、七三八
ペラ	二六、七九五	一四、七九五	四八、八一六	五八、三二八
スランゴール	一六、七〇〇	二、六八一	三二、一九一	一一三、七三三
ネグリスムビラン	一〇、六三五	一〇、二四九	二〇、六八五	三二、五九〇
パハン	四、九〇八	二二、三〇五	二二、〇九七	一四、二六六
馬來聯邦計	五九、〇三八	五〇、〇三〇	一二三、七八九	二一八、九一七
ジョホール	一四、四五一	八、五四七	五五、〇八七	二〇二、三二〇
ケダー	六六、八三四	六二、三三〇	(1)六〇、〇〇〇	不明
パーリス	九、六七六	三、七三四	二、九二〇	一、一〇六
ケランタン	一一〇、〇三九	三四、八二九	三六、三八二	不明
トレンガヌ	二二、六〇〇	二〇、二五〇	八、三〇〇	四、五〇〇
馬來非聯邦計	二二三、六〇〇	一二九、六九〇	一六二、六八九	二〇七、九二六
英領馬來計	三〇〇、三八五	一九七、四〇三	三一五、八〇八	六二五、五八一

（註）(1)推定

重要都市別家畜輸出入・屠殺數表（一九三三年）

出所＝當課資料

種別	新嘉坡					彼南					馬拉加				
	輸入	輸出	輸出入差頭數	屠殺數	差引頭數	輸入	輸出	輸出入差頭數	屠殺數	差引頭數	輸入	輸出	輸出入差頭數	屠殺數	差引頭數
牛	一四、一七三	六一六	一三、五五七	一三、九七五	四一八	一、八八九	一四	一、八七五	二、八四二	九六七	二〇二	三〇九	—	一、一七七	一、一七七
水牛	三〇七	一一〇	一九七	二二七	三〇	二、〇〇八	三	二、〇〇五	一、四八七	—	九〇	四〇六	—	一、一三四	一、一三四
羊	三六、九九九	三、五五三	三三、四四六	三三、九二七	—	五、四一五	八六三	四、五五二	五、六七二	一、一二〇	一〇八	—	一〇八	一〇九	一
山羊	一、九七三	一七四	一、七九九	二、一三一	三三二	四、五五六	三二六	四、二三〇	九、六八四	五、四五四	九三	八〇	一三	三、二三一	三、二一八
豚	九四、四七九	一、三二二	九三、一五七	二一〇、二四九	一一七、〇九二	一六、二三三	二〇二	一六、〇三一	九九、四五〇	八三、四一九	一、二六六	四四五	八二一	三二、三二七	三一、五〇六

（備考）差引頭數は地元產の家畜屠殺數を示す。

林業

總說—森林行政—林野面積—主要林産物—統計

一　總說

馬來半島の森林は總て常綠で、次の如き主なる階級に大別される。但しケダー州北部とランカウヰ諸島に於ては、之に對し二、三の例外を示して居るかも知れない。

一、海濱森林
- (イ)マングローヴ濕地森林
- (ロ)乾地森林
  - カスアリナ林木帶
  - 其他の海岸森林

二、內陸森林
- (イ)淡水濕地森林
- (ロ)乾地森林
  - 低地森林(約二千呎迄)
  - 高山森林(二千呎以上)

馬來半島の森林には右の外、ララン草の跋扈せる小面積の土地、軟材を包含する數百平方哩の次生的森林があるが、是等はサカイ族が嘗て爲せる移動耕作の結果生ぜるものである。右の中低地森林が馬來に於ける有用木材其他の林産物の大部を産出する極めて重要な森林帶を爲して居る。

二　森林行政

林務局の組織—海峽植民地及馬來聯邦各別箇にあつた林務局を最近打つて一丸とした爲、英領馬來に於ける森林行政は統一的に管理せられる事となつた。政策統一の實現を可能ならしむるに與つて力あるものは、山林關係の官吏を半島の何れの部分からでも採用し得る事と、聯邦の山林關係官吏を非聯邦に貸與し得らるゝ事とである。林務局長は海峽植民地に於ては局長、馬來聯邦にては林務顧問と稱せられ、局長の外一九三四年末の行政改革に依り、海峽植民地には代理局長を、馬來聯邦には副顧問(同一人)、保管官五名(內三名は馬來聯邦、一名ジョホール州、他の一名は森林調査專屬)、代理及副保管官二七名(內四名はジョホール、ケダー、ケランタン及ブルネイに駐在)、森林技師一名、木材調査副技師一名、材木工藝學者及木材購入官各一名を置く事となつた。此の外海峽植民地竝に馬來聯邦を合して三名の員外副保管官、下級副保管官八名、馬來人現場監視員、林務手及山林見張人四五七名、書記七〇名其他五三名がある。

森林に關する立法—(イ)海峽植民地　林産物竝に山林を一層有效に保護する事を目的として一九〇八年法律第二十二號(森林法)が一九〇八年十一月に通過を見、今日尙有效である。右法律は英領緬甸に於ける森林法を單純化したもので、森林行政の細目は上記法律の下に出來た施行細則にて規定されて居る。(ロ)馬來聯邦　現行森林法は一九一八年聯邦法律第三十四號にして、之亦緬甸の森林法を踏襲したものである。(ハ)馬來非聯邦　ジョホール州の森林法同施行細則は、馬來聯邦に於けるものと大同小異である。ケダー州にては一九一八年の森林法が現行法である。ケランタン州は馬來聯邦森林法施行細則に立脚せる規則があり、トレンガヌ州にては木材及林産物規則があり、夫々林産物の採取及是に對する課稅竝に木材其他の林産物獲得に關する要項を規定す。

林務行政費—英領馬來に於ける林務行政費は次の通りである。

林務行政費表

單位＝海峽弗
出所＝海峽植民地及馬來聯邦林務局年報

項目別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	歲入	歲出	歲入	歲出	歲入	歲出	歲入	歲出	歲入	歲出
林業顧問部	二二、一一三	一二五、三一一	一九、五七二	八八、〇五七	一八、四四二	一一二、六六六	二〇、二一八	五三、三二二	八、九〇一	五九、五三三
林業技師	—	一二、四七四	—	一二、〇七二	—	一一、〇〇四	—	四、八二四	—	一一、二七一
木材購入部	三四七、九六二	二四一、二〇六	九、八三四	二四、一〇四	一六、〇〇五	二九、二一五	五二、一六三	六一、九五二	一三八、六二七	一五二、〇五三
調査研究部	—	一五九、九七四	—	一一九、二〇八	—	九一、九八六	—	七九、五八一	—	八三、九九九
本局計	三七〇、〇七五	五三八、九六五	二九、四〇六	二四三、四四一	三四、四四七	二四四、八七一	七二、三八一	一九九、六七九	一四七、五二八	三〇六、八五六
海峽植民地計	五三、七七二	一〇二、一三一	二三、〇五〇	六八、一〇三	二一、二五〇	六五、八八三	四六、七一三	六八、六七六	三四、五九五	七四、〇二二
ペラ	三四〇、〇三九	三五六、九四九	二四四、九八〇	三一二、四三六	二六八、〇一一	二六二、九五九	三四四、五三八	二四〇、五七三	四二九、七二二	二七六、七一九
スランゴール	一六九、五三八	一四三、九九五	一二五、八八一	一二一、六六三	一一〇、三三九	一〇四、六三七	一三三、七三九	八七、八二五	一五二、九九一	一一〇、五八五
ネグリスムビラン	一一四、一五四	一二七、五九九	一一五、九七〇	九七、六八二	一〇二、六四九	七七、〇五三	一〇七、六一〇	七六、七八八	一三七、九七八	七九、六三三
パハン	一九一、九八〇	一四二、三三八	一四九、六九二	一一四、七〇五	一二七、五七七	八八、三九九	一五〇、四五二	八八、七六五	二二四、八四七	一〇三、一八九
馬來聯邦計	八一五、七一一	七七〇、八八一	六三六、五二三	六四六、四八六	六〇八、五七六	五三三、〇四八	七三六、三三九	四九三、九五一	九四五、五三八	五七〇、一二六
ジョホール	二〇三、〇八三	九五、四九三	二一九、三一七	九五、九四六	二〇四、一三五	一〇〇、二四八	二一八、五八〇	一〇〇、二六八	二八九、七五二	一〇三、二六三
ケダー	五二、五〇一	五九、二一五	四五、六六八	五五、二九五	五五、〇五一	五四、一七〇	六六、七五五	五一、〇三〇	七二、五一一	五二、二六三
ケランタン	二五、六四四	六、八〇四	三七、七三二	六、二九八	四〇、一一七	八、四二〇	四五、七六六	二三、二三〇	六四、四七七	二四、一四七
トレンガヌ	三七、八三〇	三、〇〇〇	二四、三七八	二、四九六	二八、五〇〇	二、四九六	三三、〇三三	二、四一二	四〇、〇三四	二、七九七
ペルリス	四五二	—	五二九	—	五一六	—	四八五	—	六一一	四八〇
ブルネイ	三、一七三	六〇〇	四、九六五	三、〇一八	三、七四八	八、七五四	八、二九二	一二、三七三	一三、五〇九	一四、〇九四
馬來非聯邦州計	三二二、六八三	一六五、一一二	三三二、五八七	一六三、〇五三	三三二、〇六七	一七四、〇八八	三七二、九一一	一八九、三一三	四八〇、八九四	一九七、〇四四
英領馬來總計	一、五六二、二四一	一、五七七、〇八九	一、〇二一、五六六	一、一二〇、〇八三	九九六、三四〇	一、〇一七、八九〇	一、二二三、七一四	九五一、六一九	一、六〇八、五五五	一、一四八、〇四八

三　林野面積

恐らく百年を出でざる往時に於て一時馬來半島の全部は實際上森林を以て覆はれて居た事は想像に難くない。現在に於ても四萬餘平方哩餘の面積が森林を以て覆はれて居り、英領馬來の全面積五萬餘平方哩に比して如何に森林地帶が多いかを窺ふ事が出來る。今其の細別を掲ぐれば次の通りである。但し馬來非聯邦の統計は概算に過ぎない。

地方別林野面積表（一九三四年）

單位＝平方哩
出所＝英領馬來要覽

地方別	面積	林野面積			讓渡又は其他により占有されたる土地	全面積に對する割合(%)		
		保留林	國有又は皇領地	計		保留林	國有又は皇領地	讓渡又は其他により占有されたる土地
海峽植民地計	一、二四八	一二八	七六	二〇四	一、〇四四	一〇	六	八四

ペラ	七,八六六	二,九四二	三,二六六	六,二〇八	一,六五八	三七	四二	二一
スランゴール	三,一六〇	八〇八	一,一一二	一,九二〇	一,二四〇	二六	三五	三九
ネグリスムビラン	二,五六〇	八二六	八八五	一,七一一	八四九	三二	三五	三三
パハン	一三,九七〇	二,八三九	一〇,五三一	一三,三七〇	六〇〇	二〇	七六	四
馬來聯邦計	二七,五五六	七,四一五	一五,七九四	二三,二〇九	四,三四七	二七	五七	一六
ジョホール	七,三三二	一,一二八	四,二六四	五,三九二	一,九三〇	一六	五八	二六
ケダー(パーリスを含む)	三,九五〇	一,一六八	一,六九二	二,八六〇	一,〇九〇	二九	四三	二八
ケランタン	五,七九〇	一五二	四,九三八	五,〇九〇	七〇〇	三	八五	一二
トレンガヌ	五,〇三五	—	四,七八三	四,七八三	二五二	—	九五	五
馬來非聯邦計	二三,〇九七	二,四四八	一五,六七七	一八,一二五	三,九七二	一一	七一	一八
英領馬來總計	五〇,九〇一	九,九九一	三一,五四七	四一,五三八	九,三六三	一九	六二	一九

尚「馬來聯邦商業用材々積」に關しては本年鑑第二回版參照。

四　主要林産物

木材　今馬來聯邦に於ける木材の等級別による品名、其他の名稱及植物學名を左に掲げる。

第一級材—

品名	其他の名稱	植物學名
(A)		
Arang	Ebony buey, Kayu hitam, Delai puteh, Meribut.	*Diospyros* spp. and *Maba* spp.
Belian	Betis, Seminai.	*Payena utilis*
Chengal	Penak	*Balanocarpus heimii*
Kemuning	Ketenggah	*Murraya* spp.
Keranji	—	*Dialium* spp.
Merbau	Ipil	*Intsia* (*Afzelia*) spp.
Penaga	Lengapus, Mengapus, Matopus	*Mesua ferrea*
Penaga Laut		*Calophyllum Inophyllum*
Rengas		*Melanorrhoea* spp. and *Swintonia* spp.
Resak	Balau, Damar Laut (yellow wood), Giam, Kumus, Selimbar, Sengkawang, Serai, Tengkawang	*Shorea* spp., *Hopea* spp. *Isoptera borneensis*, *Vatica* spp.
Sena	Angsena	*Pterocarpus indicus*
Tembusu	Temesu, Temusu	*Fagraea* spp.
Tempinis		*Sloetia* spp.
(B)		
Damar Hitam	Singga	*Balanocarpus penangianus* and *B. Curtisii*
Kamas	Petaling Gajah	*Strombosia rotundifolia*
Kapur	Keladan	*Dryobalanops* spp.
Keledang	—	*Artocarpus lanceaefolia*
Kulim	—	*Scorodocarpus borneensis*
Leban	Haleban, Halban	*Vitex* spp.
Malabera		*Fagraea crenulata*
Medang		*Litsea* spp., *Micropora* spp. and other *Lauraceae*.
Meranti Pahang	Damar Laut (red wood), Mesu, Meranti Bakau, Seraya Batu	*Shorea* spp.
Merawan	Chengal Pasir, Mengarawan, Pengarawan, Pengarawan Penak	*Hopea* spp.
Petaling		*Ochanostachys amentacea*
Punah		*Tetramerista glabra*
Ru		*Casuarina eqisetifolia*
(C)		
Bintangor		*Calophyllum* spp.
Bungor	Bungor-bungor, Bunga	*Lagerstroemia* spp.
Damar minyak	Sanum	*Agathis alba*
Dedali	Bayam Badak	*Strombosia javanica*
Geronggang		*Cratoxylon* spp.
Keruing	Neram, Meneram	*Dipterocarpus* spp.
Jelutong		*Dyera* spp.
Kungkur		*Albizzia* sp.
Melunak	Janda Baik, Pusat beludy, Balongayan, Kebal ayan	*Pentace triptera mast*
Mengkulang	Melima	*Tarrietia* spp.
Meraga (hill form)		*Canthium didymum*
Meranti	Damar Siput, Kepong, Langgong, Lemesu, Melantai, Nemesu	*Shorea* spp.
Merbatu (hill form)		*Parinarium rubiginosum*
Mersawa	Kayu Loh, Rengkong, Sanai, Sepah Petri	*Anisoptera* spp.
Nyatoh	Maiang	*Palaquium* spp. and *Payena* spp.
Punggai	Durian Tuang	*Coelostegia Griffithii*
Sepetir		*Sindora* spp.
Seraya		*Shorea Curtisii*
Simpoh	Jangkang	*Dillenia* spp. and *Wormia* spp.

第二級材—其他の木材は總て第二及第三級材と稱せられてゐる。

伐採料—上掲各種用材の伐採特許料は次の通りである。

第一級材(A)	製材一噸に付	十弗	丸太材一噸に付	五弗
同　(B)	同	六弗	同	三弗
同　(C)	同	四弗	同	二弗

但し二呎以下の木材に付ては別に料率を定む。以上の料率は官有地より伐出しする場合に適用する。又保留林の伐採に就ては別に定むる料率に依る。

英領馬來に於て取引せらるゝ木材の過半數は二羽柿科の樹木より得られる。是等樹木中最も普通なるはチエンガル、カプア、クルイン、ムランテイ、ムランテイパハン、ムラワン、ルサク、スラヤ等である。是等の外商業上價値あるものとしては、ビンタンゴール、クラト、クレダン、クムパス、クランジ、クリム、ムダン、ムルバウ、ニアトー、プナガ、プタリン、プンガイ、ルンガス、スプテイア、シムポー、トウムプスー、トウムピニス等の木材がある。

チエンガル—暹羅・緬甸に於ける代表的木材がチークであると同じ意味に於て、英領馬來の標準木材とせられてゐる。半島中此の樹木を見ざる所なく特にペラ、スランゴール、パハン及ネグリスムビランの諸州に多く産する。木質は重く堅く、甚だ强靱にして耐久力に富んでゐる。チエンガルは建築及家具用材として需要多く、聯邦鐵道に於ては之を標準枕木として使用してゐる。

ルサク—半島各州に産し立木直徑二呎半乃至三呎半、無枝部七〇乃至八〇呎を普通とし、其の丸太は外形頗る端麗である。用途はチエンガルと略等しく、チエンガルに比し强固にして良質、丸太材として體裁優り木材としての

利用部分が多い。

ムランティー*Shorea* に屬する比較的軟質種より得られる。ムランティは半島中最も豐富なる木材であつて、森林中此の木を見ざる所なく全林量の一割五分は此の木を以て占めてゐる。下等材は一般的建築、上材は家具・壁板等に用ひられるが、半島中普通に使用せられてゐる板は多く此の木であり、木理の美しいものはマホガニーの代用にしてゐる。

クルイン其の他―クルインは印度及アンダマン諸島のガーヂャン、緬甸のカンインと植物學上密接な關係を有してゐる。スラヤ、ムラワン、ムランテイパハンは其の品質及實用上の價値に於てチエンガルとムランテイとの中間にある。スラヤとムランテイとは元來同系の異物なるに拘らず、新嘉坡に於てはムランテイをスラヤと呼んでゐるのみならず、サポタシエー目に屬する木材に對してもスラヤと云ふ語を用ひてゐる。

馬來半島に於て良材と稱せらるゝものは、少くとも生の間は水上に浮ばない。而して材質が概して非常に堅硬である。

其他の林產物　木材の外に餘り重要ではないが、相當價値ある林產物として籐、ガタパーチャ、ダマル及ジエルトン等が擧げられるが、後三者は最近合成品の競爭で其の需要は次第に減少して居る。

籐―新嘉坡は世界に於ける最も重要なる洋杖市場の一であるが、此處に取引せられるステツキの一部が馬來半島から生產せられるに過ぎない。夥しい數量のステツキ材料が馬來群島に屬する諸國から原料の儘新嘉坡に輸入せられ、此處で製品となつて印度・歐羅巴・米國其の他の諸國に再輸出せられる。馬來半島產のステツキで取引上最も重要なものはスガ籐（Rotan sega; *Calamus caesius* Bl.）である。然し一般に良く知られて居るのは馬拉加籐と稱するスマムブー籐（Rotan semambu; *Calamus scipionum* Lour.）である。海峽植民地及馬來聯邦一九三四年度の籐收入額は前年度の二九、二五六弗に比して一五、九六五弗に減少を見た。

ガタパーチャー*Palaoquium Gutta* の樹皮より抽出し主として海底電線被覆用として用ひられる當產物の需要は、無線電信の發達に連れて最近急激に減少しつゝあり、又 "Paragutta" と稱する合成品が出現した事もガタパーチャの需要を減少せしめた一因をなして居る。然し主として保留林內の間遏的作業により集められるガタパーチャの量は相當あり、可なりの利益を倚擧げて居る。

ダマル―主なるダマルは數種の二羽柿科樹より得られ、最も重要なのは透明なダマルチエンガル即ちダマルペナとダマルテマ（Damar chengal or penak and damar temak）で、夫々 *Balanocarpus heimii* King 及 *Shorea hypochra* Hance より產する。前者は主としてネグリスムビラン州に產し、馬來人が樹上に登攀し樹枝からダマルを採取する樣は、他州に於ては見られない方法である。ダマルバト（Damar batu）と稱せられるものは下等品であつて殆ど價値がなく、從て商品としても重要視されて居ない。

ジエルトン―馬來に於ては *Dyera costulata* Hook. の樹液から抽出せられる當產物は主にチウインガム製造に用ひられ、實際上當領產ジエルトンの大半は米國に輸出される。以前はサラワク及蘭領印度がジエルトンの取引には殆ど獨占的地步を占めて居たので、當領は極めて其の利益を享ける事が少かつたが、最近はタツピング及製造法が進步し產量も增して來たので、馬來も當商品の取引に次第に進出して居る。產量の最も多かつたのは一九二九年にして海峽植民地、馬來聯邦を合して一、四一六噸八三、二三九弗を算して居たが、夫より以後は米國の不況を反映して一九三四年には其の產量僅に七六二噸二六、七八二弗に過ぎなかつた。然し乍ら米國の不況が去れば、當產業も回復して來る事は疑ない。

薪炭需給狀況　一九三四年に於ける英領馬來の薪材竝に木炭需給狀況は左の通りである。

木炭・薪材產額表

單位＝百立方呎
出所＝馬來年鑑

品別	海峽植民地	馬來聯邦	馬來非聯邦	計	一九三〇－三四年に至る前五箇年平均
薪材	三、六二二	九二、二九八	四八、一三二	一四四、〇四〇	一四九、九五一
木炭	八一五	六一、四七九	三、三四六	六五、九一〇	二三、四八八

木炭・薪材輸出入高表

出所＝同前表

品別	輸入 數量	輸入 價額	輸出 數量	輸出 價額	純輸入 數量	純輸入 價額
	噸	弗	噸	弗	噸	弗
薪材	七三、九九二	四一一、九一五	一〇、一二四	九七、九七八	六三、八六八	三一三、九三七
木炭	二〇、八五九	四三六、七九八	九八	二、二二九	二〇、七六一	四三四、五六九

前二表を對照し英領馬來の薪炭需要を確實に知る事は困難ではあるが、大體の狀況は窺知する事が出來る。木炭は總て家庭用に使用されるものであり、而して薪材は其の五〇%迄は家庭の炊事用たる事は勿論であるが、其の外產業用として錫鑛業、鐵道燃料、護謨製造用に供せられる量も相當額に上つて居る。

五　統計

木材輸入高表

單位＝數量―薪のみ、一九三三年以降は噸、他は總て立方噸　價額―海峽弗
出所＝英領馬來貿易年表

仕出國別	一九三一 數量	一九三一 價額	一九三二 數量	一九三二 價額	一九三三 數量	一九三三 價額	一九三四 數量	一九三四 價額	一九三五 數量	一九三五 價額
薪										
蘭領印度	四九、〇四七	三八九、七八七	三四、三一〇	二五六、六五九	三三、七一〇	二二五、九八七	三八、三七一	二五六、五三五	四三、五六七	二六六、〇六一
暹羅	三五、三八七	一八三、八八九	三一、九六七	一五九、六七九	三二、三九五	一五六、一一三	三五、六一七	一五五、一〇八	三七、〇六〇	一五八、五〇〇
其他	二九	一八四	九七	六三二	一六三	二三三	四	七二	七九	三一四
板										
北ボルネオ	二一四	五、〇〇六	八一	二、九〇七	三七	一、〇九五	一六七	六、三九八	一五六	六、二一六
サラワク	一〇六	五、二四四	五五	二、六〇五	一八	八二九	九九	二、八三七	二五七	七、六四〇
濠洲	四四	七、〇八三	二八	三、一六一	二	一六〇	二五二	一八、七四九	三四	四、六九八
米合衆國	八四八	二九、五九五	二一〇	一〇、三〇三	—	—	—	—	一二二	三、九七六
蘭領印度	一〇三、三八九	一、一二八、三七三	九三、八二九	一、〇五〇、〇四五	—	—	—	一五	二九五	五、八一一
暹羅	三、五五九	九八、五〇三	二、四九一	七四、八一三	七九二	二三、二九六	九九六	三七、〇七五	一、七三八	五九、八七八
其他	七	六五一	五六	二、八一四	七〇	三、六六二	一一	四二二	一六	一、七二八
チーク材										
暹羅	二、八八五	二四三、五四七	一、八四〇	一五四、五六三	一、七四一	一一七、二〇三	三、〇五七	二一二、一五一	三、七九五	二八〇、七九四
佛領印度支那	三五九	三九、六五七	九〇	九、二五〇	二二	一、一七六	六三〇	四〇、七〇九	八九四	四九、七九三
緬甸	八七	八、七〇八	三八	五、一三〇	一二	一、五〇一	三六	四、一八九	七八	一一、七八二

蘭領印度	九	七六二	三	一,二五七	四	七三〇	一二	五一四	—	—
材木										
サラワク	—	—	—	—	三三	一,三〇四	四一四	六,九五二	一,六一四	三六,一七一
蘭領印度	—	—	—	—	六六,九三〇	七一九,七〇三	九〇,一四一	一,〇六九,〇九四	九五,七八七	一,〇八〇,五三四
暹羅	—	—	—	—	一,一四九	二四,四四五	一,四七四	二四,三二七	二,二七九	三〇,一四二
其他	—	—	—	—	二三	六,七六〇	一五九	八,八八〇	八〇	七,二六九
其他	—	二九八,九六一	—	二,二五七,一〇八	—	一五九,三九七	—	六五一,六四六	—	四二〇,一九八
計	—	二,四三九,九四〇	—	三,九九〇,九二六	—	一,四四三,六九四	—	二,四九五,六七三	—	二,六一一,五〇五

單位＝同前表
出所＝同前表

木材輸出高表

仕向國別	一九三一 數量	一九三一 價額	一九三二 數量	一九三二 價額	一九三三 數量	一九三三 價額	一九三四 數量	一九三四 價額	一九三五 數量	一九三五 價額
薪										
香港	一四,六七〇	一四六,六九三	二〇,七六六	二〇七,六六六	一五,五七四	一五五,七三九	一〇,一二四	九七,九七八	七,四二三	八三,五九八
其他	一二	四〇	五五	五五〇	—	—	—	—	—	—
板										
英本國	—	—	七一	二,六八一	二七七	一二,八四九	三五二	一五,七二〇	六二八	二〇,六〇三
香港	一,二五三	三九,三六七	一,九三〇	五〇,二三三	二,九〇〇	六六,一六三	一,五〇四	三三,二四九	一,八三五	四二,三一七
支那	七,〇二〇	一九五,九八一	七,〇三六	一五八,一七六	八,一一六	一八四,二一七	六,六六二	一五五,六九九	四,六四〇	一二八,八一二
蘭領印度	五,四八三	一一八,二四一	四,九二六	一〇八,七三三	四,二四四	八〇,一一四	四,八四四	一一二,六〇八	三,五七三	九〇,八七六
モーリシアス島	三,六五六	一〇四,八七八	三,二二五	九六,二〇三	三,七八七	九四,〇九一	三,七五三	一〇二,五四四	二,二八九	五八,五七一
英領印度	一,七七三	四四,一一二	一,一九七	二五,五五〇	一,三七一	二九,八二九	三三九	八,二四一	三三八	九,一〇六
緬甸	二二九	六,四〇七	一八一	五,二四二	一九七	七,五六〇	一五八	四,七七〇	一二八	三,九三三
亞剌比亞	五六七	一八,三三七	二〇七	八,〇〇〇	一八九	七,五三〇	一,六四六	五一,七〇四	一,七七七	四五,二〇四
暹羅	八一〇	一三,一四六	一九八	三,七七五	一一三	二,〇五四	一五四	三,三七一	二七	四九四
其他	三,二七三	九八,四五三	一,三〇九	三〇,三五八	二,二六一	四四,七九二	二,九九二	七六,〇七五	二,五七七	六八,一〇四
チーク材										
蘭領印度	七六	一二,九〇〇	一〇	一,二八三	一三	一,七四九	五六	四,七九五	六七	七,八七〇
其他	六七	一〇,〇六五	二〇	三,一八六	三五	三,〇五五	一六	一,四三五	二四	三,六四四
其他	—	二三七,二三八	—	二二三,一七二	—	一三三,二九一	—	二〇五,七七三	—	一四一,二一〇
計	—	一,〇四八,八五八	—	九二四,八〇八	—	八一二,〇三三	—	八二三,九六二	—	七〇五,三四二

單位＝同前表
出所＝同前表

各種林產物輸入高表

出所＝同前表

仕出國別	一九三一 數量	一九三一 價額	一九三二 數量	一九三二 價額	一九三三 數量	一九三三 價額	一九三四 數量	一九三四 價額	一九三五 數量	一九三五 價額
ケーン及ステッキ	斤	弗	斤	弗	斤	弗	斤	弗	斤	弗
サラワク	二,四七九	八,一八五	二,一六二	六,〇五二	一,三三四	二,七六八	二,五八七	五,〇〇四	一,一四八	三,一九九
蘭領印度	三,四二八	一八,〇九三	二,二四九	七,一三四	一二,〇七〇	三五,二八二	一八,七三二	五七,九五九	一五,四四二	四一,一三九
其他	一六	二四八	一	七	六五	一,五三二	二三	七一二	四二三	一,五八八
籐	噸		噸		噸		噸		噸	
北ボルネオ	一〇	八九三	二四	二,〇五三	一二三	一〇,一九四	一〇〇	七,七二九	四四	三,一一九
サラワク	二九四	一四,一二四	四四九	二三,三九八	四五〇	三一,一〇四	一,四〇三	七九,二二二	九三四	五六,六五四
支那	一三	三,九八七	五	一,四六四	四	八八二	二	三八三	一	一七二
蘭領印度	一五,二二一	一,四〇五,六四五	一六,〇六六	一,二九〇,九七五	一四,〇四七	一,一五八,四三六	一四,〇〇二	一,二二三,〇六四	一六,四六一	一,四五九,八六七
暹羅	二〇	一,五三三	二三	二,三七九	一九	一,四三九	一三	一,四五九	一九	二,三六二
其他	一七	一,二七九	八	一,〇四七	一五	六一〇	六	五五一	一七	二,一六三
ガタパーチャ										
サラワク	一五五	四一,三九二	一〇六	二四,四八七	一七八	四五,〇八四	四三	一〇,五一九	二六	六,七六二
蘭領印度	八八八	二六五,二六八	五五一	一四〇,六一四	七八一	一九七,二〇〇	四七一	九一,八七四	四九七	一二〇,〇四四
暹羅	二	四三九	一	二〇五	八	一,九一一	二	四七三	九	二,二九七
其他	一	五八二	一	三二九	—	一一〇	一	一二〇	一六	五,八五〇
ジエルトン										
北ボルネオ	一五	一,五一〇	四四	八七八	二	二九四	三	三三一	六	七三六
ブルネイ	一六九	一八,六八九	七八	六,五九四	四六	七,四五四	四八	六,三六三	二四	三,四五一
サラワク	三,四二四	六五四,九二一	二,八七八	四九一,九一一	三,四八三	八八〇,九九五	二,一七八	五四八,一二二	一,七二七	五〇〇,五六〇
蘭領印度	一,四六九	一七〇,一五三	四二四	四二,五一〇	二,〇四四	二七八,八三九	二,二五三	二五一,二五二	三,六二三	四五七,六五八
暹羅	—	—	—	—	二	一二九	一	一三〇	—	—
ダマル										
北ボルネオ	一,七五九	一二八,一一二	二,〇八一	一二九,五九五	二,六五七	一五八,八五九	三,〇六八	二〇八,八八六	二,六二四	一七二,七五六
サラワク	六九	八,五二四	七五	八,八三七	三〇〇	二一,六一〇	二三七	一一,四二二	三,五二四	一六七,二四八
蘭領印度	一,五三〇	一八三,四四一	一,五二四	一六八,七一九	一,七七六	一八六,三九八	二,七六八	二八四,六七六	四,三八〇	四二八,〇九四
暹羅	五四五	五一,九五四	二五二	二二,五七六	一七九	二〇,六七三	二五八	三三,四九二	六七一	一〇三,〇三九
其他	—	—	七	二六七	七	二八五	—	—	一	六四

各種林産物輸出高表

仕向國別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
ケーン及ステツキ	斫	弗	斫	弗	斫	弗	斫	弗	斫	弗
英本國	二、三一九	四三、五九九	一、八三一	二六、七五九	一、四二三	一一、三七九	二、一六〇	二三、一五八	二、八五五	二〇、三三三
英領印度	八一七	一六、四二三	九五七	一六、〇三五	一、三四二	一九、七〇三	六一二	一二、六九七	九六三	一一、〇四二
香港	一七九	二、一三〇	三三	二七九	一三〇	一、一三〇	四八	三〇〇	一二五	一、六三〇
白耳義	五	六〇	六〇	一七〇	四一二	二、五三三	七一〇	五、九七三	一、二四三	六、二八七
佛蘭西	二、六九九	二二、八三四	三、四一二	二七、二六八	五、一五四	三三、八三一	六、一五〇	四二、一〇九	五、三六九	三一、〇〇六
獨逸	四五八	四、二八九	一、三五九	一三、一〇一	一、四六九	一三、五一三	一、七九三	一五、〇九三	四六四	四、八四一
伊太利	二、二六三	一七、四五五	一、五八七	一三、〇七六	一、六八九	八、二八三	二、五一九	一六、〇二〇	一、三〇四	九、六九一
和蘭	—	—	七一	五一〇	一四五	一、五二五	五二三	七、二一二	二九八	三、三四〇
西班牙	一一四	一、一二四	二五	二〇〇	一二七	一、三八七	二五八	二、〇一七	三二二	二、六〇七
埃及	一、四七七	一二、三六五	六九三	六、四四五	七三七	四、九八五	一、〇一二	七、九四二	一、二六一	八、五三五
日本	五二	一、七六五	一八	九七九	二九	一、一八五	六一	二、一一五	八五	三、三五九
其他	一二八	二、〇八三	二、〇三九	一〇、一九三	五〇四	三、六四二	二六一	一八三、四四四	三九八	四、三八二
藤	噸		噸		噸		噸		噸	
英本國	四二四	七〇、〇三六	六四六	八一、一四九	九七五	一一七、五四七	一、〇二四	一二四、七九五	一、四六一	一九一、四二〇
南阿聯邦	一三四	二四、三〇一	九〇	一三、三六三	一五一	一八、六九一	二四四	三〇、一二四	二一五	一九、九八三
英領印度	一、二〇七	一四九、五八二	一、三七八	一七九、一一四	一、二四一	一四六、九二八	一、三〇七	一三四、五四五	一、二一四	一四五、三九〇
香港	三、〇九八	四一九、〇七六	三、三一六	四一二、二六四	一、八九九	二四七、五一二	一、二六六	一七四、三九五	一、〇五七	一四〇、三七九
濠洲	三三	六、〇五〇	六一	一〇、八〇九	七八	一二、三六三	一〇〇	一五、二七八	一二九	一九、九〇六
白耳義	四九	六、九三四	五〇	五、九一八	一八二	二一、〇六七	一三二	一六、二三二	二三六	三七、二二八
佛蘭西	六七八	一一八、四六二	一、〇八〇	一七六、八五四	一、一四三	一七七、八六五	一、三一〇	一九三、一三六	一、〇八三	一二四、一八五
獨逸	八〇一	二一五、五六一	七〇五	一六二、二〇三	一、二六四	二五六、八〇九	一、三四三	二八〇、三五三	二、〇八五	三九七、五九四
伊太利	一三七	二五、六八四	一六五	二九、四九七	二〇一	二九、七〇一	二五五	四四、六二四	一六三	三六、一六七
和蘭	二九二	四四、〇五七	二六八	三七、七六六	一六五	二二、〇八四	一八七	二七、六〇三	二八八	四二、九一三
西班牙	七三	一三、三六四	一一〇	一八、五九八	二六三	四三、六八二	二九五	四〇、七七四	三一九	三五、三一四
米合衆國	五四九	一四八、一七五	一九九	五六、六八七	六〇一	一三八、九三五	四七一	一〇八、四一四	六八〇	一五二、一八七
支那	一、五二〇	二五六、七八六	一、三八七	二二四、六〇五	一、一八九	一八二、一一三	一、二四七	一六七、三八二	一、二一三	一八九、二五九
佛領印度支那	二一九	二六、二一八	二一九	二七、二三三	二二四	二一、五八七	二六五	三二、四五四	三四一	三九、五四七
日本	一、五六七	四二〇、一五三	一、二三一	二三三、八一七	一、二三一	二一一、八三一	一、二六一	二四九、〇二六	一、三四二	二五六、六六六
其他	三一〇	五六、〇八五	三九四	六四、八四九	五一六	八一、〇四三	五九七	九八、七五二	七一七	一四〇、〇五六
ガタパーチヤ										
英本國	一〇六	二九四、六一二	四七	七八、〇五二	一七	六、六七八	四六	一四、六六六	三八	三〇、八六三
佛蘭西	四八	五〇、〇三六	一四	一二、二八〇	二三	九、六六〇	二四	一〇、五〇〇	四三	四〇、八七四
獨逸	六一	二〇、七七九	六八	二〇、九三〇	九四	三一、三六五	六五	二二、〇二九	七一	二〇、九二〇
伊太利	二七	一〇、五九二	一五	四〇、二二九	—	—	—	—	一	一、八〇七
米合衆國	一、二七四	四四八、一一一	八四七	二四五、三四六	一、四一三	四六二、三六三	五六九	一七一、八〇七	九一四	三〇一、七五六
日本	一三	六、六〇〇	五一	一二八、〇六一	四四	一二九、四五四	五	一〇、九二三	四	四、九三三
其他	一	一、〇〇四	一	七〇四	五	三、一四九	七	二、二四六	一九	六、九八九
ジエルトン										
英本國	一	一二五	八	二、二四一	一二	三、七八八	一六	二、二五九	六	二、〇五五
佛蘭西	一〇	三、〇二二	八	二、一六五	二〇	五、八四八	一九	五、五〇五	一三	四、三八七
獨逸	九	一、六八二	一四	二、〇二九	一六	四、八七〇	一二	二、二九四	二八	五、四五三
米合衆國	四、三七八	一、四五五、八三二	三、四六一	一、一五八、五九二	五、〇二〇	一、八〇八、九八〇	三、八三二	一、二九三、九三八	三、二七九	一、一四七、四九五
日本	一八一	五四、〇七五	一五〇	四五、八一七	七七	二五、九七五	八九	二九、一一一	七〇	二二、〇〇一
其他	四三四	八、一一六	七	一、六四三	五	一、三八一	五	一、六〇三	二	六四、六七四
ダマル										
英本國	六六九	一一三、八六九	五八一	八六、五三七	六五一	一〇〇、二二六	七二一	一一二、四四〇	八四七	一五〇、三六一
英領印度	一、七九二	九七、〇五二	一、七五二	八七、七五八	一、五二一	七〇、六四六	一、五七三	八三、八二〇	一、七三二	一〇四、二五八
緬甸	九三一	四七、六五一	八九二	五〇、七五六	八七六	四四、六七〇	一、〇二二	五三、九三四	九二六	四九、四一九
濠洲	四五	一一、四三七	七五	一五、五八四	八一	一九、〇二八	八七	二一、三二二	一〇九	三一、五五八
獨逸	二〇八	二四、七七六	四〇二	四四、一七一	四五六	四六、二六一	五〇七	五五、〇一〇	七二五	八八、七七五
和蘭	三〇六	三二、二八三	二一四	二二、〇八五	一八九	二一、八六一	五二二	五八、四六〇	一六三	二〇、六二三
米合衆國	二、八二五	四七九、八四三	一、八八六	二九一、八三七	三、二一〇	四九二、二五三	二、五八六	四五七、六九六	四、四六〇	六八一、六一八
日本	一五四	三三、〇六一	二三二	四〇、一八三	二〇七	三七、一九四	三一五	六四、三一三	一九四	五〇、六五三
其他	一八〇	六、八一一	二五九	二三、二五七	四三三	五八、〇〇九	五〇七	七六、四四〇	六二三	八四、二八八

出所＝同前表

水産業

總說—主要水産物—漁獲法及漁場—統計

一　總說

概要　馬來半島を繞る海は一體に淺海をなし、西側に於ては馬拉加海峽沿岸は總て五〇尋以上に達する處はなく、一方東海岸にても、右同樣の淺海が延々二五〇哩も續いて居る。右の樣な狀態であるから馬來は自然に最も生産的にして無限な漁場を有して居ると考へられるが決してそうではなく、是等淺海の大部分は大した魚類を産せず、僅に沿岸一〇尋線内外の處が當領の魚食民に必要な魚類を供給して居るのみである。動力船を有する邦人漁師を除いて漁獲は總て帆船或は操擢船により行はれて居る。是等の小型漁船は出來得る限り容積を少くして作つてあるので、出漁は天候に左右される事が多い。現在馬來では各一團の漁師が彼等の現在の所有船以外の船舶を備つて出漁して利益を擧げ得る程度までには魚族は蝟集しては居ない。陸揚げされる魚類の大部は乾鹽魚か又は鹽漬調味料に作られる。西海岸の如く比較的交通の便利な處では一般に防腐用として氷が用ひられ、消費市場に鮮魚として供給されて居るが其の量は相當額に上つて居る。現在の如き狀態では斯業は殆ど行詰りの程度にまで改善されて居り、より以上の進歩は動力の使用及貯藏法が經濟的に改善されるに非ざれば望み得ない情勢にある。土人の漁獲法は能率的でないと考へるのは誤りである。現在の樣な漁業組織では彼等の行つて居る漁獲法は馬來の斯業には打つてつけの方法である。海峽植民地及馬來聯邦を通じて漁業に從事する者の數は一九三五年度中總數二五、三六九名に達し、内馬來人一三・九六七、支那人九、九四〇、印度人三三六、日本人一、〇六三、葡萄牙人五三、暹羅人一となつて居る。漁獲の方法に至つては人種の相違すると同樣に後述の如く種々雜多な遣り方が行はれて居る。

此の間にあつて目覺しい發展振りを示して居るのは邦人であつて、彼等は新嘉坡を根據地として從來の漁場カリモン海及リオー群島より遠く赤道を越え、スマトラのリンガ群島、シンケツプ島附近よりバンカ海峽入口近く迄出漁し、東は馬來半島東岸の支那海より佛領印度支那沿岸、暹羅灣等六、七百浬の地點から、西は馬拉加海峽、スマトラ沿岸より印度洋に面せるメルグイ群島に至る廣大な地域に活躍してゐる。

人口四十九萬を有する新嘉坡は、其の七割餘（三十七萬）が支那人であつて、馬來人、印度人等も多く、概して住民は米食民にして副食物として魚肉を好み、鮮魚の需要は頗る大である。而して此の鮮魚の約半數（年約五、〇〇〇噸）は邦人漁業者に依り供給されてゐる現狀で、邦人漁業者の勢力が如何に壓倒的であるかゞ推して知られるのである。近來政府當局の奬勵もあり土人漁業も邦人漁業の發達に連れ多少改善されて來たものゝ、幼稚な技術と殆ど無資力に近い彼等漁業者によつて馬來近海に於ける斯業の發達を期する事は困難であり、從て當馬來は邦人漁業者の發展地として實に恰好の地である。

前述の如く漁船が貧弱であるから季節風は馬來の漁業に非常な影響を齎して居り、特に東海岸にては北東季節風の襲來と共に漁業は一時休止の狀態に陷る。然し動力を使用する漁船を以てすれば東海岸に於ても年中繼續して漁獲を行ふ事は大して困難な問題ではない。從て英領馬來に於て漁業上最も必要な事は肉體勞働を動力に代へる事にある。水産局は此の爲にキャッスル型トロール水産試驗船を使用し、馬來近海に於ける動力機械による漁撈法又はトロール漁業の試驗をして居り、其の調査資料により近代的方法を用ひる漁業會社が設立され、半島近海の開拓される事を當局は希望して居り、一方最近に至り邦人漁業家の大發展に鑑み、土人漁業を保護する見地よりして新たに漁獲物の罐詰の指導或は冷凍設備を有する冷凍船の配給等に著手して居る。英領馬來に於ける漁業統計は之まで確實に知る事は出來なかつたが追々統計も出來て來た樣である。因に一九三四年中英領馬來内に陸揚げされた鮮魚の數量は七五、三二五噸にして、新嘉坡に於ける鮮魚の賣上高は一日平均二八噸であつた。

漁業法　本領内に於て漁業に從事せんとする者は法律第一一二號（漁業）に準據するを要す。同法に據れば、漁梁の建設には豫め當該官憲の許可を要する事となつてゐる。而して其の保存作業・修理・點燈に就ては管理諸規定があり、又本法に依り毒物・爆發物類の使用による漁獲は禁止せられてゐる。其の他一般漁業に就ては法律第一二五號（商船）、同第四二七號の規定により一般小船同樣使用漁船に對し登記料を課せられる。

小船登記手數料は次の如くである。

純噸數二十五噸以下の小船	一隻に付年	弗 二・〇〇
二十五噸以上のものにありては一噸又は其の端數毎に		〇・〇五
乘客用小船	一隻に付年	一・五〇
漁船	同	〇・五〇
貨客混用船	同	〇・五〇

漁具類に關する免許手數料は左の通りである。

大潮時干潮面下三尋以下に於ける袖二百碼以上に及ぶ魚梁	一箇に付年	六・〇〇
右同にして三尋以内に於ける一箇	同	三・〇〇
袋附曳網及長さ四十碼以上の同網全部	一流に付年	三・〇〇
袋無曳網及長さ四十碼以内の同網全部	同	一・〇〇
流網	同	二・〇〇
海老網　大形	同	二・〇〇
同　小形	同	一・〇〇
鰹網	一漁船分に付年	一・〇〇
餌無流釣道具	同	六・〇〇
餌付釣道具	同	二・〇〇
罠・壺等	同	二・〇〇
蟹取罠	一人分に付年	一・〇〇
貝採集	同	〇・五〇

二　主要水産物

馬來海産魚の主なる種類は鰆、イカン・バラン（太刀魚に似て形稍大）・鱅・鰺・鰹・鮪・鰹・鯛類・鰡・魴・石首魚・鮸・鰡・太刀魚・鰯類・鱝・鱶・蝦・烏賊・鱰等にして、本邦産魚類と大同小異であるが其の形狀の稍異るものありて一般に色彩の鮮麗なるもの多く、肉は脂肪分少く味は内地のものに比し劣るものゝ如くである。沿岸竝に河口には大抵牡蠣を産し、海藻類としては寒天の原料となるアガー・アガー（Agar-Agar）は新嘉坡及彼南等の海岸地方に可なり産出を見、土人が之を採つて行商して居る。貝類としては眞珠貝・高瀨貝・夜光貝を産するが其の量多からず、單に南洋の淺海に産する是等の貝類の取引中心地が新嘉坡であるに過ぎない。次に海鼠であるが是亦取引の中心地をなすに過ぎず馬來産は極く一部である。馬來半島には各種の龜類を産し、玳瑁も其の數多量に上り、食用としては青海龜があり、玳瑁の背部の鱗及楯板は鼈甲として相當の需要がある。其の他雜小物としては魚皮（肥料となる）、海綿、海馬（タツノオトシゴ）、燕巣、黑珊瑚、鰐魚皮を産するが商業上大したものではない。

次に馬來各市場に現はれる食用魚類の土名、英名及學名一覽表を掲ぐれば左の如くである。

土名	英名	學名
Alu-Alu (Kachang Kachang)	Sea Pike or Barracuda.	*Sphyraena*
Anding	Grey Mullet (Sea Mullet)	*Mugil (Cephalus)*
Aruan	Serpenthead or Murrel	*Ophiocephalidae*
Aruan tasek	Sergeant Fish	*Rachycentron*
Asoh-Asoh	Pig-faced Snapper (Sea Bream)	*Lethrinus*
Ayam	Leather-jackets	*Monacanthus*
Ayer	"Little" Tunny (Young of Tunny, Bonito)	*Thynnus*
Babi	A Coral-fish	*Holacanthus*
Bagok	Sea Cat-fish	*Galeichthys*
Baji-Baji	Flathead	*Platycephalus.*

Bakap	Cat-fish	At least two genera of *Siluridae.*
Barat-Barat	Unicorn Fish	*Triacanthus*
Batu	A kind of Sea Bream	*Proteracanthus*
Baung	River Catfish	*Macrones*
Bawal	Pomfrets (Batfishes)	*Apolectus* (*Stromateus*)
Beberas	A river Carp	*Cyclocheilichthys*
Begahak	A Cat-fish	*Belodontichths*
Belanak (Kedera)	Grey Mullet	*Mugil,* Liza
Belida	Feather-back	*Notopterus*
Beliak Mata	"Bony" Herring	*Pellona*
Belungkor	Lizardfishes	*Saurida, Trachinocephalus.*
Belukang	"Sea" Catfish	*Galeichthys*
Beras-Beras	Drummer	*Kyphosus*
Besikor	A Grunter	*Diagramma*
Biji Nangka	Goat-fish	*Upeneus*
Bilis	Anchovy	*Stolephorus*
Bujok	"Round" Murrel	*Ophiocephalus*
Bulu Ayam	Hair-tailed Anchovy	*Coilia*
Bulus Bulus (Ubi)	Whiting	*Sillago*
Bunga Ayer	Masses of small fish mixed with young or small shrimps	Mostly *Stolephorus* not *Leptocephali*
Chemperas	A river Carp	*Cyclocheilichthys*
Chencharu. Chincharu. Charu, Selikor.	A kind of Horse Mackerel	*Caranx*
Chermin	Silvery Moon-fish	*Caranx* (*gallus*)
Daing Belang	Trevally	*Caranx*
Daun	A Batfish	*Platax*
Daun Baharu	Spotted Moon-fish	*Drepane*
Debam (Lebam)	Black Trevally	*Siganus*
Delah		*Caesio*
Dengkis	Black Trevally	*Siganus*
Duri	Cat-fish	*Galeichthys* and others
Gabus	A Murrel	*Ophiocephalus*
Gedabang	Silvery Batfish	*Monodactylus*
Gelama	Jew-fish	*Sciaena, Umbrina, Otolithus*
Gemi	Sucking-fish	*Echeneis*
Gerepoh	Thick lipped Trevally	*Caranx*
Geretak		*Synagris, Scolopsis*
Gergaji	Saw-fishes (three)	*Pristis*
Gerut Gerut	Grunters	*Fristipoma*
Jahan	Great Catfish	*Galeichthys?*
Jarang Gigi	Sciaenoid	*Otolithus*
Jebong	Leather-jackets	*Balistos*
Jenehak	"Snappers" or Sea Perches	*Lutianus*
Jolong Jolong	Gar-fishes or Half-beaks	*Hemirhampus*
Kakap	River Perch	*Lates*
Kalui	Gourami	*Osphromenus*
Kekek	Silver bellies	*Equula, Gazza*
Kelah	A river Carp	*Barbus*
Keli	Catfish	*Clarius*
Kembong	A kind of Horse-mackerel	*Caranx*
Kemejan	Shovel nosed Ray	*Rhynchobatus*
Kerai	A river Carp	*Barbus*
Kerapu	Serranid Sea-perch	*Epinephelus, Cromileptes, Lutianus*
Kerisi	Snappers	*Synagris, Etelis?*
Kerong Kerong	Grunters	*Therapon*
Ketang (Kitang)	Spotted Butter-fish	*Scatophagus*
Kurau	Thread-fins	*Polynemus*
Kapas Kapas	Silver bellies	*Xystaema*
Lais	A large river Cat-fish	*Belodontichthys*
Lampam	A Carp	*Barbus*
Lele	A Catfish	*Clarias*
Lembu	Cowfish	*Triacanthus*
Lidah	Tongue-fish	*Cynoglossus, Plagusia, Synaptura*
Lumi	Bombay Duck	*Harpodon*
Malong	Silver Eel	*Muraenesox*
Merah	Red Snapper	*Lutianus*
Nyor-Nyor	Large Trevally, Dart.	*Caranx, Trachynotus*
Parang-Parang	Wolf Herring	*Chirocentrus*
Pari	Stingrays, Skates	*Dasyatis* and allied genera
Pasir-Pasir		*Scolopsis*
Pelata	Pigmy Trevally	*Caranx*
Pias (Selangat)	Gizzard Shad	*Dorosoma*
Pinang-Pinang	Pig-faced Bream	*Sparus*
Puchuk	Hair-tail or Scabbard fish	*Trichiurus*
Sa-belah	Flounders	*Paralichthys, Psettodes, Pleuronectidae*
Sagai	Large Trevally	*Caranx*
Sebarau	A Carp	*Hampala*
Selampai	Slender Jew-fish	*Collichthys*
Selar	A Trevally	*Caranx*
Seluang	Slender Carp	*Rasbora, Barilius*
Sembilang	Eel-tailed Catfish	*Plotosus, Paraplotosus*
Senangin	Threadfins	*Polynemus*
Sepat		*Trichopodus*
Sepat Karang	Tripletail or Dusky Perch	*Lobotes*
Sumpit-Sumpit	Blow-pipe fish or Archer fish	*Toxotes*
Talang	Queen-fish	*Oligoplites*
Tamban	Sprats, Pilchard, Herrings	*Sardinella, Clupea, Clupeoides, Dussumieria.*
Tapah	Great river Catfish	*Wallago*
Tembelian	A river Carp	*Barbus*
Tembereh	Jew-fish	*Sciaena*
Temperas	A river Carp	*Cyclocheilichthys*
Tenggiri	Spanish Mackerel	*Scomberomorus*
Terubok	Hilsa	*Alosa*
Tilan		*Mastacembelus*
Todak	Long Tom	*Tylosurus*
Toman	A Murrel	*Ophiocephalus*
Tongkol	Tunny, Tuna	*Thynnus*
Tudong Periok	Dusky Bat-fish	*Platax*
Yu	Sharks	

三　漁獲法及漁場

漁獲法　一般漁法—馬來近海漁場の海底は主に泥砂であつて珊瑚礁の破片多く曳網漁業には餘り適せぬ樣であるが、其他の凡ゆる漁法漁具は全部使用されて居る。中でも建網漁業・流網漁業・釣漁業等に適し、土人の漁業も概ね此の種の漁業である。東海岸の漁夫は彼等特有の漁獲法を有する樣で、其の中最も興味のあるのはプカット・パヤン(Pukat Payang)網を使用し沖合で作業する方法である。此の漁法は專門の聞手に依て先づ水中にある魚の存在を確め、其の周りに網を投込んで漁獲する方法である。又同地方にてはウンジャン(Unjang)又はトゥアス(Tuas)と稱して海底にて魚類の集る裝置を施したものを投下し、時機を見て網を入れて漁獲する方法が行はれて居る。ジョホールの沖合では邦人漁夫が流網を使用して漁撈に從事して居り、流網は土人・支那人も共に使用する漁具であつて、網の幅は百尋から二、三百尋に及ぶものがあり、縱は普通四、五尋物が專ら使はれてゐる。支那人は時に三、四百尋の底流網を使用する事がある。半島の西海岸即ち馬拉加海峽は東海岸に於ける如く波浪が高くない。從て此の方面の漁獲法は世界の各地に行はれてゐるものと大差がない。諸國に於て見る魚梁と大同小異な固定的漁獲裝置であるジェルマル(Jermal)、ブラット(Belat)、アムバイ(Ambai)等が用ひられ、此の外投網・曳網・廻網・敷網等地方により夫々利用されて居る。

邦人漁法—新嘉坡を中心とする邦人漁業の中最も盛んなのは沖繩縣漁夫の使用するむろ網即ち追込網漁業である。むろ網を使用する漁法は邦人特有のもので、大體漁船四艘、運搬船二艘宛を使用し五十人内外の漁夫が一組となつて働くもので、むろ網の特徴とする所は潜水夫をして袋網を珊瑚礁の上へ擴げしめ、網の兩端から袋網の口元の方に泳ぎ乍ら魚を追込むにある。其の際泳ぎ手は先端に錘を付けた長い紐の一端を持ち此の紐には相當間隔を置いて白布片が結び付けてある。魚は泳ぎ手が廣い方から狹い所へ此の紐を持ち乍ら進んで行くのでひら〳〵する白片に驚かされて次第に袋網の方へ追込まれるのである。此の追込網漁業は其の漁業の性質上島嶼或は珊瑚礁等に集る磯付の魚類を捕るので、從て漁場は一定せず、轉々として出漁し廻つて居る。邦人漁夫は此の外ジョホール沖合其の他で流網に依て漁獲をなし之を氷漬として保存し、相當量に達してから一纏めに發動機船により新嘉坡へ送つて居る。流網によるものは一艘當り漁夫四、五人宛乘組み、四、五艘或は七、八艘が一組となつて母船である運搬船一艘を使用して居る。邦人漁夫の漁獲法としては以上の二方法と釣道具による方法以外には馬來地方では行つて居ない。然し日本人が新嘉坡の魚市場に於て得てゐる優勢な地位は、元來邦人は漁獲に巧である上に、氷を上手に使ふ事と漁撈船と市場間に發動機船を使用せる事に依て作り上げられたものである。

漁場　新嘉坡を中心として、馬來半島の東西沿岸及スマトラ、ボルネオ、爪哇及佛領印度支那半島によりて圍繞せられ居る海は總て百尋線以内の漁場をなし、海底は主に泥砂にして珊瑚礁の破片沈澱せるもの多く爲に曳網漁業には好適とは云へないが、釣漁業、流網漁業、建網漁業等に適し、土人の漁業も亦主として此種の漁業である。一般に潮流急にして沿岸は濁色を呈し、新嘉坡海峽の如きは、大潮の際は一時間七浬餘の速力を有する急潮あるも、概して普通は二、三浬であつて、其の方向潮速は風向・風力等に支配せられる事多く、殊に新嘉坡近海の如く島嶼の多き海に於ては變轉遲速全く一定せず、時に數日間同一方面に流るゝ事あり、干滿の差も一定せざる様子である。

從來土著人漁業者の出漁して居る漁場は、新嘉坡を中心として附近五六十浬の範圍を出ず、一定小區域に限られて居る。即ち新嘉坡海峽、カリモン島附近、ルカオ列島及新嘉坡に近き蘭領諸島附近等が主として彼等の漁場をなし、尙是等以外にも廣濶な良漁場も存在するのであるが總て交通の便を缺き、漁獲物を鮮魚のまゝ運搬する事は出來ず、從て土人は斯かる漁場には出漁する事は出來ない狀態にあつたが、最近邦人の活躍振りに刺戟されて多少發展して來た様である。

邦人漁業者の發展に連れて馬來近海の漁場は急激に開發を見、流網の漁場としては從來のカリモン海及ルカオ列島附近以外に、赤道を超えて尙南リンガ、シンケップ島附近よりバンカ海峽にまで達し、更に半島東岸の支那海、馬拉加海峽、スマトラ沿岸をも其の漁場とするに至り、益々遠距離にまで及ばんとしてゐる。殊に沖繩縣人の漁夫を使用する追込網漁業にては其の漁業の性質上全く漁場は一定せず轉々として時には新嘉坡を遠く離れて千浬餘にも及ぶ事がある。

四　統計

漁業に關する統計を集むる事は英領馬來に於ては頗る困難である。採錄し得るだけの統計を左に掲げる事とする。

水産物輸出入高表

單位＝海峽弗
出所＝英領馬來貿易年報

種別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
乾鹽魚	七、六三九、六八一	九、四八〇、六三三	六、三七六、二〇七	八、四二二、八九四	六、四八五、九五八	七、三六五、七三四	七、八〇二、五九九	七、二六八、七八二	六、八〇五、五三一	六、四九三、六九一
魚鰾	五四、五七五	一六一、四一二	四五、〇五〇	一二三、五六二	三九、四〇三	一一六、九八一	四四、〇五八	一三二、三三〇	六二、九四七	一六〇、五〇二
鮮魚	六八七、九二九	三、六九三	六七二、六三〇	二、二五七	五五四、七二一	四、五八三	六五一、二八一	四、三八一	八〇六、〇七八	一一、六一四
鱶鰭	二三六、五〇八	一六一、三二六	二〇三、八四四	一一三、一九一	一六七、〇二四	八〇、九八九	一七〇、八四〇	六五、七八一	二一七、二一三	七三、七七一
鰯罐詰	五〇六、二九六	一六八、四〇五	三六五、三五五	一二〇、四〇五	二九八、一七七	一一七、四一二	六二九、六六三	一八〇、六六八	六四二、六七七	一九八、九九九
鮭罐詰	三九、二四七	一〇、七〇六	二九、五七六	四、五三三	一九、五五七	四、九九六	三三、一九二	一一、七二九	三〇、〇一五	一九、九一六
蝦罐詰	二、八一四	一五	三、四四二	三一	一、六五三	一〇	(1)			
其他の罐詰	二六一、六四一	四八、九五二	一〇一、八三六	二八、四〇一	一五六、一八九	五二、〇九七	二九一、三四二	三五、五〇二	三七八、四〇八	六〇、五九八
計	九、四二八、六九一	一〇、〇三五、一四二	七、七九七、九四〇	八、八一五、二七四	七、七二二、六八二	七、七四二、八〇二	九、六二二、九七五	七、六九九、一七三	八、九四二、八七〇	七、〇一九、〇九一

（註）(1)一九三四年よりは「其他の罐詰」の項目中に含まる

乾・鹽魚輸出入高表

單位＝數量—噸　價額—弗
出所＝同前表

國別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
輸入—										
北ボルネオ	五三一	九八、八三六	三二三	八一、六六九	三五八	七七、五九三	三二六	六一、三二一	三三五	六四、六五四
サラワク	四七九	一四三、二八二	五八八	一六一、〇九〇	五六六	一六一、三一九	四七五	一五五、二五二	五五三	一五三、九七五
支那	一、一一四	五〇六、二三三	六八三	三六〇、五八二	六六三	二九四、三九六	六九〇	二五六、六六六	五六七	二一四、三七六
佛領印度支那	二一、五四三	三、二六四、一五九	一五、九六〇	二、四三五、二八三	一七、一九三	二、四五三、六一一	一六、三八七	二、六五九、三八二	一五、一九九	二、四二二、八七七
日本	一、二八七	六七三、六四三	二四四	九九、九二五	一、六六二	五四六、二六〇	四、七三二	一、五一九、四五五	三、一二四	一、三一八、六五〇
蘭領印度	二、四五五	六九〇、七七五	二、一四二	五四七、六三六	一、九九九	四四〇、五八一	一、八九二	四二五、六九二	二、六八二	五二七、五一八
暹羅	一五、六五八	二、〇九二、四九〇	二二、九三六	二、五六四、四六一	二三、六五四	二、三八二、四二三	二八、五五二	二、六一九、五〇九	二一、七二二	二、〇〇〇、〇九三
其他	六八三	一七〇、二六三	三〇二	一二五、五六一	四二一	一二九、七七五	三七五	一〇五、三二一	三二一	一〇三、三八九
計	四三、七五〇	七、六三九、六八一	四三、一七八	六、三七六、二〇七	四六、五一六	六、四八五、九五八	五三、四二九	七、八〇二、五九九	四四、五〇三	六、八〇五、五三二
輸出—										
緬甸	一、六六四	五四三、四五六	一、七六三	六一九、九九三	一、九九〇	五三七、六〇三	二、二三二	六五五、六六九	三、一五二	八八九、八三九
香港	二九七	一一九、四〇一	四九二	一〇一、九九〇	一八三	三三、六三九	五五	一八、七一二	一五六	二四、六四一
サラワク	一九七	七二、九〇四	二六一	六二、八五九	三五八	七八、六四四	六五九	一三九、〇一九	五二六	一二〇、六二五
支那	八七六	三七〇、三四一	九四一	三〇〇、〇七二	六四三	二四三、一四〇	四五二	一一九、〇九九	四七四	一〇四、〇四九
蘭領印度	四五、〇八二	八、三三七、六二八	四三、三六八	七、三〇九、六四〇	四三、四一四	六、四四一、三六三	四六、三九二	六、二八九、四四三	四一、五五七	五、三〇九、二四九

其他	一一〇	三六、九〇三	一八六	二八、二四〇	一二四	三一、三四五	二一〇	四六、八四〇	一四〇	四五、二八八
計	四八、二二六	九、四八〇、六三三	四七、〇一一	八、四二二、八九四	四六、七一二	七、三六五、七三四	五〇、〇〇〇	七、二六八、七八二	四六、〇〇五	六、四九三、六九一

漁船・漁具免許發給件數表

件別	一九三一 海峽植民地	一九三一 馬來聯邦	一九三一 計	一九三二 海峽植民地	一九三二 馬來聯邦	一九三二 計	一九三三 海峽植民地	一九三三 馬來聯邦	一九三三 計	一九三四 海峽植民地	一九三四 馬來聯邦	一九三四 計	一九三五 海峽植民地	一九三五 馬來聯邦	一九三五 計
漁船	五、七二八	六、二一六	一一、九四四	五、六七八	五、〇三三	一〇、七一一	五、五二九	四、七四二	一〇、二七一	四、五七二	五、二八九	九、八六一	五、四一八	六、四二六	一一、八四四
流網	一、一六三	一、四七六	二、六三九	九五四	九五二	一、九〇六	九八九	一、〇九七	二、〇八七	一、〇二三	一、二五七	二、二八〇	一、〇一一	一、三〇九	二、三二〇
曳網	五六七	九〇二	一、四七三	四九五	七五三	一、二四八	四三八	八七七	一、三一五	五五一	八三〇	一、三八一	四八五	九二五	一、四一〇
蝦網	三二一	一五一	四七二	二八五	一一一	三九六	二六四	一二五	三八九	二二二	六三	二八五	二二九	一一二	三四一
魚梁	一、五〇六	一、六六八	三、一七四	一、三一五	一、五二三	二、八三八	一、三四七	一、四一四	二、七六一	一、三〇三	一、四一一	二、七一四	一、三二三	一、六七一	二、九九四
絲釣	四九七	三四七	八四四	四三〇	二三〇	六六〇	二七八	二〇六	四八四	二四二	二二六	四六八	二五三	三八〇	六三三
投網	一七八	四八三	六六一	一四二	二五五	三九七	一二二	三〇八	四三〇	一八三	六三六	八一九	二六〇	七九二	一、〇五二

出所＝海峽植民地水産局年報

人種別漁夫數表

種別	一九三一 海峽植民地	一九三一 馬來聯邦	一九三一 計	一九三二 海峽植民地	一九三二 馬來聯邦	一九三二 計	一九三三 海峽植民地	一九三三 馬來聯邦	一九三三 計	一九三四 海峽植民地	一九三四 馬來聯邦	一九三四 計	一九三五 海峽植民地	一九三五 馬來聯邦	一九三五 計
馬來人	六、九二五	五、一六七	一二、〇九二	六、一一七	三、八三四	九、九五一	六、六五二	五、六四四	一二、二九六	六、八二一	七、〇六六	一三、八八七	六、一一三	七、八六三	一三、九七六
支那人	一、四八三	五、一一五	一〇、五九八	四、七五三	四、二五九	九、〇一二	四、四七九	四、五二八	九、〇〇七	四、〇三一	四、一二七	八、一五八	三、八六五	六、〇七五	九、九四〇
日本人	九五〇	—	九五〇	九〇七	—	九〇七	九〇三	—	九〇三	一、〇五〇	—	一、〇五〇	一、〇六三	—	一、〇六三
印度人	二八〇	三	二八三	五九二	—	五九二	五〇一	六	五〇七	四七四	一〇	四八四	二六二	七四	三三六
葡萄牙人	八〇	—	八〇	六三	—	六三	七六	—	七六	二六	一	二七	五二	一	五三
其他	—	—	—	—	—	—	一	一	二	一	—	一	一	—	一
計	一三、七一八	一〇、八五〇	二四、〇〇三	一二、四三二	八、〇九三	二〇、五二五	一二、六一二	一〇、一七九	二二、七九一	一二、四〇三	一一、二〇四	二三、六〇七	一一、三五六	一四、〇一三	二五、三六九

出所＝同前表

漁船・漁具免許料收入表

單位＝弗
出所＝同前表

種別	一九三一 海峽植民地	一九三一 馬來聯邦	一九三一 計	一九三二 海峽植民地	一九三二 馬來聯邦	一九三二 計	一九三三 海峽植民地	一九三三 馬來聯邦	一九三三 計	一九三四 海峽植民地	一九三四 馬來聯邦	一九三四 計	一九三五 海峽植民地	一九三五 馬來聯邦	一九三五 計
漁具	一一、七六四	一二、八五五	二四、六一九	一〇、二九六	一〇、二八四	二〇、五八〇	九、三九二	一〇、八九六	二〇、二八八	九、八五一	一一、二二四	二一、〇七五	九、五一五	一三、八六〇	二三、三七五
漁船	二、九〇九	三、一四七	六、〇五六	二、九六三	二、五一六	五、四七九	二、八八六	二、三八〇	五、二六六	二、九四五	二、六五三	五、五九八	二、八五八	三、四一四	六、二七二
計	一四、六七三	一六、〇〇二	三〇、六七五	一三、一五九	一二、八〇〇	二六、〇五九	一二、二七八	一三、二七六	二五、五五四	一二、七九六	一三、九七七	二六、七七三	一二、三七三	一七、二七四	二九、六四七

（備考）一九三五年度はディンディンズを含まず

鮮魚水揚高表

單位＝カテイ（一カテイ＝百分の一擔）
出所＝同前表

地方別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
彼南	三、四四五、一〇一	四、〇五八、六三二	四、〇〇三、四〇八	五、六六九、一三〇	六、八七六、六六八
プロビンスウエルズレイ	二、八一五、〇六六	三、八八一、六〇九	三、八九七、三九四	四、一八六、六三二	五、一六〇、六四四
ディンディンズ	三、二五七、一一七	三、四四一、一一四	四、一一一、一九七	四、五八三、七六一	九、五二五、四三二
ペラ	八、二四六、八三三	九、五六六、七九九	一一、二八一、九一四	一三、一四四、二一〇	一三、九三五、三一七
スランゴール	一七、五三八、五七八	二四、三四八、三四八	二七、八八一、三五二	二九、五九九、三四五	三二、九九六、六九九
ネグリスムビラン	三八四、一六五	五一三、一七八	五三四、八五七	五二八、七七三	六三九、九八〇
馬拉加	二、四六九、〇七七	三、四三九、五〇八	三、〇八三、〇三四	三、九〇〇、五一七	四、五八五、四七一
パハン	八、六八〇、三〇四	九、五三五、八五七	八、三三四、四三七	一〇、九三九、五六五	一三、二四八、二六七
トレンガヌ	二二、七二八、四四四	二一、九六九、八四四	一六、七三〇、六九六	二〇、〇六六、三二四	二六、五八六、九六八
ケランタン	二、七三七、七四八	二、七六六、一七八	三、四二三、九六八	二、六八五、四五四	一、四九六、四八〇
ケダー	五、三四一、四八三	六、八五七、二五三	三、九四五、四二九	三、五三五、七二〇	五、六三三、五三七
新嘉坡	一八、〇三五、七七六	一九、〇二二、三二八	二六、六〇五、七九七	二七、四八七、三〇四	二一、一八八、七八四
計	九六、五八〇、六八二	一〇九、四〇〇、六四八	一一三、八三三、四八三	一二六、三二六、七三五	一四一、八七四、二四七

鑛業

總說―鑛業行政及法規―主要鑛產物（錫―其他鑛產物）

一　總說

概要　馬來に於ける鑛業とは錫鑛業の事である。勿論金・鐵・石炭等錫以外の鑛物も馬來より出るには出るが、是等は錫の優越さに比すれば殆ど取るに足りない。經濟的に見て重要な錫鑛は錫石卽ち二酸化錫である。錫石の根源をなすのは花崗岩であつて、馬來地方には花崗岩は極めて廣範圍に亘つて岩床露出を呈し、峨々たる山嶺を形成して居る。是等花崗岩山脈が最も重疊して居るのはペラ州にして、從て同州は馬來に於ける主要錫產地をなして居る。砂金は幾多の箇所に於て錫と同時に發見されて居り、最近非常な注目を引いて居るのはペラ州のビドール地方である。鐵鑛も亦豐富にしてジョホール及トレンガヌ州の鐵鑛山は特に著名で、總て馬來の鐵鑛山は邦人が經營して居る事も周知の事實である。一九三五年馬來に於ける鐵の產額はジョホール州五九四、八九二噸、トレンガヌ州八一六、七四五噸にして、其の大部分の一、四〇五、五三九噸は日本內地に輸出されて居る。馬來に於ける錫鑛採掘の歷史は遠く數世紀に遡り、主として支那人を主體として發達して來たのであるが、一八七八年に支那人同業者間に紛爭起り、之が導火線となつて、馬來諸州に英國の保護領を確立するに至つたもので、此の點から云つても馬來と錫鑛業とは不卽不離の關係にあるのである。

次に英領馬來の鑛物資源の生產・輸出入高一覽表を揭げて參考に供する。

鑛物資源生產・輸出入高表

種別	單位	生產地域	生產高					輸入高（弗）			輸出高（弗）		
			一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三三	一九三四	一九三五	一九三三	一九三四	一九三五
支那陶土	噸	ジョホール	三九六	一八六	三六	一四二	五	一〇〇	九五	一三八	一六	二八	四三
石炭	同	馬來聯邦	四〇二、三五五	二七七、八四八	二三四、三一〇	三二一、四六一	三九二、一五四	五五三、六二三	五五六、〇〇〇	五七六、五六四	三、二〇八	一、六八五	一、七四八
骸炭	同	海峽植民地	一二、四二九	一〇、七四五	七、七三六	八、四一四	九、一七七	四、二三七	五、八九二	四、九五二	九六〇	六六〇	四一二
金	オンス	ジョホール	―	二〇	七二	八二	八	―	―	―	―	―	―
		馬來聯邦	二七、〇二一	二七、一五九	二八、九七六	二九、四五三	二九、七七〇	―	―	―	―	―	―
		ケランタン	―	二六九	二、〇五九	二、三〇一	七八八	―	―	―	―	―	―
金地金	弗		―	―	―	―	―	七、〇三九、五〇七	五、九四一、八七一	六、五六一、三五八	一二、三八六、六八〇	一二、三〇五、七五四	九、八一二、三三九
鐵鑛	噸	ジョホール	四八八、八七七	四八五、〇六七	四〇八、六三九	五七八、一八〇	五九四、八九二	七	四	―	七六四、四四六	一、〇九〇、〇二二	一、四〇五、五三九
		トレンガヌ	二〇三、一〇九	二〇三、一〇五	三五七、八三三	五五七、四六八	八一六、七四五						
燈油	同		―	―	―	―	―	九九、一三三	九一、五七七	一一一、八八五	六六、六三四	五三、八四六	七一、六五一
重油	同		―	―	―	―	―	三〇七、二二七	三四六、九六九	三八六、〇四八	八二、七五五	九三、五三七	一〇〇、三七三
潤滑油	ガロン		―	―	―	―	―	二、九一〇、三三四	三、三八〇、八〇三	三、〇八一、六二八	一、〇七三、六三八	一、一七一、一〇八	五三二、五二四
滿俺鑛	噸	トレンガヌ	八、八四八	九、二二八	一〇、三二六	九、六八一	一七、四一二	―	―	―	一一、三七二	九、六八四	二六、八四二
		ケランタン	―	五〇	二、八六六	八、九六九	一〇、六七九						
ガソリン又はベンジン	同		―	―	―	―	―	三〇四、九六七	四〇五、一〇五	四一六、八九五	二五七、三五三	三二〇、五七三	三五四、五九一
燐酸石灰	同	クリスマス島	六五、八四九	八四、一九七	九一、二八〇	一二八、〇一〇	一四七、九二〇	五七	七五	一、一八四	九一、二八〇	一二七、七三〇	一四六、二五三
重石	同	馬來聯邦	三六八	三〇二	九一八	一、五〇八	一、三六五	―	―	―	九一八	一、五〇九	一、三六四
銀地金	弗		―	―	―	―	―	五一一、〇九二	四五二、八七〇	九五七、二六九	五一五、六四三	四一九、〇七一	一、五三五、四〇四
精錬錫	噸	海峽植民地	八三、三五五	四九、六一九	五三、七一三	四九、九三八	六二、〇一九	―	五二	四一	五三、九三一	五〇、一八六	六二、二四八
		馬來聯邦	三四九	二八九	二一八	二四八	二二九						
錫 (1)	同	馬來聯邦	五一、二五〇	二七、〇九一	二二、八二五	三六、三八五	四〇、七四九	一六、六六二	一六、五八七	一六、六三四	―	―	―
		同非聯邦	一、三七七	一、二八一	八八一	一、三五二	一、五四七						
		海峽植民地	一五	三六	五四	四九	五一						
ウオルフラム鑛	同	馬來聯邦	―	―	三三	二九	八	―	一七	一〇	一五三	一三一	二八五
		同非聯邦	一九三	一二九	七九	七七	二七四						

出所＝海峽植民地及馬來聯邦官報

（註）(1)錫鑛の七五・五%を錫として計算す。

鑛業勞働者　英領馬來全體としての鑛業勞働者數は不明である。本項に於ける數字は總て馬來聯邦に於けるものである。現在鑛山に於て勞働に從事して居る勞働者の九割强は支那人にして、殘餘は印度人・馬來人等である。

馬來聯邦國籍別鑛業勞働者數表

出所＝馬來聯邦鑛務局年報

年次	歐洲人	支那人	印度人	馬來人	其他	合計	Dulang Pass 發行數
一九三一	四〇五	四九、四二三	四、九四二	二、一九四	七四	五七、〇三八	八、七三九
一九三二	三〇三	三八、五七五	三、七七五	一、七四五	五七	四四、四五五	八、九七五
一九三三	二九〇	三六、九五八	三、六八四	一、八六五	六五	四二、八六二	九、〇二八
一九三四	二六一	四四、九〇四	六、六五九	二、五八四	一一一	五四、六一九	九、五六四
一九三五	三八六	五二、七八一	六、五八六	二、九六七	一二四	六二、八四四	九、七〇一

馬來聯邦種類別鑛業勞働者數表

出所＝同前表

種類	ペラ州	スランゴール州	ネグリスムビラン州	パハン州	一九三五計	一九三四計	一九三三計	一九三二計	一九三一計
契約勞働者	六、六九五	一〇、一四六	一一三	二、八六四	一九、八一七	―	一一、三四六	一一、〇五三	一三、六五三
賃銀勞働者	二二、〇八六	一三、六九〇	一、一五五	一、九三六	三七、八六七	―	六、九五七	二三、三八六	三〇、八〇四
配當勞働者	三、八一五	三八八	三四	八六九	五、一〇六	―	二四、四四三	一〇、九九九	一三、五六〇
個人勞働者	―	―	―	五四	五四	―	一一六	一一七	二一
計	三二、五九六	二三、二二四	一、三〇一	五、七二三	六二、八四四	五四、六一九	四二、八六二	四四、四五五	五七、〇三八

馬來聯邦鑛業勞働者事故死亡數及率表　出所＝同前表

	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
死亡數	六六	三五	二九	二八	六一
千人當り死亡率	一・一六	〇・七八	〇・六七	〇・五一	〇・九七

二　鑛業行政及法規

鑛業行政　馬來に於ける鑛業は鑛業法規定の下に馬來聯邦鑛務局の監督を受ける。鑛務局は鑛務局長、ペラ、スランゴール、ネグリスムビラン及パハンの各支局長及其他多數の鑛山技師（Inspector of Mines）に依て組織されて居り、是等の官吏は總て有資格の鑛山專門學校の出身者から採用される。鑛石の取引は鑛石法（Mineral Ore Enactment）の下に鑛務技師之を司り、鑛山に使用せられる機械の安全利用に關する問題は機械法（Machinery Enactment）規定の下に機械技師が之を取扱つて居る。是等法律の運用及關係官吏は勿論總て鑛務局長の行政的監督の下にある。一九三三年に於ける同局の歲入歲出は夫々七八、〇九九弗、三六五、四〇八弗であつた。以上は馬來聯邦であるが、非聯邦には獨立した鑛務局を有する處もあり、土地局中に含まれてゐる處もあるが、何れも其の局長の監督下に、馬來聯邦と殆ど同樣の規則に基き統轄せられてゐる。

鑛業法　鑛業法要旨―鑛業用の土地は　(一)鑛業地租借人より租借權を買受けるか　(二)試掘免許を申請して試掘免許證を受け、然る後租借地を選定許可を得るか又は　(三)租借を直ちに政府に出願するかの三方法を以て獲得される。

試掘許可を出願する者は試掘許可願に試掘を行はんとする場所の位置・面積・境界・試掘の目的鑛物其の他を記載し管轄郡長を通じて提出するを要する。試掘免許手數料は百弗を下らざる規定である。而して試掘許可の最後の裁決は英人州知事の權限内にある。試掘免許證は其の名義人に對し免許證中記載の鑛物を試掘する權利を賦與すると同時に、試掘の際發見せる鑛物の處分權を附與する。試掘免許證は之を他人に讓渡するを許されない。試掘權所有者が試掘の結果採鑛地の選擇をなし、採鑛權獲得を希望し、鑛業地の租借權を得んとする時は郡の土地課に申請する。該願書には正確に土地の位置を指摘し、政府の測量技術者をして之を測量し得る程度に詳細なる記述を要する。州知事が願意を聽許すれば該土地は政府の手で測量され之に租借權が許興せられる。然し願意が聽許せられると同時に採掘を開始せんとする場合又は政府が測量を終らざる中に採掘作業に著手せんとする場合には採掘假許可證が發給せられる。假許可證は採掘地境界の大約を示したもので、採掘權證が下附されると同時に返納しなければならない。斯くして拂下げられたる土地に對しては一英反當り十弗又は夫以上の拂下料を支拂はなければならない。鑛業地租借人の諸權利は左の如くである。

(一)租借權證に記載せる鑛物を採掘獲得し之を處分する權利　(二)事業經營の爲必要なる建築物を造營し、鑛山使用人に必要なる野菜を栽培し、家畜家禽を飼養する權利　(三)租借地内に發見せらるゝ林產物を租借者自身の爲に利用する權利（但し右林產物は租借地域外に搬出する事を得ない）

次に鑛業地租借人の義務大要は左の通りである。

(一)地代の支拂（普通一英反に付年一弗）　(二)境界線の開放　(三)租借權證交付後六箇月以内に採鑛作業を開始する事　(四)次の六箇月間に約定數の苦力を雇傭する事　(五)十二箇月以上四の條件を遲延せしむる事を得ず、等々にして第一、三、四及五項に違反する時は租借權證は無效となる事がある。尙水利行政は總て國家の手に在るが故に、鑛業上の目的により水を十二箇月以上使用せんとする場合、水の利用許可證を鑛業法の規定に從ひ州知事より受けねばならない。

鑛業法法規拔萃―英領馬來に於て現在施行せらるゝ鑛業法は一九一一年法律第十二號を以て公布せられ、一九一四年七月一日以降實施されたもので、本法に據る鑛業の權限及權利の獲得に關する規定は左の通りである。

第四條　總督は州の統治者に代りて本法の規定に據り租借契約中に定むべき期間、鑛業の目的の爲にする國有地を拂下ぐる事を得（以下省略）

第五條　國有地に於て鑛業を經營せんと欲する者は本法規定形式申込書に其の位置・略圖・面積を記載し、且つ規定手數料を支拂ふに十分なる保證金を添付し當該官憲に申請すべし云々

第六條　當該官憲は申込事項が適法なりと信ずる時は之を受理し適當に處分す云々

但し申込の遲速は權利獲得の順位を爲すものに非ず

鑛業租借に關する規定

第十五條　鑛油採取以外の目的を以て許可せられたる者に對しては、許可書面に明記しある權限は勿論反對の規定なき限り次の權限を與ふ

(イ)土地の表面又は地下に發見せる總ての金屬及鑛物（但しオイル・シェール及鑛油を除く）を採掘するの權利、但し(ハ)に從ひ且つ許可期間内是等產出物處分・選鑛・處理する權利

(ロ)鑛業の目的及勞働者使用の爲適當なる家屋・勞働者用家屋・小舍其他の建築物、野菜の栽培、動物の飼養に必要なる土地を使用する權利

(ハ)第十六條第九項に從ひ土地の上に於ける木材竝其の他林產物に對する獨占權、但し鑛物採取の目的とする物を除き、土地法の規定に據る免許證を所持せざる限り、租借地界を越え該土地より得たる各種林產物・鑛石以外の各種石材及土壤、是等を原料とし製造したる物、其他の商品は之を搬出するを得ず

第十六條　鑛油採掘の目的を以て許可せられたる者に對しては、許可書面明記の權利は勿論反對の規定なき限り次の權利を附與す

(イ)許可指定地域内に於てオイル・シェール及鑛油を採取し、處理し、而して明記又は默許せる條件に從ひ之を處分するの權利

(ロ)指定地域内に於てオイル・シェール又は鑛油を採取し、處理し、又は地域外に運搬する爲必要又は便宜と認むる各種設備に對する權利

(ハ)第十五條(ロ)(ハ)指定の權利、但し金屬又は鑛物採掘に關する權利は此の限に非ず

而して各種鑛物採取の目的を以て土地租借の許可を受けたる者は本法の規定により左記契約及條件を遵守すべし

一、租借人は指定の時期・場所及方法を以て租稅・役租を納付すべし

二、境界標は許可の日より六箇月以内に開始すべし

三、(イ)鑛業は許可の日より六箇月以内に開始すべし

(ロ)又十二箇月以内に許可書指定數を下らざる勞働者又は之に代るべき所要機械を設備すべし。勞働者八人を一馬力と算定す

其の他鑛業法中には勞働者の保健・交通・事業記錄・檢査・鑛業以外に對する租借地の使用等に關する管理制限を規定す。

三　主要鑛產物

1　錫

馬來は世界一の產錫國にして、一九〇〇年世界產量の五四%は當領より產出せるものである。今日に至るも尙ほ國際錫委員會の割當標準噸數（馬來七一、九四〇噸、ボリヴィア四六、四九〇噸、蘭領印度三六、三三〇噸、ニゼリア一〇、八九〇噸の示す如く依然として產錫國の首位を占めて居る。

馬來に於ける同鑛業の開發は初期の支那人の熟練竝に勤勉に負ふ處多く、一九一二年に至るまで其の產額の八〇%までは彼等の努力に依るものであつたが、現在では其の地位は逆轉し、今や其の豐富にして且つ採掘容易な鑛區は總て枯渇するに至つた。支那人の舊式な採鑛法は歐洲人諸會社の經濟的な近代式採鑛法に取り替り、現在の產額割合は歐人の六六%に對して支那人は僅に三四%で昔日の面影を失つて居る。而して馬來に於ける錫鑛業とは、馬來聯邦下の冲積層に於ける採掘作業を意味し、是は錫鑛業の殆ど大部分が馬來聯邦下の冲積層に於て行はれてゐるからである。馬來に於ける錫採掘法は種々雜多で、普通冲積層中に於て行はれる凡ゆる種類の採掘法、即ち最も幼稚なものから極めて複雜なものに至る迄實用せられて居る。馬來に於て採掘せられる錫鑛は頗る純粹なもので、多くの場合七二乃至七三%の含有量を有し、是以上の含有量を示す事は珍しくない。現在行はれてゐる採錫方法は大體次の六種である。

一、浚泥式採鑛法（歐洲人會社のみの採用せる方法にして、其の產量最大で

ある）

二、砂礫洗滌法（支那人の行ふ方法である）
三、水力採鑛法（歐洲人・支那人共に行ふ、而して之に 次の三種がある）
(イ) 自然水壓の水を用ふる法
(ロ) 人工水壓の水を用ふる法
(ハ) 壓力なき水を用ふる法
四、竪坑式採鑛法
五、砂質地に於ける塹壕掘
六、椀掛け法

右の中主として用ひられる採鑛法は浚泥式採鑛法である。一九三三年末現在馬來聯邦内に活動して居る掬槽浚渫船は百二十臺にして、此の外建設中のもの一臺で、百二十臺中ペラ州は七〇臺、スランゴール州三九臺、ネグリスムビラン州一〇臺、殘りの一臺はパハン州で使用されて居る。

錫鑛　錫鑛は酸化物たる錫石として普通存在して居るが、時として大なる結晶體となつて現はれる事がある。然し最も普通には豌豆大の結晶から極めて細かな粉末となつて出て來る。色は概して帶黑褐色であるが純白青色或は紅玉色、黑色のものもある。存在箇所は冲積層なる事もあるが大抵は冲積層の下に横はつて居る花崗岩崩壞に依て出來た砂礫層中に存在して居る。最も豐富に沈積して居る所は、石灰岩又は其他の岩石が花崗岩に接續して居る地點である。然し錫鑛の存在は頗る區々で花崗岩のある所必ずしも錫鑛を埋藏してゐる譯ではない。

鑛區及面積竝に採鑛地として有望な土地―馬來鑛業の中心地は馬來聯邦であることは前述の通りであるが、聯邦中ではペラ州最も盛んで、次にスランゴール、パハン、ネグリスムビラン州の順である。ペラ州には世界的に有名なキンタ地方の豐富な沈積層あり、ラルート及クアラカンサ兩郡に於ける錫鑛區と共に旺んに採掘されて居るが、更にバタンパダン郡下に今後鑛業に依て開發せらるべき大面積の土地がある。スランゴール州ではウル・スランゴール郡に大面積の鑛區が目下採掘作業中である。此の州でも今後開發せらるべき大面積の土地がある。パハン州のトメーロー、ブカン兩郡に於ける鑛業上の可能性に就ては未だ確定的に知られて居ない。ラウブ、ベントン郡には未著手の大面積の鑛區があり、クアラリピス郡に於ては錫及金採掘の見込がある。ネグリスムビラン州下に於ける採錫業は漸次衰退しつゝある。

馬來聯邦に於て採錫地として開發せらるべき國有地の大多數は既に試掘が行はれたが、尙馬來に於て最も物理的に適當した採鑛法卽ちバケツ使用の浚泥法の採用し得らるゝ廣漠な地域が未だ試掘されず殘つて居り、含錫量の多く且つ浚泥作業に適する地域が農業耕地名義の下にあり、或は該地に村落或は市街が跨つて居るとの理由の下に、或は道路又は鐵道の敷用を受けて居るが爲に之が採鑛を禁止されて居る處が極めて多い。是等の地域は總て將來採鑛せられるものと信ぜられる。上記の諸土地を別としても花崗岩丘陵地には廣大な鑛物埋藏地があり、是等の土地に於ては採鑛廢棄土の廢棄地に備へる爲に其の山麓下の平地が採鑛し盡されるに非ざれば作業に著手するを禁ぜられて居る。採鑛法が發達すればする程以前には餘り經濟的に價値のなかつた土地も益々鑛産地として價値を發揮するに至るは當然にして、ラルートに於ける主要採錫地は支那人採鑛法では全く掘り盡されたものと考へられたが、夫より以後浚泥法にて既に二十三年も作業を繼續して居り、更に今後數箇年は其の壽命を保つものゝ如くである。

次に馬來に於て錫採鑛の爲拂下げられた土地の面積を表示する。

馬來聯邦州別採錫租借地面積表

單位＝英反
出所＝馬來聯邦鑛務局年報

州別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
ペラ	一一四、一〇八	一一五、三五六	一一一、三七七	一一六、一〇五	一一六、二一三	一一七、二七九
スランゴール	四三、六八一	四二、五八一	四二、三六九	四〇、九六七	四一、三三八	四一、〇五〇
ネグリスムビラン	八、四五八	八、七〇二	八、九五二	八、四九八	八、八〇〇	八、八四九
パハン	一五、五七一	一〇、九〇四	一〇、一一六	九、〇三八	九、〇八五	(1) 八、二二七
計	一八一、八一八	一七七、五四三	一七二、八一四	一七四、六〇八	一七五、四三六	一七五、九〇五

（註）(1)方鉛鑛採鑛地二六英反を含む

次に一九三五年末現在試掘許可證を下附されて居る件數及其の面積竝に試掘の結果詮考選擇されて居る面積を示せば次の通りである（但し金鑛を含む）。

馬來聯邦別試掘許可件數及面積表

單位＝面積―英反
出所＝同前表

摘要	ペラ	スランゴール	ネグリスムビラン	パハン	一九三五計	一九三四計	一九三三計	一九三二計	一九三一計
許可件數	—	三	一三	四二	五七		八八	四一	一七
許可面積	一八一	一五〇	七、〇六八	八七、三九一	九四、七八〇		二三四、一八九	一八八、一五八	七〇、七八一
選擇面積	四四	—	四九七	一、二八二	一、八二三		一、四九一	六五	五

生産高及輸出高　過去五箇年間馬來聯邦より生産輸出された錫總量及價額は次の通りである。但し數量は錫輸出量と輸出された錫鑛石の七二％（一九三三年以降は七五・五％）を錫と見做して之を加算したものである。

馬來聯邦別錫生産高表

出所＝同前表

年次	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	數量 擔	價額 弗	數量 擔	價額 弗	數量 擔	價額 弗	數量 擔	價額 弗	數量 擔	價額 弗
ペラ	五四六、一〇〇	三二、四六五、四九三	二七六、四〇八	一九、〇四〇、九八六	二四〇、八五五	二三、六八八、七九三	三三九、四〇七	三八、八三〇、八八三	四二〇、八〇〇	六四、七八五、七九二
スランゴール	二三九、九一三	一四、三〇九、二七七	一三三、九八四	九、二五〇、八七九	一一四、二八六	一一、一六二、三〇三	一六七、〇〇四	一九、一〇一、三三〇	二一三、一七九	二三、七一九、九四九
ネグリスムビラン	二五、七九三	一、五三三、八六〇	一四、五三五	一、〇〇四、八六五	一〇、五四一	一、〇一一、一二九	一六、四六五	一、八八五、八五六	二一、四八二	二、三九六、〇六三
パハン	三九、一七三	二、三三五、九一七	二〇、九一二	一、四三五、八〇〇	一七、一二一	一、六八九、七四三	二四、二三六	二、七七五、四一七	二九、七六一	三、三二三、六三〇
計	八五〇、九七九	五〇、六四四、五四七	四四五、八三九	三〇、七三二、五三〇	三八二、八〇三	三七、五五一、九六八	五四七、一一二	六二、五九三、四七六	六八五、二二二	七六、二一五、四二四

次に馬來聯邦の錫産額が世界錫産額中如何なる割合を占むるかを示せば左の通りである。

馬來聯邦及世界錫産額表

出所＝同前表

年次	馬來聯邦錫産額	世界錫産額	世界産額に對する割合
	噸	噸	%
一九三一	五三、四五七	一四六、〇〇〇	三六・六一
一九三二	二八、三六三	九二、七六三	三〇・五七
一九三三	二三、九二六	八四、七六三	二八・二二
一九三四	三六、三八五	一〇七、七〇六	三三・七八
一九三五	四〇、七四九	一三九、〇五三	二九・三〇

馬來には毎年精錬の爲多量の錫鑛石が蘭領印度のバンカ及ビリトン竝に暹羅、佛領印度支那、南阿弗利加、スマトラ等より輸入される。是等錫鑛の仕出國別輸入高及再輸出を含む錫の仕向地別輸出高を示せば次の通りである。

錫鑛輸入高表

仕出國別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
	噸	弗	噸	弗	噸	弗	噸	弗	噸	弗
蘭領印度	二〇、九八七	一四、九五六、七七七	九、八五二	八、一〇六、三〇四	二、一一二	二、一五二、四六八	三二	四二、一九〇	五一	六九、四二〇
南阿聯邦	五七八	三五一、〇〇〇	八三三	五七九、三〇〇	一、一四八	一、一三四、四八〇	九九三	一、二〇七、二六〇	九九七	一、二三七、二三〇
緬甸	二、一〇四	一、五一二、一六七	二、四七〇	二、〇六五、三九一	二、八四五	三、四〇八、〇二六	三、四一五	四、五一五、五五一	四、一二一	五、二五二、〇一四
暹羅	一七、三八三	一二、一一四、九九五	一二、六七九	一〇、二九〇、九二三	一四、三〇六	一六、五九八、一四二	一四、四五三	一九、四九五、九八四	一三、五九五	一七、六五四、四二七
佛領印度支那	一、六四四	六九七、〇四六	一、七三〇	一、〇四二、五〇〇	一、八一一	一、六三四、七八四	一、九五一	一、八五七、八二〇	二、四三三	二、四一三、九六六
日本	八四〇	四九八、八〇〇	八一一	五九九、二〇〇	七九〇	九〇二、六〇〇	八八一	一、一七八、六〇〇	二八〇	三六〇、九〇〇
其他	三三	一七、六〇〇	八〇	五九、七五〇	一三〇	一三一、九四〇	二六三	三一九、一三〇	五五五	六九三、九九〇
計	四三、五六八	三〇、一五二、三八五	二八、四五五	二二、七四三、三六七	二三、一四二	二五、九八二、四四〇	二一、九七〇	二八、六一六、五三五	二二、〇三二	二七、六八一、九四七

出所＝英領馬來貿易年報

錫輸出高表

仕向國別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
	噸	弗	噸	弗	噸	弗	噸	弗	噸	弗
英本國	一一、五〇九	一一、七九六、〇二七	五、九三七	六、七四二、六八〇	二、六五五	四、一六一、八一九	四、七〇三	九、〇三四、二〇四	四、〇八〇	七、六四〇、七七六
英領印度	—	—	二、五四一	二、九五七、四九八	二、二〇四	三、六八二、六三九	二、四一九	四、六八五、三一五	二、八八八	五、四二九、一九二
香港	二六	二九、五七一	三九〇	四〇三、五一一	二五〇	四〇三、四五一	二六九	五二一、六九一	七九九	一、五一六、二五六
白耳義	九〇八	八八四、二五七	六六四	七八七、八九八	一、〇四九	一、五九九、九三〇	一、九二〇	三、七〇九、六四〇	六五三	一、二二七、四六三
佛蘭西	五、二五五	五、二二八、四六六	三、五九三	四、〇九八、三一六	三、二七一	五、五二九、九〇六	三、六六二	七、〇四〇、九六五	三、四〇〇	六、四三九、一〇五
伊太利	三、四六五	三、四七五、五八二	三、三一二	三、八五五、一五八	三、四九八	五、七七三、六九八	四、二一三	八、一一一、八六一	四、六六一	八、八一〇、四二一
和蘭	六、一八五	六、一二七、四五三	八、四一六	九、八八〇、二五九	六、九七六	一一、四八六、〇六九	二、三一〇	四、四八四、七六〇	七六八	一、四八五、五二二
米合衆國	四九、二九三	四八、七〇一、四五四	一九、九四八	二三、二六八、六七二	三一、一三一	五一、四〇二、六四三	二六、六八三	五一、四〇九、六〇〇	四〇、四〇八	七六、一二七、九二五
日本	一、九七八	二、〇三四、〇七六	二、二五九	二、七一一、一〇二	一、八六八	三、〇一九、一八九	二、七八〇	五、三六八、一五八	二、五〇〇	四、六九一、六一一
其他	五、〇八五	五、一九〇、九三二	八四八	九八一、九四二	二九、〇二九	一、六五六、八九〇	一、二二七	二、三五八、〇七七	二、〇九一	三、九二五、七八一
計	八三、七〇四	八三、四七七、八一八	四七、九〇八	五五、六八七、〇三六	五三、九三一	八八、七一六、二三三	五〇、一八六	九六、七二四、二七一	六二、二四八	一一七、二九四、〇五二

出所＝同前表

錫價及錫輸出税 錫價―最近五箇年間の錫價を示せば次の通りである。

新嘉坡錫市價表

單位＝擔當り海峽弗價
出所＝馬來聯邦鑛務局年報

	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
最高	七一・三七五	八一・七五〇	一二四・〇〇〇	一二一・〇〇〇	一一六・二〇〇
最低	六〇・二九〇	六九・七六〇	九九・九九〇	一一〇・六二五	一〇五・五〇〇
平均	五〇・三七五	五二・八七五	七一・七五〇	一一四・四一〇	一一一・三二〇
最高最低價格差	二一・〇〇〇	二八・八七五	五二・二五	一〇・三七五	一〇・七五〇

倫敦錫市價表

單位＝噸當り磅價
出所＝同前表

	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
	磅志片	磅志片	磅志片	磅志片	磅志片
最高	一四四—一八—九	一五九—七—六	二三八—一七—六	二四二—七—六	二三九—五—〇
最低	一〇二—一—三	一〇四—一二—六	一四二—〇—〇	二三二—一〇—〇	二〇四—一〇—〇
平均	一二〇—九—一	一三七—一四—一〇	一九四—一五—二	二三九—六—〇	二二七—一六—一二

鑛業收入及錫輸出税―英領馬來に於ける錫の輸出税は從價税にして時宜に應じて決定せる率に從ふ。錫鑛の場合には實際錫含有量如何に拘らず關税目的より其の七二%（一九三五年以降七五・五%）として計算する。錫鑛産税は錫價一擔に付四一弗を超えざる時は一擔に付二弗四〇仙を、而して四一弗以上一弗を加ふる毎に一二仙を加へるものとす。馬來聯邦内にて産出せる錫鑛を精錬して得たる錫に對しては錫鑛の場合と同じ割合の税金の外其の三分の二の附加税を、而して總ての輸出錫鑛に對しては一擔又は其の端數毎に一五仙を課する事となつて居る。錫鑛業が如何に聯邦鑛務局の行政竝に一般財政に貢獻して居るかは政府の收入を一見しても明白である。即ち一九三五年の關税收入二六、六〇九、八七五弗の内錫の輸出税は九、七〇〇、六一五弗即ち三六%を占め、之は同年の鑛業關係諸收入の九四%に相當する。

今最近五箇年間に於ける鑛業に關する收入及錫輸出税の之に對する割合を示せば次の通りである。

鑛業關係收入表

出所＝同前表

年次	鑛業關係總收入	錫輸出税	總收入に對する輸出税の割合
一九三一	六、〇一一、九六八	五、四七一、七九九	九一%
一九三二	三、九一二、〇七八	三、四五三、三七八	八八
一九三三	五、二五四、三七七	四、七七一、四七五	九一
一九三四	九、四三〇、九一六	八、八八九、一七一	九四
一九三五	一〇、二六四、〇四六	九、七〇〇、六一五	九四

國際錫制限協定 世界錫生産額の九割を抱擁する國際錫生産割當協定案が一九三〇年十二月二十六日錫生産者組合實行委員會々長サー・ウィリアム・ピード氏より同狀として組合加盟會社に送付され、其の後關係各國政府の審議を經つゝあつたが、馬來政府の修正案及英國植民省がボリヴィア及蘭領印度當局へ申入れた件は夫々承認されたので、生産制限は一九三一年三月一日より實施されるに至つた。協定項目は左の如くである。

一、本協定の目的は需給を調節して過剰ストックを削磨する事
二、協定國政府は自國内の生産及輸出を管理す
三、各協定國の生産量割當は一九二九年の實生産量を基準とす。即ち世界生産高合計を一八六、五一八噸と認定し、馬來産量は六九、三六六噸なりしを以て比率は三割七分一厘四毛となり、ニゼリアは一〇、四一二噸、ボリヴィア四六、三三八噸、蘭領印度三五、七三〇噸を夫々一九二九年の實生産量と認めて之を比率に替ふ
四、本協定の有效期間は一九三一年三月一日より向ふ二箇年とす。
五、最初は世界の生産量を一四五、〇〇〇噸と定め馬來の生産割當を五三、八五三噸、其他の諸國の生産合計を七一、九二〇噸とし、其後の狀勢如何により其の都度量を增減し協定目的の達成を計る
六、各生産國内個々生産者の生産割當は該國の政府に於て定むる義務あるものとす
七、本協定の行政機關は加盟國各政府の任命する代表より成る政府代表委員會とす

八、右委員會は各國政府より證明附生産及輸出量報告を定期に接受し需要に應じ、時々生産量割當を加減す

九、本協定が最後的に承認され次第緬甸及暹羅の加入を勸誘する事

十、代表委員會は精細に錫研究計畫案を調査研究し、且つ馬來政府の提案に係る噸税を國際的に採用せしめ得る樣努力すべし

以上は第一次協定案の骨子であるが、其の後右八項に依り屢割當量の變改が行はれた。右の如く國際錫協定は一九三〇年十二月馬來、ボリヴィア、蘭領印度、ニゼリアの僅に四箇國間に成立、翌三一年三月一日より實施を見たが其の後暹羅も之に加入、第一次協定の期限たる一九三三年中に第二次協定締結せられ、一九三四年一月一日の協定更改後は白耳義領コンゴー、佛領印度支那、葡萄牙及コーンウォールの重要生産業者も略式加盟國として之に參加し、斯くて國際錫協定は國際カルテル中でも極めて堅固なものとして今日に及んだのである。而して第二次國際錫協定も一九三六年十二月三十一日には滿期となり、斯くて今回の第三次協定の成立となつたものであつて、今次の倫敦委員會に於て正式決定を見た新協定の内容が如何なるものであるかは未だ詳細不明であるが、前後の事情を綜合すれば大體次記の如きものであらうとの觀測が下される。

一、新協定は一九三七年一月一日より發效、一九四一年十二月三十一日まで向ふ五箇年間有效とす

二、新協定加盟國は左の九箇國とす

正式調印國(六箇國)馬來、蘭領印度、暹羅、ボリヴィア、ニゼリア、白耳義領コンゴー

略式加盟國(三箇國)佛領印度支那、葡萄牙、コーンウォール

三、錫輸出統制の基礎となるべき正式調印諸國の基準輸出割當は一九七、〇〇〇噸とし、國別割當は左の如く定む。(括弧内は現行第二回基準割當)

ボリヴィア	四六、〇〇〇噸(四六、四九〇)
蘭領印度	三六、三三〇(三六、三三〇)
暹羅	一八、五〇〇(※九、八〇〇)
馬來	七一、九四〇(七一、九四〇)
ニゼリア	一〇、八九〇(一〇、八九〇)
白領コンゴー	一三、〇〇〇(※七、〇〇〇)
計	一九六、六六〇(一八二、四五〇)

(註) ※フラット・レートとし他の正式調印國の輸出許可率が基準割當の六割五分以上に引上げられた場合は夫々増加さるべきものとす

四、暹羅に對しては基準輸出割當の六割(一一、一〇〇噸)に當る最低輸出數量を設定する。夫故新協定に基く暹羅の輸出最低數量は年一八、二〇〇噸となる。而して萬一各國の輸出許可率を基準割當の六割以下に低下する必要を生じたときには正式調印諸國は一堂に會して協定の更改を協議せねばならぬ

新協定の草案起草に際して豫て暹羅は基準割當量を年九、八〇〇噸から一擧一九、〇〇〇噸に增額を要求して讓らなかつた。之に對して他の正式調印國は一八、〇〇〇噸以上に增額する事に絶對反對の態度を採つて居たのであるが、ボリヴィア及白耳義領コンゴーが夫々の割當の一部を削つて暹羅に讓り結局暹羅の割當は一八、五〇〇噸となつた。一方白耳義領コンゴーも亦暹羅同樣他の正式調印國の輸出許可率を適用せられる事になり、其の基準割當は結局一三、〇〇〇噸まで增額されたもの丶如くである。

2　其他鑛産物

金　ラウブ・オウストレーリアン金鑛會社は廣範圍に亘り金採鑛に從事せる馬來唯一の會社である。パハン州に位置するラウブ鑛山は既に約四十箇年間作業を行つて居り、鑛層を追つて堅坑或は横坑を掘り一、〇四〇呎の深度にまで達して居る。金鑛石は破碎機にかけて粉碎し、之を混汞青化する方法にて處理して居る。一箇月三、〇〇〇噸の鑛石精錬能力を有する破碎機は一、五〇〇馬力の出力を有する會社自用の水力發電所より得らる丶電力に依り運轉して居る。一九三五年に至るまでの同鑛山の産量は六一〇、〇〇〇オンスに達する。馬來に於ては砂金は錫鑛業の副産物として一般に採鑛されて居るが時として單獨の場合もある。ペラ州の一部にては年産量約四、〇〇〇オンスの鑛區もあり、其の外之より少量ではあるがパハン州、ケランタン州、スランゴール州内の數箇所より産出を見て居る。最近五箇年間に於ける金の生産及輸出高を示せば次の如くである。

産金及輸出高表

單位＝オンス
出所＝馬來聯邦鑛務局年報

年次	ラウブ金山生産高	馬來聯邦産金高計	同輸出高
一九三一	二四、七二八	三九、四六二	二六、五五八
一九三二	二七、七五五	二九、二九六	二五、七五七
一九三三	二六、三五八	二九、〇三六	二六、二九〇
一九三四	二四、三一〇	三〇、二二一	二六、一五六
一九三五	二二、九〇九	二九、七七一	二八、四八一

石炭　石炭は馬來採炭會社によりバトアランに於て採掘されて居るが、之は當半島に於ける唯一の炭礦である。同會社創設以來既に同炭山より六、五〇〇、〇〇〇噸を産出し、尚約千萬噸の採取可能量を有する。作業は廢坑は水力に依て砂土を充塡せる長坑道並に露天にて行はれて居る。是等の場所に應用せられて居る採炭法は採炭能力の極致を盡して居る。同炭山産出の石炭は總て半島内にて消費されて居る。過去五箇年間に於ける石炭産量を揭ぐれば次の通りである。

石炭採掘高表

單位＝噸
出所＝同前表

	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
馬來採炭會社	四〇二、三五五	二七七、八四八	二三四、三一〇	三二一、四六一	三九二、一五四

鐵　現今馬來に於ける總ての鐵鑛はジョホール及トレンガヌの兩州より産出し、鑛山は日本人會社にて作業されて居る、即ち石原産業公司はジョホール州バトパハ、スリメダン(Sri Medan)の鑛脈を、同社は又トレンガヌ州ケママン(Kemaman)、マチャン・サタウン(Machang Sa'tahun)にて鐵鑛・滿俺鑛を採掘して居り、日本鑛業はトレンガヌ州ヅングン(Dungun)近くのブキベシ(Bukit Besi)に鐵鑛山を有する。如上産出鐵鑛の大部分は金屬鐵平均六四%を含有する良質の赤鐵鑛にして、其の産出額は一九三二年六八八、一七二噸より一九三六年には一躍一、六一二、三〇九噸に增加を見た。次表は最近五箇年間の鐵鑛積出高を示す。

鐵鑛積出高表

單位＝噸
出所＝馬來年鑑

州名	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
ジョホール	四八八、八七七	四八五、〇六七	四〇八、六三九	五七八、一八〇	五九四、八八七	五七五、七一四
トレンガヌ	二〇三、一〇九	二〇三、一〇五	三五七、八三八	五五七、四六八	八一七、三三四	一、〇三六、四三三
計	七九一、九八六	六八八、一七二	七六六、四七七	一、一三五、六四八	一、四一二、二二一	一、六一二、三〇九

タングステン鑛　以前にはケダー及トレンガヌ州より有用なウォルフラム鑛を出し、ペラ州のタツパの近傍及ネグリスムビラン州の鑛山よりも少量の産出を見たのであるが、市場が不定な爲同鑛業は時々思ひ出した樣に勃興するだけであつた。同鑛物は特殊鋼の製造に使用せられ、又電球の發光體の製造にも使用される。此の頃市場が再び活氣を呈して來たのでペラ州内にてクラマット・プライ會社が大規模に灰重石の豐富な鑛床の採掘に乘り出し、一九三四年同鑛山より約一、三〇〇噸を産出した。此の外同鑛に對し鋭意探査を進めて居る。過去五箇年間の馬來聯邦に於けるウォルフラム鑛及灰重石の生産高を示せば次表の通りである。

タングステン鑛生産高表

單位＝擔
出所＝同前表

種別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
ウォルフラム鑛	—	—	五五三	四七九	一三三
灰重石	六、一八九	五、〇七六	一五、四三〇	二五、三四一	二三、九二八

イルメナイト　此の鑛物は極めて豐富にして錫鑛業の副産物として多量に産出される。土人間にはアマン(Amang 磁鐵鑛)として知られてゐる。錫鑛山の重い廢鑛中の主要構成物をなしてゐて、錫砂の採掘されてゐる處には何處にも之を産する。此の鑛物は錫鑛より磁石分離機にて抽取される。最近に至るまで輸出數量に見るべきものがなかつたが、ペイント及フェロチタニウムの製造に有用な事が發見されるに及んで、現在では此の商品を市場に出す事が試みられて居る。

工　業

總說―各種工業現況―統計

一　總　說

英領馬來に於ける工業の發達は最近の事に屬し、(一)は歐洲大戰中の暫定的飛躍と、(二)は一九三一年以降の本格的發展の二に劃すことが出來る。即ち大戰中物資の供給は多分に東洋諸國に仰がれ、當馬來に於ても錫・護謨を始め其他の物資が大量歐洲に積送された。この景氣は馬來の工業を刺戟し、當時既に今日の隆盛に赴く下地を培つたのである。然し之は暫定的のもので大戰終末と同時に終熄した。その後馬來が世界的不況に當面するや、政府は廣義の輸入品防遏、領內產業の保護奬勵を政策的に必要視するに至つた。茲に於て一九三一年クリメンチ總督就任と同時に「馬來の產業化」の第一聲が公式に掲げられ、馬來工業の本格的發展が約束さるゝこととなつた。

各種生產機械と資本を潤澤に供給する本國と足下に安價にして柔順な勞力を隨時獲ち得る馬來は斯くして領內の工業化に對して十分素質と條件を具備せるものと謂ふことが出來る。今日馬來工業は一大飛躍を遂げ其の部門は實に百十餘を算し、或る種の工業は完全に輸入品防遏の目的を達し、剩へ領內の供給は勿論輸出を爲す迄に進步したのである。

既述の如く、政府は一九三一年以來公式に斯業の奬勵に踏出したが、その奬勵具體案として今日迄の處別に補助金の下附は行はれてゐない。何れも間接的奬勵法であつて、今日迄表面に現はれた處を綜合するに、奬勵方法は專ら左の二種に依てゐる。

(一)　工業奬勵を目的とする博覽會及展覽會の開催
(二)　領內生產品に對する低率消費稅の課稅

因に工業博覽會は一九三一年新嘉坡工業博覽會以後開催されてゐないが、英國貿易展示會 (British Trade Fair) は年々開催せられてゐる。

二　各種工業現況

現在工業として擧げ得られるものは輸出護謨工業、錫精煉工業、鳳梨罐詰製造工業、火・水力電氣事業、石油精製業、機械工業及鐵工業、護謨タイヤー及チューブ製造業、製油及油粕製造業、淸涼飲料水製造工業、製氷業、煉瓦製造業、ビスケット製造業、土管製造業、石鹼製造業、麥酒釀造業及其他の工業で今其の主要なるものに付內容等を示せば左の如し。

輸出護謨工業　英領馬來の生命線は何と云つても R・T・C の三大物產で、就中護謨の消長は全領の景氣を左右する重要性を持つてゐる。世界一の產額を誇る馬來の護謨は世界生產額の過半數を供給して居り、最近一九三四年には六十六萬噸、二億七千萬弗の輸出を見、この半數が米國向である。茲には輸出向パラ護謨製造工業を謂ふのであるが、これは何れも栽培園內の工場で製造される(詳細は「農業の部」參照)。近年ラテックス其の儘の輸出は相當增加の傾向にあるといふが、尙七百萬弗にしてパラ護謨總輸出額の四十分の一に過ぎない。

錫精煉工業　護謨に亞ぐ重要輸出物產錫の當領產額は世界產額の三割乃至四割を占め、就中馬來聯邦ペラ州は錫の寶庫である。而して各鑛山より採掘される原鑛は Sn 4% 以上含有品の輸出を禁止されてゐるので、何れも領內の精煉所で精煉の上輸出される。これは明に地方工業保護の目的の爲にして、馬來は領內產鑛石のみならず、廣く蘭印のバンカ、ビリトン兩島、暹羅及日本より原鑛の供給を仰ぎ、海峽植民地に於て精煉してゐる。

主要精煉所は新嘉坡の Straits Trading Co. 及 Ban Hock Hin、彼南には Eastern Smelting Works があり、其の他小規模精煉所が一、二箇所ある。

鳳梨罐詰製造工業　馬來鳳梨罐詰は世界產額の上より見て第二位を占め、布哇に次ぐ存在である。領內約六萬五千英反の栽培地より製產される年額六萬六千噸、七百萬弗の罐詰を輸出しつゝある。護謨、錫に次ぐ大宗產業にして、右の內八割迄は英本國で消費せられる。目下領內には十六工場があるが、內一工場丈は閉鎖し、是等は盡く華僑經營にかゝる獨占事業である。就中 Lee Pineapple Co., Ltd. は資本金五十萬弗で斯業最大の工場である。現在二工場を經營するが、目下宿大（スクーダイ）工場は再築中で、落成の曉は斯業隨一の鐵筋コンクリート製モダーン工場となる筈である。其他の工場は何れも安物瓦葺又は亞鉛板（トタン）葺の貧弱なものである。生產能力は最低一日數百凾最高一千五百凾見當、又生產實量は最低一日二百五十凾である。

馬來產鳳梨は最大消費國たる英本國に於て品質非難され、改善要望の聲高かつたが、之に對し政府は一九三〇―三一年に新嘉坡に於て鳳梨會議を開催し、斯業發展の爲現狀檢討の結果一九三四年十月當領には鳳梨產業法なる新法律が實施せらるゝ事となつた。この新法律竝に其の法令下の施行細則に相當する鳳梨工場規定により各工場は工場名及製品マークの登錄が必要となつた。本產業も法の保護を受けて漸次統制の第一步を踏出す事となつたのは悅ばしい事で、品質は改善され、工場の非衞生感も漸次改良せられる事とならう。

火・水力電氣事業　火力電氣事業―馬來電氣事業は今日の隆盛を來す迄は近々三十年の歷史に過ぎない。一九〇六年新嘉坡市役所が電車會社より電力を買受け市中の一區劃に七萬ユニットの直流給電を開始したのが嚆矢である。電氣事業は官民營の兩方あり、一九三四年に於ける動力及燈火用給電總量は一億ユニット內外である。今地方別火力推定給電高を擧ぐれば左の如くである。

		千ユニット
新嘉坡	市役所經營	三三,〇〇〇
彼南	同	一二,〇〇〇
馬拉加	馬拉加電氣會社	一三,〇〇〇
ジョホール州	政府	一一,二〇〇
馬來聯邦	同	二〇,〇〇〇
馬來非聯邦		一〇,〇〇〇
其他私營會社及自家用發電		五〇〇
計		九九,八〇〇

次に馬來全體の電力供給分布は大體左の如くである。

公營			
(イ) 海峽植民地	新嘉坡(市役所經營)	火力
	彼南(同　)	同
(ロ) 馬來聯邦	各地共政府電氣局經營	火力及水力
(ハ) 馬來非聯邦	同	火力
私營			
(イ) ペラ河水力電氣株式會社		水力
(ロ) 馬拉加電氣株式會社		火力

由來、電氣事業は其の國工業の盛衰を計るバロメーターと稱せられるが、今一九三〇年以來新嘉坡、彼南兩市役所に於ける電氣販賣統計を擧ぐれば次の如くである。

年次	新嘉坡	彼南	計
	千ユニット	千ユニット	千ユニット
一九三〇	二六,一三五	一一,五五〇	三七,六八五
一九三一	二六,七二一	一一,四五九	三八,一八〇
一九三二	二九,〇〇六	一〇,〇七一	三九,〇八〇
一九三三	三二,〇五〇	一〇,〇三二	四二,〇八二
一九三四	三一,六三五	一二,一五三	四三,七八八
一九三五	三四,一七六	一一,五五七	四五,七三三

而して馬來に於ける電力は消費種類別に見て動力用の方が燈火用より消費率大である。馬來二大物產護謨及錫の中錫鑛山に於ける電力消費は動力電氣消費中斷然傑出してゐる。

次に馬來聯邦に於ける電氣事業を見るに、一九三三年政府販賣電力は合計二千萬ユニットに達し、消費益々增加の氣構へである。是は護謨、錫市價が生產制限の爲恢復した爲と考へられる。發電所は現在吉隆坡、イポー、スレムバン、タイピン、クラン等の外十箇所に散在する。右の中吉隆坡以外は燈火用給電の方大で、吉隆坡のみは動力用消費の方が勝つてゐる。これ近年異常に工業化しつゝある半島首都の隆盛を物語るものである。

馬來非聯邦は海峽植民地及馬來聯邦に比較し立遲れ氣味であるが、內ジョホール州のみは新嘉坡に近接せる關係上比較的發達を見せてゐる。

水力電氣事業―馬來を縱走せる脊柱山脈を分水嶺として東西に貫流する二大河川にペラ、パハンの兩河がある。この內西走して印度洋に注ぐペラ河の水流を利用して發電事業を經營するのがペラ河水力電氣株式會社である。同社設立の目的はペラ州錫鑛業開發の爲であつて、規模に於て當領第一の水力電氣發電所を經營し、給電はペラ州一帶に跨がり、現有發電能力は三萬一千キロワットに達す、工事費四百萬磅の豫算を以て建設されたもので、公稱資本金一百萬磅の內拂込九十三萬千二百三十七磅で、その八十五萬磅迄は馬來聯邦政府が株主であるから、名義は民間經營ではあるが、實質は政府經營と何等異ならない。同社給電は主として動力用で、馬來錫鑛業發展史上不朽の功績を殘してゐる。

石油精製業　嚴密にいへば、本業は當領に存在しない。現在この方面に活躍するものに Asiatic Petroleum Co., 及 Socony-Vacuum Corporation. の兩社がある。前者は英國、後者は米國系である。何れも蘭印精製油を新嘉坡向ひ島に輸入の上當領及外領へ同社のオイル・タンカー其の他で再輸出するもので、その勢力は獨占的に近く第三者の介入を許さない。各種石油製品は不動の協定の下に市價の維持が行はれてゐる。これ馬來に於けるガソリン代が世界の十指に入る位高價なる理由である。兩社が工場をプロサムブー (Pulo Sambu) 其の他對岸の蘭領に有する理由は當領では他の一般商品が無稅であるに拘らず、石油・酒・煙草に對しては課稅されるからである。

機械工業及鐵工業　本工業は支那人を主とし、其の他白人、邦人等によつて經營せられてゐる。官營の最大工場は新嘉坡港務局、吉隆坡聯鐵工務局の二である。主に前者は船舶、後者は鐵道關係である。就中最大なるは在新嘉坡 United Engineers, Ltd. で、公稱資本金八百萬弗、內拂込五百五十一萬八千弗、イポー、彼南、馬拉加、スレムバン各地に支店分工場を有し、主として工業關係品製造業者の製品販賣を目的とし小機械及工具類の製作修理を營むものである。次は Thonycroft, Ltd. で、自動車及船舶用品關係の工場を經營してゐる。其の他約四十軒の鐵工所があり、殆ど華僑の經營である。規模は最大なもので投資額十萬弗迄、小は二、三千弗迄ある。各種海陸用機械部分品の製作及部分品修理が主なる事業で、少し規模ある工場であれば機械用鑄鐵製品を製作してゐる。

護謨タイヤ及チューブ製造業　領內隨一にして最大工場は Firestone Tyre & Rubber Co., (S. S.) Ltd. で、之に次ぐに Singapore Rubber Works, Ltd. がある。前者は主として自動車タイヤー、後者は一部チューブ製造に從事してゐる。自動車は年々新型の安價な輸入、使用增加、月賦販賣制度の普及、完全なる道路、人力車の減少等の諸理由と相俟つて益々增加の傾向にあるから、今後馬來に於ける斯業の將來も相當期待し得るであらう。

製油及油粕製造業　馬來に於て製造される最も代表的な油は椰子油である。其の他落花生油、護謨實油、コプラ油等があるが、椰子油の比ではない。當領最大工場は和豐油廠 (Ho Hong Oil Mills, Ltd.) で、同社は主に椰子油の製造に從事し、製油及椰子粕を輸出に供してゐる。右製油工場は一九三一年創立、資本金三百萬弗、內拂込百十三萬三千四百弗となつてゐる。尙、今後領內油椰子栽培の發達と相俟つて馬來に於ける搾油業は一工業を形成することになるであらう。

其他の諸工業　以上述べたる外馬來には清涼飲料水製造工場、製氷工場、煉瓦工場、製菓工場、土管工場、石鹼工場、麥酒工場、酸素及アセチリン瓦斯製造工場、護謨靴工場、製材工場、家具製造所、自動車修理所、皮靴工場、電氣鍍金工場、冷凍所、麵麭製造所、燐寸工場、製藥所、タイル製造所、鎔接工場等があるが、茲には詳述するを避け、以下海峽植民地、馬來聯邦及馬來非聯邦の最近數年間に於ける各種製造工場數を表示することゝする。

三　統　計

海峽植民地各種製造工場數表

出所＝馬來年鑑

工場別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五				
				新嘉坡(1)	彼南	プロビンスウエルズレイ	馬拉加	計
炭酸水工場	一六	一六	一六	九	—	二	五	一六
アタップ工場	一八九	一三七	一三一	三二	—	一〇七	—	一三九
麵麭及ビスケット工場	八二	七七	八七	三〇	一九	四〇	—	八九
ブラチヤン工場	九	九	九	五	二	—	—	七
煉瓦及石灰工場	四九	三四	二三	一二	—	一〇	五	二七
蠟燭工場	一四	一一	一一	一	一二	—	—	一三
指物師工場	二八五	二六二	三二八	三七七	—	—	—	三七七
セメント工場	一	—	—	—	—	—	—	—
木炭燒工場	一一	一〇	一〇	一二	—	—	—	一二
古々椰子油工場	一八	一六	一一	六	—	六	—	一二
コプラ工場	八二	一〇一	七七	—	—	八二	—	八二
染物工場	一一	一二	一三	六	四	二	—	一二
土木請負所及眞鍮・鐵工場	三四	三八	三八	二二	一四	—	五	四一
魚調製所	四二	四六	四一	八	四〇	—	—	四八
ガムビール工場	一	一	一	—	—	—	一	一
瓦斯工場	二	二	二	二	—	—	—	二
落花生油工場	四	四	四	二	—	—	一	三
製氷工場	五	五	五	三	—	—	一	四
油脂工場	一	—	—	—	—	—	—	—
鳳梨罐詰工場	六	五	四	四	—	—	—	四
土器製作所	三三	三三	三三	一一	—	一四	二	二七
調製及罐詰工場	一	—	—	—	—	—	—	—
石截工場	一三	—	—	—	—	—	—	—
精米所	六九	八四	七四	—	—	一三五	—	一三五
護謨工場	一,〇五八	九四五	一,二九四	三三	二〇	一,〇四〇	四五	一,一三八
サゴ工場	一〇	九	一一	四	一四	六	—	二四
ソース工場	二二	—	—	二	—	—	—	二
製材所	二六	二八	二四	一二	—	一六	—	二八

造船所	六	八	八	六	｜	三	｜	九
鍛冶場	一三七	一三八	一二六	九五	二五	｜	｜	一二五
石鹼工場	二五	二二	三三	一〇	一	｜	｜	一一
精糖所	九	八	二一	五	一三	｜	｜	一八
タローリ鎔接工場	一八	二一	三三	二〇	｜	｜	｜	二〇
鞣皮工場	二七	二一	二一	八	一七	｜	｜	二五
タピオカ工場	｜	｜	三	｜	｜	｜	四	四
錫精錬所	三	三	三	一	一	一	｜	三
計	二、二八二	二、〇九五	二、四五四	七三七	一八一	一、四五四	六七	二、四三九

（註）⑴ラブアン一工場を含む

馬來聯邦製造工場數表

出所＝同前表

工場別	一九三三	一九三四	一九三五
炭酸水工場	三	三	四
セメント工場	一	一	一
土木請負所及自動車修繕所	二	四	四
製氷所	一	一	一
燐寸工場	一	一	一
ニッパ椰子蒸溜所	一	一	一
製油所	二	二	二
鳳梨工場	一	二	二
合板工場	一	一	一
精米所	二	二	一
護謨工場	二	二	五
支那酒蒸溜所	二	｜	一

（備考）本表は馬來聯邦に於ける特に南方印度人十名以上を使役する工場に就て記載せるもので全部ではない

馬來非聯邦各州別各種製造工場數表

出所＝同前表

工場別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
ジョホール州				
炭酸水工場	｜	｜	二	四
煉瓦工場	一	一	一	二
支那陶土工場	一	一	一	｜
土木請負所	｜	｜	｜	二
製氷所	｜	｜	｜	二
ジェルトン工場	二	二	一	｜
燐寸工場	一	一	三	一
椰子油工場	二	二	六	四
鳳梨罐詰工場	八	八	八	六
印刷工場	｜	｜	｜	一
護謨工場	一〇九	一〇二	一〇七	一三七
製材所	一	｜	｜	三
タピオカ工場	一七	一八	一三	九
煙草工場	一	一	一	｜
ケダー州				
護謨工場	｜	｜	七一	七一
タピオカ工場	｜	｜	八	八
茶工場	｜	｜	一	一
煙草工場	｜	｜	｜	｜
精米所	｜	｜	一五	一六
パーリス州				
護謨工場	一	一	一	一
ケランタン州				
燐寸工場	一	一	一	一
精米所	｜	｜	一	一
護謨工場	｜	｜	一	一
トレンガヌ州				
護謨工場	｜	｜	｜	｜
支那酒蒸溜所	｜	｜	｜	一
製材所	一	一	一	一
木彫・金屬細工及籐細工場	｜	一	一	｜
ブルネイ州				
カッチ工場	｜	｜	｜	三
銀細工所	｜	｜	｜	六
眞鍮細工所	｜	｜	｜	二
織物工場	｜	｜	｜	二
支那酒蒸溜所	｜	二	二	二

勞働

總說—勞働者—賃銀

一 總說

概要 英領馬來に於ける天然資源の開發は多くは輸入勞働者によつて行はれてゐる。熟練勞働者の使用は小範圍に限られ、主として支那より供給を受けてゐるが、不熟練勞働者は英領印度、南支那及馬來群島主として爪哇及スマトラから輸入される。不熟練勞働者の需要は大體に於て㈠護謨を主要作物とする農園 ㈡錫鑛山 ㈢土木事業の三方面からなされる。現在の處農園勞働者は主として印度タミール人、錫鑛山は支那人、土木事業中建設方面はタミール人を使用し、馬來人は主として馬來非聯邦に於て使用せられてゐる。

勞働行政 英領馬來に於ける各種勞働者の保護指導に關する事務は勞働局に於て之を取扱ひ、勞働監理官（Controller of Labour）と稱する局長が事務を總攬してゐる。但し支那人勞働者に關しては華民保護局の官吏が勞働法の規定によつて監督權を行使してゐる。馬來聯邦に於ける勞働に關する法規は一九一二年の勞働法中に纒められ、海峽植民地に於けるものは一九二〇年の勞働法中に一括せられてゐる。是等の法律中にはエステート勞働者の健康、之に關する雇主の責任等を規定してある。又馬來非聯邦に於ては各州に於て規定せる勞働法に基き之を監督してゐる。

一九三四年中海峽植民地、馬來聯邦、ジョホール州及ケダー州に於て夫々勞働者補償法を通過し今日實施せられてゐる。

英國以外の諸外國よりの成人男子勞働者の流入は現在一箇月最高四千人までに制限せられてゐる。但しこの規定は婦女子には適用されず、その結果男女の割合は緩和せられてゐる。併し一端好況の際低廉なる不熟練勞働者又は特殊產業に從事する勞働者の入來は阻止せられる爲、之が對策として雇主は政府の認可を得た上支那に於て勞働者の募集を許可せられる。又一時不況の

際實施された南方印度人勞働者の輸入制限も印度政府と交渉の結果、一九三四年に緩和せられ今日に至つてゐる。

二　勞働者

勞働者總數　一九三四年現在に於ける英領馬來内農園・鑛山・工場數は四、七六五に及び、勞働者總數は三四九、二八八人を算し、前記内譯竝に勞働者の職業別・人種別分布狀況は次の通りである。

農園・鑛山・工場數表（一九三四年）　出所＝馬來勞働局年報

地方別	農園	鑛山	工場	計
海峽植民地	三三四	—	五〇三	八三七
馬來聯邦	二、三四五	二八五	五九	二、六八九
馬來非聯邦	一、一九九	一七	二三	一、二三九
計	三、八七八	三〇二	五八五	四、七六五

職業別・人種別勞働者分布表　出所＝同前表及馬來要覽

地方別　一九三五年	印度人	支那人	爪哇人	馬來人	其他	計
農園—						
海峽植民地	一四、六一六	三、一六六	一、〇九三	—	二、七四六	二一、六二一
馬來聯邦	一一八、五九一	二九、九五〇	一、九四一	—	二、六五八	一五三、一六七
馬來非聯邦	四九、九九八	二七、一九〇	六、二四二	一〇、〇二〇	一、三四九	九四、七九九
計	一八三、二〇五	六〇、三〇六	九、二七六	一〇、〇二〇	六、七五三	二六九、五六〇
鑛山—						
海峽植民地	—	—	—	—	—	—
馬來聯邦	四、三三二	三二、七〇一	一、〇八九	—	二、七七七	四〇、八九九
馬來非聯邦	二六二	一、二四九	一六四	一一三	三〇	一、八一八
計	四、五九四	三三、九五〇	一、二五三	一一三	二、八〇七	四二、七一七
工場—						
海峽植民地	四、六七二	二六、三九五	七九六	—	九四六	三二、八〇九
馬來聯邦	一、〇九三	一、七〇八	六七	—	二六六	三、一三四
馬來非聯邦	一七五	五八三	三〇	二三八	四二	一、〇六八
計	五、九四〇	二八、六八六	八九三	二三八	一、二五四	三七、〇一一
總計—						
海峽植民地	一九、二八八	二九、五六一	一、八八九	—	三、六九二	五四、四三〇
馬來聯邦	一二四、〇一六	六四、三五九	三、〇九七	—	五、七〇一	一九七、一七三
馬來非聯邦	五〇、四三五	二九、〇二二	六、四三六	一〇、三七一	一、四二一	九七、六八五
計	一九三、七三九	一二二、九四二	一一、四二二	一〇、三七一	一〇、八一四	三四九、二八八

因に政府諸局に雇傭され居る勞働者を人種別に表示すれば次の通りである。

地方別　一九三四年	印度人	支那人	爪哇人	馬來人	其他	計
政府諸局—						
海峽植民地	一三、〇七三	三、二九六	一、一五一	—	一、八六八	一九、三八八
馬來聯邦	一七、九二五	六九〇	四五七	—	三、〇一四	二二、〇九六
馬來非聯邦	五、二二八	九四一	七四九	三、二八五	九二九	一一、一三二
計	三七、七三六	四、九二七	二、三六七	三、二八五	五、八二一	一四、一二六
農園—						
海峽植民地	一八、七五二	三、八九五	一、五二四	—	三、七一二	二七、八八三
馬來聯邦	一一九、四三三	四〇、三〇五	二、五二一	—	四、一五三	一六六、四一二
ジョホール	二四、二一七	二四、一六〇	七、四七二	—	一、四一六	五七、二六五
ケダー	二一、三三〇	三、八九六	—	九、八八七	二六九	三五、三八二
パーリス	二二九	—	—	一一八	—	三四七
ケランタン	一、五〇八	四三二	四二	三、〇七六	五五	五、一一三
計	一八五、四六九	七二、六八八	一一、五五九	一三、〇八一	九、六〇五	二九二、四〇二
鑛山及工場—						
海峽植民地	四、七六三	二四、八三五	七四三	—	九八六	三一、三二七
馬來聯邦	四、五八〇	二七、五五三	九二四	—	二、二四一	三五、二九八
ジョホール	二四八	一、五八〇	一七八	—	八一	二、〇八七
ケダー	一五四	七〇八	—	四〇	三八	九四〇
ケランタン	—	一二〇	—	一八六	一四	三二〇
計	九、七四五	五四、七九六	一、八四五	二二六	三、三六〇	六九、九七二
政府諸局—						
海峽植民地	一三、一〇八	二、六一八	一、〇八六	—	一、七四五	一八、五五七
馬來聯邦	一六、六三七	六五五	五〇一	—	二、六六〇	二〇、四五三
ジョホール	三、五三七	四〇三	六八六	—	五六一	五、一八七
ケダー	五二八	一一八	—	一、〇九八	一七	一、七六一
パーリス	一三三	三	—	七九	六	二二一
ケランタン	三二四	二五	—	九九九	五	一、三五三
計	三四、二六七	三、八二二	二、二七三	二、一七六	四、九九四	四七、五三二

（備考）本表中海峽植民地及馬來聯邦内に就役せる馬來人の數は僅少に付其他に算入す

印度人勞働者　沿革—印度人勞働者が馬來に渡航し始めたのはベンゴール灣の東側に英國の政治的勢力が確立してから後即ち十九世紀の初頃からである。現在に於ては印度より英領馬來へ渡航する勞働者は一九二二年の英領印度移民法により印度政府の監督下にあるが、同移民法の第一章に依て設けられた施行細則は、英領印度人移民を英領馬來に招致する場合基礎となる移民基金制度に歩調を合すやうになつてゐる。移民基金制度は一九〇七年の創設にかゝり、同年馬來聯邦を通過せる法律により、移民監督官を委員長とする移民委員會に對し、英領印度マドラス管區内より招致せる勞働者の勞働の高に應じ一定の拂込金を各雇主より徴收する權限を與へられた。此の拂込金に依る收入は移民基金と稱し、政府の一般歳入とは全然無關係である。移民基金を創設せる前記法律は、現今では勞働法中に編入せられ、其の運用は勞働監理官の手にある。

移民基金の目的用途は今日勞働法中に規定せられてゐるが、老朽印度人勞働者、失業印度人勞働者、印度人勞働者の子女竝に孤兒の爲宿泊所を設置する事、必要と認むる場合印度人勞働者を本國に送還すべき事、救濟金を印度人勞働者に附與すべき規定がある。

勞働者雇傭習慣—雇主が勞働者を印度より雇入るゝ場合には、多くは苦力募集の許可を得てゐるカンガニー（Kangany）と稱する者の手を煩はす。カンガニーは雇主の依頼を受け印度に歸還して苦力を集め、應募した苦力は乘船前英領印度政府の出稼人保護官及檢疫官の檢査を受ける。最近は以上記載せるカンガニーに依る勞働者の外、所謂自由渡航者の數が多くなつて來た。自由渡航者は體格檢査の結果健康なりと認められると移民委員に申出で、移民基金から渡航費を支拂つて貰つて馬來迄無賃で渡航することが出來る。是等自由渡航者の大部分は以前の雇主の下に歸つて行く舊傭人である。

印度人苦力の輸入費用は一人當り三十八弗以下であると見積られてゐる。之は雇主が直接負擔せず移民基金へ拂込めば夫で事足りるのである。一九三五年に於ける拂込金は男一・六二弗、女〇・九六弗である。是を一日の拂込高に計算すれば一日の苦力賃銀の外に、雇主は男子勞働者一日當り二仙、女子勞働者一日當り一仙づゝ支拂ふことになつてゐる。而して現在移民基金運用の範圍は英領馬來全土に亘つてゐる。現在總ての印度人勞働者は全く自由である。彼等は馬來に上陸する時は何等の責任を有してゐない。彼等は又何時如何なる時でも一箇月の豫告を以て彼等の仕事から離れることが出來る。豫告を與へる代りに二十四日間の賃銀を雇主に拂つてもよい。之は雇主が勞働者を解雇する時も同樣である。但し勞働者が適當の事由がなくて二日間以上連續して仕事を休んだり、又は解雇するに十分なる理由がある場合は此の豫告を與へずして解雇することが出來る。又彼等は勞働者としては如何なる種類を問はず、總て書式による契約を結ぶことが出來ないことになつてゐる。

勞働者數—一九三一年國勢調査の際英領馬來に於ける農園の勞働に從事せるものは三〇四、一五七の印度人苦力中大部分はタミール人で、殘りはテルグ人、マラヤリ人及マドラス管區北方から來る少數のウルヂヤ人から成つてゐる。印度人苦力がエステートに留まる期間は二年乃至三年位である。從て現在數の勞働者を維持しやうと思へば毎年其の三割五分を招致する必要がある。而して一九三四年に於ては南方印度から來た印度人の數は八九、八二八（前年二〇、二四二）で、歸還せる者の數は二八、〇六八（前年三二、七三八）であつた。

支那人勞働者　支那人勞働者は前述の通り華民保護局の官吏が勞働法の規定により監督權を行使してゐる。支那人勞働者は、契約勞働制度の下に支